

① 内閣府

人 名	独立行政法人国立公文書館(平成13年4月1日設立)＜特定＞ (館長:高山 正也)
目 的	移管を受けた歴史資料として重要な公文書等(以下「歴史公文書等」という。)を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。
主要業務	1 歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。2 行政機関からの委託を受けて、行政文書の保存を行うこと。3 歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。4 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。5 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。6 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。7 上記1から6までの業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	国立公文書館分科会(分科会長:御厨 貴)
ホームページ	法 人 : http://www.archives.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/kbindex.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	第2期 中期 目標期間	H22 年度	H23 年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化				—			1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第2期中期目標期間には「—」を記入している。
(1) 民間委託の促進				—			
(2) 業務執行体制の見直し				—			
(3) 受け入れた歴史公文書等の処理状況				—			
(4) 業務の効率化	A×2	A+×1 A×1	A×3				
(5) 業務・システム最適化計画	A	A	A				
(6) 総人件費改革に関する措置	A	A					
1.業務運営の効率化							
(1) 業務の効率化					A	A	
(2) 経費の節減					A	A	
(3) 人員配置の見直し					A	A	
(4) 総人件費改革に関する措置					A	A	
(5) 随意契約の見直し					A	A	
(6) 業務・システムの最適化					A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 体制整備の検討	A	A			A	A	
(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な措置					A×6	A×4	
(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	A×47	A×55	A×15	—	A×34	A×35	
(4) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置					A×10	A×6	
(5) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	A×12	A+×2 A×9	A×2	—	A×12	A×14	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A		—	A	A	
4.短期借入金の限度額					—	—	
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途	A	A		—	A	—	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画					A	A	
(2) 人事に関する計画	A	A		—	A×2	A	
(3) 中期目標期間を超える債務負担	A	A			A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 独立行政法人国立公文書館の業務の実績について、平成22年度からスタートした第3期中期目標の2年目の実施状況について調査・分析し総合的に評価を行ったところ、各取組は計画に即し順調に実施され、目標を達成し、あるいはそれを上回る成果を上げている。館長以下役職員は、「パブリック・アーカイブズビジョン」の基本理念の実現を目指し、自主的、主体的な努力の成果が認められる。
- 公文書管理法の施行による新規事業への対応等のため、利用審査部門の独立・専任化、法務・内部統制部門の設置、企画機能の充実など、適切な体制整備に向けての取組が認められる。研修受講者数の大幅な増加等の状況変化に対応して、より一

- 層の体制整備に取り組むことが望まれる。
- コスト削減にも取組ながら業務の効率化を進めている。
- デジタルカメラによる原本撮影の運用、書庫見学を可能とする見学実施要領の策定など、利用者の利便性の向上や利用者層の拡大に向けた弾力的な取組が行われていることは高く評価できる。
- 我が国全体の公文書管理の在り方を向上していくにあたり、国立公文書館のプレゼンスが極めて大きな影響を有していることを自覚して、今後も、全国の公文書館のフロントランナーとしての継続的な活動・取組が行われていくことを期待したい。
- 内部統制の整備・運用については、真摯な取組がなされている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 既存の事務・事業の見直しを着実に実施するとともに、契約の適正化により経費の削減を図り、平成23年度における一般管理費(人件費を除く。)及び事業費の総額(新規に追加又は拡充されるものを除く。)は、対22年度138百万円、11.2%の削減となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度における一般管理費(人件費を除く。)及び事業費の総額(新規追加又は拡充されるものを除く。)は、対前年度比11.2%の削減となったことは評価できる。
随意契約の見直し	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の妥当性や一般競争入札(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)への移行について見直すとともに、一般競争入札等の参加要件の緩和や公告期間の十分な確保等により競争性の確保に努めた。また、契約監視委員会において、その改善状況についてのフォローアップを行った。 平成23年度の随意契約の件数は11件(対前年度2件減)であり、一般競争入札等の件数67件(対前年度14件増)であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づいて、引き続き競争性のない随意契約の更なる見直しや一般競争入札等における競争性の確保に取り組んだ。 取組の過程において、一般競争入札等の参加要件の緩和や公告期間の十分な確保等によって競争性の確保のための工夫を随時行ったほか、契約監視委員会による点検・フォローアップを実施した。 これらの取組の結果、平成23年度の随意契約の件数が対前年度比減少し、一般競争入札等の件数が増加するなど、所期の成果を上げたことは評価できる。 現状において、出来る限りの取組がなされているものと認められるが、不断の情報収集や新たな工夫の創出等により継続的な改善の取組を行うことを求めたい。
体制整備の検討	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 公文書管理法の施行による新規事業への対応等のため新たに8名の常勤職員が増員されたことに伴い、当該新規定員の配置を含め館の組織体制全般を見直し、事務事業の効率的・合理的な執行の観点から、次のような整備を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用審査部門の独立・専任化 ・法務・内部統制担当の設置 ・企画機能の充実 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> 公文書管理法の施行に伴い、8名の常勤職員を増員し、新たに館に期待される機能の円滑な実施や、業務の効率化及び内部統制の強化の観点から組織体制の整備が行われていることは高く評価できる。
歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 支援要請があった被災地方自治体(5箇所)において、それぞれ約2ヶ月づつの修復支援事業を実施し、採用した110名の修復研修生に対して必要な技術を習得させ、当該自治体が被災公文書等の修復作業を早急に進める環境を整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等との円滑な連携協力関係を維持・発展させていることは高く評価できる。なかでも、東日本大震災により被災した地方自治体における被災公文書修復支援事業に懸命に取り組んだことは法人ミッションの実現という目的にも適うものであり、高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 歴史公文書等の利用については、利用サービスの一層の向上に積極的かつ戦略的に取り組むための指針として、平成22年9月に「独立行政法人国立公文書館の保存する歴史公文書等の利用に係る取組方針」を策定しており、23年度計画において、法人の取組状況及び効果を把握するための新たな数値目標を設定している。しかしながら、これらの数値目標については、過去数年の実績に比して低い水準となっているものがあり、評価結果においてもその妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、過去の実績等を踏まえた目標値の妥当性についても評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国民生活センター(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:野々山 宏)
目的	国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。
主要業務	1 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。2 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。3 上記1及び2に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。4 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。5 国民生活に関する情報を収集すること。6 重要消費者紛争の解決を図ること。7 上記1から6の業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	国民生活センター分科会(分科会長:山本 豊)
ホームページ	法人: http://www.kokusen.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/ksindex.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第1期中期目標期間には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 一般管理費及び業務経費	A	—	A	A	A	A	
(2) 最適化計画の策定	A	—					
(3) 人件費			A	A	A	A	
(4) 給与水準			A	A	A	A	
(5) 随意契約の見直し			A	A	A	A	
(6) 保有資産の有効活用			A	A×2	A×2	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 消費生活情報の収集等	A×9	—	A×9	A×9 B×2	A×8 C×1	A×8	
(2) 国民への情報提供	A×7	—	A×12	A×10	A×10	A×10	
(3) 苦情相談	A×7	—	A×5	A×5	A×5	A×5	
(4) 裁判外紛争解決手続の実施			A	A	A	A	
(5) 関連機関との連携	A×8	—	A×8	A×10	A×10	A×11	
(6) 研修	A×9	—	A×8	A×7	A×7	A×8	
(7) 商品テスト	A×6	—	A×7	A×7	A×7	A×7	
(8) 調査研究	A×2	—					
(9) 中核機関としての役割強化			A	A	A	—	
(10) 地方公共団体に対する支援				A	A	A	
3.予算	A	—	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.不要財産の処分に関する計画						A	
6.重要な財産の処分等に関する計画							
7.剰余金の使途							
8.その他内閣府令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画	A	—	A				
(2) 人事に関する計画	A×2	—	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3) 中期目標期間を超える債務負担	A	—	A	A	A	A	
(4) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 消費者庁の設立に伴い、国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として改めて位置付けられたところであり、その業務について質の向上を図りつつ、効率的かつ効果的に実施していくことが求められる。平成23年度は効率化・合理化を進めながら、その要請にこたえるべく計画に即して業務を遂行したものと認められる。
- 業務運営の効率化については、一般管理費(人件費を除く)、業務経費、人件費の削減に努めている。なお、常勤職員による更なる業務の効率化を図りつつ、非常勤職員等は真に必要な業務に限定し、最広義人件費の抑制に努めることを期待する。
- 消費生活情報の収集・分析・提供については、早期警戒指標の整備が行われ、一定の成果が上がったことは評価できる。
- 国民への情報提供については、報道機関等を通じた情報提供に積極的に取り組み、記者説明会については目標件数を上回る実績を達成した。事業者名を含めた情報提供に適切に組み、消費者保護、被害の拡大防止に寄与した。
- 苦情相談の充実・強化については、職員及び消費生活相談員で構成する4分野の専門チームを設置し、弁護士等の専門家へのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談においてはあっせんの充実に取り組むとともに、消費生活センターの支援として、話し中の相談窓口をバックアップする「平日バックアップ相談」や「土日祝

日相談」を適切に実施したと認められる。

- 裁判外紛争解決手続の実施については、重要消費者紛争の適正・迅速な解決のために適切に実施したと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
消費生活情報の収集・分析・提供	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 中央省庁、地方公共団体に対し、定期的に早期警戒指標を提供するとともに、消費生活相談早期警戒システム(PIO-ALERT)の運用開始後の提供のあり方を検討し、PIO-ALERT上で両指標を利用できる環境を構築した。その結果、PIO-ALERT上では、両指標を即時に抽出し、表示することが可能となった。 なお、法執行機関は捜査の端緒情報を公開しないため、早期警戒指標が行政処分の直接の端緒情報となったかどうか明らかにすることは困難である。そのため、以下の方法で指標の有効性について確認した。 【特商法指標】 「特商法指標」開発後の平成21年1月から平成24年3月までに特商法違反で行政処分された事業者または同法違反で警察に従業員が逮捕された事業者は305社あることが確認されている。この305社について、行政処分等された時点の直近の指標値を調べた。PIO-NETデータが存在しなかった3社を除いた302社のうち、166社(55.0%)が指標値の上位50位以内に入っていた。「特商法指標」が集計単位としている「購入・契約先キーワード」(いわゆる事業者名)は1年間で約15万種類が入力されており、166社はそのわずか、0.11%である。「特商法指標」が特商法違反で行政処分される事業者を予測した確率は高いと考えられる。 【急増指標】 「急増指標」を利用して直接的な注意喚起・情報提供に繋げる検討の場としては、消費者庁及び当センターで定期的に開催している「財産事案情報共有打合せ」が挙げられる。当該会議は、消費者庁及び当センターにおいて迅速かつ効率的な注意喚起ないし情報提供を実施するため、両者で定期的に情報共有することを目的として平成23年10月より発足し、週1回のペースで開催されている。当該会議において、当センターから主に急増指標上位30位の情報を提供し、審議に活用している。 当該会議発足以降、消費者庁で実施した消費者安全法に基づく事業者名を特定した公表は5件、16事業者であるが、急増指標上位30位での検出率は、5件(100%)、9事業者(56.3%)であった。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 消費者庁と国民生活センターで、「急増指標」を利用して直接的な注意喚起・情報提供に繋げるため、「財産事案情報共有打合せ」を開催したところ、消費者庁で実施した消費者安全法に基づく事業者名を特定した公表は5件、16事業者であるが、急増指標上位30位での検出率は、5件(100%)、9事業者(56.3%)であることから、急増指標の有効性を確認した。 • 平成21年1月から平成24年3月までに特定商取引法違反で行政処分された事業者または同法違反で警察に従業員が逮捕された事業者305件について、行政処分等された時点の指標値を調べたところ、55.0%が指標値の上位50位以内に入っており、特定商取引法違反で行政処分される事業者を予測した確率は高く、提供情報の有効性を確認した。 など
国民への情報提供	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成23年度においては、記者説明会を機動的に23回、ホームページまたはFAX公表を20回開催し、目標の50件を大幅に上回る88件の情報提供を行った。 情報提供の際は、各部署が集まり討議する消費者トラブルタスクフォースにて事案を選定し、役員会の審議を経て確定後、調査・分析を実施している。また、注意喚起事案については、消費者庁と事前に早い段階で情報共有を図るべく、定期的に事案検討タスクフォースを開催している。なお、財産事案については、平成23年10月以降消費者庁との間で「財産事案情報共有打合せ」を原則、毎週開催し、案件の選定段階から庁と情報共有している。また、情報提供資料は、役員会の審議及び内部決裁を経た上で公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 報道機関を通じた情報提供に積極的に取り組み、目標の50件を上回る実績を達成した。 • 情報提供の際は、国民生活センターの各部署が集まり討議する消費者トラブルタスクフォースにて事案を選定し、役員会の審議を経て確定後、調査・分析を実施した。また、注意喚起事案については、消費者庁と事前に早い段階で情報共有を図るべく、定期的に事案検討タスクフォースを開催した。なお、平成23年10月以降消費者庁との間で「財産事案情報共有打合せ」を原則、毎週開催し、案件の選定段階から庁と情報共有している。 • 事業者名を含めた情報提供に適切に取り組んだ。

		<p>る。</p> <p>消費者トラブルが著しく増加している事案や、重大な被害が生じている緊急案件については、迅速な公表に努めており、PIO-NET情報等が端緒の公表事案(商品テスト事案、震災報告を除く)35件のうち、21件については、事案の選定から1ヶ月以内に、また、11件については、1ヶ月以上2ヶ月以内に公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に報道機関等を通じて行った情報提供(88件)のうち、財産事案や生命・身体事案に関わるものなど33件において事業者名を含む情報提供を行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者トラブルが著しく増加している事案や、重大な事故が生じている緊急事案については、迅速な公表に努めており、PIO-NET情報等が端緒の公表事案(商品テスト事案を除く)35件のうち、21件については、事案の選定から1ヶ月以内、15件については、1月以上2月以内に調査・分析を行い公表に繋がった。 <p>など</p>
苦情相談	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び消費生活相談員で構成する4分野の専門チームを設け、弁護士、医師はじめ外部の専門家からのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談ではあっせんの充実に取り組み、消費者被害の未然防止・拡大防止のため消費者への注意喚起、関係機関への情報提供、要望等を行った。 消費生活センターの窓口支援として、話中の相談窓口をバックアップする「平日バックアップ相談」を平成23年6月20日から開始しており、平成23年度に受付けた平日バックアップ相談件数は1,344件であった。 土日祝日に相談窓口を開所していない消費生活センターを補完するため、平成22年1月12日の「消費者ホットライン」の開始にあわせ、国民生活センターにおける「土日祝日相談」を実施している。平成23年度は年間114日実施し、相談件数は8,183件、1日の平均受付件数は71.8件であった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び消費生活相談員で構成する4分野の専門チームを設置し、弁護士等の専門家へのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談においてはあっせんの充実に取り組み、消費者被害の未然防止・拡大防止のために消費者への注意喚起、関係機関への情報提供、要望等を行った。 消費生活センターへの支援として、話し中の相談窓口をバックアップする「平日バックアップ相談」や「土日祝日相談」を適切に実施した。 <p>など</p>
裁判外紛争解決手続の実施	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、紛争解決委員会において重要消費者紛争に関し、和解仲介手続を実施し、終了した事案の手続の結果概要の公表等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争解決委員会が、独立行政法人国民生活センター法を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組むことができるよう、事務局として適切にサポートした。なお、申請から手続終了までの平均所要日数は134.2日であり、概ね迅速に処理できていると認められるが、国民生活センター法施行規則所定の目標値である4ヶ月以内に近づけるよう、紛争解決手続主宰者である委員会の独立性を尊重しつつ、一層の工夫を図られたい。
商品テストの強化	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に236件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために11件の情報提供を行った。また、苦情相談解決のためのテストにおいて、解決が図られ製品改善が行われる等の成果があった事案18件について情報提供を行った。記者説明会等を通じて公表した11件については、消費者には商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対し規格・基準の見直しや法令違反のおそれのある表示等に関する改善の指導を要望した。また、業界・事業者に対しては商品の安全性や品質・機能、表示等の改善を要望した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 236件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために11件の情報提供を行った。記者説明会等を通じて公表した11件においては、消費者には商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対し規格・基準の見直しや法令違反のおそれのある表示等に関する改善の指導を要望した。また、業界・事業者に対しては商品の安全性や品質・機能、表示等の改善を要望した。 定型的なテストは、(財)日本食品分析センターなどに84項目のテストを委託し、ガラスのひずみ観察等の専門性の高いテストは、(一財)日本文化用品安全試験所などに65項目のテストを委託し、テスト内容の充実に繋がった。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:荒川 研)
目的	北方領土問題等についての国民世論の啓発、北方四島交流事業及び調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。
主要業務	1 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。2 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第二条第四項に規定する交流等事業(同項第一号に掲げるものに限る。)を実施すること。3 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。4 昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したの者に対し必要な援護を行うこと。5 1~4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。6 北方地域旧漁業権者等法第4条に規定する業務(貸付業務という。)を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	北方領土問題対策協会分科会(分科会長:上野 俊彦)
ホームページ	法人: http://www.hoppou.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/hindex.html
中期目標期間	5年(平成20年4月1日~平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価及び中期目標期間の業務実績について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価及び第1期中期目標期間には「—」を記入している。
1.業務運営の効率化			A×7	A×6	A×6		
(1) 一般管理費の削減状況	A	—				A	
(2) 業務経費の削減状況	A	—				A	
(3) 能力向上の内容・方法		—					
(4) 役職員の給与水準見直し	A	—				A	
(5) 主たる事務所の移転	A	—					
(6) 随意契約の適正化	A	—				A	
(7) 内部統制・ガバナンスの強化		—				A	
(8) 財務内容等の一層の透明化の確保		—				A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 国民世論の啓発に関する事項	A×14	—	A×9	A×11	A×12	A×12	
(2)北方四島との交流事業		—	A×3 B×1	A×4	A×4	A×4	
(3)北方領土問題等に関する調査研究	A	—	A	A	A	A	
(4) 元島民等の援護	A×10	—	A×3	A×3	A×3	A×3	
(5)北方地域旧漁業権者等に対する融資事業		—	A×4	A×4	A×5	A×6	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	—	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額							
(1) 一般業務勘定		—					
(2) 貸付業務勘定	A	—	A	A	A	A	
5.重要な財産の譲渡等	A	—	A	A	A	A	
6.剰余金の使途	A	—		—	—	—	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画		—		A	A	A	
(2) 人事に関する計画	A	—	A×2	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 長期化を余儀なくされている日露間の平和条約締結交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中にあつて、少ない要員ながら計画に沿った事業の推進及び事後アンケートによりその効果を把握し、翌年度事業に反映するなど総合的に適切に行われている。また、コスト削減を考慮した効率化に向けた努力も図られており、内部統制については、審査機関を設置するなどして強化に取り組んでいる。今後、協会の活動について、広く国民に周知されるよう、一層の努力を期待したい。
- 融資事業について、貸付限度額の引き上げ等、一層の効果的実施のための策を講じ、制度の周知、関連機関との連携強化、リスク管理債権の縮減等にも努めており、全体として順調に業務が進捗していると評価できる。今年度、貸付決定額が計画額に達していないこと等について、東日本大震災の影響も考えられるが、その他の要因についても分析を行うとともに、相談会で出された要望等を踏まえ、今後の業務の実施に活かされたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(国民世論の啓発に関する事項)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援実績 ・ 県民大会 35回 21,413千円 ・ 研修会・講演会 15回 2,746千円 ・ キャラバン・署名活動等 43回 11,100千円 ・ パネル展 39回 3,260千円 ・ 北連協等が行う啓発事業 11回 16,424千円 <li style="text-align: right;">合 計 143回 54,943千円 ○ 支援条件 ・ 返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという政府の北方領土問題への政府の基本的立場に合致していること。 ○ 支援対象 ・ 県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集合体等。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北方領土返還要求運動の推進については、都道府県民会議等が実施する事業に対する支援や啓発施設の改善及び展示資料の充実、県民大会等への講師派遣等、地道な努力が認められる。特に、啓発広告塔や啓発施設の維持管理については、低コストで費用対効果を考慮した取組、来場者の要望を踏まえた維持管理や施設の充実に向けた対応が図られていると認められる。 ・ 青少年や教育関係者に対する啓発の実施については、北方少年交流事業、北方領土問題青少年・教育指導者研修会や北方領土ゼミナールについて、前年度のアンケートの指摘や要望を踏まえて、より参加者の視点に立ったプログラム内容に改善した上で計画通り実施されたと認められる。 ・ わかりやすい情報の提供については、啓発パンフレットの作成、新規コンテンツの作成、協会ホームページリニューアルと啓発動画配信ページの新設など、内容の充実や既存コンテンツの迅速な更新等が図られるなど工夫と努力が認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方地域旧漁業権者等に対する融資事業)	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について個別対応をする融資相談会を、当初予定していた対象者が多く居住する10地区に、開催要請のあった2地区を加えた12地区で13回開催(昨年実績12回開催)した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資制度の周知については、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会等の機会を利用して、また、ホームページへの情報の掲載、パンフレットの配布、ダイレクトメールの発送などの取組を計画通り実施し、説明会・相談会における相談件数が昨年度よりも増加するなど効果的であったと認められる。今後とも、更なる周知徹底を図ることが望まれる。 ・ 関係金融機関との連携強化については、計画通り実施され、制度利用の活性化・円滑化に努力していると認められる。 ・ リスク管理債権の適正な管理については、リスク管理債権比率は1.92%であり、計画の3.00%以下を達成しており、適切に行われていると認められる。今後とも、リスク管理には十分な注意を払っていただきたい。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし。

法人名	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(平成17年9月1日設立)〈非特定〉 (理事長:シドニー・ブレナー)
目的	沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等を推進することにより、沖縄における科学技術に関する研究開発の基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発、その成果の普及・活用の促進。2 研究者の交流を促進するための業務を行うこと。3 科学技術の研究開発を行う者への施設や設備の提供。4 国際的に卓越した科学技術研究者の養成。5 大学院大学の設置の準備。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会(分科会長:平澤 冷)
ホームページ	法人: http://www.oist.jp/ja 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/oindex.html
中期目標期間	3年間(平成21年4月1日～平成23年10月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—		—	—	—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA ⁺ 評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第1期中期目標期間には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 研究開発	A×3			A	A	A	
(2) 研究・教育活動、研究者の採用		A	—		A ⁺	A ⁺	
(3) 研究成果の普及	A ⁺ ×1 A×2	A×2	—	A	A	A	
(4) 研究者養成活動	A	A	—	A	A	A	
(5) 大学院大学設置準備活動	A	B	—	A	A ⁺	A	
(6) 施設整備	A	A	—				
(7) 効果的な広報・情報の発信等				A	A	A	
2. 業務運営の効率化							
(1) 組織運営及び財務管理	A×12 B×1	A×5 B×1	—				
(2) 活動評価	—	A×2	—				
(3) 管理運営業務の効率化				A	A	A	
(4) 予算の適正かつ効率的な執行				C	A	A	
(5) 入札・契約の適正化及び調達事務の効率化				A	A	B	
(6) 給与水準の適正化				A	A	A	
(7) 保有資産の有効活用				A	A	A	
(8) 効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化				B	A ⁺	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	—	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額							
5. 重要な財産の譲渡等							
6. 剰余金の使途							
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画	—	—	—	B	A	A	
(2) 人事に関する計画	A	B	—	A	A	A	
(3) 積立金の処分に関する事項							
(4) 事務局体制の整備				B	A	A	
(5) 社会的責任を果たすための取組				A×3 C×1	A×4	A×4	
8. 整理合理化計画等に基づく措置	A×3						

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.4.13)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年4月から始まった第2期中期目標期間の最終年度である平成23年度は、機構が平成23年11月の学園設立により解散したことから7カ月という短い期間だったものの、機構としての活動を締めくくり、学園として新たなスタートを切るための取組を着実に進めたものと認められる。
- 特に、エグゼクティブ・コミッティ等の機構内の会議を活用し、教育研究体制の拡充とそれに合わせた研究環境の整備、学園における新たな事務組織や規程類の整備に向けた準備等、学校法人への移行及び開学に向けた各種の取組が有機的な連関をもって計画的かつ組織的に進められたことは高く評価できる。
- 平成17年9月に設立された機構が、沖縄における世界最高水準の大学院大学の実現に向け、その設置準備のための活動を成功裏に終えたことを高く評価するとともに、この間の機構の役職員を始めとする関係者の尽力に敬意を表したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																				
研究開発	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄科学技術研究基盤整備機構では、沖縄科学技術大学院大学の開学に向け、神経科学、分子科学、数学・計算科学、環境科学に物理科学を加えた5つに大別される研究分野で、革新的かつ先進的な研究を推進している。平成22年度末に27であった研究ユニットは、平成23年10月末に45に達した。 従来、機構が中心的に取り組んできた研究分野に加え、新たな分野(物理科学)から研究者を採用することで、さらに学際的な研究を推進する基盤が強化された。 研究設備・機器を含む機構の有するリソースを活用して、共同研究等の国内外の大学・研究機関等との連携を進めた。国内外の大学・研究機関等との共同研究の件数は、以下のとおり増加した。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">大学・研究機関</th> <th>企業</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>国内</th> <th>海外</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年</td> <td>19</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>28</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>		大学・研究機関		企業	合計		国内	海外			平成22年	19	7	2	28	平成23年	28	12	2	42	<ul style="list-style-type: none"> 物理科学分野を中心に19名の主任研究者が新たに採用され、開学に向けた教育研究体制の整備が着実に進められた。また、先進的・先端的な研究開発活動を行うためのリソースを備えた研究環境の整備も進められている。 共同研究の実施件数は増加しており、沖縄県内の大学等との連携も進められている。機構の保有する研究施設・設備の共同利用についても、その促進及び円滑な実施に向けた取組が進められている。
	大学・研究機関		企業	合計																			
	国内	海外																					
平成22年	19	7	2	28																			
平成23年	28	12	2	42																			
成果の普及及びその活用の促進	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 機構の研究成果は平成23事業年度においても着実に発表された。研究者は平成23年4月から10月において、インパクトファクターの高い国際学術雑誌に50件の論文を発表した。さらに、書籍の章を5件、書籍を1件発表した。特に、佐藤ユニットの研究者らが、世界的に著名な学術誌Natureに発表したサンゴの全ゲノム解読に関する研究成果については、数々の科学雑誌等に大きく取り上げられ、機構との共同研究を求めるオファーの増加に寄与した。 研究者は、自身の研究成果をより即効的なインパクトが期待できる国際的な学会においても発表しており、4月から10月において、127のプレゼンテーションが行われた。科学のコミュニティにおいて継続的に機構の研究者が活躍することにより、機構及び大学院大学の認知度向上、及び国際的な舞台で機構(大学院大学)が成功する機会をより多く生み出すことにつながっている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 論文発表数に目立った増加はないものの、機構での在籍期間の長い研究者が着実に研究成果を挙げているものと認められる。また、質の高い研究成果が機構及び大学院大学の知名度の向上につながっている。 研究成果の事業化、産業界との交流・連携を促進するための組織的な取組が進められている。 																				
効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化	2(8)	<ul style="list-style-type: none"> 監事による定期監査に当たっては、内部統制事項に沿って、各部門における内部統制の実施状況を確認している。また、入札・契約手続きの状況については、監事及び機構外部の委員が参加する契約監視委員会において、契約の類型別に抽出し審議を行い、機構における契約手続きが適正に行われていることを確認した。さらに、定期監査時には、人件費水準が適正に保たれているか等の監査を行ったところである。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 監事は独立の立場から、監査を実施し、内部統制の整備・運用状況や業務運営の効率的な実施の状況の確認等を行っているものと認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>																				

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし。

② 総務省

法人名	独立行政法人情報通信研究機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:宮原 秀夫)
目的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
主要業務	1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発。2 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るもの。3 周波数標準値を設定し、標準電波を放射し、及び標準時を通報すること。4 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。5 無線設備の機器の試験及び校正を行うこと。6 業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。7 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。8 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。9 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。10 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応じること。11 基盤技術研究円滑化法等に規定する業務を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	情報通信・宇宙開発分科会(分科会長:森永 規彦)
ホームページ	法人: http://www.nict.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000023.html

中期目標期間 5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*	*	<p>1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。</p> <p>2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p> <p>* H23年度:平成23年度は第3期中期目標期間の初年度に相当し、第2期での研究開発成果・目標の継続性も重んじつつ、また新たな研究開発理念に基づく研究開発計画に従って研究開発を推進し、全体的には、初年度としての計画を十分達成し得たと評価することができる。</p> <p>第2期中期目標期間: NICTのミッションを踏まえ、5年間にわたる第2期中期目標期間の業務実績をみた場合、全体的にその目標を十分達成し得たと評価することができる。</p> <p>H22年度:平成22年度は第2期中期目標期間の最終年度(5年目)に相当し、中期計画を締め括るにふさわしい研究業務、業務運営等がなされたと評価できる。</p> <p>H21年度:総体的に見れば、当該年度における中期計画は十分達成されたと評価できる。</p> <p>H20年度:平成20年度における中期計画の達成度は良好であると評価できる。</p> <p>H19年度:(H18年度に導入された)新しい仕組みを着実に運用し、全体的に所期の目標を十分上回る成果が得られたも</p>
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及	A	A	A	A	A		
(2)研究開発計画	AA×4 A×10 B×3	AA×6 A×9 B×1	AA×4 A×11 B×1	AA×3 A×13	AA×3 A×14		
(3)高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援	AA	A	A	A	A		
(4)利便性の高い情報通信サービスの浸透支援	AA	A	B	A	A		
(5)その他						A	
(6)我が国の活力強化に貢献する研究開発の重点化						A	
(7)ニーズを適切に踏まえた研究支援業務・事業振興業務の実施						A	
2. 業務運営の効率化						B	
(1)組織体制の最適化	B	B	B	A	A		
(2)業務運営の効率化	A	B	A	A	A		
3. 予算、収支計画及び資金計画							
4. 短期借入金の限度額							
5. 不要財産又は不要財産となる事が見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画(第3期中期目標期間から)	A	A	A	A	A	A	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
6. 剰余金の使途							
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	

別添 研究開発課題							のと評価できる。
1 ネットワーク基盤技術						AA×3 A×3	
2 ユニバーサルコミュニケーション基盤技術						AA×1 A×2	
3 未来ICT基盤技術						AA×1 A×3	
4 電磁波センシング基盤技術						AA×1 A×2	

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.9.7)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 23 年度は第3期中期目標期間の初年度に相当し、第 2 期での研究開発成果・目標の継続性も重んじつつ、また新たな研究開発理念に基づく研究開発計画に従って研究開発を推進し、全体的には、初年度としての計画を十分達成し得たと評価することができる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
1 ネットワーク基盤技術 (2) 光ネットワーク	別添 1	<ul style="list-style-type: none"> ヘッダのみを光電気変換する光パケット構成と階層的自動アドレス構成技術に基づいた省電力ヘッダ処理機構の検討を進め、LSI 回路設計に反映させた。現状の光パケット・光パス統合ノード装置の拡張でノードが10Tbps のスループットを得るよう最適に構成した場合の消費エネルギーを見積り、既存の電気処理ノードと比べて10 倍程度エネルギー効率が良くなることを確認した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 世界最高レベルであるNICT の技術(光スイッチング、光アンプなど)を結集して実装した世界初の光パケット・光パス統合ノードを装置化(既存の電氣的処理に比べて10 倍程度のエネルギー効率向上)するとともに、JGN-X テストベッド上で4K 非圧縮映像の超高速転送を実証し、さらに光パスに切り替えて映像品質を担保する動態展示が世界的に注目されるなど、計画を大幅に上回る成果である。 <p style="text-align: right;">など</p>
3 未来 ICT 基盤技術 (3) 量子 ICT	別添 3	<ul style="list-style-type: none"> 量子暗号の高速化に必要な検出器-鍵蒸留基板間のインターフェース技術を確立させるために、超伝導光子検出器の読み出し回路と鍵蒸留基板への信号転送部の最適化に必要な雑音源の特定に取り組み、高速化に伴い新たな雑音(アフターパルス現象)が出現することを突き止め、従来技術では2.43%というビット誤り率となるところを1.36%に低減させることに成功した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> All Japan の体制を立ち上げ、量子暗号通信における基礎研究から実利用展開までをカバーする戦略研究開発を開始し、世界初となる「都市圏敷設ファイバネットワークでの波長多重量子鍵配送」に成功、従来比2 倍の208kbps を達成したことは高速化技術への大きな貢献であり、初期の目標を大幅に上回った成果であり大いに評価できる。また、偏波変動に対する安定動作技術の開発を行い、ビットレート×距離で世界記録を達成した点も大いに評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人統計センター(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長: 戸谷 好秀)
目的	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 国勢調査等の製表を行うこと。2 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。4 業務に必要な技術の研究を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長: 森永 規彦)
分科会名	統計センター分科会(分科会長: 佐藤 修三)
ホームページ	法人: http://www.nstac.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000023.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 * 総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務運営の高度化・効率化	AA	AA	AA	AA	A	AA	
(2)効率的な人員の活用	A	A	A	A	A	A	
(3)業務・システムの最適化	A	A	AA	AA	AA	AA	
(4)随意契約の見直し			A	A	A	A	
(4)製表業務の民間開放に向けた取組	A	A					
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表	AA×4 A×7	AA×3 A×10	AA×3 A×7 B×3	AA×5 A×6 B×1	AA×3 A×10	AA×4 A×6 B×1	
(2)受託製表	A×11 B×1	A×15 B×1	AA×3 A×9 B×1	AA×1 A×9 B×1	A×10	AA×1 A×8 B×1	
(3)統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理	A	A	A	AA	AA	AA	
(4)技術の研究	A	A	A	AA	A	AA	
(5)製表結果の精度確保・秘密の保護			A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7. その他の業務運営							
(内部統制)					A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分			-	-	-	-	
(4)その他	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.7)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 中期計画においては、投入量を分析し、その結果を活用して業務運営の高度化・効率化を推進することとされているところ、項目別評価を総合すると、平成23年度においても、22年度に引き続き各種統計調査の製表業務が基準に基づき進められ、概ね要求された品質で期限までに結果が提供されていると認められる。また、業務経費及び一般管理費の削減については、中期計画における目標数値(平成24年度までに85%以下、金額では約2.1億円以上の削減)を22年度に達成(69.4%、4.3億円の削減)しており、23年度においては更なる削減を図り、19年度に対し66.6%(4.7億円の削減)となっている。また、常勤役職員数についても、中期計画における目標値である「平成24年度末に前期末(平成19年度末)比94%以下」に対して、23年度に目標を達成している。
- 役職員の給与については、対国家公務員で97.9、対他法人で92.6となっており、適正な水準に保たれていると認められる。
- 業務・システムの最適化計画の実施については、平成23年度までに約3.9億円の削減目標を立てているところ、22年度までにすべての施策は完了しており、23年度は効果比較年度の18年度に比べて約6.3億円を削減と、目標を1.6倍上回って達成している。
- また、新統計法に基づき平成21年度から新たに開始された公的統計の二次利用業務について、利用者のニーズ把握に取

り組むなど順調に業務が実施されていると認められる。製表業務に関する技術研究については、オートコーディングシステム及びデータエディティングシステムに関する研究が重点的に進められており、OCR機により認識されたデータを用いて直接産業大分類に格付する技術の研究を行っており、文字入力に係る経費及び処理期間の短縮を少なくし、オートコーディングシステムによる製表業務の更なる省力化が期待される。今後も、国勢調査及び経済センサス-活動調査における実用化に向けた研究が進められており、更なる省力化が期待される。

- さらに、人材の確保・育成による組織の能率向上も着実に進められている。
- 以上のことから、全体としては、第2期中期目標期間（平成20～24年度）の4年目となる23年度において、中期計画を十分達成したものと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務・システムの最適化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 最適化計画では、平成18年度を最適化基準年とし、平成18年度から19年度までを最適化準備期間、平成20年度から23年度を最適化期間と設定している。このため、平成23年度が最適化計画の最終年度となることから、その達成状況等について整理を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 平成23年度は、最適化計画の最終年度となることから、その達成状況を整理すると、経費においては、目標の年間経費を約3.9億円(36.8%)削減に対して、約6.3億円(59.6%)削減と、目標を1.6倍を上回って達成している。調達の面では、より一層の調達手続きの透明性を確保するとともに、幅広い事業者に対して参入機会を提供している。業務の面では、クライアント/サーバへの移行により、システム開発等の使用技術をオープン系技術に統一できたことから、人材育成の効率化、人材配置の柔軟性の実現が可能になったほか、PC仮想化技術の導入による利便性及び業務能率の向上、PC等台数の削減による管理作業等の省力化、事務室の省スペース化等にも寄与していることは高く評価でき、最適化計画実施による効果は、十分、現れている。 <p style="text-align: right;">など</p>
国勢調査	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成22年国勢調査では、調査票の提出方法に全封入提出方式を採用したほか、郵送提出方式及び一部にオンライン回答方式の導入等新しい調査手法に対応するとともに、調査手法の全面的見直しに伴い、従来の地方事務の一部(産業大分類符号格付、市区町村コード格付等)を統計センターが一括して引き受けることになったため、三つ折り調査票を読み取れるOCR機の導入、民間委託の活用など新たな取組により、新しい調査手法と増大する業務量に対応している。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 東日本大震災に係る対応では、震災による被害状況を把握するために、被災自治体の要請による総務省統計局からの依頼により新たに行うこととなった小地域概数集計に対応するため、製表に係る要員及びスケジュールの調整、プログラムの早期開発、被災3県のデータチェック審査事務及び産業大分類符号格付事務の早期着手を実施したことなど、様々な要請に柔軟に対応したことは大いに評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
人事院給与局委託業務(国家公務員給与等実態調査、職種別民間給与実態調査、家計調査特別集計(標準生計費・各分位関係)、平成21年全国消費実態調査特別集計(標準生計費))	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 東日本大震災に伴う対応として、震災の影響により、調査期間の変更、被災地域を中心に調査困難な地域の発生、調査票回収の遅延等が生じたことから、人事院給与局と、随時連絡、打合せ等をし、同局の要請にできるかぎり対応するように取り組み、集計スケジュールを見直す等、着実かつ円滑に業務を遂行した。 <p>また、職種別民間給与実態調査については、人事院給与局の要請により、一部の統計表について、平成20年から22年までの結果から被災3県(岩手県、宮城県、福島県)を除いた集計を実施した。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 職種別民間給与実態調査において、人事院給与局の要請により、一部の統計表について、平成20年から22年までの結果から被災3県(岩手県、宮城県、福島県)を除いた集計を実施するなど、同局の要請どおりに、柔軟に対応したことは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

• 該当なし。

法人名	独立行政法人平和祈念事業特別基金(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:福井 健一)
目的	今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。
主要業務	1 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。2 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。3 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。4 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十五号)第三条第一項の特別給付金の支給を行うこと。5 関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業(平成19年度より「特別記念事業」を実施)を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	平和祈念事業特別基金分科会(分科会長:亀井 昭宏)
ホームページ	法人: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/daijinkanbou/t_kikin/kikin_kohyo.html (※平成25年4月1日に解散したため、公表情報を総務省ホームページに掲載している) 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000023.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*	*	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 *第1期中期目標期間:目標を十分達成 H23:目標を十分達成 H22:目標を概ね達成 H21:目標を十分達成 H20:目標を概ね達成 H19:目標を概ね達成
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務経費の削減	A	A	A	A	A	A	
(2)外部委託の推進	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の効率化	A	A	A	A	A	B	
(4)随意契約の見直し			A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)資料の収集、保管及び展示	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3 B×1	AA×1 A×1 B×3	A×2 B×2 C×1	—	
(2)調査研究	A×2	A×3	A×1 B×1	A×2	—	—	
(3)記録の作成・頒布、講演会等の実施等	A×2 B×2	A×2 B×2	AA×1 A×3	A×4	A×4	—	
(4)書状等の贈呈事業	A×1 B×1	A×2 B×1	A	—	—	—	
(5)特別記念事業等	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×3	A×2 B×1	A	—	
(6)特別給付金支給事業					A×3 B×1 C×1	AA×1 A×3	
(7)その他の重点事項	AA×1 A×3 B×1 D×1	AA×1 A×3 B×1	AA×1 A×4 B×2	AA×1 A×4	AA×1 A×3 C×1	A×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
(2)人事に関する計画	A×2	A×2	A	A	—	A	
(3)その他業務運営に関する事項	A×3	A×3	A×4	A×3 B×1	A×4	A×2 B×1 C×1	

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.9.7)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(中期計画全体の評価)

- 平成23年度における平和基金の取組の主眼は、平和基金の唯一の事業である特別給付金支給事業である。特別給付金については、臨時職員や外部委託の活用等により臨機応変に対応し、限られた体制の中で処理を行い、法案立案時推計を上回る認定等を行ったこと、基金における慎重かつ適切な対応・申請者の負担軽減のための取組等を行ったこと、基金に対するお礼の声も多数寄せられたこと、東日本大震災といった未曾有の混乱の中で避難先が不明であった対象者についてもすべて無事に届けることができたこと等を踏まえ、国民の期待を大きく上回って応えたと認められること、きめ細かな広報活動を適時に実施し、申請者掘り起こしの効果が認められること、標準審査期間の処理がほぼ実施されたこと等の成果が十分認められる。
- 一方で、平和基金の解散に向けた取組について、平和基金の積極的な取組みが必ずしも十分でなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。
- 以上であるが、平成23年度の平和基金の取組の主眼である特別給付金支給事業については成果が十分認められることを踏まえつつ、各項目を総合的に勘案すると、「目標を十分達成」と認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
特別給付金の支給	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の特別給付金支給事業については、「一件でも多くの方に、一日も早く支給を」との理事長指示の下、 <ul style="list-style-type: none"> 外部委託の推進により基金における審査業務体制をより充実、 組織運営の効率化の観点から業務に見合った人員配置を実施、 種々の広報の実施、 請求期限である平成24年3月31日(土曜閉庁日)に、電話及び請求書持参者への対応のため職員5名が休日出勤、 するなど、業務量が変動する中、臨時職員や外部委託の活用等により臨機応変に対応し、限られた体制で基金として種々の対応を図り、処理に全力をあげた結果、法案立案時推計約67,000人に対して、24年3月末までの受付累計件数は69,460件、認定累計件数は68,106件、支給累計件数は67,196件(188億円)となり、推計を大きく上回った。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の特別給付金支給事業については、「一件でも多くの方に、一日も早く支給を」との理事長指示の下、臨時職員や外部委託の活用等により臨機応変に対応し、限られた体制の中で、累計受付件数等が法案立案時推計を上回ったこと、基金における慎重かつ適切な対応や申請者の負担軽減のための取組、申請者が亡くなった場合の相続人への迅速かつ丁寧な対応、適切な期末処理が行われたこと、基金に対するお礼の声も多数寄せられたこと、東日本大震災といった未曾有の混乱の中で避難先が不明であった対象者についてもすべて無事に届けることができたこと等を踏まえ、国民の期待を大きく上回って応えたと認められることに鑑み、「目標を大幅に上回って達成」と評価できる。
地方公共団体との連携	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 入ソ事実等の調査 <ul style="list-style-type: none"> 特別給付金支給に当たっては、強制抑留の事実の確認(軍歴の確認)と帰還月日の確認も必要。 特に、新規の申請者の場合、軍歴の確認の作業を陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会している。 また、都道府県で確認できない場合は、厚生労働省等に照会をかけることになるが、大半の案件については都道府県で確認できている。 平成23年度においては、44都道府県に対して767件の調査を依頼し、全件について回答を得ることができた。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等との連携については、以下のとおり連携が図られていると認められることから、「目標を十分達成」と評価できる。 <ol style="list-style-type: none"> 入ソ事実等の調査については、44都道府県に年間767件の照会を実施し全件について回答を得た。 地方公共団体等の広報誌やホームページへの掲載については、多くの地方公共団体等から協力を得ており、また地方公共団体等の自発的な請求案内があった。 地方公共団体等の広報担当者に対し、直接、特別給付金制度について丁寧に説明したほか、窓口担当者を介して請求の相談に対応した。
基金の解散に向けた取組	7(3)	<ul style="list-style-type: none"> 基金独自の取組 <ul style="list-style-type: none"> 理事を総括とする移行委員会及び作業部会を設け、特に保存文書の原議とデータの保存について検討を開始し、法人文書について保存・廃棄・整理を進めているとともに、情報システム・セキュリティ関係(PC・サーバー等)についてCIO補佐官と外部の担当者を交え3問題(引揚げ、抑留、恩欠)関係者のデータの保存の在り方の検討を含め、移管準備を行った。なお基金記録史については、運営委員会の委員及び開催状況、評価委員会分科会委員名簿及び分科会開催状況並びに23年度年度計画について掲載した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 基金の解散に向けた取組について、以下のとおりであることから「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。 <ol style="list-style-type: none"> 解散に向けた取組については、総務省の指導を踏まえ、国へ承継する資産・債務の洗い出し等、引継ぎ内容等の洗い出し等を実施した。 しかしながら、解散に向けた「基金独自の取組」として挙げられている法人文書の保存・破棄・整理等については、独自に取り組むとしながら基金としての方針が決まらなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。 今後は、法人としての業務の整理及び総務省への円滑な引継に向け、基金自らが主体的に取り組むことを期待する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構(平成19年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:浦野 道郎)
目的	日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。
主要業務	1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。)の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法律第78号)附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第6条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行う。2 整備法附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。)の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行う。3 1及び2の業務に附帯する業務を行う。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会(分科会長:益江 廣志)
ホームページ	法人: http://www.yuchokampo.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000023.html
中期目標期間	4年6か月間(平成19年10月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第一期中 期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 ※ 総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「—」と記載している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	AA	AA	A	A	A	A	
(2)業務経費の削減	A	B,A	A×2	A×2	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)資産の確実かつ安定的な運用	A	A,A	A×4	A×2	A	A	
(2)業務の質の確保、標準処理期間の設定	A	A	A×2	AA,A	AA,A	AA,A	
(3)監督方針の策定、確認等	B	A	—	—	—	—	
(4)業務の実施状況の継続的な分析	A	A	B	A	A	A	
(5)照会等に対する迅速かつ的確な対応	B	B	B	A	A	A	
(6)情報の公表等	A	A	A	A	A	A	
(7)預金者等への周知	A	B	B	B	A	B	
3.財務内容の改善に関する事項							
(1)予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(2)短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
(3)重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	—	—	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1)施設及び整備に関する計画							
(2)適切な労働環境の確保	A	A,A	A	A	A	A	
(3)機構が保有する個人情報の保護	A	A	B	B	A	A	
(4)災害等の不測の事態の発生への対処	A	A	A	A	A	A	
(5)その他	C	A	A,A	A,A	A,A	A,A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.7)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 組織運営の効率化については、「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」による各課の業務量及び人員の配置状況の検証・見直しを実施しており、業務及び組織体制について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施している。
- 提供するサービスの質の確保について、郵便貯金管理業務においては、監督方針及び実地監査計画に基づき、委託先・再委託先の監督が行われており、委託先の監査の際に、再委託先に対する管理体制も点検し、必要に応じて改善を指導するなど、適切な監督に努めている。
- 業務改善のための役職員のイニシアティブについては、郵便貯金・簡易生命保険のサービスに対する利用者の評価等に関する調査等により把握された利用者ニーズ等を踏まえて、役員等がイニシアティブを発揮し、機構のミッションがよりよく果たされ、業務が適正かつ効率的に遂行されるよう取り組んでいる。また、内部監査等の監査能力・技術向上のため、担当役職員を研修等に参加させるなど、役職員のイニシアティブを業務改善に生かす取組を行っている。 など
- 以上のことから、各種の個別評価を踏まえると、中期目標を十分達成したものと考えられる

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
提供するサービスの 質の確保	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 業務品質の確保 <ol style="list-style-type: none"> 随時の確認 <p>現金過不足事故等、業務品質に関する事項のうち、重大な事案が発覚した場合は、直ちに報告を受け、その内容及び再発防止策について確認を行った。また、四半期ごとに取りまとめて傾向等を分析し、実地監査に活用した。</p> <p>平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生以降は、被災地の店舗の営業状況、非常取扱い（通帳、証書等を紛失した被災者 1 人につき 20 万円までの払戻し等）の実施数等を把握した。</p> 定期的な確認 <p>現金過不足事故以外の事案（後日支払い等）については毎月、その発生状況等の報告を受け、公社業務と比較し質の維持・向上が図られているかについて確認を行った。</p> <p>さらに、平成 23 年 12 月及び平成 24 年 5 月、現金過不足事故及び後日支払いの防止態勢について報告を受け、態勢の整備状況、改善策等について確認を行った。</p> 実地監査 <p>全ての監査先において、対応状況を点検し、必要に応じ改善指導した。</p> <p style="text-align: right;">など</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の監督については、監督方針及び実地監査計画に基づき、スケジュールどおり、各重点確認項目の確認、指導、実地監査が行われており、再委託先の監督についても、委託先と同じ重点確認項目が定められ、実地監査が行われている。また、委託先の監査の際に、再委託先に対する管理体制も点検し、必要に応じて改善を指導している。 現金過不足事故は、ほとんどが不注意から起こるため、現金と証拠書の突合等の基本動作の徹底等に取り組み、その結果、事故件数は、前年度 304 件から今年度 185 件に、約 40%減少しており、大きな改善があったと評価できる。 など 機構の少ない人数による監督にもかかわらず、現金過不足事故件数、顧客情報関係の事故件数ともに約 40%も減少し、大震災への対応も適切であると認められることから、業務の有効性、効率性は非常に高いと評価できる。
預金者等への周知	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 預金者等への情報提供 <p>平成 20 年 2 月から、預入・据置期間経過後の郵便貯金残高を毎月把握し、機構のホームページに掲載して毎月更新し、満期を経過した郵便貯金の早期受取りを呼びかけている。</p> <p>平成 23 年度は、機構ホームページに、郵便貯金の権利消滅制度等に関する Q&A の掲載や民営化前に預けていただいた定期貯金は全て満期となっていること、毎年度の権利消滅額を明示すること等により早期受取りを促した。平成 24 年 2 月以降、民間銀行の休眠口座に関する報道が相次いだことから、郵便貯金の権利消滅制度に関する正確な報道により、預金者の早期払戻しが進むよう、報道機関の取材に対応した。</p> 預入期間が経過した郵便貯金及び受取未済の簡易生命保険の保険金等の早期受取り等を勧奨するため、次のとおり、従前の新聞広告等に加え、ラジオ広告を拡充するとともに、交通広告を新たに実施するなど、広報活動を充実・強化した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度は、預貯金者への個別周知について従来のタイミングに加え満期後 15 年目の通知を試行的に行い一定の効果を確認し次年度の取組につなげるとともに、住所変更が郵便物の住所変更とは別に必要であることが十分に知られていないとの調査結果を受け、この点を周知し、連絡先不明者の増加を抑える取組を行うなど、効果を検討しつつ事業が実施されている。預入期間を経過した郵便貯金、支払義務の発生した保険金等の残存状況を把握し、その状況を機構のウェブサイトを通じて周知するだけでなく、上記のように効率性、有効性を考慮しながら債務履行の促進が図られている。 なお、金利水準の影響を考慮する必要があるため、権利消滅額、睡眠貯金残高の金額の増減により周知の効果を測ることは容易ではないが、依然多額の権利消滅、睡眠貯金、未請求保険金があり、更なる効果的な周知方法の検討が必要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 貴委員会の評価結果をみると、郵便貯金管理業務に係る業務実績報告において、平成 23 年 10 月及び 11 月に発覚した再委託先の管理者（郵便局長等）による犯罪についての記載がある中で、「重大な 2 案件については、詳細な事実関係、発生原因の分析、犯罪防止策の強化策及び経営陣の認識について委託先及び再委託先に報告を求めた。今年度新たに追加された事故再発防止策としては、内部通報制度の活用促進、「防犯マンガ」の作成と配布、預かり証の存在の顧客への周知などがある」という事実と、現金過不足事故件数について、「事故件数は、前年度 304 件から今年度 185 件に、約 40%減少した」こと等をもって、AA 評定（中期目標を大幅に上回って達成）としている。
- しかしながら、委託先から提出された上記 2 案件の発生原因の分析においては、平成 22 年度に発生した同種の事故を踏まえて加えられた再発防止策が、必ずしも機能しなかった旨が報告されているが、これについて、評価結果においては、新たに追加された再発防止策についての記載はあるものの、これまでの再発防止策が機能しなかった理由及びそれに対する再発防止策の改善点までは言及されておらず、当該案件に関しては、本法人の有する業務委託者としての管理監督責任に対する評価が明確となっていない。
- 今後の評価において、最上位の評価を行うに当たっては、評価の透明性の観点から、事案の発生要因と再発防止策についての十分な分析及び業務委託者としての管理監督責任について厳格に評価を行うべきである。

③ 外 務 省

法人名	独立行政法人国際協力機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:緒方 貞子)
目的	開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
主要業務	1 国際約束に基づく開発途上国への技術協力(研修員受入、専門家派遣等)。2 有償資金協力の実施(国際約束に基づく円借款、海外投融資)。3 国際約束に基づく無償資金協力の実施。4 開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興への協力を目的とした国民等の協力活動の推進(ボランティア、市民参加協力等)。5 海外移住者・日系人に対する支援、指導等。6 技術協力等のための人材の養成及び確保。7 業務に関連する調査及び研究の実施。8 国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:井口 武雄)
分科会名	国際協力機構分科会(分科会長:白石 隆)
ホームページ	法人: http://www.jica.go.jp/ 評価結果: http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikou_23/index.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 2. また、外務省評価委員会では、平成21年度業務実績評価から評定方法を変更している。詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の機動性の向上	A	A	ハ	ハ	ハ	ハ	
(2)業務運営全体の効率化	A	A	ハ	ハ	ロ	ロ	
(3)施設、設備の効率的利用							
(4)改正機構法の施行に向けた準備	A						
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)統合効果の発揮		A	ハ	ハ	ロ	ロ	
(2)事業に関する横断的事項		A	ハ	ロ	ロ	ロ	
(3)各事業毎の目標							
(イ)技術協力		A	ハ	ハ	ハ	ハ	
(ロ)有償資金協力		A	ハ	ハ	ロ	ハ	
(ハ)無償資金協力		A	ロ	ハ	ロ	ロ	
(ニ)国民等の協力活動		A	ロ	ロ	ロ	イ	
(ホ)海外移住		A	ハ	ハ	ハ	ハ	
(ヘ)災害援助等協力		S	イ	ロ	ロ	イ	
(ト)人材育成確保		A	ハ	ハ	ハ	ハ	
(チ)調査及び研究		A	ハ	ハ	ロ	ロ	
(リ)受託業務		A	ハ	ハ	ハ	ハ	
(以下、(1)～(8)は平成19年度評価までの分類)							
(1)総論	A						
(2)技術協力	A						
(3)無償資金協力の実施促進	A						
(4)国民等の協力活動	A						
(5)海外移住	A						
(6)災害援助等協力事業	A						
(7)人材育成確保	A						
(8)附帯業務	A						
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	ハ	ハ	ハ	ハ	
4.短期借入金の限度額	—	A	ハ	ハ	ハ	ハ	
5.不要財産の処分等				ハ	ハ	ハ	
6.重要資産の譲渡等	A	B	ハ	ハ	ハ	ハ	
7.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
8.その他業務運営に関する事項	—	—	—	—	—	—	
(1)施設・整備に関する計画	A	A	ハ	ハ	ハ	ハ	
(2)人事に関する計画	A	A	ハ	ハ	ロ	ロ	
(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	A	A	ハ	ハ	ハ	ハ	
(4)中期目標期間を超える債務負担				ハ	—	—	
(5)その他必要な事項	A	A	ハ	ハ	ハ	ハ	

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(全般的評価)

- 独立行政法人国際協力機構(JICA)の平成 23 年度業務実績については、より質の高い事業を推進すべく、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の 3 つの援助手法を一体的に運用した包括的な支援、内外の関係者との開発パートナーシップの推進、発展の段階に応じた連続的な支援、研究機能と対外発信の強化に取り組み、統合効果の一層の発揮や、効率のかつ透明性の高い組織運営において成果を上げてきたと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営全体の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの簡素化及びシステム等の導入による電子化を引き続き進めた。コンサルタント契約手続きの合理化については、精算手続きが最も煩雑な一般業務費の定率化を引き続き試行的に導入するとともに、23 年度は新たに抽出検査を実施した。 随意契約見直し計画については、契約締結前の一元的なチェックや競争性のある契約への移行状況のモニタリング等に取り組んだ。 契約の情報開示と透明性の確保については、プロポーザルの採点結果の公表を開始した。 業務経費及び一般管理費については、それぞれ前年度予算比 1.3%及び 18 年度予算比年率 3%以上の効率化を達成した。人件費については、対 17 年度実績比 6.0%を上回る削減を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約見直し計画については、自主的に策定した数値目標を達成した。 3 年間にわたって取り組んできた民間競争入札(市場化テスト)については、達成目標を大幅に上回る運営実績をあげた。業務経費及び一般管理費について、中期計画に定める削減目標に沿った効率化を達成した。人件費については、23 年度計画の削減目標に沿った削減を行った。 今後は、「真に随意契約によらざるを得ない」契約及び企画競争による契約のアカウントビリティの向上(外部者の導入の拡大等の選定手続きの透明化、価格の適正さの担保の方法の改善等)に目を向けるべきである。一者応札・応募の改善については、引き続き、公募案件に対する複数者応札への取組など、競争性確保のための努力が求められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
統合効果の発揮	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 従来からのプログラム化に向けた取組に加え、開発課題に関する分析の深化や援助手法の一体的運用を通じて、プログラム・アプローチの更なる強化に取り組んできた。 社会経済指標等のデータを用いて、国ごとの開発課題や他の援助機関の戦略、過去の教訓等に関する分析を深化させ、優先的に取り組むべき開発課題とその解決に向けた効果的なアプローチを検討する国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の策定を進めた。 プログラム形成にあたっては、3 つの援助手法を有機的に組合せたプログラム・アプローチを強化するとともに、援助効果の最大化を図るべく、国内外の関係者とのパートナーシップも強化した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 案件形成段階における迅速性及び機動性が向上し、より計画的かつ戦略的な協力が可能となった。 技術協力の成果を基に資金協力を通じてスケールアップを図り開発課題の解決を目指す取組、プログラムローンの供与と組み合わせた技術支援、洪水対策における緊急援助から復旧・復興段階に至るまでの継ぎ目のない支援等、様々な形で統合によるシナジー効果が発現している。 今後は、連携の数に加えて連携の質も重視しつつ、更なるシナジー効果発現に向けた努力を期待する。プログラム化については、広範な開発課題に対して効果的な支援を実施する方策を引き続きモニターする必要がある。また、国別分析ペーパーを着実に完成させ、知見の蓄積を図るとともに、NGO 等外部関係者との共有を期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
事業に関する横断的 事項	2(3) (へ)	<ul style="list-style-type: none"> 「開かれた復興」を最優先課題に位置付け、被災地の復興支援、地震・津波等の災害に係る日本の経験と教訓の国際社会との共有、日本経済の再生への貢献を念頭に、「新成長戦略」を踏まえた民間企業の海外展開の後押しに繋がる取組を行った。 開発パートナーシップの強化については、旧来のドナー国・機関に加えて、新興ドナーや国際 NGO 等との連携強化の取組を行った。民間企業との連携事業としては、BOP ビジネス及び PPP インフラ事業を念頭に置いた協力準備調査に関する公示を行い、BOP ビジネスに関しては 32 件を、PPP インフラ事業については 16 件を採択した。PPP インフラ事業計画のうち妥当性が確認された案件については、海外投融資のパイロットアプローチ対象案件として審査を行った。加えて、地方自治体、大学、NGO 等との連携も促進した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政府の国際公約の達成に向けた貢献を念頭に置いた支援を着実に実施した。 開発パートナーシップの強化については、日本の ODA の意義と有効性についての理解促進を図り、援助潮流の形成に貢献した。 効果的な事業の実施については、人間の安全保障の視点をいかした援助、震災の経験を踏まえた復興関連の事業及び防災ノウハウの提供は、日本の国際援助の中核をなすべきものであり、引き続き重点的に取り組むことが期待される。 今後も民間企業、大学、自治体、NGO 等多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、既存のスキームの枠にとらわれない革新的な連携の形を実現していくことを期待する。これらの制度構築にあたっては、広く市民の発意が反映されることが期待される。 <p style="text-align: right;">など</p>
国民等の協力活動		<ul style="list-style-type: none"> ボランティア事業については、「世界と日本の <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア事業については、質の高いボランテ

		<p>未来を創るボランティア～JICA ボランティア事業実施の方向性～」を策定するとともに、具体的なアクションプランを取りまとめて公表を行った。また、企業からのニーズに沿って派遣国や活動内容、職種、派遣期間の選択・調整を可能とさせる「民間連携ボランティア」制度の導入に向けて試行的派遣を実現した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 草の根技術協力については、22 年度に導入した事業規模を拡充する制度改善に沿って事業を実施した。 <p>など</p>	<p>IA事業の実現を目指した抜本的な事業見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 草の根パートナー型は前年度比 19%増と大幅に案件実績が拡大した。 広尾センター(地球ひろば)においては、利用者数や外部団体による施設利用数、登録団体数等、いずれの指標においても自己目標値を大幅に上回る実績を上げ、市民参加の拠点として大きく貢献した。 ボランティア事業については、ボランティア経験者の知見・経験の社会還元とその広報活動についても更に促進させるべく、継続的な取組を期待する。 NGO 連携等については、NGO や他機関との連携等を通じて、市民が参加しやすい様々な国際協力プログラムを引き続き実施できるよう、積極的に取り組んで頂きたい。 <p>など</p>
調査及び研究	2(3) (チ)	<ul style="list-style-type: none"> 研究体制の整備に関し、新たに「調査分析タスクチーム」と「社会調査タスクチーム」を設置した。また、第三者評価委員会を設立し、委員会の指摘を踏まえた取組を推進した。研究の質の向上については、更なる効率化に努めつつ、内外の研究機関等との連携の強化を図った。引き続き、国外の一線級の研究者による査読や研究所内の審査委員会による審査を徹底した。 機構事業へのフィードバックに関する研究については、幅広い分野の事業について、事業部門及び国内外の研究機関と密接な連携を図りつつ進めた。 23 年度に国内外で開催・共催した国際シンポジウムやワークショップは 23 回を数えた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究の実施及び対外発信の強化について積極的に取り組み、これまでの水準を上回る成果を生み出した。 一連の取組の結果、23 年度の刊行物に対するアクセス数が前年度比 1.5 倍増にあたる 9 万件を超えるなどの成果が得られた。 研究の質の向上に関しては、国際水準の研究レベルを保ちつつ、量的にも従来水準を超えた生産性を達成した。 国内外で開催した国際シンポジウムやワークショップは前年度からほぼ倍増した。 なお、引き続き運営改善に努め、政策に反映され、また他国の参考ともされうるような研究成果の一層の発現を期待する。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国際交流基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:安藤 裕康)
目的	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい。2 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及。3 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加。4 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布。5 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与(基金が寄附を受けた物品の贈与に限る)。6 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究。7 1～6の業務に附帯する業務。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:井口 武雄)
分科会名	国際交流基金分科会(分科会長:建島 哲)
ホームページ	法人:http://www.jpf.go.jp/j/ 評価結果:http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikin_23/index.html
中期目標期間	5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 2. また、外務省評価委員会では、平成21年度業務実績評価から評定方法を変更している。詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化に関する事項	—	—	—	—	—	—	
(1) 業務の合理化と経費節減	A	A	ハ	ロ	ロ	ロ	
(2) 組織運営における機動性、効率性の向上	A	A	ハ	ハ	ハ	ハ	
(3) 業績評価の実施	B	B	ハ	ハ	ハ	ハ	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	—	—	—	—	—	—	
(1) 国際文化交流に係る外交政策を踏まえた事業の実施	A	A	ハ	ハ	ロ	ハ	
(2) 効果的な事業の実施							
(3) 国民に対して提供するサービスの強化	A	A	ハ	ハ	ハ	ハ	
(項目別評定)							
(4) 文化芸術交流の促進	A	A	ハ	ハ	ハ	—	
(5) 海外における日本語教育、学習の支援	A	A	ロ	ロ	ロ	—	
(6) 海外日本研究及び知的交流の促進	A	A	ロ	ハ	ロ	—	
(7) 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等	A	A	ハ	ハ	ハ	—	
(8) その他	A	A	ハ	ハ	ロ	—	
(9) アジア大洋州地域							
(10) 米州地域							
(11) 欧州・中東・アフリカ地域							
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	ハ	ハ	ハ	ハ	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要な財産の処分	A	—	—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	—	—	—	—	—	—	
(1) 人事管理の為の取り組み	A	A	ハ	ハ	ハ	ハ	
(2) 施設・設備の改修、運営	A	A	ハ	ハ	ハ	ハ	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成23年度の独立行政法人国際交流基金(以下、「基金」)の業務実績全体を総括すれば、中期計画上の数値目標の達成に向けた効率化・経費節減は、いずれも計画を上回って順調であり、中期計画に沿った業務運営及び各事業分野における重点化を含んだ効果的・効率的な事業の実施についても計画通り順調に行われている。特に、外交政策を踏まえた事業の実施については、優れた実績を挙げたと評価することができる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関与)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 業務の合理化と 経費節減	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 人件費(国内・在外全職員の人件費。法定福利費、退職手当は除く。)について、22年度に、5年目の目標である5%を大幅に上回る削減を 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費実績額は、計画を120百万円(平成23年度実績2,180百万円、平成23年度計画2,300百万円)下回るとともに、対18年度比584

		達成しているが、中期計画最終年の 23 年度には、対 17 年度(基準年)比で 6 年目の目標である 6%を大幅に上回る 10.7%の削減を達成した など	百万円(△21.1%)の削減を行っており、一般管理費削減に積極的に取り組んだことが確認された。計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げていると評価する。特に人件費については対 17 年度比の目標を上回る 10.7%を達成しており、ラスパイレズ指数も 99.2(地域・学歴補正後)と、国家公務員の水準を下回っている。一方、全般的合理化の中、他省独法とは異なる海外事業比率の高い文化知的専門性を維持するとともに、職員の士気に悪影響が出ないよう留意する必要がある。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 国際文化交流に係る外交政策を踏まえた事業の実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 外務大臣の中期目標及びそれを踏まえた基金の中期計画には、事業分野ごとに事業の重点化の方針が示されており、基金では、これらを外交上の必要性の高い事業への重点化の中期的な基本方針と位置付けている。 平成 23 年度事業においても、事業分野毎に、中期計画に示された重点化方針に基づき事業配分の重点化を図った。 <ol style="list-style-type: none"> 文化芸術交流事業の重点化 日本語教育事業の重点化 日本研究・知的交流事業の促進 23 年度の事業計画策定にあたって、当該国のニーズを把握すべく、海外事務所の所在国においては在外公館と協議を行うとともに、在外公館から特に優先度の高い要望を「外交政策との連動という観点からの必要性」として受理した。同「必要性」に記載された在外公館が要望する具体的事業の実施率は、要望の一部が実現したものを含め、採用 82.9%(975 件中 808 件、22 年度は 68.7%(1,334 件中 917 件))であった。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 外交政策を踏まえた事業の実施に関しては、政府の外交政策との連動を意識しつつ、効果的に実施されており、在外公館からの評価も前年度より高く、計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げていると評価する。 経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士の訪日日本語研修の実施に加え、ファクトシート「日米同盟深化のための日米交流強化」を受け、日本語教育、知的交流、草の根交流、文化芸術交流の分野における事業の実施等、着実な成果を見せたと評価できる。 新興国向け事業としては、国際社会での存在感が高まるインドに対する戦略的文化発信プログラムとして展覧会、公演、ワークショップ等多数の文化交流事業を一定期間に集中的に実施し、強いインパクトを与え、日本への関心の喚起に寄与した。 東日本大震災からの復旧・復興に資する事業の実施に関しては、日本に対する海外の関心が高まっている状況であることを踏まえ、平成 23 年 11 月の第三次補正予算(239 百万円)に既存の財源を加え、一層の関心につなげる事業(国内外事業計 200 超)を実施する等の積極的な取り組みについても高く評価する。 など
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 海外日本研究及び知的交流の促進	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に定める「我が国が直面する課題を抱え、早期に関係の改善又は発展に取り組むべき国・地域との交流に重点化」するとの方針を踏まえ、基金の知的交流事業は、我が国との関係上特に知的交流・対話が現在強く必要とされる国との事業を重点的にを行っている。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 海外日本研究及び知的交流の促進は、日本にとって今後更に重要性が増すと考えられる事業分野である。平成 23 年度においては、とりわけ海外日本研究分野での実績が高く、計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げていると評価できる。 知的交流は、トップレベル、草の根レベル双方共に、世界に知日派を増やすという意味で極めて重要な分野であり、その中で特に基金の果たす役割は大きい。予算縮小の影響を受けている上、目標に対する達成度を定量的に測りにくいなど、その成果が短期的には測れないといった逆風はあるものの、知的な関係で日本とつながる人を増やすという地道な活動は、今後も積極的に行って頂きたい。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

〔個別意見〕

- 本法人の自己収入の確保状況については、総額では実績が計画を上回っているものの、その内訳をみると、受託収入を除く運用収入、寄附金収入及びその他収入において実績が計画を下回っており、その理由として、平成 22 年度においても実績が計画を下回った理由と同様に、寄附金収入については昨今の厳しい経済危機情勢が、その他収入については日本語能力試験受験者数の減少が挙げられている。
また、寄附金については、件数及び額ともに平成 22 年度の実績を下回っているが、本法人は特定公益増進法人であり、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができること、寄附金は本法人が行う国際文化交流事業の原資ともなっていることから、積極的な広報等を行うことによる受入れの拡大が望まれる。
しかしながら、貴委員会では、自己収入の拡大や寄附金の受入れ拡大のための取組状況についての評価が行われていない。
今後の評価に当たっては、評価指標である「自己収入の確保状況」及び「特定寄附金の受入れの状況」に照らし、自己収入の内訳ごとに、寄附金の受入れを始めとする自己収入の拡大を促す観点からの評価を行うべきである。

④ 財 務 省

人 名	独立行政法人酒類総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:木崎 康造)
目 的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。
主要業務	1 酒類の高度な分析及び鑑定(これらに伴う手法の開発を含む。)を行うこと。2 酒類の品質に関する評価を行うこと。3 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。4 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	酒類総合研究所分科会(分科会長:阿部 啓子)
ホームページ	法 人: http://www.nrib.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 短期借入金については、なし又は計画額以内の借入の場合に「○」と評価。 3. 重要財産の処分については、未実施の場合に「○」と評価。 4. 剰余金の使途については、実績なし又は中期計画に沿った使用の場合に「○」と評価。 5. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入。 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	A	A	A	A	A	
(1)業務運営	A×1 C×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(2)職場環境の整備、職員の資質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)施設・機器等の効率的使用、業務・システムの最適化及び資産・運営の見直し	A	A	B	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)酒類の高度な分析及び鑑定	A	A	A	A	A	A	
(2)酒類の品質評価	A	A	B	A	A	A	
(3)酒類及び酒類業に関する研究及び調査	A ⁺ ×2 A×11 B×1	A ⁺ ×2 A×10 B×2	A ⁺ ×1 A×9 B×1	A ⁺ ×2 A×8 B×1	A ⁺ ×3 A×10 B×1	A ⁺ ×3 A×7 B×2	
(4)研究・調査の成果の公表及び活性化	A×2 B×1	A×3	A×3	A×3	A×3	A ⁺ ×1 A×1 B×1	
(5)成果の普及	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A ⁺ ×1 A×1	
(6)酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	A	A	A	A	A	A	
(7)酒類及び酒類業に関する講習等	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×3	
(8)その他の附帯業務	A	A	A	A	A	A	
(9)業務内容の評価						A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金	○	○	○	○	○	○	
5. 重要な財産の処分(譲渡等)	○	○	○	○	○	○	
6. 剰余金の使途	○	○	○	○	○	○	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)積立金の処分に関する計画						A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第3期中期目標及び計画については、平成21年11月の行政刷新会議の「事業仕分け」の評価結果及び平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の内容を踏まえて策定されており、酒類総合研究所の業務の実績は、本中期計画に照らして順調であった。
- 研究・調査等業務については、基本方針を踏まえて、税務行政に直結した分析及び鑑定の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発に重点化して実施している。「酒類の有害物質の実態把握及びその低減法の開発」、「醸造微生物に関する研究」並びに「酒類の長期品質保持に資する研究」の研究成果については、極めて高く評価することができる。特に、清酒酵母や麹菌の醸造特性や安全性に関する遺伝子レベルでの解析やそのゲノム情報のデータベース化等は、これまでの研究実績を基に一層の高度化が図られ、微生物学、醸造学及び関連分野の研究の発展に大きく寄与するものである。
- 今年度に関して特筆すべきは、東日本大震災に関連した福島第一原子力発電所事故を受け、酒類の安全性確保のため清酒製造におけるセシウムの挙動に関する研究を緊急に実施したことである。研究の結果は、概要がプレスリリースされ、清酒製造業者や一般消費

者の酒に関する安心感を高めるとともに、欧州連合(EU)への酒類(清酒、しょうちゅう及びウィスキー)の輸出について証明書の添付が不要となった。こうした業務は、課税の対象となる酒類の品質及び安全性の確保という酒類総合研究所が果たすべき役割の一部であり、震災対応の一環で、国民に対する酒類の安全性確保のために、有用な研究成果をあげたことは大きな評価に値する。

- 研究以外の業務については、分析・鑑定業務、鑑評会の開催、講習会・講演会・セミナーの開催、酒類製造技術者の育成、施設公開など多くの取り組みが適切、効果的に実施されたことを認める。また、成果の公表や普及が積極的に展開されるとともに一般消費者や酒造業者に向けたサービス業務、各種刊行物の発行やホームページの充実等も着実、継続的に実施されており、中期計画の進捗状況は順調と評価できる。
- 業務運営については、理事長のリーダーシップの下に、業務全般の効率的かつ効果的な運営が図られており、内部統制についても酒類総合研究所が社会的責任を履行するという観点から、リスクマネジメントの実施、内部監査体制の整備が図られており、評価できる。
- 酒類総合研究所は、平成26年4月に国に移管されることとされており、税務行政に直結する分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究に重点化することとなるが、理論的裏付けとなる研究を行う上では基盤となる基礎研究も重要となる。今後はこのような点に留意しつつ、国内で唯一の酒類に関する国の研究機関として、また酒類製造や醸造微生物研究に関連した特色ある研究拠点として、将来の新たな展開に向け、活力ある業務運営を継続されるよう期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等										
業務運営	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 理事長裁量枠予算(54百万円) 「独立行政法人酒類総合研究所リスク管理規程」を策定 福島第一原子力発電所事故の影響に対応するため、放射性物質の分析に使用するガンマ線核種分析装置を緊急に導入することにより分析体制を整備するとともに、酒類等の安全性確保に資するための分析を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「裁量労働制」の活用、理事長がリーダーシップを発揮するための「理事長予算」の活用、運営会議等によるミッションに対する意思統一の決定や各業務の進捗状況の確認等、業務運営の効率化について順調な進展が見られた。 東日本大震災への対応については、国内唯一の酒類の研究機関として、酒類の安全性確保のため分析機器の導入及び酒類製造の放射性物質の挙動についての研究を実施したことは本研究が果たすべき役割の一部であり評価できる。 										
酒類の高度な分析及び鑑定	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁からの依頼分析実績。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルバミン酸エチル</td> <td>209点</td> </tr> <tr> <td>炭素安定同位体比</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>酒類の品目判定のための分析</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>酒類等の放射性物質</td> <td>403点</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 民間等からの受託分析:30件 浮ひよの校正:411点 など 	内容	点数	カルバミン酸エチル	209点	炭素安定同位体比	15点	酒類の品目判定のための分析	20点	酒類等の放射性物質	403点	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に従い、国税庁からの依頼分析、浮ひよの校正、分析手法の改良などが適切に実施された。また、高度な分析・鑑定に必要な分析機器の整備状況も良好であることを認める。特に、ガンマ線核種分析装置の整備を行い、酒類等の放射性物質の分析を迅速かつ適切に行い酒類の安全性の確保に努めたことは高く評価できる。
内容	点数												
カルバミン酸エチル	209点												
炭素安定同位体比	15点												
酒類の品目判定のための分析	20点												
酒類等の放射性物質	403点												
酒類の品質評価	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、全国新酒鑑評会のうち公開さき酒会は日本酒造組合中央会が費用を負担して開催し、本格焼酎鑑評会では、人材派遣関係費用及び消耗品費等の一部を日本酒造組合中央会が負担した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 全国新酒鑑評会、本格焼酎鑑評会が昨年度と概ね同様な出品数で実施され、来場者の満足度も高い。日本の酒文化の継承の観点から継続的な実施を期待したい。 なお、鑑評会の実施費用に伴う収支相償については、目標の達成に向けた努力が認められる。 										
酒類及び酒類業に関する研究及び調査	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 酒類の品目判定等・酒類の安全性の確保:7課題(酒類中の有害物質の実態把握及びその低減法の開発等) その他行政ニーズのある研究:2課題(酒類の長期品質保持に資する研究等) 第二期から引き続き行う研究:2課題(飲酒による負の影響の軽減に資する研究等) 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの分野において年度計画に沿った良好な進捗が見られる。特に、醸造微生物に関する研究、カルバミン酸エチル分解酵素による有害物質の低減法の開発に関する研究、酒類の長期品質保持に資する研究による清酒の酒質の向上など国内外の関連研究者の研究発展にも大きく寄与するものもあり、極めて高い研究実績である。 										
成果の普及	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 清酒官能評価セミナーの実施:2回 講演会及び講習会への講師派遣:36件 遺伝子資源の提供:43件、498遺伝子資源 刊行物の発行 <ul style="list-style-type: none"> 酒類総合研究所報告:700部 広報誌「NRIB(エヌリブ)」:2回、28,000部 など 	<ul style="list-style-type: none"> 研究論文、特許及び分譲対象菌株リストは適切にデータベース化されホームページ公開がなされ、また清酒酵母のゲノム解析結果、麹菌総合ゲノムデータベースの公開ならびに保存遺伝子の提供状況も適切・良好で、その意義と価値を認める。 一般消費者等に研究結果をわかりやすく伝えるための刊行物の発行、ホームページの充実、広島中央サイエンスパーク及び東京事務所赤レンガ酒造工場の施設公開、公開さき酒会などが適切かつ継続的に実施された。 										
酒類及び酒類業に関する講習等	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 酒類製造者を対象とした講習の実施。 <ul style="list-style-type: none"> 清酒製造技術講習:2回、30人 酒類醸造講習:2回、41人 酒類流通業者を対象とした講習の実施。 <ul style="list-style-type: none"> 酒セミナー:14回、642人(会場費を共催相手に半額負担を依頼) など 	<ul style="list-style-type: none"> 酒類製造技術講習(2回)及び酒類醸造講習(清酒上級コース、ワインコース)が東京及び広島事務所で開催され、受講者数及び講習内容について目的と目標を達成できたと評価できる。 また、共催団体に応分の負担を依頼するなど収支相償の努力が認められるとともに、民間移管に当たって協議を開始する等中期目標の達成に向けて順調に推移しており、評価できる。 										

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人造幣局(平成15年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:新原 芳明)
目的	貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。
主要業務	1 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。2 貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)第2条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。3 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。4 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。5 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。6 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。7 1から6の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	造幣局分科会(分科会長:牟田 博光)
ホームページ	法人: http://www.mint.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	B	A	A	A	2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(1) 事務・事業の見直し			A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(2) 組織の見直し			A	A	A	A	
(3) 保有資産の見直し			B	A	A	A	
(4) 内部管理体制の強化	A	A	B	A	A	A	
(5) その他			A	A	A	A	
(6) 組織の再編等	A	A					
(7) 業務処理・製造工程の効率化	A	A					
(8) 人材の有効な活用	A	A					
(9) 経費の削減	A	A					
2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 通貨行政への参画			A	A	A	A	
(2) 貨幣の製造等			A×3	A×3	A×3	A×3	
(3) 勲章等の製造等			A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(4) 貨幣の製造等	A×5	A ⁺ ×1 A×4					
(5) 勲章等の製造等	A×1 B×1	A×1 B×1					
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	—	○	—	○	○	○	
6. 剰余金の使途	○	○	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	B	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	A	B	A	A	A	A	
(4) 環境保全に関する計画	A	A	A	B	B	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.10)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期目標期間の第4年度目に当たる平成23年度は、全体的に見て中期目標を着実に推進した展開となっている。当年度は、経費削減に向けた取組みをはじめとする事務及び事業の見直し、組織の見直し、保有資産の見直し等が課題とされているところであるが、これらの課題に対し取り組んだ結果、全体としては成果が出ていることから、年度計画は達成されたものと言える。
- 固定的な経費の削減については、一般管理費及び事務費の効率的使用の結果、前中期目標期間中の平均額に対して20.1%削減と目標(8%以上削減)を大幅に上回る削減が行われた。既に中期計画の目標を達成している総人件費・総人員数についても、更なる削減を進めている。
- 保有資産の見直しについては、既に廃止した保養所・職員宿舍などを売却するとともに、不要財産の国庫納付を行う枠組みが整備されたことを受け、重要な財産の国庫納付に該当する8件(四条駅宿舍等、伊東分室、宮島分室、枚方宿舍、現金(地金の売却収入2

- 件、金属工芸品の売却収入、政府出資にかかる土地の譲渡に伴う物件移転補償金))について、国庫納付を行った。
- 主たる業務である貨幣及び勲章の製造においては、数量面、品質面ともに、発注者との契約どおりに、確実な製造と納入が行われた。これに加えて、他の業務分野の柱である貨幣セットの販売も販売数が増加するなど好調である。財務状況は利益面を含めて健全である。品位証明事業についても、公共的役割を果たしつつ採算面に配慮するという課題を引き続き達成することができた。
 - 業務の質を向上させるためや業務運営の効率化に対応するための適正な投資を行うことを基本とした施設・設備に関する年度計画を策定し、年度途中においても必要な見直しを行うとともに、事後評価を実施し、より一層効率的で効果の高い施設・設備への投資を行うよう取り組んだ。
 - 順調に事業展開されていると認められ、また職員の士気の高さも窺われる。造幣局に与えられたミッションの更なる達成のため、引き続き、将来に向けた経営課題の把握・対応等への積極的な取組みが期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
その他	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び事業費の効率的使用に取り組んだ結果、平成 23 年度の本支局全体の固定的な経費は 139.1 億円で、前中期目標期間中の平均額 174.1 億円に比して 20.1% 減の大幅な削減となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定的な経費の削減については、一般管理費及び事業費の効率的使用に取り組んだ結果、前中期目標期間中の平均に対して 20.1%削減と中期計画の目標である8%以上削減を大幅に上回って達成する見込みである。
通貨行政への参画	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度における研究開発計画に従って、調査及び研究開発を実施し、これまでの研究成果として平成 23 年度において実用化されたものが2件ある。 	<ul style="list-style-type: none"> 偽造防止等の研究開発については、研究開発計画にしたがって実施されており、平成 23 年度に実用化・製品化されたものにチタン発色技術、梨地加工技術がある。
貨幣の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣製造実績:8億 268 万4千枚 市中から回収された 500 円貨について、1億 8,220 万枚の選別作業を行い、再使用することが適当な貨幣 3,000 万枚を納品した。 	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣の製造量の変更にも柔軟に対応した生産管理の下で、高品質で純正画一な貨幣を、財務大臣の定める製造計画にしたがって、8億 268 万 4千枚の貨幣を製造するとともに、納品貨幣の返却件数ゼロを維持し、年度計画を確実に達成している。
貨幣の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査(顧客満足度):4.3(目標:5段階評価 4.0 以上) 貨幣セット販売実績:1,987,654 セット(22 年度:2,089,873 セット) 新製品開発に努めた結果、2件の新製品を開発した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新製品開発に努めた結果、チタン発色技術を用いたテクノプルーフ貨幣セット 2011、梨地加工技術を用いた造幣東京フェア 2011 貨幣セットを開発した。 アンケートによる満足度調査を実施し、5段階調査で目標の 4.0 を上回る 4.3 となり年度計画を達成した。
勲章等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 勲章等製造請負契約に基づく 26,490 個を確実に製造、納品。 金属工芸品受注・販売実績:33,386 個 	<ul style="list-style-type: none"> 勲章は精巧な技術と細心の注意を払って熟練した職員の手により確実に製造することとし、内閣府との間で締結した契約に基づき 26,490 個を確実に製造・納品している。
勲章等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 貴金属の品位証明受託実績:170,343 個 <p>国際規格に準拠した品位判定基準及び品位区分表示の導入並びに品位証明記号の見直し等の対応準備に取り組んだ結果、平成 24 年4月から新制度に移行することとなった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貴金属の品位証明については、国際規格に準拠した新制度への移行に適切に対応することができた。 貴金属の品位証明の受託状況については、前年度に比べて件数が増加する一方、数量・売上高は減少しているため留意する必要がある。
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 当期総利益:847 百万円 経常収支比率:108.6%(目標 100%以上) 棚卸資産回転率:3.43 回(目標:平成 19 年度実績(2.32 回)を上回る。) 	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な経費削減を行った結果、経常収支比率は年度計画の目標(100%)を上回り、108.6%となった。また、棚卸資産回転率についても、年度計画の目標値 2.32 回を上回る 3.43 回となり、年度計画を達成した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 固定的な経費については、貴委員会の評価結果をみると、「一般管理費及び事業費の効率的使用に取り組んだ結果、前中期目標期間中の平均に対して 20.1%削減と中期計画の目標である8%以上削減を大幅に上回って達成する見込みである」との評価にとどまっている。
- 今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、固定的な経費の算定根拠となるデータ及び増減要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。
- 研究開発については、貴委員会の評価結果をみると、「研究開発計画にしたがって実施されており、平成 23 年度に実用化・製品化されたものにチタン発色技術、梨地加工技術がある」との評価にとどまっている。
- 今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、研究課題の設定プロセスのほか、研究開発の事前・中間・事後の段階で行われた研究評価の実施状況、評価に係る規程類の整備状況、研究テーマ別の予算の管理状況などを明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。
- 施設整備については、貴委員会の評価結果をみると、「年度途中においても必要な見直しを行うとともに、投資金額5千万円以上の案件については事後評価を実施し、より一層効率的で効果の高い設備へ投資を行うよう取り組んでいる」等の評価にとどまっている。
- 今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、投資に至るまでの意思決定プロセスや本法人の経営に大きな影響を及ぼす案件の投資目的・効果などを明らかにさせた上で、設備投資の妥当性についてより厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立印刷局(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長: -)
目的	銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。
主要業務	1 銀行券の製造を行うこと。2 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。3 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。4 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。5 国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷を行うこと。6 1から5の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。7 1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長: 牟田 博光)
分科会名	国立印刷局分科会(分科会長: 岩村 充)
ホームページ	法人: http://www.npb.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「-」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	A	A	
(1) 事務及び事業の見直し			A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2) 組織の見直し			A	B	A	A	
(3) 保有資産の見直し			B	A	A	A	
(4) 内部管理体制の強化			A	A	A	A	
(5) 事業運営の効率化目標、その他			B	B	B	B	
(6) 効率的かつ効果的な業務運営の確立	B	B					
(7) 内部管理体制の強化	B	B					
(8) 業務運営の効率化に関する指標	A	A					
2. 業務の質の向上	B	B	A	A	A	A	
(1) 通貨行政への参画			A	A	A	A	
(2) 銀行券の製造等			A	A	A	B	
(3) 旅券、印紙等の製造等			A	A	A	A	
(4) 官報、法令全書等の提供等			A	A	A	A	
(5) 銀行券の製造等	A×2 B×1	A×2 B×1					
(6) 官報、法令全書等の提供	A	A					
3. 予算、収支計画、資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の譲渡等	○	○	-	○	○	○	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	B	A	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	A	B	A	B	A	A	
(4) 環境保全に関する計画	A	A	B	A	A	A	
(5) 印刷局病院	B	B					

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.10)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 主たる業務である銀行券の製造においては、量的にも質的にも確実な製造と納入が遂行され、業務運営の効率化も計画どおりに進められるなど、全体的に中期計画に沿って概ね順調な業務展開となっている。
- 業務運営の効率化においては、民間において対応可能と認められる製品からは撤退しており、また偽造面などの守秘性に問題を生じさせない範囲で引き続き外部への業務委託を行うなど、中期計画どおり実施した。工場別の固定的な経費の削減は7工場すべてにおいて前中期目標期間の平均額を下回り、人員削減についても既に中期計画の目標を達成している総人員数について、更なる削減を進めているとともに、間接部門の人員数も総人員数の削減率を上回り、目標を達成している。
- 東京病院については、診療体制の強化等に努めたことにより医業収益は増加し経営改善努力は認められるが、施設の老朽化等に伴う委託費の増加等により結果としてキャッシュ・フローベースは前年度に比してマイナスとなっている。また、移譲については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえ、移譲の相手方の範囲を拡大し取組みを進めたが、具体的な成果までは得られていない。
- 業務の質の向上に関しては、偽造動向等の調査を積極的に行い、偽造防止技術に関わる研究・開発から情報収集、提供に至るまで順調な展開となり、また旅券の製造等の業務や官報の提供についても中期計画に沿って、支障なく実施されている。
- 概ね順調に事業展開されていると認められるが、引き続き内部統制の充実・強化を図るなど、経営課題の把握・対応等へ積極的な取組みが期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事務及び事業の見直し	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ製品事業のうち、銀行券等以外の製品については、国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化。 情報製品事業については、公共上の見地から必要な事業に限定。 官報については、守秘性に問題がない業務の一部について、一般競争入札により契約を締結し外部委託を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ製品事業及び情報製品事業については、民間において対応可能と認められる製品からは撤退しており、国立印刷局の特性を活かした分野に特化している。 官報については、守秘性に問題のない入力・校正等業務の一部について一般競争入札により契約を締結し、引き続き外部委託を実施している。
組織の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 工場別の固定的な経費は、全ての工場で前中期目標期間中の平均額を下回った。 平成 23 年度末総人員数:4,402 人(17 年度末総人員数(5,056 人)に対して 12.9%減) 間接部門の人員数については、平成 23 年度期末は 1,688 人となり、平成 20 年度期首に比べ 9.3%(173 人)削減。 虎の門工場の印刷機能については、平成 26 年度を目途に滝野川工場(東京都北区)へ移転することとし、平成 25 年 10 月の竣工に向けて新たな施設の建築工事に着手。 旧那須保養所及び旧伊東保養所について、平成 23 年 7 月に現物を国庫納付。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場別の固定的な経費については、7 工場すべてにおいて前中期目標期間中の平均額を下回っており、業務の効率化及び生産性の向上に努めている。 総人員数について、更なる削減を進めており、平成 23 年度末においては 12.9%削減となっている。 虎の門工場の印刷機能については、平成 26 年度を目途に滝野川工場へ移転することとし、新たな施設の建築工事に着手するなど、着実な取組みが行われている。 保養所については、平成 23 年 7 月に旧那須保養所及び旧伊東保養所を現物納付したことにより、国庫納付がすべて完了している。
保有資産の見直し	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 旧厚生施設敷地(岡山工場の一部)の譲渡収入を国庫納付。 不要財産の現物及び譲渡収入(合計 22 億円)を国庫納付。 	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画における主題は既に平成 22 年度に国庫納付という形である意味実現しており、目標はほぼ達成していると同等に考えられる。
銀行券の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 財務大臣の定める製造計画(33 億枚)を達成。 平成 16 年度から 19 年度までの実績平均を 100 とした総合損率の相対比率 製紙部門:92 印刷部門:65 	<ul style="list-style-type: none"> 財務大臣の定める製造計画(33 億枚)を確実に達成した。 銀行券製造の品質については、製紙部門、印刷部門とも損率は 19 年度までの実績平均より下回り、品質管理・保証体制の強化が図られた。しかしながら、製紙部門の現行中期目標期間における実績平均については、16 年度から 19 年度の実績平均を下回る確認が出来ない状況にある。
旅券、印紙等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 旅券の製造に当たっては、二交替勤務体制を継続し、安定的かつ確実な製造を実施。 次期旅券仕様に向けて、偽変造・改ざん防止技術を高度化した旅券の試作品を作製するとともに、製造技術の確立に向けた取組を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 偽造防止技術に関する情報管理を徹底し、また東日本大震災で被害を受けた設備の修繕に適切に取り組み、安定的かつ確実な製造を行った。 旅券については、次期旅券仕様に向けて試作品の作製、必要な設備導入準備を進捗させた。
官報、法令全書等の提供等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 官報製造実績: 特別号外:45 件 東日本大震災関連特別号外:17 件 官報訂正記事箇所:相対比率 55(前中期目標期間の実績平均値(100 ページ当たり)を 100 とした相対比率) 	<ul style="list-style-type: none"> 官報・法令全書・国会用印刷物等については、情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行った。 官報の訂正記事箇所数の削減(計画:前中期目標期間の実績平均値(100 ページ当たり)を 100 とし、毎年度 100 以下、実績:55)に取り組んだ。
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支率:112%(目標 100%以上) 営業収支率 セキュリティ製品事業:111% 情報製品事業:122% 当期純利益:5,843 百万円 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ製品事業及び情報製品事業とも営業収支率はいずれも 100%を 11%~22%超えて業務運営の効率化を達成できた。また、経常収支率は 112%と、引き続き中期計画の目標(100%以上)を達成した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 固定的な経費については、貴委員会の評価結果をみると、「人件費、販売費及び一般管理費等全般的に削減を進めた結果、前中期目標期間中の平均額(621 億円)に対して本中期目標期間中の平均額が 11.2%削減と中期計画における目標である 8.0%削減を上回って達成する見込みである」との評価にとどまっている。
今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、固定的な経費の算定根拠となるデータ及び増減要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。
- 研究開発については、貴委員会の評価結果をみると、会議・学会等での発表・参画件数及び特許出願状況について「目標件数を上回る成果を挙げた」との評価にとどまっている。
今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、研究課題の設定プロセスや事前・中間・事後の段階で行われている研究評価の実施状況などを明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。
- 施設整備については、貴委員会の評価結果をみると、「事業収支や費用対効果等を勘案し、設計仕様、価格の妥当性、調達方法、スケジュールなどを検討するとともに、必要に応じ計画内容を適正に見直している」等の評価にとどまっている。
今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、投資に至るまでの意思決定プロセスや本法人の経営に大きな影響を及ぼす案件の投資目的・効果などを明らかにさせた上で、設備投資の妥当性についてより厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人日本万国博覧会記念機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中井 昭夫)
目的	人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念すること。
主要業務	1 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。 2 日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運用すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	日本万国博覧会記念機構分科会(分科会長:橋本 介三)
ホームページ	法人: http://www.expo70.or.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第一期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」の評価について、H15年度は公園事業、基金事業ごとに評価を実施。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「—」を付している。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務の効率的処理	A×7	A×7					
(2)共通事項			A×2 B×2	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	
(3)公園に関する事項			A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	
(4)基金に関する事項			A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	B	A	A	A	A	A	
(1)利用者に対するサービスの向上	A×4 B×1	A×4 B×1					
(2)環境保全への積極的な貢献	A×2	A×2					
(3)環境保全に関する計画の策定	A	A					
(4)地域社会への積極的な貢献	A×2 B×1	A×3					
(5)効果的な助成金の交付	A×2	A×2					
(6)助成金交付の選定手続き等における客観性及び透明性の確保	A×2 B×1	A×2 B×1					
(7)公園に関する事項			S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
(8)基金に関する事項			B×2	B×2	B×2	B×2	
(9)公園事業への繰入れの拡大			B	B	B	B	
(10)基金の管理及び運用における客観性及び透明性の確保	A×2	A×2	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	B	B	
(1)公園に関する事項			A	A	B	B	
(2)基金に関する事項			—	—	—	—	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡・処分	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の用途	—	A	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	B	
(2)公園整備等に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)公園内の安全管理			B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成23年度は、「太陽の塔」作者である「岡本太郎生誕100年」を記念したイベントを民間開放の対象として実施するとともに、アンケート等の調査により利用者のニーズを把握し、その結果を各種イベントの実施に反映させるなど活発な活動を行ったが、東日本大震災や週末の悪天候の影響により入園者数は前年度を下回り、公園入場料収入も年度計画を下回った。このような状況の中、競争的契約の徹底やNPO法人等民間ノウハウの積極的な活用、節電計画の実行などにより、更なる経費削減を進めた結果、引き続き利益は計上され、中期計画の達成に向けて順調な業績を挙げているものと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 総人件費を除く一般管理費が 1,907 百万円で年度計画を上回る更なる削減となった。 18 年度に対する削減率は△8.0%の削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費について、平成 18 年度比で、前年度を超える 8.0%の削減を達成し、年度計画、中期目標を上回る成果があった。
給与水準の適正化等	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 総人件費は対 17 年度比△55,191 千円となり、削減率は 11.5%で目標を上回った。 ラスパイレス指数 対国家公務員:108.9 (22 年度 112.7) 対他法人:103.4 (22 年度 106.8) 	<ul style="list-style-type: none"> 23 年度の総人件費について、平成 17 年度と比較して 6%以上削減する目標に対し、8%削減を達成したことは評価できる。 一方、ラスパイレス指数は、前年度と比較して減となっているが、いずれも 100 を超えており、引き続き適正化に努めていく必要がある。
公園に関する事項 (利用者に対するサービスの向上)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の声を広域的確に把握するため、自然文化園各ゲート・総合案内所に意見箱を設置しタイムリーな意見を回収したほか、オールパスポート会員やボランティアへの聴き取り調査も実施した。主な四季イベント開催時の来園者調査、機構ホームページによるアンケート調査、施設整備状況や公園運営面における満足度調査など、合計 3,446 人の来園者・非来園者からの意見等をいただいた。 東日本大震災の影響や休日の悪天候などから、入場者数は前年度を下回った。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者ニーズを把握するために、アンケート調査を実施し、その結果を施設整備、各種イベントの実施、公園管理に反映させるなど利用者のサービス向上による入園者数の拡大に努めている。 東日本大震災による自粛ムードや悪天候の中、入園者数は前年度比で 97.6%と下回ったが、年度計画は上回った。地道な取組みと新規の企画などにより入園者数の確保に努めたことは評価できる。
基金に関する事項 (助成金の交付に係る選考手続等における客観性及び透明性の確保)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 基金事業のこれまでの助成実績、平成 24 年度助成事業の募集情報・交付決定状況、特色のある助成事業等を掲載した広報誌を作成し、関係省庁・地方自治体、大学、学会、NPO 法人等に送付するとともに、万博公園近隣の駅構内(12 箇所)及び公園内に配置(8 月:2,000 部作成、3 月:2,000 部作成)。 基金の意義を広く認知してもらうため、平成 23 年度助成事業から、万博表示例に「この助成金は、日本万国博覧会の収益を基にしています。」の文言を新たに付け加えた。平成 24 年度募集にあたっては、従来どおり万博表示の徹底を図った。 「環境・公園」に関係する事業を中心に、事業形態、事業実施地域等を考慮の上、助成事業の成果等の確認や助成事業者の要望や意見を把握するため、24 件の事業について実地調査を行った。 海外において基金事業の周知を図るため、英語版のリーフレットを 2,000 部作成し、国際会議など海外からの参加者が見込まれる事業会場での配付を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 助成事業の評価について、国内で実施調査を行うなど、一定の進歩が見られ評価できるものの、国内事業の実地調査3件については、会議やイベントなど単発行事であり、継続的な活動や事業ではないため、対象案件の決め方や調査手法に関する検討が必要と考えられる。 また、東日本大震災の影響により、特に重点分野である環境の申請件数が少なかった。 申請件数を確保していくためには、募集内容を工夫するなどの取組みが必要と考える。
基金の運用及び管理 における客観性及び 透明性の確保	2(10)	<ul style="list-style-type: none"> 日本万国博覧会記念基金の管理及び運用を適正に行うとともに、責任体制を明確にするため、役員及び幹部職員による「債券運用会議」において、平成 23 年度における債券運用方針を決定。 透明性の確保の観点から、平成 22 年度中の基金の運用状況等について、平成 23 年 8 月にホームページで公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 基金の管理運用に関しては、安全性、確実性を前提とした運用が図られるよう「債券運用会議」を定期的開催のうえ、運用方針を決定している。 また、運用結果や運用益の用途については、ホームページ等で公開するなど、客観性及び透明性の確保に十分配慮していると認められる。
公園内の安全管理	7(3)	<ul style="list-style-type: none"> 新たな事象対応における来園者への一層の安心・安全を確保する観点から、「万博記念公園安全管理対応指針」及び「イベント安全管理マニュアル」を平成 23 年度の上半期に再検討し、10 月 1 日に改正。 <p>公園内で実施するイベントについては、「万博記念公園安全管理対応指針」及び「イベント安全管理マニュアル」に基づき一層の安全確認を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機構及び公園内施設の運営に携わる受託業者等で構成する「万博記念公園安全管理連絡会議」を開催し、消防計画を改正するなど、重大事故の発生の防止に努め、また、各種の安全マニュアルを改正し、来場者の安全確保に関して積極的に取り組んでいることは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)
目的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	農林漁業信用基金分科会(分科会長:櫻井 宏二郎)
ホームページ	法人: http://www.affcf.com/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第一期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価。ただし、2段階評価が適当な項目については○×による評価。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	A	A	
(1) 事業の効率化	A	A	A×1 B×3 C×1	A×1 B×4	A×2 B×2 C×1	A×3 B×1 C×1	
(2) 業務運営体制の効率化	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	B×2	B×2	A×1 B×1	
(3) 経費支出の抑制	A	A	A×3	A×3	A×3	A×3	
(4) 内部監査の充実	B	A	B	A	A	A	
(5) 内部統制機能の強化			A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×1	
(6) 評価・分析の実施	B	B	B	A	B	B	
(7) 情報システムの整備	B	A	B	A	A	A	
(8) 調達方式の適正化			A×1 B×3	A×4	A×4	A×4	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	A	A	A	A	
(1) 事務処理の迅速化	A×2 B×1	A×3	A×1 B×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	
(2) 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×3	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	
(3) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A×1 B×3	A×4 B×1					
3. 財務内容の改善	B	B	B	B	A	A	
(1) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定			B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	A×2 B×1	
(2) 引受審査の厳格化等			A×1 B×4	A×4 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1	
(3) モラルハザード対策			A×2 B×1	A×3	A×3	A×3	
(4) 求償権の管理・回収の強化等			B	A	A	A	
(5) 代位弁済率・事故率の低減			A	A	A	A	
(6) 基金協会及び共済団体等に対する貸付け			B	A	A	A	
(7) 資産の有効活用			B	B	B	B	
4. 予算、収支計画及び資金計画	—	—	B	B	B	B	
5. 短期借入金 の 限度額			—	—	—	—	
6. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—					
7. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	—	—	B	B	A	B	
(1) 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)			A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	

(2)積立金の処分に関する事項			○	○	○	○
8. 施設及び設備に関する計画	—	A				
9. 人事に関する計画	B	B				
10. その他						
(1)人事に関する計画						
(2)積立金の処分						

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.9.10)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 事業費や経費などの量的な指標に関しては、東日本大震災による特殊要因を除けば目標を達成しているほか、事業の効率化や審査の厳格化に向けた取組みは評価できる。 全体として目標の達成状況は評価できるが、改革への取り組み方が形式化しないよう、引き続き問題意識を高く維持してもらいたい。 「民でできることは民で」という業務範囲の見直しに向けた努力を継続しつつも、震災後の環境変化を注視し、また農林漁業信用基金の本来的な役割を再確認しながら、一層の経営努力によって社会経済的な使命を果たすことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費について 19 年度予算対比で 3.1% の増加(削減目標 4%)。 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務について、引受審査の厳格化、部分保証等の取組を実施。 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の閣議決定を受け、業務の見直しを行い政府出資金を国庫納付。 <ul style="list-style-type: none"> 農業信用保険業務:125 億円 林業信用保証業務:73 億円 漁業信用保険業務:60 億円 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の特殊要因を除けば、削減目標は達成されている。なお、この経験を今後にかし、自然災害・大災害などによる甚大な影響の可能性を織り込んだ長期的視点からの事業計画を策定すべきであろう。 大口保険引受案件の事前協議等による引受審査の厳格化や、部分保証によるモラルハザード対策など、事業の効率化に向けた取組みは着実に進められており、評価できる。 閣議決定に伴い、農業・漁業信用保険業務の低利預託原資貸付業務が廃止され、政府出資金が全額国庫納付されたことは評価できる。
経費支出の抑制	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費について 19 年度予算対比で 25.8% の削減(削減目標 12.5%)。 人件費について 17 年度決算対比で 18.1% の削減(削減目標 6%)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 震災対応関連の特殊要因を除けば、一般管理費は着実に削減されており、経費削減に向けた取組みは評価できる。 様々な取組みによって、人件費は順調に削減されており、評価できる。
事務処理の迅速化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全ての項目で、目標を達成した。 審査の適切性の観点等から、昨年度実績及び現在までの実績を検討した結果、これ以上の短縮は現時点では困難であるが、引き続き検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険引受等に係る事務処理期間は全ての項目で目標を達成している。 ただし、これに満足することなく、必要標準処理期間の継続的な検討や林業関係の保証審査に係る数値の改善を期待する。
国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に関するお知らせをまとめたページを作成し、トップページにリンク「東日本大震災に関する情報」を新設した(23 年 5 月 9 日)。 公表すべき事項 14 件のうち、1 週間以内に掲載したものは 13 件で、情報提供は概ね 1 週間以内に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等の情報の公開は充実しており、一定の評価ができるが、アクセス件数の一層の増加につながる取り組みを期待したい。
引受審査の厳格化等	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 農業信用保険業務における大口保険引受案件事前協議件数は 333 件。大口保険金請求対象案件について事前協議を実施。 漁業信用保険業務における大口保険引受案件事前協議件数は 51 件。大口保険金請求対象案件についてはすべて事前協議を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農業信用保険業務における事前協議による審査厳格化の取組みは評価できる。 漁業信用保険業務における事前協議による審査厳格化の取組みは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
求償権の管理・回収の強化等	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 23 年度の回収実績は 4,616 百万円(目標 4,561 百万円、達成度合い 101.2%)。 	<ul style="list-style-type: none"> 回収金収入の目標については、全体としては達成されており、また回収実績向上への取組みも評価できるが、一層の努力を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・該当なし

法人名 独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成 16 年 10 月 1 日設立) <非特定>
(理事長:澤田 正晴)

目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴う必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	奄美群島振興開発基金部会(部会長:根本 祐二)
ホームページ	法人: http://www.amami.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第一期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務運営体制の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)一般管理費の削減	A	A	A	A	A	A	
2. 業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)保証業務	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2)融資業務	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(3)保証業務、融資業務共通事項	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	C	C	C	C	C	C	
(1)財務内容の改善①(保証業務)	C	C	C	C	C	C	
(2)財務内容の改善②(融資業務)	C	C	C	C	C	C	
(3)財務内容の改善③(余裕金の運用)	B	B	B	B	B	B	
(4)予算、収支計画及び資金計画	C	C	C	C	C	C	
4. 短期借入金の限度額	—	—	○	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
8. 人事に関する計画	B	B	B	B	B	B	
9. その他業務運営に関する事項		—	A				

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、業務運営の効率化や業務の質の向上、人事に関する計画については、一定の成果が認められるものの、財務内容及び予算、収支面では大幅な赤字の計上による繰越欠損金の増加等大きな課題が残っており、更なる改善に向けた取り組みが必要である。
- 業務運営の効率化については、全体として、厳しい経営環境の中で効率化に向け努力していると認められる。
- 提供サービスその他の業務の質の向上については、標準処理期間内の事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースシステムによるスコアリングの活用等に努める他、貸付対象事業の実施状況の確認を適切に行うため、個別融資先に対する事業完了報告に係る説明資料の徴求、実施確認等の事業完了確認事務を徹底して行っている。また、アンケート調査等により把握した利用者ニーズへの対応が必ずしも十分でないが、基金役員による地域の事業者等に対する研修会を11回実施して、個別の経営指導を含め、事業者への総合的なサポートを図る等、情報提供やコンサルタント機能の充実に努めた結果、概ね年度計画を達成している。
- 財務内容については、債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等によりリスク管理債権は昨年度より減少しているものの、保証業務における求債権回収率は計画を下回っており、貸付残高の減少や経済状況の低迷等の影響を受けて、リスク管理債権割合については計画未達成であり、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている。今後は、第二期中期計画の達成に向けて、当基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえ、新規発生の抑制に向けた努力と事業再生によるリスク管理債権の圧縮や更なる回収の強化、償却処理等を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを加速し、財務の健全化を実現する必要がある。予算、収支面での実績については、地域経済状況の低迷等の影響もあり、保証、融資業務ともに計画を下回ったことに加え、自己査定における担保評価の厳格な見直し等により引当金が大きく増加したこともあり、収支が大幅な赤字となっており、繰越欠損金を更に増加させている。今後は、事業者に対する経営・再生支援の処置などによるリスク管理債権の減少や一般管理費の削減等により効果があるような対策を進め、単年度収支の改善、繰越欠損金の早期削減に努める必要がある。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営体制の効率化	1(1)	・年間延べ13名の通信講座の受講及び外部	・人員配置・定員の見直しについては、地域

		<p>機関の研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実効ある業務実施体制の構築を図るため、「コンプライアンス委員会」での協議を実施した(開催回数5回)ほか、コンプライアンス関係規程及びマニュアルを改正。 奄美基金内部に設置した業務の評価・点検チームにより、中期計画、年度計画の進捗状況等について、延べ21回の協議を実施。 競争入札の1件(16.7%)、4,725千円(34.8%) 随意契約(4件(66.6%)、3,867千円(28.5%))、企画競争・公募(1件(16.7%)、4,988千円(36.7%))。など 	<p>密着のサービス向上に向けての人員配置の見直しは評価できるものの、中期計画の「1名以上の定員削減」は、いまだ実現しておらず、今後より一層の取組が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者再生支援委員会、審査委員会、業務の評価・点検チーム、コンプライアンス委員会等の活用、業務課での期中管理の実施など効率的かつ実効性を高めるための業務運営上の工夫が維持されている。また、職員研修の実施、調達方式の適正化への取り組みも行われ、業務の効率化に向け、各指標とも順調に達成している。
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は対20年度計画比で△24.5%減(目標9%以上削減) 総人件費は対17年度比で△14.6%(目標6%以上削減) 対国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術)は95.0(22年度93.4%) <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び総人件費の削減については、年度計画を上回る実績をあげており、順調に達成している。なお、対国家公務員ラスパイレス指数については、23年度は95.0と前年度と比して1.6ポイント上昇したものの、依然、低い水準にある。
保証業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は94.1%(135件中127件)。 奄美基金主催の「保証業務関係者会議」(構成員:地元金融機関、商工会等)を16回開催し、基金の保証制度、業務の概要及び直近の実績等を説明したほか、既存の保証条件、地元の保証需要について意見徴収・交換等を実施。 セーフティーネット保証受付実績 41件 664百万円(22年度162件 2,524百万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内の事務処理の達成度割合については、ほぼ全ての案件を標準処理期間内に処理し、計画を大幅に上回って達成しているが、今後より一層審査の質の向上に努める必要がある。 保証の条件や需要に関し、「保証業務関係者会議」を開催し、その協議を踏まえて改善に活かす等、適切な保証条件の設定に向けた調査・検討及び見直しが行われており、年度計画を順調に達成している。一方で、会議の開催による具体的な成果を明示することが望まれる。
融資業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は、98.2%(111件中109件) 「融資業務関係者会議」(構成員:地元市町村担当者等)を11回開催し、基金の融資制度、業務の概要及び直近の実績等を説明したほか、既存の融資条件、地元の融資需要について意見の徴収・交換等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内の事務処理の達成度割合については、ほぼ全ての案件を標準処理期間内に処理し、計画を大幅に上回って達成している。 リスク区分に応じた段階的な金利の設定、融資の条件や需要に関し、「融資業務関係者会議」を開催する等、適切な貸付条件の設定に向けた調査・検討が行われており、年度計画を順調に達成している。一方で、会議の開催による具体的な成果が記載されておらず、これを明示することが望まれる。
財務内容の改善①(保証業務)	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合は52.6%(計画37.1%、22年度実績53.5%) 求償権回収率は4.3%(計画6.7%、22年度実績5.9%)。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基金が金融機関としての健全性を維持していくためには、適切な業務運営が必要であり、リスク管理を厳正に行う必要がある。 求償権回収率は、年度計画並びに前年度を下回り、リスク管理債権割合の抑制についても、年度計画を大幅に下回っている。
財務内容の改善②(融資業務)	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合は54.9%(計画41.3%、22年度実績52.4%)。 リスク管理債権回収率は12.7%(計画9.0%、22年度実績8.8%)。 23年度末における繰越欠損金は5,766百万円(22年度末より565百万円増加)。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権回収率は、年度計画を上回っているが、リスク管理債権割合の抑制については、貸付残高の減少や地域経済状況の低迷等の影響もあり、リスク管理債権割合が前年度より増加し、年度計画を大幅に下回ったうえ、繰越欠損金の増加傾向にも歯止めがかかっている。
予算、収支計画及び資金計画	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 収入総計 2,530百万円(計画 3,179百万円)、支出総計 1,798百万円(計画 3,014百万円)。 総利益総計△ 566百万円(計画 28百万円) <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予算及び収支が保証、融資業務ともに計画を下回ったことに加え、自己査定における担保評価の厳格な見直し等により引当金が大きく増加したこともあり、収支が大幅な赤字となっており、繰越欠損金を更に増加させている引き続き、リスク管理債権の減少や一般管理費の削減等による財務の健全化に向けた取り組みが必要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構(平成19年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:宍戸 信哉)
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るものうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十八条又は福島復興再生特別措置法第二十四条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 中小企業退職金共済法第七十二条第二項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	住宅金融支援機構分科会(分科会長:川口 有一郎)
ホームページ	法人: http://www.jhf.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第一期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—			—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>						
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	B	
(1)組織運営の効率化	B	B	B	A	B	
(2)一般管理費等の低減	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(3)業務・システム最適化	A	A	A	A	A	
(4)入札及び契約の適正化	B	B	B	B	B	
(5)業務の点検	B	B	C	B	B	
(6)積極的な情報公開	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	B	B	B	
(1)証券化支援業務	A×2 B×5 C×1	A×4 B×5	A×4 B×5	A×4 B×5	A×4 B×5	
(2)住宅融資保険業務	A×1 B×2	B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	
(3)住情報提供業務	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2		B	
(4)住宅資金融通業務	A×1 B×2 C×1	B×2 C×2	B×3 C×1	B×4	B×3 C×1	
(5)団体信用生命保険等業務	B	B	B	B	B	
3. 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	
(1)収支改善			C	A	B	
(2)繰越損失金の低減		B				
(3)リスク管理の徹底	B×4 C×1	B×5	B×5	B×5	B×5	
(4)予算、収支計画及び資金計画	—	—	—	—	—	
4. 短期借入金の限度額	○	○	○	○	○	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	○	○	○	○	○	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	B	B	B	B	B	
(1)施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	
(2)人事に関する計画	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	B×2	
(3)積立金の使途	—	—				

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.10)(主なものの要約)

(1) 総合評価

- 東日本大震災後に、組織をあげて迅速に対応していることは評価できる。一般管理費の削減が継続的に実現している。
- 一方、人事計画の評価については、常勤職員数の増加によって昨年度に比べて悪化したほか、賃貸住宅融資業務に係るリスク管理債権比率は自己査定基準の精緻化等によって中期目標から遠ざかっていることから、組織運営の適正化および組織のスリム化といった課題への更なる取組みが必要である。また、コンプライアンスや監査機能の更なる充実を今後期待したい。
- なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成 23 年度において取り組むこととされている事項については適切に実施されており、24 年度においても適切に取り組む必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の低減	1(2)	<ul style="list-style-type: none">一般管理費は対平成 18 年度比で▲22.6% (目標▲15%)。全額繰上償還請求債権に占める債権回収会社を活用したものの割合は 84.9% (22 年度 88.1%)、債権回収会社による回収金額は 1,589 億円 (21 年度 2,019 億円)。 など	<ul style="list-style-type: none">一般管理費が大幅に削減されている。また、業務委託率も引き上げられ、業務の効率化および組織体制の合理化が推進されており、順調である。 など
証券化支援業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none">フラット35買取(付保)金額は2兆 7,985 億円 (買取型:2兆 7,868 億円、保証型:117 億円)となり、平成 22 年度と比較して 0.8% の減少。経済対策に伴う優良住宅取得支援制度の拡充により、フラット35利用者が省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅を取得する割合(優良住宅取得支援制度利用率)が増加(平成 22 年度:88.6%→平成 23 年度:94.4%)標準処理期間内に処理した件数シェアは 147,524 件中 130,180 件の 88.2% (22 年度は 172,800 件中 148,804 件の 84.2%)。 など	<ul style="list-style-type: none">融資条件の把握や融資審査のモニタリング、適切な工事審査は十分なものと認められ、優良住宅取得支援制度の利用率や調査結果へのアクセス件数は引き続き増加しており、順調である。経済対策に伴うフラット35の大幅な事業量増加にもかかわらず、事前審査制度の活用による審査期間の短縮化のほか、審査部門の人員を増員することにより審査の早期化に努めており、標準処理期間内に処理した件数シェアは目標を大きく超え、順調である。 など
住宅資金融通業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none">保険金の支払請求を受けた日から保険金を支払うまで(保険金を支払わない場合は、その決定をするまで)の日数が 30 日以内の案件の割合は、100%。平成 22 年度に支払った保険金について、上記の取組を行った結果、平成 23 年度末までの回収実績率については、40.4%。 など	<ul style="list-style-type: none">標準処理期間内に処理した件数と回収実績率については、ともに目標を上回っており、順調である。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

⑤ 文 部 科 学 省

法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小田 豊)
目的	特別支援教育に関する研究のうち主として実際の研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 特別支援教育に関する研究のうち主として実際の研究を総合的に行うこと。2 特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。3 1に掲げる研究の成果の普及その他特別支援教育に関する研究の促進を行うこと。4 特別支援教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。5 特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	初等中等教育分科会(分科会長:舘 昭)
ホームページ	法人: http://www.nise.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	評価項目	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	<総合評価>	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>						<項目別評価>		
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	
(1)研究活動	A	A	A	A	A	(1)研究活動	A	
(2)研修事業	A	A	A	A	A	(2)研修事業	A	
(3)教育相談活動	B	A	A	A	A	(3)教育相談活動	A	
(4)情報普及活動	A	S	A	A	A	(4)情報普及活動	A	
(5)国際交流活動	A	A	A	A	A	(5)国際交流活動	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	2.業務運営の効率化	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	3.予算、収支計画及び資金計画	A	
4.外部資金導入の推進	A	A	A	A	A	4.短期借入金の限度額	—	
5.会計処理システムによる財務管理や会計処理の実施	A	A	A	A	A	5.重要な財産の処分等に関する事項	A	
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—	6.外部資金導入の推進	A	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	7.剰余金の使途	—	
						8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場の喫緊の課題に対応した研究課題に取り組むとともに、専門性と指導力の向上のための効果的な研修事業に取り組み、インターネットを活用した情報の収集・蓄積・提供についても充実しており、全体として、一定の成果を挙げている。 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針に基づく取組や総人件費改革、給与水準の適正化等、政府方針に対応した取組が適切になされている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究活動	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 第3期中期目標期間の初年度として計画された平成23年度計画にしたがい、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施した。平成23年度に取り組んだ研究は、研究所が主体となって実施し、運営費交付金を主たる財源とする基幹研究としては、専門研究Aが7課題、専門研究Bが9課題、専門研究Dが1課題であり、外部機関との共同研究は4課題であった。このうち、専門研究Aの4課題、専門研究Bの3課題を重点推進研究とした。 研究活動を戦略的かつ組織的に行うために、各年度の研究計画を立案するとともに、研究の進行管理等を行う「研究班」を引き続き設けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究基本計画に基づき、研究課題を選定する仕組みが適切に整えられているものと認められる。 研究課題を厳選しなければならないという環境下において、取り上げられにくいニーズの多様化等を背景に頭在化している諸課題に考慮することも、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割であり、厳しい財政事情下にあってもなお一定の研究水準を維持するための努力が引き続き求められる。また、外部資金の活用について、さらに推進していくことが重要である。 <p style="text-align: right;">など</p>

		など	
研修事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に行った特別支援教育専門研修において、2ヶ月間という派遣自治体にとって決して負担が少なくない中で、①第1期から第3期までの通期における受講者数が計215名(募集人員200名)であること、②全国から広く参加を得ていること(42都道府県・5政令市)、③事前学習の実施状況が通期で90%を上回っていること、④研修終了後の満足度では最も満足を表す評価である「とても有意義なものである」が171名であり全受講者(215名)の約80%を占めた。 大学や自治体などにおける専門研修では実施上の工夫はなされるが、事前事後を加えた効果的な実施にまでは至っていない。ナショナルセンターとしての使命の自覚に基づき、他機関では実施し得ない専門研修の充実に努めている。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育専門研修については、2ヶ月間という派遣自治体にとって決して負担が少なくない中で、多くの受講を得ていることや、派遣する都道府県等教育委員会も全国から広く参加を得ていること、事前学習の実施状況が高い割合であること、研修終了後の満足度も高い評価を得ていることから、極めて有意義な取組であると認められる。 また、事前事後の指導を取り入れるなど、他機関では実施し得ない専門研修の充実に努めており、また、カリキュラムの不断の見直しや、個々の研修ニーズに対応して研究員が個別丁寧に相談・情報提供を行っているなど、受講者の満足度につながる多くの取組を行っていることが確認できる。 <p>など</p>
教育相談活動	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> コンサルテーションとは、特定の子どもを対象に学校等の機関においてどのように対処していくか等の課題について、機関に対して訪問や来所を通じて助言・意見等を行うことを指す。平成23年度は16機関(県立特別支援学校:3校、市区町村立学校:10校、地域療育センター等の機関:3機関)からの依頼を受けて、コンサルテーションを実施した。 平成23年度に実施した機関に対するコンサルテーションの有用度アンケートは、14機関からの回答があった。「コンサルテーションは役に立ちましたか」の質問に4件法(とても役に立った、役立った、どちらかといえば役立たなかった、役立たなかった)で回答を求めたところ、回答のあった全ての機関から「とても役に立った」という評価であった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> コンサルテーションの有用性については、アンケート結果から満足度が高く、評価できる。 都道府県が行っている教育相談の実態を把握し、どのようなケースで研究所がコンサルテーションを実施すべきなのか、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割について整理したうえで、研究所が担う部分でのコンサルテーションについて充実に図っていく必要がある。 最近、日本人学校における特別支援教育のニーズが高まっており、日本人学校への支援は、特別支援教育のナショナルセンターの役割として必要かつ重要な事業であり、研究所の取組は評価できる。今後、日本人学校のニーズに応えるとともに情報提供を徹底して行うことが重要である。 <p>など</p>
情報普及活動	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会の審議において、イギリス、フランス、イタリアにおけるインクルーシブ教育システムの構築状況について研究所から説明を行った。また、同特別委員会に設けられた合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループの審議に当たり、専門研究 A「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」を通じて得られた実践例を中間資料としてとりまとめ、文部科学省に提出した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の行政施策の企画・立案に寄与するよう国への提供として、中教審の特別支援教育の在り方に関する特別委員会の審議において、これまでの研究所において蓄積された研究業績を踏まえ、諸外国のインクルーシブ教育システムの構築状況について説明を行い、また、合理的配慮等環境整備検討WGにおいても、実践例を提供するなど、一定の貢献は認められる。今後とも引き続き、教育の現場と、国の行政施策との橋渡しとしての役割を期待する。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人大学入試センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:吉本 高志)
目的	大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)における教育の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。2 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。3 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:佐野 慶子)
ホームページ	法人: http://www.dnc.ac.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	評価項目	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	<総合評価>	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>						<項目別評価>		
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	
(1)組織の整備状況と業務の効率化	A	A	A	A	A	(1)センター試験の円滑で適切な実施状況	B	
(2)管理運営業務の効率化状況	B	A	A	B	A	(2)大学の入学者選抜の改善に関する調査研究の実施状況	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	(3)大学情報の提供等の実施状況	A	
(1)センター試験の円滑で適切な実施状況	A	A	A	A	A	(4)情報公開の実施状況	A	
(2)調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献の状況	A	A	A	A	A	2.業務運営の効率化	A	
(3)進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供状況	A	A	A	A	A	(1)組織体制の見直し状況	A	
(4)管理・運営と事業等に関する情報の積極的な公開状況	A	A	A	A	A	(2)業務運営の効率化状況	A	
3.財務内容の改善とその他主務省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	3.予算、収支計画及び資金計画	A	
(1)施設・設備に関する計画の策定	A	A	A	A	A	4.短期借入金の限度額	A	
(2)人事に関する計画の策定・実施状況等	A	A	A	A		5.重要な財産の処分等に関する計画	—	
						6.剰余金の使途	A	
						7.その他、主務省令で定める業務運営に関する重要事項	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 50万人以上の者が受験するセンター試験の実施に関して、経費削減を果たしつつ、良質な試験問題を作成するなど第3期中期目標の達成に向けて順調に進捗している。
- 平成24年度センター試験において問題冊子の配付ミス等のトラブル発生は試験実施方法の変更に伴う事前準備に問題があったと言わざるを得ず、文部科学省及び入試センターにおける検証結果をもとに、次年度以降の試験実施に向けて、再発防止に注力することを望む。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月閣議決定)等に基づき、運営費交付金に頼らない業務の運営が出来たことは評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
センター試験の円滑で適切な実施状況	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 試験当日「地理歴史、公民」の2科目受験者の一部試験室において問題冊子の配付ミス等のトラブルが発生し、多くの受験者に影響を与える結果となった。センターでは、影響を受けた受験者に対する救済措置として再試験及び第1解答科目と第2解答科目の解答順序の修正の実施を決定した。この措置に当たっては、限られた時間の中で、全ての再試験対象者への希望の意思確認、再試験室の設定、試験監督者の配置など試験実施大学の協力を得て、全力を上げて取り組み救済した。 平成24年度センター試験を円滑に実施するため、新たに大学の個別試験で発生した不正行為の防止対策や東日本大震災に対応するための特例措置を実施することとし、参加大学に周知・徹底を図った。また、センター試験が参加大学との共同実施であることを踏まえ参加大学が実施主体であることを明確にするための取組等を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度センター試験において、発生したトラブルは、リスク評価及びリスク対応に問題があったと考えられ、結果として「円滑に実施」できたとは言いがたい。次年度以降のセンター試験の円滑な実施のために、参加大学も実施主体であることを明確にするための取組、大学側の意思が反映されるための取組をさらに進めていくことが望ましい。 平成24年度センター試験の実施に係る変更事項については、マニュアル作成、関係者への周知も図っていたが、結果的に配付ミスが生じており、実施現場に対する指示等が不適切であったと評価する。文部科学省及び入試センターにおける検証委員会の分析と改善策をもとに、次年度以降の試験実施に向けて再発防止に取り組むことが望ましい。 センター試験における不正行為の防止について、専門家の意見を聴取し、速やかに対応したことは評価できる。 東日本大震災の被災志願者に対して、臨時試験場の設置や検定料免除などの取組みをしたことは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
大学の入学者選抜の改善に関する調査研究の実施状況	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に設置した調査・研究推進委員会において、中期目標・中期計画に合致するよう調査研究のテーマを精査し、センター試験に関する調査研究と大学入学者選抜の改善に関する調査研究に集中・特化した5年間の研究計画を策定するとともに、研究課題ごとに研究代表者、共同研究者を定め、研究体制を整えた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に設置した調査・研究推進委員会のもとで、入試センターのミッションに基づく研究課題を厳選し、その課題の研究が計画的に推進される体制を整備していることは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
大学情報の提供等の実施状況	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> センター試験に参加する大学の学部・学科名、アドミッションポリシー、入学定員等や入学者選抜に利用するセンター試験の教科・科目、配点など、センター試験に関する情報を中心に、大学入学志願者等に対し、センター試験を受験する上で必要な情報をインターネットを利用して情報提供した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> センター試験を実施する上で必要な情報を、インターネットも活用し、関係者へ適切に提供していることは評価できるが、平成24年度センター試験におけるトラブルの発生を省みれば、適切な情報提供の在り方を改めて検討することが必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>
情報公開の実施状況	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 法令で定められた情報の公開、ホームページによる情報の公開、広報資料等による情報の公開、報道機関による情報の公開を実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法令で定められた情報について、適切に公開するとともに、法人の業務活動の理解に資する情報についても幅広く公開していることは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
組織体制の見直し状況	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事務組織として総務企画部、事業部を置いている。平成22年度に行った、大学情報提供事業の見直しに伴い、平成23年度から情報課を廃止し、2部6課1室から2部5課1室体制とした。また、新高等学校学習指導要領への対応や事業の継続性に十分留意して人員を適正配置した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適性試験業務の終了等に応じ、弾力的に人員配置を見直すなどの取り組みは評価できる。今後、私立大学のセンター試験への参加が拡大傾向にあることを踏まえ、私立大学とのさらなる人事交流を推進することが望ましい。 <p style="text-align: right;">など</p>
業務運営の効率化状況	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月閣議決定)を踏まえ、23年度予算において運営費交付金をゼロとしている。 広報活動等により参加大学の拡大等を図るなど検定料等自己収入の増に努めた結果、計画に比して343百万円増収となり、運営費交付金に頼らない運営を行うことができた。 固定的な経費については、試験問題の印刷部数の見直し、法科大学院適性試験の廃止及びOMR(光学式マークシート読取装置)の更新台数の減等の経費削減を行ったことにより、平成22年度の固定的な経費に対して△2.18%(△146百万円)の効率化を図ることができた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金に頼らず一般管理費及び事業費のうち固定的な経費を昨年度と比較して2.18%削減したことは評価できる。 今後の固定的な経費の削減については、事業遂行にあたって過重な負担が生じることのないよう配慮することが望ましい。 運営費交付金に頼らない運営の中で、固定費の削減のほか、成績通知希望者の増加による成績通知経費以外の変動費を削減していることは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:田中 壮一郎)
目的	青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修(以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。)及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修(以下この項において「青少年研修」という。)のための施設を設置すること。2 1の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。3 1の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。4 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。5 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。6 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。7 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。イ 青少年のうちおおむね十八歳以下の者(以下この号において「子ども」という。)の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動。ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動。ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	スポーツ・青少年分科会(分科会長:小林 寛道)
ホームページ	法人: http://www.niye.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	中期目標期間	評価項目	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	<総合評価>	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人は平成18年4月に「(独)国立オリンピック記念青少年総合センター」、「(独)国立青年の家」と「(独)国立少年自然の家」の3法人が統合している。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>						<項目別評価>		
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	
(1)青少年をめぐる諸課題への総合的・効率的な対応状況	A	A	A	A	A	(1)青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進	S	
(2)企画立案機能の強化状況	A	A	A	A	A	(2)青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	A	
(3)業務の効率化状況	A	A	A	A	A	(3)青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	A	
(4)施設の効率的な利用の促進状況	B	A	A	A	A	(4)青少年教育に関する調査及び研究	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	(5)青少年教育団体が行う活動に対する助成	A	
(1)企画事業の実施状況	A	A	A	A	A	(6)共通的事項	A	
(2)研修支援事業の実施状況	A	A	B	A	A	2.業務運営の効率化	A	
(3)連絡・協力の促進に関する取組み状況	A	A	A	A	A	(1)業務の効率化	A	
(4)調査研究事業の実施状況	A	A	A	A	A	(2)効果的・効率的な組織の運営	A	
(5)助成業務の実施状況	A	A	A	A	A	3.予算、収支計画及び資金計画	A	
(6)附帯業務の実施状況	A	A	A	A	A	4.短期借入金の限度額	—	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	5.不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	—	
(1)収入の確保等の状況	A	A	A	A	A	6.上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	—	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	7.剰余金の使途	A	
(1)短期借入金の借入状況	—	—	—	—	—	8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—	—	A	A	—	(1)施設・設備に関する事項	A	
(1)重要財産の処分等	—	—	A	A	—	(2)人事に関する計画	A	

の状況							
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—	(3)中期目標期間を超える債務負担	A
(1)剰余金の使用等の状況	—	—	—	—	—	(4)積立金の使途	A
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A		
(1)施設・設備の整備状況	A	A	A	A	A		
(2)人事管理の状況	A	A	A	A	A		

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(総合評価の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の影響により、被災者の受入れや利用者のキャンセル等、通常の施設運営ができない中、各施設の努力により中期目標・中期計画で定められた目標は達成した。特に外遊びが思うようにできない等、生活環境の変化によるストレスを抱えた福島県の子どもたちに対し、青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすべく、これまで様々な事業に取り組んで培ったノウハウを活かしながら、効果的なプログラムを提供する「リフレッシュ・キャンプ」を実施し、参加者の心のケアに努めた。また、その参加者に対して事前事後にアンケート調査を実施し、被災した子どもたちの心の変化等についても分析した結果、「心が安定し、意欲が向上した」等の効果が認められた。 <p>以上の取組は多くのメディアで取り上げられ、各施設が迅速かつ的確に対応できるソフト・ハード両面の体制を有していることを示すとともに、今後起こりうる各種の災害時において参考となる取組を実施したことは高く評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、法人設立10年を経て、初めて全施設で宿泊室稼働率が5割を超えたことは、各教育施設と本部が協力して運営改善に取り組んだ成果の現れであると評価できる。
--

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、「機構活性化プラン」(平成22年1月策定)の具現化及び「体験の風をおこそう」運動の推進を図るため、①国の喫緊の課題や青少年施策への総合的な取り組みの推進、②国立施設としての特色ある事業の実施、③地域の指導者や学校教員等を対象とした指導者養成・研修を重点項目として設定し、実施した。実施した教育事業数は553 事業、参加者総数は141,260人であり、満足度は98.4%であった。 東日本大震災直後、自治体等からの要請に基づき、約56,000名の被災者を受け入れたほか、自衛隊の休息地や帰宅困難者の受入れ、また、被災地で活動するボランティアの活動拠点として施設を提供して対応を行ったが、中でも、震災の影響で外遊びができないなどの生活環境の変化により、精神的ストレスを抱えた福島県の子どもたちを対象に、福島県に所在する国立磐梯青少年交流の家、国立那須甲子青少年自然の家において、3泊4日の「リフレッシュ・キャンプ」を計18回行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「機構活性化プラン」をもとに、事業の企画段階から関係機関・団体と連携し、ニーズや課題を捉えるとともに、「子ども・若者ビジョン」において示された青少年の課題や困難を有する青少年の問題等の国の政策課題に対応した事業を的確に実施していることは評価できる。 今後は、青少年教育のナショナルセンターとして、公立施設等に向けた更なる情報発信に努めていただくとともに、活用事例を収集する方策について検討されることが望まれる。 東日本大震災における国立青少年教育振興機構の取り組み、特に東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、生活環境の変化による精神的ストレスを抱えている子どもたちに対して「リフレッシュ・キャンプ」を実施し、その結果、3,823人にも及ぶ参加者のうち、約96%から「楽しかった」という評価と精神的ストレスを解消の方向へ導いたことは高く評価できる。 <p>など</p>
青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度における研修支援での利用者数のうち、青少年及び青少年教育指導者等の利用者数は3,714,850人(前年度比196,059人減)であった。総務省住民基本台帳(平成23年3月末)における年齢別人口で、青少年(0歳～29歳)人口は36,685,991人であり、震災や福島第一原子力発電所の事故の影響を受け、延べ462,692人の利用取り消しがあったが、中期計画及び平成23年度計画に示している「青少年人口の1割程度の研修利用者を確保する」との目標が達成できた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故の影響により利用取り消しがある中、中期目標に掲げられた、「直近の青少年人口の1割程度の研修利用者を確保」しており、評価できる。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

法人名	独立行政法人国立女性教育会館(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:内海 房子)
目的	女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。
主要業務	1 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。2 1に掲げる施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。3 1に掲げる施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。4 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。5 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。6 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	社会教育分科会(分科会長:林 良博)
ホームページ	法人: http://www.nwec.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	評価項目	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	<総合評価>	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>						<項目別評価>		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	A	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき事項	A	
1 基幹的指導者に対する研修の実施	A	A	A	A	A	1 基幹的指導者に対する研修の実施	A	
2 基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施等	A	A	A	A	A	2 基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施、学習プログラム・研修資料の作成	A	
3 喫緊の課題に関する調査研究の実施等	A	A	A	A	A	3 喫緊の課題に関する先駆的調査研究の実施	A	
4 喫緊の課題を担当する指導者に対する研修の実施	A	A	A	A	A	4 喫緊の課題を担当する指導者に対する先駆的研修の実施	A	
5 課題解決に関する研究者や行政関係者・女性団体等指導者の交流機会の提供	A	A	A	A	A	5 地域の機関で活用しうる男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎的な研究成果の提供	A	
6 男女共同参画等に関する基礎研究成果の提供	A	A	S	A	A	6 全国的な資料・情報の収集、利用しやすいポータルとデータベースの構築、資料等の提供	A	
7 男女共同参画等に関する基本的かつ全国的な資料・情報の収集、ポータルとデータベースの構築・提供	S	S	S	A	A	7 女性アーカイブ機能の充実	A	
8 女性アーカイブの構築	A	A	A	A	A	8 国内の関係機関・団体等との協働事業の実施	A	
9 利用者への学習情報提供	A	A	A	A	A	9 交流機会の提供による会館を中心としたネットワークの構築	A	
10 利用者の拡大への努力	A	A	A	A	A	10 男女共同参画及び女性教育に関する国際協力・連携に資する研修の実施	A	
11 女性関連施設等男女共同参画等に関する全国の関係機関等との連携協力体制の充実	A	A	A	S	S	11 地球規模の課題についての調査研究の実施	A	
12 男女共同参画等に関する国際協力・連携に資する研修の実施	A	A	S	A	A	12 国際的なネットワークの構築	A	
13 海外の研究者等との交流・女性関連施設等との連携等、相互の研究成果の交換・活用	A	A	A	A	A	13 利用者への学習支援	A	
14 地球規模の課題に資する調査研究の実施等	A	A	A	A	A	14 利用の拡大	B	
II. 業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	A	A	II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	
1 広報の充実	A	A	A	A	A	1 適切な法人運営体制の充実	A	
2 運営及び業務の効率化	A	A	A	A	A	2 人件費・管理運営の適正化	A	
3 外部資金の導入	A	A	A	A	A	3 業務運営の改善及び効率化	A	
4 自己点検・評価等による業	A	A	A	A	A	4 業務運営の点検・評価	A	

務の改善							
Ⅲ.財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	A	Ⅲ.予算・収支計画及び資金計画	A
1 予算・収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	Ⅳ.財務内容の改善に関する事項	A
2 施設・設備の計画的整備	A	A	A	A		Ⅴ.その他主務省令で定める業務運営に関連する事項	A
3 関係機関・団体との人事交流等	A	A	A	A			

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.13)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 国立女性教育会館は、ナショナルセンターとして男女共同参画及び女性教育に関する基幹的な女性教育指導者等の育成、調査研究等による喫緊の課題への対応、情報の収集・提供、他機関との連携、国際貢献、ミッションに合った組織運営、業務の効率化、利用の拡大等に着実に取り組んでおり、第三期中期目標期間の初年度として順調なスタートを切ったものと評価する。特に研修や国内外シンポジウム等において、「震災と女性」等のニーズに合ったテーマを厳選して行う等改善が認められた。引き続き、中期目標の達成に向けた取組を行い、男女共同参画社会の形成の促進に大きな役割を果たすことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
喫緊の課題を担当する指導者に対する先駆的研修の実施	I.4	<ul style="list-style-type: none"> NWEC が開発したキャリア形成支援プログラムを題材としてプログラム開発から実施までのポイントを学んだ後、「社会活動キャリア支援」、「ワーク・ライフ・バランス」、「若年者に対する支援」の3コースに分かれ、ディスカッション及びワークショップ形式の参加型学習を行った。また学習成果として、地域に戻った参加者が地域・組織で実践することを想定した事業(学習)計画案づくりを行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○NWECが独自に開発したキャリア形成支援プログラムを研修に用いた点、「社会活動キャリア支援」、「ワーク・ライフ・バランス」、「若年者に対する支援」の3コースに分け参加型学習を行い、さらに参加者が地域に戻って実践できるよう計画案を提出した点はすばらしい。 <p>など</p>
利用の拡大	I.10	<p><利用拡大戦略に基づく取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 過去に利用しているが平成 23 年度予約がない団体を中心に全館職員による訪問等を行った。 ホームページの見直しを行い、見やすく、わかりやすいレイアウトに全面的に改訂した。 大学・企業向けに会館利用のモデルプラン等を掲載したチラシを作成し、積極的な広報を行った。また、理事長が企業の人事担当者や男女共同参画推進室やダイバーシティ推進室の担当者をNWECに招へいするなど積極的なPRに努めた結果、企業の女性管理職研修など新たな利用を呼び込むことができた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○企業向けに会館利用のモデルプラン等を掲載したチラシを作成し、積極的な広報を行うなど、行動したことは評価できる。 ○全職員が戦略的に利用者拡大に取り組んでいることは理解できる。さらなる利用拡大の戦略がほしい。 <p>など</p>
業務運営の改善	II.3	<ul style="list-style-type: none"> 運営会議を初めとする各種会議において不断の業務見直しを行っている。年度末には、全館職員から業務改善提案を募集し、運営会議出席者による検討会議を実施した。 51件の提案のうち研修宿泊施設等のキャンセル料金の徴収、エントランスにおける展示実施など36件が検討後措置された。(研修事業の見直しなどの15件については引き続き検討中) また、研修、調査研究に係る企画実施機能の強化、業務の効率化を図るため、チーム制を導入し、課室横断的な執行体制を整備した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○全館職員から業務改善提案を募集し、51件の提案のうち36件が検討後措置されたことは評価できる。 ○全職員から改善提案を募集するなど、職員の意識変革を促し、実際に業務改善を行っている点が評価できる。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人国立科学博物館(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (館長:近藤 信司)
目的	博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 博物館を設置すること。2 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。3 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 1から3に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。5 1に掲げる博物館を自然科学の振興を目的とする事業の利用に供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	社会教育分科会(分科会長:林 良博)
ホームページ	法人: http://www.kahaku.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	<総合評価>	—
<項目別評価>						<項目別評価>	
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためのとるべき措置	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
(1)社会的有用性の高い自然史・科学技術史体系の構築	A	A	A	A	A	(1)地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明を通じた社会的有用性の高い自然史体系・科学技術史体系の構築	
(1-1)自然史、科学技術史研究の状況	A	A	A	A	A	(1-1)自然史、科学技術史研究の状況	
(1-2)研究者等の人材育成の状況	A	A	A	A	A	(1-2)研究者等の人材育成の状況	
(1-3)国際的な共同研究、交流の状況	A	A	S	A	A	(1-3)国際的な共同研究、交流の状況	
(2)ナショナルコレクションの体系的構築と継承	A	A	A	A	A	(2)ナショナルコレクションの体系的構築及び人類共通の財産としての将来にわたる継承	
(2-1)標本資料の収集・保管状況	A	S	A	A	A	(2-1)標本資料の収集・保管状況	
(2-2)標本資料情報の発信状況	S	A	S	S	A	(2-2)標本資料情報の発信状況	
(2-3)標本資料等に関するナショナルセンター機能の状況	S	A	A	A	A	(2-3)全国的な標本資料情報の収集と発信状況	
(3)人々の科学リテラシーの向上	A	A	A	A	A	(3)科学博物館の資源と社会の様々なセクターと協働による、人々の科学リテラシーの向上	
(3-1)展示公開及びサービスの状況	S	A	S	S	S	(3-1)展示公開及びサービスの状況	
(3-2)学習支援事業の実施状況	S	S	S	S	S	(3-2)学習支援事業の実施状況	
(3-3)日本全体を視野に入れた活動の状況	A	S	A	A	A	(3-3)連携事業・広報事業の実施状況	
(3-4)知の社会還元を担う人材育成の状況	A	A	A	A	A		
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	2.業務運営の効率化	
(1)業務運営・組織の状況	A	A	A	A	A	(1)業務運営・組織の状況	
(2)経費の削減と財源の多様化の状況	A	A	A	A	A	(2)経費の削減と財源の多様化の状況	
3.財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	A	3.財務内容の改善に関する事項	
(1)外部資金等の積極的導入と管理業務の効率化	A	A	A	A	A	(1)財務内容の改善に関する事項	
4.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	4.その他業務運営に関する事項	
(1)施設・設備の状況	A	A	A	S	A	(1)施設・設備の状況	
(2)人事管理の状況	A	A	A	A	A	(2)人事管理の状況	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 国立科学博物館の主要な3つの機能である、「調査研究」「標本資料の収集・保管」「展示・学習支援」の全てにわたり、充実

た質の高い活動が数多く展開されている。

- 日本及びアジアの中核的な機関として自然史科学研究をリードしており、多数の標本資料情報の公開や学習支援事業の充実など国民の科学リテラシーの向上に寄与している。
- 外部有識者を参加させた経営委員会や来館者満足度調査に加え、研究活動に関する外部評価委員会を開催する等、積極的に外部評価を取り入れ、業務運営の改善を推進している。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																																
地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明を通じた社会的有用性の高い自然史体系・科学技術史体系の構築	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 日本学術振興会特別研究員だけでなく、大学と連携した連携大学院制度、当館独自の制度である特別研究生、外国人共同研究者等の受入制度で若手研究者を受入・指導することにより、大学等他の機関では研究、教育が縮小傾向にあり人材育成が困難となった自然史科学等、自然科学に関する基礎研究分野について、その後継者の養成を図った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 外国人を含む、若手研究者の育成や国立大学大学院生の受け入れ、全国の自然史博物館の中堅学芸員に対する研修など、人材育成に力を入れていることが認められる。また、人材や予算などの制約により、大学では推進が困難な自然史研究の支援や館の研究者が大学院等に教授等として参画も行っており、中期計画で掲げる目標の初年度としては満足できる成果を残している。 <p>など</p>																																
人々の科学リテラシーの向上	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 入館者の確保 平成 23 年度実績:1,803,949 人 平成 22 年度実績:1,862,655 人 • 博物館環境の整備状況:上野本館、筑波実験植物園、附属自然教育園においてはボランティアによるガイドツアー・植物園案内やボランティアによる自主企画、こども自然教室等の学習支援活動を実施した。 • 快適な博物館環境の充実:上野本館では、特別展、企画展等において、ポスター、チラシ等を作成し、配布した。日本語・英語・中国語・韓国語の案内用リーフレットを印刷・配布した。各言語版増刷にあたり、館内に新たに設けられた設備や動線等に係る記載を見直し、より来館者に分かりやすいリーフレットとなるよう努めた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 常設展の入館者は、平成 23 年度、1,803,949 人を記録し、5年間(平成 23~27 年度)で 650 万人とした中期目標の各年度平均値である 130 万人を大幅に上回っている。また、ここ数年コンスタントに 100 万人以上の常設展入館者数を維持しており、着実な成果を上げている。また施設改善のための基本構想を立案すると共に、誘導サインの見直し等きめ細かな対応を図っており評価できる。 • 新たな展示情報システムの開発やボランティアの活用、バリアフリーの拡充等による、乳幼児、障害のある人への対応等が、着実に進んでおりアメニティの充実状況は、欧米の博物館と比較して遜色はない。また、ショップ、レストラン、カフェのリニューアルにより、来館者とのコミュニケーションの充実等の環境整備が図られており評価できる。 <p>など</p>																																
業務運営の効率化	2	<ul style="list-style-type: none"> • 経営委員会の実施 • 来館者満足度調査等の実施 • 研究活動に関する外部有識者による評価の実施 • 官民競争入札等の活用 • 一般管理費の削減状況 (単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>22 年度実績</th> <th>23 年度実績</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>462,088</td> <td>434,568</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>人件費 (管理系)</td> <td>223,970</td> <td>229,768</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>686,058</td> <td>664,336</td> <td>3.17%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> • 業務経費の削減状況 (単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>22 年度実績</th> <th>23 年度実績</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>1,388,526</td> <td>1,285,830</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>人件費 (事業系)</td> <td>885,476</td> <td>853,679</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,274,002</td> <td>2,139,509</td> <td>5.91%</td> </tr> </tbody> </table> <p>など</p>		22 年度実績	23 年度実績	削減割合	一般管理費	462,088	434,568	—	人件費 (管理系)	223,970	229,768	—	合計	686,058	664,336	3.17%		22 年度実績	23 年度実績	削減割合	業務経費	1,388,526	1,285,830	—	人件費 (事業系)	885,476	853,679	—	合計	2,274,002	2,139,509	5.91%	<ul style="list-style-type: none"> • 館長のリーダーシップのもと経営委員会や外部有識者による評価、来館者満足度調査など経営改善に向けた取り組みが積極的に行われ、機動的で柔軟な業務運営の質的向上に努めており評価できる。 • 経費の削減は、施設経費、契約事務、給与等の管理経費の削減に努めることで、削減目標を順調に達成しておりその努力が認められる。また財源の多様化を図り、募金を積極的に進めるなど自己収入の拡大に努めたことは評価できる。さらに、契約の適正化や保有資産の見直しも適切に行われている。 <p>など</p>
	22 年度実績	23 年度実績	削減割合																																
一般管理費	462,088	434,568	—																																
人件費 (管理系)	223,970	229,768	—																																
合計	686,058	664,336	3.17%																																
	22 年度実績	23 年度実績	削減割合																																
業務経費	1,388,526	1,285,830	—																																
人件費 (事業系)	885,476	853,679	—																																
合計	2,274,002	2,139,509	5.91%																																

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人物質・材料研究機構(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:潮田 資勝)
目的	物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.nims.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)重点研究開発領域における基礎的研究及び基盤的研究開発	S×1 A×7 B×1	S×1 A×7 B×1	S×3 A×6	S×3 A×6	S×3 A×4	S×2 A×3	
(2)研究成果の普及及び成果の利用	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	A×2	S×1 A×2	
(3)中核的機関としての活動	S×2 A×6	S×2 A×6	S×1 A×7	S×2 A×6	S×2 A×6	S×2 A×4	
(4)その他	A×2	A	A×2	A×2	—	A	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A		
(1)機構の体制及び運営	A×7	A×6 B×1	A×6 B×1	A×7	A×4	A×9	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	—	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 不要財産または不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、その処分に関する計画		A	A	A	A	A	
6. 前号に規定する財産以外の重要資産を譲渡し又は担保に供しようとするときの計画	—				—	—	
7. 剰余金の使途	—	—	A	A	—	A	
8. その他主務省令で定める事項							
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)国際的研究環境の整備に関する計画	A	S	S	S	S		
(4)中期目標期間を超える債務負担						A	
(5)積立金の使途						A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 機構はその設立以降、不断の努力により物質・材料科学技術の世界トップレベルの研究機関に成長したと言える。平成23年度から第3期中期目標期間が始まったが、東日本大震災の発生、国際競争の激化、グローバル化の加速など、機構を取り巻く国内外の状況が大きく変化する中で、どのように社会に貢献できるのかを常に考え、業務を遂行することにより、その存在価値を高めていくことが求められる。
- 国家戦略の一翼を担う物質・材料科学技術の中核的機関として、自らに対する社会的、政策的要請に基づき、様々な拠点形成や施設・設備の共用等を推進していることは高く評価できる。今後は、機構としての一体感を維持しつつ、各種取組の相乗効果を発揮させることにより社会への貢献をより一層果たすとともに、機構のプレゼンスを国内外に対して積極的に示していくことが重要である。
- 環境・エネルギー技術のオープンイノベーションの場として会員制で企業が参加する「TIA ナノグリーン」を整備するなど、産学連携の構築に向けて、様々な取組を推進していることは評価できる。企業との距離感や連携方策等について、機構全体として、今後、どのような方針で対応していくのか、グローバル化の観点も踏まえつつ、これまでの実績や課題等を整理したうえで検討していくことが求められる。
- 管理・運営面では、プロジェクトの重点化も踏まえた組織・体制の見直しや経費の合理化・効率化等が着実かつ意欲的に進捗している。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
重点研究開発領域における基礎的研究及び基盤的研究開発	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 粒界ナノ領域の化学組成・欠陥構造を制御することでマクロな拡散物質輸送現象を大幅に変化させることを実証した。軽くてしなやかな繊維状素材であるフラーレンナノウイスキーにカリウムを添加することにより超伝導化することに初めて成功した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 独自に開発したフラーレン系物質の世界初の新規合成と超伝導化は顕著な成果であると評価できる。 <p>など</p>
	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> BN(窒化ホウ素)ナノチューブやナノシートの収率の高い製造法の開発に関して、新規ブリーカーとして酸化リチウムをホウ素に加えることで CVD 反応温度を 250℃低下させ、約 10 nm φ (従来の 1/5 程度)の BN ナノチューブを合成するプロセスを確立した。また、BN は層間の結合が強いため、グラファイトのように剥離してナノシートを創製することは大変に困難であるため、アンモニアボランを加熱し、膨張させる新規プロセスを開発し、厚さ2nmの BN ナノシートの合成に成功した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> BNナノチューブやナノシートの実用化に不可欠な高純度・大量合成法として、剥離法とは全く異なる簡便な合成法を開発し、従来の超軽量で優れた絶縁性・高熱伝導性を有することから、消費電力削減のためのパワーモジュール等の電子デバイス用放熱基板素材や超軽量高強度材料としての応用に近づく顕著な成果であると評価できる。 <p>など</p>
研究成果の普及及び成果の利用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 機構の広報に係る基本方針を策定し、メールマガジン発行や実験映像や研究成果紹介などの動画映像を提供した。定期広報誌 NIMS NOW 及び第二期中期計画における研究概要をまとめた「NIMS5年の歩み」を発行し、第三期中期計画開始に伴い、日英バイリンガルパンフレットを全面的に改訂した。また、機構の研究成果を普及するため、プレス発表を 49 件実施し、報道機関などからの取材要望に対して、テレビ番組企画案の提案や適切な研究者の紹介などの対応を行った。222 件(2,087 名)の見学対応や、「何でも相談」として、64 件の外部からの問い合わせに対応した。平成 23 年9月より新規業務としてメールマガジンを計 15 回発行し、双方向アウトリーチ活動を強化した。「鮮やか！実験映像」などの動画を制作し、メールマガジンにて紹介するとともに公式ホームページに掲載した。研究成果の発信と技術移転を促進するため、研究成果報告会(第 11 回 NIMS フォーラム、661 名来場)を開催した。さらに、nanotech 2012 等の展示会出展や、全国の高校生を対象とした体験学習「サイエンスキャンプ」等の青少年向けイベントや、大震災復興イベントである未来★夢教室(宮城県山元町)へも出展した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 科学番組ディレクターとして活躍していたマスコミ経験者を新たに採用し、動画映像の配信やメールマガジンの活用など、広報関連施策を効果的・効率的に推進したと高く評価できる。特に、機構で撮影した除染実験の動画をテレビ局に紹介し、その映像を基にした科学番組が放送されるなど、積極的な広報活動により、特に優れた成果を上げていると評価できる。 今後は、理数教育の充実の観点から、SSH との連携を含め、小中高の学生を対象とした取組やコンテンツを拡充するとともに、機構への見学の受入れ等、学校現場や教師との効果的な連携方策を検討することが期待される。 引き続き、外部への広報活動を推進するとともに、機構内部も意識した広報活動を実施し、機構の活動を内部にも共有することによる間接的な広報戦略も期待される。 <p>など</p>
組織編成の基本方針	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 研究プロジェクトについては、平成 23 年度より開始した第3期中期計画に於いて、6領域 30 プロジェクトから「先端的共通技術領域」、「ナノスケール材料領域」、「環境・エネルギー・資源材料領域」の 3 領域 19 プロジェクトへと整理統合した。 天津大学と一層の協力を促進するため「NIMS - 天津大学連携研究センター」を設置したほか、ナノ材料科学環境拠点の電池分野において、評価技術の開発、電解質に係る新技術開発を強化するため、界面制御電池材料創製グループ、マルチ電解質系電池グループを新設した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ナノ材料科学環境拠点における電池研究のためのグループを新設する等、機動的・効率的な研究運営が行える体制を構築していると評価できる。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人防災科学技術研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:岡田 義光)
目的	防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。5 防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.bosai.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	評価項目	H23年度	備考
＜総合評価＞	—	—	—	—	—		—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
＜項目別評価＞							—	
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	
(1)防災科学技術の水準向上を目指した研究開発の推進	S×1 A×10 B×1	S×2 A×9	S×1 A×10	S×1 A×10	S×2 A×10	(1)防災に関する課題達成型研究開発の推進	S×1 A×3	
(2)災害に強い社会の実現に資する成果の普及及び活用の促進	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	(2)防災に関する科学技術水準の向上とイノベーション創出に向けた基礎的研究成果の活用	A×3 B×1	
(3)中核機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力	A	A	A	A	A	(3)防災に関する研究開発の国際的な展開	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	(4)研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進	A×2	
(1)組織の編成及び運営	A	A	A	A	A	(5)防災行政への貢献	S×1 A×1	
(2)業務の効率化	A	A	A	A	A	2.業務運営の効率化	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	(1)業務運営の効率化	A×6	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	(2)研究活動の高度化のための取組	A×2	
5.重要資産の処分、担保に供しようとするときの計画	A	A	A	—	—	(3)国民からの信頼の確保・向上	A×2	
6.剰余金の使途	—	—	—	A	—	(4)職員が能力を最大限発揮するための取組	A×3	
7.その他主務省令で定める事項	A	A	A	A	A	3. 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	4.短期借入金の限度額	—	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	5.不要な財産または不要財産となる見込まれる財産がある場合には、その処分に関する計画	—	
(3)能力発揮の環境整備に関する事項	A	A	A	A	—	6.重要な財産の処分等に関する計画	—	
(4)情報公開	A	A	A	A	—	7.剰余金の使途	—	
(5)中期目標期間を超える債務負担	—	—	—	A	—	8.その他、主務省令で定める業務運営に関する重要事項	A	

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 中期目標期間の初年度に当たり、東日本大震災の影響を受けたが、中期計画に沿って事業が着実に実施された。
- 基盤的地震観測網を着実に維持・運用し、東日本大震災に関する貴重な観測データの取得に貢献したことは評価できる。さらに、これらのデータの解析により、海溝型巨大地震の切迫度指標として活用できる可能性が期待される研究成果が得られたことは評価できる。
- 政府の地震調査委員会等へ、基盤的地震観測網の観測データに基づいた解析結果等、多数の資料提供を行うとともに、被災地の地方自治体への支援を実施し防災行政に対し大きな貢献を行った点は、高く評価できる。さらに、市民も参加する情報集約支援を行う仕組である「ALL311:東日本大震災協働情報プラットフォーム」、の構築を行うなど、これまでの社会防災システム研究の成果を生かすとともに、今後の研究に資する情報の収集を行う活動が実施された点は評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
防災に関する課題達成型研究開発の推進	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 地震ハザード・リスク評価に関する研究においては、東日本大震災直後から各種の被害調査などを実施するかたわら、東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震ハザード評価手法の見直しや、地震動予測地図の改訂に向けた作業が急ピッチで進められた。この一環として、地震調査研究推進本部、内閣府防災担当、原子力安全・保安院など国の機関への情報提供をはじめ、茨城県・千葉県・栃木県などにおける地域防災計画の見直し作業や、その他市町村レベルでの災害対応に関するアドバイスなど、対外的な協力が幅広く展開された。 • 以上のように、東日本大震災に対応した研究内容を平成23年度計画に優先して積極的に実施し、中期計画に沿った大きな進捗を得た。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 本研究は、自然災害に関わる社会防災システムの研究なので、研究期間の直前及び期間中に発生した大きな自然災害により影響を受け、研究実施計画の変更は当然であるが、今回の東日本大震災は自然現象としての規模が甚大で、被害者の人数も極めて多かったことから、計画変更や新課題への対応を適切かつ迅速に行う必要が生じた。 • 中期計画に沿って研究開発が進捗したのに加え、東日本大震災に対応した研究を積極的に実施し、地震ハザード評価手法の進展において大きな成果を挙げた点は高く評価できる。 など
防災行政への貢献	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> • 地震調査研究推進本部地震調査委員会、地震防災対策強化地域判定会、地震予知連絡会等に対して、関東・東海地域の地震活動やGPS観測による地殻変動観測などの定期的な情報提供に加え、東北地方太平洋沖地震以降の地震の観測結果や影響評価といった顕著な地殻活動に関する情報提供を行った。また、火山噴火予知連絡会に対して、霧島山をはじめ、伊豆大島、三宅島、富士山等の火山活動に関する多数の情報提供を行った。さらに、地方公共団体等に対しては、雪氷などに関する観測データ、解析結果、震動実験映像などの提供を行った。以上により、国等の委員会に対して平成23年度は437件の情報提供を行った。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 国等の委員会への情報提供については、地震調査研究推進本部地震調査委員会、地震防災対策強化地域判定会、地震予知連絡会等に対して、多数の資料提供がなされた。特に、平成23年度は、東日本大震災の影響もあり、例年を大幅に超える件数に上り、防災行政へ大きな貢献を行った。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人放射線医学総合研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:米倉 義晴)
目的	放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。5 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。6 1に掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療を行うこと。7 前各号の業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.nirs.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	評価項目	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—		—	
<項目別評価>								
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	S	A	A	S	S	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	S	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
(1)放射線に関する研究開発等	S×5 A×21 B×3	S×7 A×21 B×1	S×4 A×25	S×6 A×23	S×2 A×6	(1)放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等	S×4 A×19	
(2)研究成果の普及及び成果の活用の促進	A	A	A	A	A	(2)研究成果の普及及び成果の活用の促進	A	
(3)研究活動関連サービス	S×1 A×3	A×4	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	(3)国際協力及び国内外の機関、大学等との連携	A	
2. 業務運営の効率化	B	A	A	A	A	(4)国の中核研究機関としての機能	A	
(1)一般管理費の削減、業務の効率化	A	A	A	A	—	2.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A	
(2)人件費削減	A	A	A	A	—	(1)マネジメントの強化	S×1 A×1	
(3)給与構造改革	A	A	A	A	—	(2)自己点検と評価	A	
(4)研究組織の体制のあり方	C	A	A	A	A	(3)リスク管理	A	
(5)企画調整機能・資源配分機能の強化、組織運営・マネジメントの強化	C	A	A	A	A	(4)業務の効率化	A	
(6)効果的な評価の実施	B	A	A	A	A	(5)重粒子医科学センター病院の活用と効率的運営	A	
(7)管理業務の効率化	C	B	A	A	A	(6)自己収入の確保	A	
(8)国際対応機能	A	A	A	A	—	(7)契約の適正化	A	
(9)緊急被ばく医療業務の効率化・適正化	A	A	A	A	—	(8)保有資産の見直し	A	
(10)研究病院の活用と効率的運営	A	A	A	A	A	(9)情報公開の促進	A	
(11)技術基盤の整備・発展	A	A	A	A	A	3. 予算、収支計画、資金計画	A	
(12)人事制度	B	B	A	A	A	4. 短期借入金の限度額	—	
(13)内部監査体制の充実強化	C	B	A	A	—	5.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、その処分に関する計画	—	
3.財務内容の改善に関する事項	B	A	A	A	A	6. 重要な財産を譲渡し、又は担保にしようとする	—	

						きは、その計画	
(1)外部研究資金の獲得	A	B	A	B	—	7.剰余金の使途	A
(2)自己収入の充実	A	A	A	A	A	8. その他業務運営に関する重要事項	A
(3)経費の効率化	C	A	A	A	A	9. 特記事項(東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故への対応)	S
(4)資産の活用状況	A	A	A	A	—		
4.予算、収支計画等	B	A	A	A	—		
(1)予算、収支計画、資金計画	C	A	A	A	—		
(2)短期借入金の限度額	A	A	—	—	—		
(3)剰余金の使途	A	A	A	A	—		
5.その他業務運営に関する事項	B	B	A	A	A		
(1)施設、設備の長期計画	C	B	A	A	A		
(2)人員について	A	A	A	A	—		
(3)人事について	A	B	A	A	A		

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 放射線医学総合研究所(以下、放医研)は、放射線に関する安全研究や医学利用研究など、放射線医学の総合的な推進を使命とする。評価委員会は、放医研がこれらの使命を果たすべく、全所を挙げて東京電力福島第一原子力発電所事故に対応しつつも、第3期中期計画の初年度として順調にその業務を遂行したことを確認した。
- 放射線医学利用における重粒子線治療においては、スキャニング装置による臨床試験の成功、治療時間の短縮化、次世代の呼吸同期照射の実用化等に進展があった。分子イメージング研究では、臨床応用を意識した分子プローブの開発が進み、第2世代 OpenPETやより高解像度のPET用検出器の開発、腫瘍や精神・神経疾患診断用プローブを用いた診断研究も進んでいる。放射線安全研究及び緊急被ばく医療研究では、低線量被ばく影響を小児への影響および機構研究の観点から着実に進めた。また、放射線の安全基準設定への助言を行うとともに、リスク評価、線量評価法の開発、急性放射線障害の対策研究も着実に進展させた。
- 業務マネジメントについては、理事長のリーダーシップの下、リスク管理への対応、運営連絡会議、理事長懇談会の開催による職員との意思疎通を図るなど研究環境の整備が適切になされ、一般管理費の削減も着実に進められているなど、研究所の業務運営全体において適切に取組が行われていると判断できる。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故への迅速かつ適切な対応は特に高く評価される。本事故対応においては、放射線安全・緊急被ばく研究分野ばかりでなく他分野の職員も含めて、全所的な体制で専門性を生かして対応した結果、信頼される研究機関としての社会からの高い評価に繋がったと考える。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
特記事項(東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故への対応)	9	<ul style="list-style-type: none"> 震災後直ちに原子力防災対策本部(本部長:理事長)を組織した。本部会合を開催(平成23年3月19日まで毎日(1日当り3回)、4月6日まで毎日(1日当り2回)、8月まで毎日。8月から毎週)し、東京電力福島第一原子力発電所事故への一連の対応を迅速かつ的確に把握及び指示した。この中で、専門家派遣、電話相談への全所的な対応や重粒子医学センター病院の病床の確保等、刻一刻と変化する情勢を踏まえ、体制を迅速に整備した。また、8月には定期的に事故対応を行う東電福島原発災害対策室を設ける等、事故対応の状況に応じて、本部体制、人員の見直しも適宜行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 常日頃の放医研の準備態勢(REMAT、生物影響研究など)が効を奏し、「放医研」が1つの組織として運営されるようになっていたことが、東京電力福島第一原子力発電所事故への迅速な対応を可能にしたものとして評価する。特に、三次被ばく医療機関として十二分な機能を発揮し、スクリーニングから線量評価、健康管理調査事業への専門的貢献、電話及びホームページ等で国民の不安を解消するための情報提供など、震災直後の速やかで適切な対応、およびその後の研究所を上げての努力と対応は高く評価できる。専門的知識を基に強力な支援を行い、放医研でなければ出来ない業務で卓越した成果である。今回の事故を通して、放医研のような施設の重要性が明確になり、今後の対応にも活かしていくべきであると考え。今回の事故対応からのデータ、低線量影響、環境影響についてのデータ等をきめ細かく蓄積して、今後に生かすとともに、引き続き継続した取り組みを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立美術館(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:青柳 正規)
目的	美術館を設置して、美術(映画を含む。)に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 美術館を設置すること。2 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3 2に掲げる業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 2に掲げる業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。5 2に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	文化分科会(分科会長:前田 富士男)
ホームページ	法人: http://www.artmuseums.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	評価項目	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	<総合評価>	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>						<項目別評価>		
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	
(1)美術振興の中核拠点としての多彩な活動の展開	A	A	A	A	A	(1)美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開	A	
(2)ナショナルコレクションの形成・継承	A	A	A	A	A	(2)我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示しうるナショナルコレクションの形成・継承	A	
(3)ナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化	A	A	A	A	A	(3)我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	2.業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	
(1)業務の効率化の状況	A	A	A	A	--	(1)業務の効率化の状況	A	
3.財務、人事、施設整備に関する目標	A	A	A	A	A	(2)給与水準の適正化等	A	
(1)財務の状況	A	A	A	A	-	(3)内部統制	A	
(2)短期借入金の限度額	A	A	A	A	-	(4)情報安全	A	
(3)重要な財産の処分等に関する計画	A	A	A	A	-	3.財務、人事、施設整備に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	
(4)剰余金の使途	A	A	A	A	-	(1)財務の状況	A	
(5)人事の状況	A	B	A	A	-	(2)人事の状況	A	
(6)施設整備の状況	A	A	A	A	-			
(7)関連公益法人	A	A	A	A	-			

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 独立行政法人国立美術館の平成23年度に係る業務は、東日本大震災による影響があつたにもかかわらず、全体として当初の計画どおり成果を上げておりと評価できる。
- ナショナルセンターとして、所蔵作品展、企画展、美術情報の発信などの事業活動のみならず、業務運営の効率化等において、それぞれの館が着実な成果を上げており、来館者へのサービスの意識が事業に浸透してきたといえる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
美術振興の中核拠点としての多彩な活動の展開	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 所蔵作品展 入館者数:864,514人(目標数:689,000人) 企画展 入館者数:2,566,205人(目標数:1,926,600人) 上映会(東京国立近代美術館フィルムセンター映画上映等) 入館者数:105,163人(目標数:99,000人) 巡回展 入館者数:9,077人 	<ul style="list-style-type: none"> 企画展については、震災の影響もあつたが、概ね計画どおり開催された。入館者数も全体として目標を達成しており、展覧会内容においても充実した取り組みであつたと認められる。 特に、国立国際美術館の「草間彌生」展や東京国立近代美術館の「ぬぐ絵画」展は、研究員の継続的研究の成果を踏まえつつ、新しい視点から現代文化を再検証する魅力的な展覧会が開催されたことが評

		<ul style="list-style-type: none"> 巡回上映(東京国立近代美術館フィルムセンター) 入館者数:96,621人 図書資料等の収集(5館計) 収集件数:23,848件 累計件数:398,972件 利用者数:29,186人(目標数:51,314人) など 	<ul style="list-style-type: none"> 価できる。 また、確固たる評価を得ている世界美術の紹介や現代美術への取り組みという点では、国立西洋美術館をはじめ、各館において世界的に評価を得ている外国作家の作品を紹介するとともに、国立新美術館を中心に新しい芸術表現の紹介などに取り組み成果を上げた。企画展の開催回数は、各館とも目標回数を達成した。 展覧会によっては、目標を達成していないものや、目標と実績の乖離が大きいものがあることから、今後は、その要因を検証するなど、必要な対応が望まれる。 ナショナル・センターとしての国立美術館における企画展の意義を改めて定性的な側面からも再検討し、法人内での研究員間の交流を深めつつ、より国民の期待に応えうる展観の実現を法人として目指してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	
<p>我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与 (ナショナルセンターとしての人材育成)</p>	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修の実施 平成23年度「美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」を実施した。 *参加者数101名 *実施期間:H23.8.1~H23.8.2 *会場:国立西洋美術館及び国立新美術館 本研修においてH23年度「教員免許状更新講習」を実施した。 美術館活動を担う中核的人材の育成 インターンシップ受入数:35名(H22:29名) 博物館実習受入数:17名(H22:17名) など 	<ul style="list-style-type: none"> 学校における鑑賞教育の充実は、総合的学習とともに必須のことと思われる。そうした観点からみると、この指導者研修は、美術館という作品を活用できる場で行うことが大事であり、成果も上げている。今後も継続すべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>	
<p>我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与 (フィルムセンターの取組状況)</p>	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 国際フィルム・アーカイブ連盟(FIAF)の正会員としての活動 ○南アフリカ・プレトリアで4月6日から4月19日まで開催された第67回国際フィルム・アーカイブ連盟(FIAF)会議に、主幹が出席し、シンポジウム等で発表を行った。 ○ユネスコ世界視聴覚文化遺産の日記念特別イベントとして「映画はどこで、どのように保存されているのか 一日/米ナショナル・フィルム・アーカイブからの報告」を開催した。 ○『第63回国際フィルム・アーカイブ連盟東京会議 2007 シンポジウム「短命映画規格の保存学的研究」の記録』を刊行した。 ●日本映画情報システムの運営 ●所蔵映画フィルム検索システムの拡充 1,770件を新たに公開 公開件数:65,517件 ●映画関連団体等との連携 ○国内団体との連携は、映画フィルムの貸与を通じて、福岡市総合図書館(FIAF 加盟機関)、映画保存協会等へ協力を行った。 ○日本映画・テレビ美術監督協会との共同事業「日本映画美術遺産プロジェクト」を継続し、今年度は美術監督水谷浩の諸資料の詳細調査とデジタル化を実施した。 ●フィルムセンターの東京国立近代美術館からの独立の検討 など 	<ul style="list-style-type: none"> フィルムセンターは、国際フィルム・アーカイブ連盟(FIAF)の主要メンバーとして優れた活動実績を上げており、フィルムの収集・保存・修復、上映会や展覧会の企画・実施、教育・研究活動の展開、国内外諸機関との連携においても高く評価される。 フィルムセンターの独立に関しては、引き続き検討されているが、フィルムセンターは、フィルムアーカイブとして国内のみならず国際的にも注目、期待されているナショナルセンターであることから、財政的・組織的な課題があるかもしれないが、今後は、フィルムセンターの独立に向けた本格的な検討が期待される。 <p style="text-align: right;">など</p>	

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人国立文化財機構(平成19年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:佐々木 丞平)
目的	博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。
主要業務	1 博物館を設置すること。2 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3 前号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。4 第一号の博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。5 文化財に関する調査及び研究を行うこと。6 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。7 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。8 第二号、第三号及び前三号の業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これらに類する施設(次号において「地方公共団体等」という。)の職員に対する研修を行うこと。9 第二号、第三号及び第五号から第七号までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。10 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	文化分科会(分科会長:前田 富士男)
ホームページ	法人: http://www.nich.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	評価項目	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	<総合評価>	—	
<項目別評価>					<項目別評価>		
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人は平成19年4月に(独)国立博物館と(独)文化財研究所との統合により発足している。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
(1)歴史・伝統文化の保存と承継の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承	A	A	A	A	(1)歴史・伝統文化の保存と承継の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承	A	
(2)文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信	A	A	A	A	(2)文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信	A	
(3)我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与	A	A	A	A	(3)我が国における博物館の中核として博物館活動全体の活性化に寄与	A	
(4)文化財に関する調査及び研究の推進	A	A	A	A	(4)文化財に関する調査及び研究の推進	A	
(5)文化財の保存・修復に関する国際協力の推進	A	A	A	A	(5)文化財保護に関する国際協力の推進	A	
(6)情報発信機能の強化	A	A	A	A	(6)情報資料の収集・整備及び調査研究成果の発信	A	
(7)地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上	A	A	A	A	(7)地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	2.業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	
3.財務・人事	A	A	A	A	3.財務・人事	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立文化財機構の平成23年度に係る業務は、東日本大震災による事業運営への影響があつたにもかかわらず、中期計画どおり実績を上げており、全体として一定の成果を達成したと評価できる。 ナショナルセンターとして、文化財の保存・修復、後世への伝承、広くアジア諸地域における文化政策への協力貢献の諸方面でもすぐれた成果を上げた。 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上については、ホームページの多言語化、新しい情報メディアの活用、バリアフリー化、託児所の設置など、多様な来館者への対応が進んでいる。 業務運営面では、一般管理費、業務経費の効率化、人件費の削減など、業務の質の向上と効率化が図られている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
歴史・伝統文化の保存と承継の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承(収蔵品の収集、収蔵品の管理・保存)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 収蔵品 122,802 件、23 年度新収品 701 件(うち購入 34 件、寄贈 176 件、編入 491 件)(※ 22 年度新収品 591 件)文化財購入費 7 億 2 千万円(※ 22 年度 18 億 6 千万円(11 億 4 千万円減)) 本格修理等における列品調査時、対症修理 	<ul style="list-style-type: none"> 全体として、各館の特色に沿った購入、寄贈、寄託によるバランスある体系的・通史的なコレクションが形成されていると評価できる。 新規購入品については、東京国立博物館では、東洋館の再開館に向けた演示具・備品等々のため新規購入費を

		<p>時、列品貸与の点検時に保存カルテを作成し、保存・蓄積した。(各館)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京国立博物館では 23 年度より保存カルテ作成件数の計数方法を、収蔵品及び寄託品のみを対象とし、特別展等の借用品における応急修理時の保存カルテ作成成分は含まないものとした(22 年度までは含む)。※(参考)従来の計数方法による 23 年度実績:1,641 件(東博) 保存カルテについては、文化財の個別写真が添付されたフォームに統一し、保存修理指導室で作成・保管するシステムの運用が軌道に乗ったことで、130 件を順調に作成した。(奈良博) 展示品を中心に X 線 CT スキャナ、三次元計測装置や三次元プリンタを用いて保存状況と構造調査を実施した。測定結果は文化財の予防的保存に役立てると共に展示に反映した。また、保存修復施設 1~6 を運用し、計画的な保存修理事業を進めた。(九博) <p style="text-align: right;">など</p>	<p>捻出できず、購入費の確保が困難であったが、全体として701件のコレクションの充実に努めており、一定の成果を上げている。</p> <p>寄贈・寄託品については、世界的にも著名な作品やコレクションの寄贈があり、長年に亘る所蔵者との友好的関係が構築されてきた成果と認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 収蔵品保存カルテの作成は、各館とも順調に進められており、特に、九州国立博物館の特色でもある先端科学技術を用いた予防的保存カルテの作成は、今後の博物館施設における管理保存の在り方を先導する新手法を示すものとして評価できる。 <p>また、耐震補強工事をはじめ、老朽化に対する対策は計画的に行われていると評価できる。</p> <p style="text-align: right;">など</p>																																				
<p>我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与</p> <p>(収蔵品貸与の推進)</p>	<p>1(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の貸与件数 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京国立博物館</td> <td>905</td> <td>1,315</td> </tr> <tr> <td>京都国立博物館</td> <td>429</td> <td>297</td> </tr> <tr> <td>奈良国立博物館</td> <td>118</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>九州国立博物館</td> <td>119</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,571</td> <td>1,936</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">件</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の貸与先施設数 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京国立博物館</td> <td>12</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>京都国立博物館</td> <td>74</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>奈良国立博物館</td> <td>37</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>九州国立博物館</td> <td>26</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>266</td> <td>301</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">件</p> <p style="text-align: right;">など</p>		H23 年度	H22 年度	東京国立博物館	905	1,315	京都国立博物館	429	297	奈良国立博物館	118	159	九州国立博物館	119	165	合計	1,571	1,936		H23 年度	H22 年度	東京国立博物館	12	150	京都国立博物館	74	74	奈良国立博物館	37	43	九州国立博物館	26	34	合計	266	301	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の影響により、全国的に博物館等の展覧会中止や閉館が相次いでいる中、作品の保存状態に配慮しつつ、国内外の博物館に対して積極的に貸借を行い、文化振興に努めたことは評価できる。 <p>今後も、諸機関との積極的な貸借による交流が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
	H23 年度	H22 年度																																					
東京国立博物館	905	1,315																																					
京都国立博物館	429	297																																					
奈良国立博物館	118	159																																					
九州国立博物館	119	165																																					
合計	1,571	1,936																																					
	H23 年度	H22 年度																																					
東京国立博物館	12	150																																					
京都国立博物館	74	74																																					
奈良国立博物館	37	43																																					
九州国立博物館	26	34																																					
合計	266	301																																					
<p>文化財保護に関する国際協力の推進</p> <p>(保存修復に関する技術移転の推進)</p>	<p>1(5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 諸外国の文化財保護に係る人材育成(東京文化財研究所) <ul style="list-style-type: none"> ○ 2012 年 2 月 27 日~3 月 20 日の日程で敦煌研究院保護研究所の研究員 3 名を日本に招へいし、研修を行った。 ユネスコアジア文化センター等が実施する研修への協力(奈良文化財研究所) <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団研修ではアジア太平洋諸国 16 ヶ国、16 名の研修生に対して、木造建造物の保存修復についての研修を行った。また個人研修ではインドネシア人専門家 3 名に対して、木造建造物の保存修復についての研修を行った。こうした研修を行うことにより、各国の人材育成に貢献するとともに、日本側の各国理解の一助ともなった。また国内における国際協力関係の諸機関との連携を強化することができた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 敦煌研究院研究員の招聘など、アジア諸国を中心とした諸外国における文化財の保存・修復に関わる人材育成に努めるとともに、我が国の文化財の保存・修復に関する技術移転を積極的に推進したと評価できる。 また、ユネスコアジア文化センターが、アジア太平洋諸国16カ国の研修生に対して実施する建造物を中心とした保存研修への協力を継続して行っており、アジア諸国の文化財修復ネットワーク構築にも貢献した。 <p style="text-align: right;">など</p>																																				

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1. 21)(個別意見)

- 講演会及びギャラリートークの参加者数については、中期計画において「参加者数についてはその都度、目標を設定する」とされており、これまでの実績の推移からみて、平成 23 年度計画の数値目標は大幅に下げて設定しているが、目標を設定した基準・根拠等が明らかとなっておらず、目標設定に対する妥当性についても言及されていない。
- 今後の評価に当たっては、目標値の設定根拠を明らかにし、その妥当性について言及した上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人教員研修センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 純一郎)
目的	校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。2 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	初等中等教育分科会(分科会長:舘 昭)
ホームページ	法人: http://www.nctd.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	第3期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>						
1. 国民に対して提供するサービスのその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	
(1)学校教育関係職員に対する研修の実施状況	A	A	A	A	A	
(2)学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導・助言・援助の実施状況	A	A	A	A	A	
(3)都道府県教育委員会等が独自に実施する研修に関する内容・方法等の情報の収集・蓄積と活用	A	A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化	B	A	A	A	A	
(1)経費等の削減・効率化の達成状況及び契約の見直し状況	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の点検・評価の実施状況	C	A	A	A	A	
(3)情報セキュリティの確保					A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	
7. その他主務省令で定めた業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	
(2)適正配置等による人員の抑制と人件費の削減状況等	A	A	A	A	A	
(3)内部統制の充実・強化					A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- ・教員研修のナショナルセンターとして真に国が担うべき研修に精選した結果、参加率・有意義率、活用率からみることができるような効果を挙げている。また、当部会の指摘に対する対応も早急的確で、理事長のリーダーシップのもと、研修事業及び業務運営において効率的、効果的な方法が迅速にとられていることは高く評価できる。
- ・業務運営においては、経費等の削減、効率化の実績として、中期計画の目標数値を超える大幅な縮減率に努力の成果が現れていることから、効率的、効果的な方法が迅速にとられていると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
学校教育関係職員に対する研修の実施状況	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・センターでは、中期計画及び年度計画に基づき、平成23事業年度に実施すべきとされた21研修について、全て実施した。また、年間の受講者数は、約7,800人であった。 ・平成23年度においては、実施すべきとされた地方公共団体からの委託を受けて実施している研修(委託研修)を除き、全ての研修(16研修)において、計画に定める受講者数の85%以上の参加者を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画通り、各研修を実施していることは評価できる。 ・教育相談指導者養成研修を新たに実施したことは、深刻な「いじめ」が大きな問題になっている今、時宜にかなっており評価できる。研修の内容、学校現場への反映度などを検証しつつ、さらに推進すべきである。 ・センター自らが実施すべきとされた16研修は、すべて参加率が85%以上である。これは、現在、真に国がすべき研修を精選すると
		区分	H22年度 H23年度

		<table border="1"> <tr> <td>実施した研修</td> <td>21研修</td> <td>16研修</td> </tr> <tr> <td>うち参加者が85%以上</td> <td>17研修</td> <td>16研修</td> </tr> <tr> <td>参加率が85%以上の研修比率</td> <td>81.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </table> <p>など</p>	実施した研修	21研修	16研修	うち参加者が85%以上	17研修	16研修	参加率が85%以上の研修比率	81.0%	100.0%	<p>ともに、昨今の学校現場の状況を鑑み、出席しやすい日時設定等工夫した成果であり、高く評価できる。</p> <p>など</p>			
実施した研修	21研修	16研修													
うち参加者が85%以上	17研修	16研修													
参加率が85%以上の研修比率	81.0%	100.0%													
学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導・助言・援助の実施状況	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して必要な指導、助言及び援助を行った。 研修教材等の開発・提供 センターホームページ上の研修教材等へのアクセス数 インターネットを活用したデジタルコンテンツ研修教材(DVD 研修教材(ダイジェスト版を除く)等への平成23年度のアクセス数は、約77万件(21年度より約7万件増加)となった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して、研修に関する必要な指導、助言及び援助を行っていること認められる。 デジタルコンテンツ研修教材を、ホームページで公開し、23年度のアクセス数が約77万件と21年度を7万件上回り、過去最高となったことは、関係者や一般の教材活用を促進し、情報公開の観点からも高く評価できる。 <p>など</p>												
都道府県教育委員会等が独自に実施する研修に関する内容・方法等の情報の収集・蓄積と活用	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県・指定都市教育(研修)センター等において、研修の企画立案や教材を作成するための参考となるよう、各地で研修用に作成した教材等のデータを収集し、その一覧を当センターホームページに掲載して、リンクさせることによる情報提供を行った。また、この情報も含めた「平成23年度版都道府県等センター情報(CD-ROM)」を各教育委員会へ配布し、活用を図った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県教育委員会等が独自に実施する研修に関する内容・方法等について情報を収集・蓄積を行い、また、その結果をセンターの事業へ活用していると認められる。 <p>など</p>												
経費等の縮減・効率化の達成状況及び契約の見直し状況	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 経費等の縮減・効率化に向けて、年度計画に掲げた事項を踏まえ、国内固定電話利用契約やインターネット専用回線の借上契約を単年度契約から複数年契約に移行する見直しを行った。また、宿泊施設や研修施設の受付・貸出等の管理業務を新たに民間委託するとともに、これまで単年度で個別に契約してきた建物清掃業務や警備業務の維持管理に係る各業務について、平成23年4月から3年間の包括的民間委託契約を締結したことにより、経費節減・効率化が図られ、一般管理費については対前年度比3%以上、業務経費についても対前年度比2%以上の削減目標を達成した。 <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度 予算</th> <th>23年度 決算</th> <th>縮減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>291</td> <td>277</td> <td>△4.8%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>560</td> <td>543</td> <td>△3.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)一般管理費には、土地借料を含まない。</p> <p>など</p>	区分	22年度 予算	23年度 決算	縮減率	一般管理費	291	277	△4.8%	業務経費	560	543	△3.0%	<ul style="list-style-type: none"> 経費等の縮減・効率化において目標を達成していると認められる。 一般競争入札の導入・範囲拡大等、契約の見直しを行っていること認められる。 契約に係る情報公開を実施していると認められる。 <p>など</p>
区分	22年度 予算	23年度 決算	縮減率												
一般管理費	291	277	△4.8%												
業務経費	560	543	△3.0%												
業務運営の点検・評価の実施の実施状況	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標の達成に向け、法人内部に自己点検・評価委員会を設置するとともに、日々の業務において不断に業務を見直し、業務運営の改善を図った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検評価の結果を業務運営の改善の重要な一要素として位置付け、業務運営の改善に十分に生かしていると認められる。 <p>など</p>												
情報セキュリティの確保	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に情報システムコンサルティング会社に委託して、センターの各種情報システム全般、情報セキュリティの確保状況、情報システムを利用した業務処理など、センターにおける情報システムを利用した業務処理に関する全般の問題点等について実態調査を実施し、その結果を基にしたセンターにおける情報システムの将来像についての改善策の提案を受けた。これにより、今後の各種情報システムの更新等に関する長期的・中期的な計画の策定、現行の情報セキュリティポリシーの見直しを含む情報セキュリティ確保に関する施策について検討を行うこととしている。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、担当組織の設置、実態調査の実施、将来計画の策定など、相当の情報セキュリティ対策を講じていること認められる。 <p>など</p>												

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人科学技術振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中村 道治)
目的	新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。4 新技術の企業化開発について企業等にあせんすること。5 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。6 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、研究者の交流を促進するための業務等を行うこと。7 5及び6に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること(大学における研究に係るものを除く。)。8 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jst.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)新技術の創出に資する研究	S×2 A×3	S×1 A×3	S×2 A×1	S×1 A×4	S×1 A×3	S×2 A×4	
(2)新技術の企業化開発	A×5	A×5	A×8	S×1 A×2	S×2	S×1 A×1	
(3)科学技術情報の流通促進	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	
(4)科学技術に関する研究・開発に係る交流支援	A×4	S×1 A×3	S×1 A×4	S×1 A×3	S×2 A×1	S×1 A×4	
(5)科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×2 A×1	
(6)関係行政機関の委託等による事業の推進	A	A	A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)組織の編成及び運営	S	S	A	A	A	A	
(2)事業費及び一般管理費の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)人件費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(4)業務・システムの最適化	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	—	A	A	A	A	A	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	A	A	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成23年度においても、機構の行う業務は中期計画通り順調に進捗し、科学技術イノベーションの創出、研究開発力の強化、科学技術外交の戦略的展開、国民の科学技術リテラシー向上等に大きく貢献している。特に、適切なマネジメントの下、優れた研究成果が創出されるとともに、研究成果の企業化を効果的に進めるための制度改善が着実に実施されていることを評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
新技術の創出に資する研究	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 研究領域の選定に関する研究開発戦略センターとの情報・意見交換に加えて、研究開発戦略センターへのプロポーザル策定の参加など機構内の組織間連携に取り組んだ。 テクニカルアセスメントチーム(TAT)において、機構職員が自らイノベーションにつながる有望なテーマを調査・抽出し、次年度からの研究加速につなげた。また、研究成果展開事業戦略的イノベーション創出プログラムにお 	<ul style="list-style-type: none"> スプレーするだけでがん細胞が光り出す蛍光試薬の開発、固体記憶媒体ソリッド・ステート・ドライブ(SSD)メモリに関する革新的新技術の開発、抗体を用いた創薬標的膜たんぱく質の結晶構造の解明などの優れた成果の創出、TATによる有望なテーマの調査・抽出など、特に優れた実績を上げている。 今後も優れた研究成果を科学技術イノベ

		<p>る研究開発テーマ設定に関して、TAT で調査した本事業の成果情報を産学基礎基盤推進部へ情報提供して、機構内の組織間連携を行った。</p> <p>など</p>	<p>ーション創出につなげるべく、研究成果の的確な把握や機動的な加速、事業内の研究領域・研究総括間の連携や知財戦略を含めた事業間連携を更に強化させるとともに、研究主監会議を活性化するなど、バーチャルインスティテュート性を高めていく必要がある。</p> <p>など</p>
<p>新技術の企業化開発</p>	<p>1(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度公募より、研究成果最適展開支援事業(A-STEP)と産学イノベーション加速事業を統合し、研究成果展開事業として一本化した。公募要領の共通部分の統一化等を図ることにより、制度利用者である研究開発企業や大学等の研究者の利便性を向上させた。 研究開発成果の普及及び活用の促進に関して、平成 23 年度に新たに株式会社産業革新機構と連携関係を構築するなど、複数の金融機関や経営支援機関との連携を深めることにより、連携する金融機関から機構の制度を利用したベンチャー企業に投融資が実行されるなど、具体的な成果があがった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発課題の進捗管理やプログラムオフィサー(PO)によるサイトビジット等、機構が有するきめ細かいマネジメント機能が有効に機能しており、それらが着実な成果につながっている。 平成 23 年度は、産学連携関係の競争的資金を研究成果展開事業として一本化し、公募要領の共通部分の統一化等を図っており、着実に取組を進めている。今後は、制度利用者の利便性の向上のためのより一層の取組が期待される。 <p>など</p>
<p>科学技術に関する研究開発に係る交流・支援</p>	<p>1(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機構において、各国の科学技術ポテンシャルの高い分野等に関する調査・分析を行い、文部科学省への提言を含め、研究交流に係る合意形成の準備の段階から主体的に相手国研究資金配分機関等との調整等を実施した。 機構とカナダ自然科学・工学研究機構(NSERC)との間で再生可能エネルギー及びエネルギー利用に関する研究協力について覚書が締結されたことが、日加首脳(野田総理とハーバー首相)会談後の共同成果発表に、日加科学技術協力の成果として盛り込まれた。また、平成 23 年 11 月の日英科学技術協力合同委員会において決定された機構と英国医学研究会議(MRC)のライフサイエンス分野における協力の合意がきっかけとなり、日英首脳(野田総理とキャメロン首相)会談後の共同声明に、当該分野における共同研究を促進すべく一層努力することが盛り込まれた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「国際緊急共同研究・調査支援プログラム(J-RAPID)」という震災対応の新たなスキームを迅速に立ち上げ、緊急時対応国際協力の事業モデルを創設するとともに得られた成果が震災復興に大いに活用されていること、国際研究交流の支援により優れた研究成果が得られたこと、研究交流の合意について首脳会談後の共同声明に盛り込まれる等科学技術外交上大きく貢献している。 <p>など</p>
<p>科学技術に関する知識の普及・国民の関心・理解の増進</p>	<p>1(5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度新規事業「科学の甲子園」において、都道府県に対して予選(代表校選抜大会)の実施を働きかけ、代表選抜に係るモデル問題の提供や実験用器材の提供等の支援及び積極的な広報活動を行った。このような取組の結果、全 47 都道府県の代表校が全国大会へ参加した。また、全国大会開催概要発表(平成 23 年 5 月)から、全国大会終了後(平成 24 年 3 月)までに、新聞等で 305 件の報道があり、全国大会の様子は NHK 神戸や CBC テレビ等でニュースとして取り上げられた。その他、企業への働きかけの結果、協働パートナー 12 社の参画を得た。 国際科学技術コンテスト支援において、二次選考合宿や強化訓練の拡充等により、国際大会参加者全員がメダルを獲得した(金 11、銀 13、銅 3)。※物理、生物学は過去最高成績。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際科学技術コンテスト支援において、広報協力や合宿強化等の各種支援の推進により、科学オリンピックの参加者総数 1 万人超や国際大会参加者全員のメダル獲得を達成した。また、チーム制・学校対抗の科学技術競技大会(「科学の甲子園」)や国際的な交流機会(SSH 生徒研究発表会への海外校の招聘や国際的なサイエンスキャンプ)の創設など新たな取組に挑戦し、特に優れた実績を上げている。 今後も、将来の科学技術を担う人材を育むため、子どもたちの意欲を引き出し、才能を伸ばしていくための取組について、地方自治体等との連携を強化しつつ推進していく必要がある。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人日本学術振興会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:安西 祐一郎)
目的	学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。2 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。3 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。4 学術の応用に関する研究を行うこと。5 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。6 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。7 4及び6に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。8 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jsps.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務	A	A	A	A	A	A	
(1)総合的事項	S×3 A×8 B×1	S×1 A×7	S×1 A×7	S×1 A×7	A×2	A×2	
(2)学術研究の助成	S×1 A×5	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	A×3	S×1 A×2	
(3)研究者の養成	A×9	S×1 A×8	S×1 A×1 1	S×1 A×8	S×2 A×4	S×3 A×3	
(4)学術に関する国際交流の促進	A×19	A×7	A×7	A×7	A×5	A×5	
(5)学術の応用に関する研究の実施	A	A	A	A	A	A	
(6)学術の社会的連携・協力の推進	A	A	A	A	A	A	
(7)国の助成事業に関する審査・評価の実施	A×5	A	A	A	A	S	
(8)調査・研究の実施	A	A	A	A	A	A	
(9)情報提供及び成果の活用	A×2	A	A	A	A	A	
(10)前各号に付帯する業務	A×4	A×3	A×3	A×3	A	A	
(11)平成21年度補正予算(第1号)に係る業務				S×2 A×1	S×2 A×2	A×4	
2. 業務運営の効率化	A	A	A				
(1)業務運営の効率化	S		A				
(2)職員の能力に応じた人員配置	A		A				
(3)省エネルギー、廃棄物削減に向けた取組	A	A					
(4)情報インフラの整備	A×2		A×2	A	A	A	
(5)外部委託の促進	A		A				
(6)随意契約の見直し及び監査の適正化			A				
(7)決算情報・セグメント情報の公表			A				
3. 予算、収支計画及び資金計画	A		A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—		—	—	—	—	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	A	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—		—	—	—	—	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項			—	—	—	—	
(1)施設・整備に関する計画	—	A	—	—	—	—	
(2)人事に関する計画	A		A	A×2	A	A	
(3)積立金の処分に関する事項			—	—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期計画の達成に向けて順調に進捗している。研究者の活動を安定的かつ継続的に支援すべく各事業を着実に実施するとともに、学術の特性に配慮した体制を整備し、研究者の意見を積極的に取り入れるなど、研究者の視点に立った制度運営が行われていることから、我が国の学術研究を支えるファンディングエージェンシーとしての責任を十分果たしていると評価できる。
- 科学研究費助成事業については、研究現場からの要望が大きかった、会計年度にとらわれない研究費の柔軟な執行を可能とするため、その一部が「基金化」されたことに適切に対応した。また「基金化」をはじめとする制度改善等について周知するための説明

会を全国で実施するとともに、研究費の不正使用等の防止に取り組み、交付業務の電子化を推進したことは高く評価できる。

- 研究者の養成について、特別研究員(PD)の新規採用者数の過去10年間になかった大幅な増員を行ったことや、受給制限の緩和による、他の競争的研究資金等の受給が行われたことは、優れた若手研究者のキャリアパスの確保や研究活動の拡大の観点から、高く評価できる。また、特別研究員(RPD)の拡充は、研究者の男女共同参画の推進に寄与している。
- 個人支援型の海外特別研究員の新規採用者数の大幅増員を図るとともに、大学等研究機関を対象とした組織支援型の「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」を組み合わせることで、将来性のある多様な研究人材の育成・確保に貢献している。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
学術研究の助成	1 (2)	<ul style="list-style-type: none"> 大学等の研究機関への事業説明を、文部科学省との共同実施(8回)、振興会の単独実施(9回)、研究機関等からの要望に応じての実施(53回)により、全国各地で行い、基金化をはじめとする制度の改善や公募の内容等に係る正しい理解の促進を図った。その際、地域バランスに配慮した。 研究者ハンドブック、事業説明資料、科研費FAQをより分かりやすいものに改善した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学等の研究機関への事業説明会は、各地で効率的に実施されており、特に、基金制度の説明会を7月までに重点的に開催したり、振興会の単独実施の説明会の開催回数が昨年度の1回から今年度は9回に増えるなど、限られた期間において、基金化を始めとする制度の全容や改善等に係る正しい理解促進を図っている。 また、基金化の導入も含めた制度に係るパンフレット、説明資料の質や読みやすさなどについて向上を図るとともに、文部科学省と協力して科研費FAQの全面見直しを行い公開した取組は評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
研究者の養成	1 (3)	<ul style="list-style-type: none"> 特別研究員(PD)については、平成23年度新規採用数を平成22年度に対し302人増員。 平成23年3月11日の東日本大震災の被災者への対応 <ol style="list-style-type: none"> 震災後の平成23年3月中旬に、被害の大きい地域(青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)の特別研究員に対し、メール等により所在を確認するとともに、震災による被災状況及び被災者からの要望を聴取した。(対象:911人)。その結果を踏まえ、以下を実施。 <ol style="list-style-type: none"> ①研究報告書等の提出期限の延長(DC:160 PD:36人) ②被災に伴う採用の中断及び延長制度の適用(DC:1人、PD:2人)(平成23年3月28日に採用者及び平成23年度採用内定者に通知。平成24年4月中旬に希望者からの届け出を受け付け、平成23年5月27日に中断・延長を承認。) ③申立書のみにより採用手続きを行った者(DC:84人、PD:9人)(平成23年3月30日に平成23年度採用内定者に通知。通常の採用書類の提出期限である平成23年4月8日を期限として申立書に代えて受け付けし、例年どおり5月に採用決定手続を実施。) 平成23年8月に全特別研究員に対し、研究計画の遅れ等に関する影響調査をメールで実施(対象:5,612人)し、その結果を踏まえ、学位が取得できなかった者や、1年以上の遅れがある者について延長措置を講じた。 被災による平成24年度への採用延長者(DC:18人、PD:1人)(平成24年1月～2月に研究従事機関への状況調査を実施。機関からの報告を受け、平成24年3月13日に延長内定を通知。) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度においては、特別研究員(DC、PD、グローバルCOE)に対して円滑に研究奨励金を支給しており、計画的・継続的に優れた研究者を養成・確保する観点から評価できる。 また、特別研究員(PD)については、過去10年間大幅な増員はなく、過去5年間の平均採択率は、約10%であった。このため関係者のニーズも踏まえ、平成23年度新規採用数について、平成22年度に対し302人の大幅増員を行っている。その結果、採択率が大幅に増加するなど、この増員は、博士課程を修了した若手研究者のキャリアパスの確保の観点から、高く評価できる。 特別研究員(PD)について、競争的研究資金等の受給制限の緩和(平成22年度末)により、平成23年度においては、これまで認められていなかった競争的研究資金等の日本学術振興会以外からの受給が64件あったことは評価できる。 また、東日本大震災の被災者に対し、被災状況や要望をきめ細かく聴取し、対応を迅速に行ったことは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
国の助成事業に関する審査・評価の実施	1 (7)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年6月に博士課程教育リーディングプログラム委員会を開催し、審査要項等を決定の上、平成23年8月に63の国公立大学から101件の申請を受け付け、類型別審査・評価部会(オールラウンド型、複合領域型、オンリーワン型)による審査を開始。部会においては、客観的で公平・公正な第三者評価による審査を実施し、平成23年11月に開催した博士課程教育リーディングプログラム委員会において13大学21件のプログラムを選定。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 博士課程教育リーディングプログラムは、平成23年6月に博士課程教育リーディングプログラム委員会を開催し、審査要項等を決定の上、平成23年8月に63国公立大学から101件の申請を受け付け、部会による審査を開始した。部会においては、客観的で公平・公正な第三者評価による審査を実施し、平成23年11月に開催した博士課程教育リーディングプログラム委員会において13大学21件のプログラムを選定した。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人理化学研究所(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:野依 良治)
目的	科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 科学技術に関する試験及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。4 科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.riken.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	<総合評価>	—	—	—	—	1. H17年度まではS、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からはS、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>			<項目別評価>					
1. 国民に対して提供するサービスその他の質の向上	A	A	1. 国民に対して提供するサービスその他の質の向上	A	A	A	S	
(1)科学技術に関する試験及び研究	S×8 A×11	S×5 A×10	(1)先端的融合研究	A	A	S	A	
(2)施設及び設備の共用	A	A	(2)戦略的・重点的な研究開発	S	S	S	S	
(3)特定先端大型研究施設の共用の促進に関する業務	A	A	(3)最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究	A	A	A	S	
(4)成果の普及・活用の促進	S×1 A×4	S×1 A×4	(4)研究環境の整備・研究成果の社会還元及び優秀な研究者の育成・輩出等	A	A	A	A	
(5)研究者及び技術者の養成、及びその資質の向上	A	A	(5)適切な事業運営に向けた取組	A	B	A	A	
(6)評価	S	S	2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	
(7)情報公開	A	A	(1)研究資源配分の効率化	A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化	A	A	(2)研究資源活用の効率化	A	A	A	A	
(1)研究資源配分の効率化	A	A	(3)総人件費改革への取組	A	A	A	A	
(2)研究資源活用の効率化	A×7 B×1	A×2	3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	
4. 短期借入金の限度額	—	A	5. 重要な財産の処分・担保の計画	—	A	A	A	
5. 重要な財産の使途	—	A	6. 剰余金の使途	—	—	A	A	
6. 剰余金の使途	A	A	7. その他	A	A	A	A	
7. その他			(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	(2)人事に関する計画	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A						

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 理化学研究所は、多様な研究力を生かして特定の分野に限定せず、重点的機動的に研究開発を行う機関として、国の政策に沿って重要課題の達成のため、戦略的・効果的に基礎研究からイノベーションにつながる取組を進める重要な使命を負っている。
- 理研の事業の重要な柱である戦略的・重点的な研究開発については、医療応用に関わるものとしては、ES細胞から数種類の細胞からなる複雑な人工網膜組織を試験管内で三次元形成することに世界で初めて成功し、「Nature」に掲載されるなど、世界的に優れた研究成果を多数挙げていることを評価する。
- 特に、研究基盤の整備については、国家基幹技術である「SACLA」と「京」について、それぞれ整備が順調に行われ、世界最高水準の施設を我が国の高い技術力を活用して完成させ、「SACLA」については、平成24年3月に共用開始を実現した。また、京については平成23年度におけるTop500リストで世界第一位(6月、11月)となり、試験利用の機会の提供など、平成24年度の共用開始に向けて準備を着実に進めたことを評価する。
- さらに、新領域開拓のための先端的融合研究についても、基幹研究所の一領域として育ててきた先端計算科学研究領域を、医工学的応用に向けて重点的な対応を進めるため、平成23年度に生命システム研究センターに発展させたことを評価する。ま

た、他の領域についても順調に成果を生み出しており、例えば、物質機能創成研究領域においては、真空のゆらぎから光子を生成する動的カシミール効果の理論を世界で初めて実証したといった成果が生み出されており、今後の発展に向けて着実に取り組んでいる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
先端的融合研究	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 反水素原子の生成条件について、共鳴法や周波数の制御などのパラメーターを調整してより最適化することにより、反水素原子の捕捉率が改善しただけでなく1,000 秒以上もの長時間、反水素原子を閉じ込めることに成功した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 反水素原子をじっくりと精密に観測することが可能になることで、今後、新たな研究領域の開拓が期待できるという観点から、高く評価できる。 <p>など</p>
戦略的・重点的な研究開発	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ES 細胞から個別の細胞への分化誘導が達成されている一方で、多数の細胞種からなる複雑な組織を試験管内で作製する事は困難とされてきたが、ES 細胞の立体培養系において、眼の発生過程を再現することにより、多層構造を持つ網膜組織「眼杯」をES 細胞から試験管内で立体形成させることに世界で初めて成功し、「Nature」に掲載された。 下垂体をES 細胞等から試験管内で作製するため、ES 細胞の立体培養系において、口腔外胚葉と間脳視床下部組織の相互作用による発生過程を再現し、人工下垂体(前葉部)の形成に世界で初めて成功するとともに、作製した人工下垂体が生命維持や成長に関わるホルモン分泌能を有することを確認し、「Nature」に掲載された。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有効な治療法の存在しない網膜色素変性症のような失明に至る網膜疾患に対する再生医療の実現に繋がると期待されるという観点から、高く評価できる。 下垂体の機能不全が原因となる内分泌疾患に対する再生医療の実現に繋がると期待されるという観点から、高く評価できる。 ノーベル賞級及びそれをサポートする研究を行っており、高く評価できるが、今後、さらに理研内外の他の分野との連携を行うことで、更に高いレベルの研究成果に期待したい。 今後は、コミュニケーション活動を国際的に広げて、日本人研究者・スタッフの視点や能力を広げると同時に、センターの国際的な認知度、理解・評価の向上を図ることが、理研全体の国際的評価にもつながると期待される。 <p>など</p>
最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年10月に、目標時期を前倒して目標としてきたLINPACK性能10ペタフロップスを世界で初めて達成した。また、平成23年6月の第37回TOP500リストに、整備途中の672筐体の構成によるLINPACK性能8.162ペタフロップスを登録し、計算速度世界第一位となり、平成23年11月の第38回TOP500リストに、全864筐体の構成によるLINPACK性能10.51ペタフロップス(29.5時間連続稼働、実行効率93.2%)を登録し、2期連続で計算速度世界第一位となった他、平成23年11月に、多角的でより現実的なスーパーコンピュータの性能指標となる4項目のベンチマークテストランキングであるHPCC Awardにおいて、全4項目で最高性能を達成し、我が国における国家に必要な最先端IT技術を実現した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画では、「平成24年6月までにLinpack実効性能10ペタフロップスを達成する」としていたが、東日本大震災の影響を受けながらも、目標を前倒して達成し、世界で初めてLinpack性能10ペタフロップス級の計算機を実現したこと等により、我が国における国家に必要な最先端IT技術を実現したという観点から、高く評価できる。 世界最速の計算速度を達成したことは高く評価できる。人類貢献型、世界最速コンピュータの活躍に、大いに期待したい。 スパコン性能世界一位をこれからも目指してほしい。 <p>など</p>
法令遵守、論理の保持等	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年9月に発覚した背任事件の再発防止策として、業務フローを見直し、物品の発注と納品確認を全て事務部門が行うこととした。平成23年4月から全事業所にて試行し、同年7月から本格運用した。不正防止のための取組みを検証するため、不正防止計画に基づくモニタリング、予算執行に関する実地検査、公的研究費の不適切な経理に関する調査を行い、いずれも不正や不適切な事項がなかったことから、取組は一定の効果をあげていると考えられる。引き続き、取組みが定着するよう取り組んでいく。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 順調に計画を遂行していると評価できる。特に、平成23年7月から、全事業所にて物品の発注と納品確認を全て事務部門が行う再発防止策が本格運用されていることは高く評価できる。 平成23年度に入り、不正防止のための取組の本格運用と検証が行われており、不正防止の取組の定着が認められる。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人宇宙航空研究開発機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:立川 敬二)
目的	大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)第二条の宇宙の平和的利用の基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。2 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。3 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。4 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。5 1から4に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。6 前記3及び4に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。7 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。8 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。9 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jaxa.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm

中期目標期間 5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	<総合評価>	—	—	—	—	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 ※「外部委託の推進」と合わせて評価
<項目別評価>			<項目別評価>					
1.国民に対して提供するサービスその他の業務			1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	
(1)自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化	S×2 A×11	S×2 A×10 B×1	(1)衛星による宇宙利用	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	
(2)宇宙開発利用による社会経済への貢献	S×3 A×7	S×3 A×8	(2)宇宙科学研究	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1	
(3)国際宇宙ステーション事業	S×1 A×5	S×1 A×6	(3)宇宙探査	S	S	S	A	
(4)宇宙科学研究	S×4 A×11 C×1	A×7 B×1	(4)国際宇宙ステーション(ISS)	S×1 A×1	S×2	S×2	A×2	
(5)航空科学技術の研究開発	S×2 A×5	S×2 A×4	(5)宇宙輸送	A×2 B×1	S×1 A×1 B×1	S×1 A×1 B×1	S×1 A×2	
(6)基礎的・先端的技術の強化	S×3 A×5	S×2 A×5	(6)航空科学技術	A	A	A	A	
(7)大学院教育	A	A	(7)宇宙航空技術基盤の強化	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1	
(8)人材の育成及び交流	A	A	(8)教育活動及び人材の交流	A×2	A×2	S×1 A×1	A×2	
(9)産業界、関係機関及び大学との連携・協力	A×2	A	(9)産業界、関係機関及び大学との連携・協力	A	A	A	A	
(10)成果の普及・活用及び理解増進	A×2	A	(10)国際協力	A	A	A	S	
(11)国際協力	S	S	(11)情報開示・広報・普及	A	A	S	A	
(12)打上げ等の安全確保	A	A						
(13)リスク管理	A	A						
2.業務運営の効率化			2.業務運営の効率化	A	A	A	A	
(1)3機関統合による総合力の発揮と効率化	S×1 A×2	S	(1)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	A	A	
(2)大学、関係機関、産業界との連携強化	「産学官による研究開発の実施」及び「大学共同利用システム」と合わせて評価		(2)業務の合理化・効率化	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	(3)情報技術の活用	A	A	A	A	
(4)業務・人員の合理化・効率化	A×4	A×4	(4)内部統制・ガバナンスの強化	A×4	A×4	A×4	A×2 B×2	

(5)評価と自己改革	A	A					
3.予算	A	A	3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A
4.短期借入金の限度額	-		4.短期借入金の限度額	-	-	-	-
5.重要な資産の処分・担保の計画	-		5.重要な資産の処分・担保の計画	-	-	-	-
6.剰余金の使途	-		6.剰余金の使途	-	-	-	-
7.その他			7.その他	A	A	A	A
(1)施設・設備に関する事項	A		(1)施設・設備に関する事項	A	A	A	A
(2)安全・信頼性に関する事項	A		(2)人事に関する計画	A	A	A	A
(3)国際約束の履行	「国際協力の推進」と合わせて評価	(3)安全・信頼性に関する事項	A	A	A	A	
(4)人事に関する計画	A※	(4)中期目標期間を超える債務負担	-	-	-	-	
(5)中期目標期間を超える債務負担	-	(5)積立金の使途	-	-	-	-	
(6)積立金の使途	-						

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標期間の4年目である平成23年度は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により筑波及び角田宇宙センターが甚大な被害を受け、当初事業計画への大きな影響が懸念されたが、法人内外の関係者の努力により、年度計画を概ね達成するとともに、一部の項目は特に優れた成果をあげた。 陸域観測技術衛星「だいち」の震災状況把握への貢献、準天頂衛星「みちびき」の仕様を上回る測位精度の達成、大学共同利用のシステムによる顕著な学術的成果、H-IIA19号機・20号機の打上げ成功による世界最高水準の打上げ成功率の維持、宇宙分野の国際協力の外交的役割拡大等、数多くの成果を上げ、我が国の科学的水準と技術力の高さを世界に示した。 業務運営においては、資産・運営の見直しについては着実に進められているが、他方、過大請求問題が発生し契約の適正性確保や内部統制の体制の観点で今後の課題となった。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
宇宙輸送	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 基幹ロケット(H-IIA ロケット及び H-IIB ロケット)について、部品枯渇に伴うアビオニクス機器等の再開発を引き続き確実に進めるとともに、飛行実証に向けた準備を進めた。併せて、H-IIB ロケットについては 4 号機からの民間移管達成に向けて調整を継続。(H-IIA19号機、20号機の打上げに成功して、初期20機の打上げ成功率実績が95%に到達し、「基幹ロケットについて20機以上の打上げ実績において打上げ成功率90%以上を実現する」とした中期計画の目標に、H-IIAロケット単独でも目標を上回る成功率で到達した。) <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> H-IIAの打上げ成功率とオンタイム打上げ率の高さは世界最高水準にあり、評価に価する。初期 20 機に続く、さらなる好成績の積み上げを期待する。 今後は、さらに高い信頼性、確実性を確保し、コスト競争力においても他国を凌駕するロケットの実現を期待する。 成功率 95%は欧米の実績と比べて特段に高いとは言えず、世界水準に到達したとの自己評価を超えて、さらなる信頼性向上に取り組んでほしい。 <p>など</p>
内部統制・ガバナンスの強化	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 契約相手方からの過大請求については、過去の教訓を踏まえ、公認会計士の支援を受けた制度調査を定期的に行う等を通じて再発防止に取り組んできた。 平成24年1月27日、三菱電機株式会社から、当機構との契約において費用の過大請求を行っていたとの報告を受けた。契約の適正性確保の観点から、機構内に立ち上げた対策本部の下、事案の具体的な内容の明確化及び過大請求額の確定・返還に向け、調査を進めているところ。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 三菱電機による水増し請求を見抜けなかった現実には極めて遺憾。徹底した原因究明と対策が必要である。 現在行なっている過大請求に関する調査に基づき、不正行為が起こりにくい仕組みづくりと早期に発見できる仕組みを検討すべき。JAXA の体制に問題があったのであれば、職員への定期的なヒアリングの実施、内部通報制度の充実、定期ローテーションなど、情報を吸い上げる仕組みが必要。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 英語版サイトへのアクセス数については、中期計画において「平成 19 年度の実績と比べて中期目標期間中に倍増を目指す」としているが、平成 23 年度のアクセス数の実績は 19 年度の実績よりも低い値となっている。貴委員会の評価結果をみると、広報活動全体に対する総合的な評価は行われているものの、アクセス数の倍増を目指すとした目標が客観的に達成される見込みがないと考えられることについて、原因・理由をどのように分析したか明らかにされていない。 今後の評価に当たっては、目標を達成する見込みがない項目について、その原因・理由を明らかにした上で、中期計画達成に向けた取組を促す評価を行うべきである。
--

法人名	独立行政法人日本スポーツ振興センター(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:河野 一郎)
目的	スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国立競技場の運営及びスポーツの普及・振興に関する業務。2 国際競技力向上のための研究・支援等業務。3 スポーツ振興のための助成業務。4 スポーツ振興投票業務。5 災害共済給付業務及び学校安全支援業務。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	スポーツ・青少年分科会(分科会長:小林 寛道)
ホームページ	法人: http://www.jpnsport.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(2)組織及び定員配置の見直し	A	A	A	A	A	A	
(3)業務運営の点検・評価の実施	A	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)スポーツ施設の運営・提供	A	A	A	A	A	A	
(2)国際競技力向上のための研究・支援等	A	A	A	A	A	A	
(3)スポーツ振興のための助成	B	B	A	A	A	A	
(4)災害共済給付	A	A	A	A	A	A	
(5)スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進	A	A	A	A	A	A	
(6)学校給食用物資の取扱い		A					
(7)一般勘定の積立金の使途	A						
(8)NTC中核拠点施設の供用開始に向けた準備等	A	A					
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化	A	A	S	S	S	S	
(2)自己収入の確保及び予算の効率的な執行	B	B	A	A	A	A	
(3)資金の運用及び管理	A	A	A	A	A	A	
(4)予算、収支計画及び資金計画	A		A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—		—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡・担保	—		B	B	B	A	
6. 剰余金の使途	—		—	—	—	A	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)その他の業務運営	A						
(4)中期目標期間を超える債務負担	A						
(5)積立金の使途			A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 日本スポーツ振興センターの平成23年度に係る業務の実績については、計画に沿って、業務運営の効率化、業務の質の向上及び財務内容の改善に努めており、中期計画の達成に向け、着実に業務を遂行していると評価する。 特に優れた実績を上げている業務は、以下のとおり。 スポーツ振興投票等業務については、インターネットサイトの新規提携などの販売チャネルの拡充等による売上向上や、情報システム保守体制の見直しと保守作業の効率化等による経費節減により大幅な収益を確保しており、大いに評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
------	---------	-------------	-----------------

一般管理費等の節減	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度予算に比較して、一般管理費は、約46百万円(9.5%)、人件費(管理系)は約237百万円(30.2%)を削減。一般管理費総額で、目標値(12%)を上回る約283百万円(22.3%)の削減を達成。事業費は、平成22年度予算に比較して約289百万円(3.8%)を削減し、目標値(1%)を上回る削減率を達成。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費、事業費及び人件費の削減実績が計画を上回っており、評価できる。 今後は、一般管理費、人件費とも単年でもかなり減少しており、次期中期計画等では中期的な人事計画等を踏まえた目標設定に考慮することを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
国際競技力向上のための総合的支援	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省に設置された「ロンドンオリンピック強化支援の検討に関する懇談会」(2012 ロンドンオリンピック強化タスクフォース)の意見に柔軟に対応しつつ、JOC及びNFのニーズを踏まえた上で、スポーツ医・科学・情報の各機能が統合されたJISSの特徴を活かし、総合的な支援活動を実施。 【文部科学省委託事業 チーム「ニッポン」マルチサポート事業】 ア ターゲット競技となった24競技種目(陸上、競泳、シンクロ、体操、トランポリン、レスリング、セーリング、自転車、フェンシング、柔道、カヌー、トライアスロン、卓球、ライフル射撃、スピードスケート、フィギュアスケート、サッカー、テニス、バレーボール、新体操、アーチェリー、バドミントン、スキージャンプ、ノルディック複合)に対し、戦略的・包括的に高度な情報・医・科学サポートを実施。 イ 2012年ロンドンオリンピックで「マルチサポート・ハウス」を設置・運営するための施設として、「ストラトフォード・サーカス」を選定。また、JOC及びNF等と協議の上、サポートサービスの検討を実施。 ウ 効果的なサポートを実施するために必要となる専門分野ごと、あるいは分野横断的・ターゲット競技横断的な調査研究を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際競技力向上のための国内外の情報収集・分析を積極的に行っており、特に国外での活動拠点として、ロンドン事務所を積極的に活用し総合的に現地での対外窓口としての機能を果たしていることは評価できる。また、国際競技力向上のための総合的支援を行うため、文部科学省委託事業チーム「ニッポン」マルチサポート事業を適切に実施している点が評価できる。 今後、国際競技力向上のための総合的な支援については、スポンサー等民間企業との協働の視点や国際ルールの変更等の動向に関する情報の収集・提供に努めるとともに、事業の成果の分析に努めることを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の売上は、当初の売上目標額630億円を大きく上回る約827億円を達成。これにより、平成23年度の収益は、当初の目標額(156億円)を大幅に上回る約243億円(国庫納付金約81億円、スポーツ振興投票事業準備金繰入約162億円)を確保。 平成23年度スポーツ振興投票券売上実績額82,673,844千円 スポーツ振興投票事業準備繰入実績額16,225,945千円 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興投票等業務は、インターネットサイトの新規提携などの販売チャネルの拡充等による売上向上や情報システム保守体制の見直しと保守作業の効率化等による経費節減により大幅な収益を確保しており、大いに評価できる。 今後も、くじ購入者の動向・需要をみながら、効率的効果的な広告宣伝業務の実施、販売体制の充実や経費執行を進め確実な売上が得られるよう、継続的に努力することを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
重要な財産の譲渡・担保	5	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人通則法の一部改正(平成22年11月27日施行)を受け、現物での国庫納付に向けた必要な手続きを進め、平成24年3月19日付けで文部科学大臣宛てに不要財産の国庫納付に係る申請を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人通則法の改正を受け、不要財産の国庫納付に係る申請を行ったことは評価できる。 早期に国庫納付が完了するよう、引き続き適切に対応する必要がある。 残存する職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)の方針等を踏まえ、見直しを行うことを期待する。
剰余金の使途の状況	6	<ul style="list-style-type: none"> いわゆる溜まり金(利益剰余金)は、運営費交付金を受けている一般勘定において523,554千円となっているが、前中期目標期間繰越積立金を除く積立金については、主としてスポーツ振興基金及び受託事業による利益、現物出資の受け入れに伴う還付消費税の増加である。 目的積立金はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> 利益剰余金については、適法・適切に処理されていると評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人日本芸術文化振興会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:茂木 賢三郎)
目的	芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動、ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの、ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動、2 劇場施設(伝統芸能の公開又は現代舞台芸術の公演のための施設をいう。)を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。3 その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。5 2の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	文化分科会(分科会長:前田 富士男)
ホームページ	法人: http://www.ntj.jac.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービス、その他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)文化芸術活動に対する援助	A	A	A	A	A	A	
(2)伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	A	A	A	A	A	A	
(3)伝統芸能伝承者養成・現代舞台芸術実演家等の研修	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究の実施・資料の収集活用	A	A	A	A	A	A	
(5)劇場施設の利用	B	B					
(6)附帯する業務	A	A					
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)外部評価の実施	A	A	A	A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)予算・収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の使途			A	A	A	A	
(4)その他振興会の業務運営に関し必要な事項(運営委託)	B	A	B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.13)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 法人全体の取り組みに関しては、おおむね計画どおりに実施され、平成22年度評価を受けて改善が見られた。
- 東日本大震災への対応は適切になされていると評価する。
- 更に質の向上を目指した取組が必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																																																												
文化芸術活動に対する援助	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 23年度助成金の交付実績 文化芸術振興費補助金による助成金:4,010,000千円(446件) 芸術文化振興基金助成金:1,423,100千円(814件) 助成対象活動の調査及び助成方法の検討 ① 会計調査:101件(調査活動:266件) ② 公演等調査:553件(調査活動:553件) 合計:654件(調査活動:819件) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の芸術文化の発展向上のため、公平かつ適切な援助・支援を目標に掲げて取り組む姿勢を高く評価したい。 プログラムディレクター、プログラムオフィサーの配置による具体的成果は未だ明らかではないものの、チェック体制の整備は進められていると認められる。 今後は成果の追跡・検証を行うとともに、評価基準の明確化やチェック体制の整備を図り、助成対象の質の向上に努められたい。 <p style="text-align: right;">など</p>																																																												
伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 公演実績(伝統芸能) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>公演数</th> <th>回数</th> <th>入場者数</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歌舞伎</td> <td>7公演</td> <td>212回</td> <td>216,897人</td> <td>236,000人</td> </tr> <tr> <td>文楽</td> <td>10公演</td> <td>371回</td> <td>164,918人</td> <td>171,990人</td> </tr> <tr> <td>舞踊等</td> <td>22公演</td> <td>36回</td> <td>19,765人</td> <td>19,460人</td> </tr> <tr> <td>大衆芸能</td> <td>65公演</td> <td>317回</td> <td>48,978人</td> <td>54,650人</td> </tr> <tr> <td>能楽</td> <td>51公演</td> <td>61回</td> <td>35,926人</td> <td>36,143人</td> </tr> <tr> <td>組踊等</td> <td>31公演</td> <td>43回</td> <td>17,424人</td> <td>16,529人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 公演実績(現代舞台芸術) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>公演数</th> <th>回数</th> <th>入場者数</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペラ</td> <td>13公演</td> <td>64回</td> <td>79,199人</td> <td>84,790人</td> </tr> <tr> <td>バレエ</td> <td>6公演</td> <td>36回</td> <td>42,506人</td> <td>47,290人</td> </tr> <tr> <td>現代舞踊</td> <td>4公演</td> <td>17回</td> <td>5,873人</td> <td>5,600人</td> </tr> <tr> <td>演劇</td> <td>8公演</td> <td>150回</td> <td>57,133人</td> <td>53,800人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p> 	分野	公演数	回数	入場者数	目標	歌舞伎	7公演	212回	216,897人	236,000人	文楽	10公演	371回	164,918人	171,990人	舞踊等	22公演	36回	19,765人	19,460人	大衆芸能	65公演	317回	48,978人	54,650人	能楽	51公演	61回	35,926人	36,143人	組踊等	31公演	43回	17,424人	16,529人	分野	公演数	回数	入場者数	目標	オペラ	13公演	64回	79,199人	84,790人	バレエ	6公演	36回	42,506人	47,290人	現代舞踊	4公演	17回	5,873人	5,600人	演劇	8公演	150回	57,133人	53,800人	<p>(伝統芸能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統芸能の各ジャンルで安定的な観客動員を実現していることに加え、歌舞伎の復活上演も、単なる研究的価値だけでなく、国民的エンターテインメントとして持つべき現代的な創造性、話題性のある作品を上演したことは大いに評価できる。 <p>(現代舞台芸術)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新国立劇場らしいラインナップで、それぞれ充実した成果をあげていると評価できる。新国立劇場が世界の注目を集める芸術スポットになるよう、さらなる努力、躍進を期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
分野	公演数	回数	入場者数	目標																																																											
歌舞伎	7公演	212回	216,897人	236,000人																																																											
文楽	10公演	371回	164,918人	171,990人																																																											
舞踊等	22公演	36回	19,765人	19,460人																																																											
大衆芸能	65公演	317回	48,978人	54,650人																																																											
能楽	51公演	61回	35,926人	36,143人																																																											
組踊等	31公演	43回	17,424人	16,529人																																																											
分野	公演数	回数	入場者数	目標																																																											
オペラ	13公演	64回	79,199人	84,790人																																																											
バレエ	6公演	36回	42,506人	47,290人																																																											
現代舞踊	4公演	17回	5,873人	5,600人																																																											
演劇	8公演	150回	57,133人	53,800人																																																											
調査研究の実施・資料の収集活用	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究等の実施状況(伝統芸能) ○上演資料集の刊行実績 歌舞伎:6冊(計画:7冊) 文楽:5冊(計画:5冊) 組踊:3冊(計画:3冊) ○配布実績 歌舞伎・文楽:出演者及びスタッフ各150件、研究者等70件、研究機関等50件 組踊:出演者及びスタッフ73件、研究者等42件、研究機関等51件 図書収集・閲覧等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収集</th> <th>閲覧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝統芸能情報館</td> <td>収集図書:3,212冊</td> <td>閲覧室利用者数:4,021人</td> </tr> <tr> <td>能楽堂</td> <td>収集図書:617冊</td> <td>閲覧室利用者数:4,228人</td> </tr> <tr> <td>文楽劇場</td> <td>収集図書:641冊</td> <td>閲覧室利用者数:930人</td> </tr> <tr> <td>国立劇場おきなわ</td> <td>収集図書:661冊</td> <td>レファレンスルーム利用者数:1,141人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	区分	収集	閲覧	伝統芸能情報館	収集図書:3,212冊	閲覧室利用者数:4,021人	能楽堂	収集図書:617冊	閲覧室利用者数:4,228人	文楽劇場	収集図書:641冊	閲覧室利用者数:930人	国立劇場おきなわ	収集図書:661冊	レファレンスルーム利用者数:1,141人	<ul style="list-style-type: none"> 日本芸術文化振興会の最も重要な任務の一つでもあり、この分野における積極的な取り組みを高く評価する。 今後は単なる調査・記録に終わらせず、新しい視野を開拓し、一般向けの資料としての価値を上げてはどうか。 <p style="text-align: right;">など</p>																																													
区分	収集	閲覧																																																													
伝統芸能情報館	収集図書:3,212冊	閲覧室利用者数:4,021人																																																													
能楽堂	収集図書:617冊	閲覧室利用者数:4,228人																																																													
文楽劇場	収集図書:641冊	閲覧室利用者数:930人																																																													
国立劇場おきなわ	収集図書:661冊	レファレンスルーム利用者数:1,141人																																																													

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・ 伝統芸能の伝承者の養成研修及び既成者研修の実施については、貴委員会の評価結果をみると、研修実績のうち年度計画を達成していない項目があるにもかかわらず、それらの項目について、未達成の原因・理由をどのように評価したか明らかにされていない。
今後の評価に当たっては、目標を達成していない項目の原因・理由を明らかにした上で、その妥当性について評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人日本学生支援機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 勝裕)
目的	教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。2 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。3 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。4 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。5 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。6 外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。7 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。8 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。9 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:佐野 慶子)
ホームページ	法人: http://www.jasso.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	評価項目	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	<総合評価>	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>				<項目別評価>				
1. 業務運営の効率化	A	A	A	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	
(1)業務の効率化	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	(1)共通の事項	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	
(2)組織の効率化	A×2	A×2	A×2	(2)奨学金貸与事業	A×2 B×2	A×3 B×1	A×3 B×1	
(3)評価	A×3	A×3	A×3	(3)留学生支援事業	A×10	A×9 B×1	A×9 B×1	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	(4)学生生活支援事業	A×3	A×3	A×3	
(1)共通の事業	A×3	A×3	A×3	(5)その他の附帯業務	A	A	A	
(2)学資の貸与その他援助	A×5 B×1	A×6	A×6	2. 業務運営の効率化	A	A	A	
(3)留学生への学資の支給その他の援助	A×5	A×5	A×5	(1)業務の効率化	A×4	A×4	A×4	
(4)留学生寄宿舎等の設置及び運営等	A×3	A×3	A×3	(2)組織の効果的な機能発揮	A×2	A×3	A×3	
(5)日本留学試験の実施	A×2	A×2	A×2	(3)内部統制・ガバナンスの強化	A×3 B×1	A×5	A×5	
(6)日本語予備教育の実施	A×1 B×1	A×2	A×2	3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	
(7)留学生交流推進事業	A×2 B×1	A×3	A×3	4. 短期借入金の限度額	A	A	A	
(8)大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供	A×2	A×2	A×2	5. 不要財産等の処分等に関する計画		A	A	
(9)学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究	A×3	A×3	A×3	6. 重要な財産の処分等に関する計画	A	A	A	
(10)その他附帯業務状況	A×3	A×3	A×3	7. 剰余金の使途	—	—	—	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	8. その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	A	A	A	(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	(2)人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	
6. 剰余金の使途	—	A	A	(3)中期目標の期間を	—	—	—	

7. その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	超える債務負担			
				(4)積立金の使途	-	-	-
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	(5)情報セキュリティ対策に係る計画		A	A
(2)人事に関する計画	A×3	A×3	A×2				
8. 財務内容の改善に関する事項			A×4				

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 奨学金の貸与事業の充実及び回収の抜本的強化、留学生支援事業及び学生生活支援事業の推進、保有資産の見直し、外部委託の推進、人件費削減など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。 具体的には、奨学金貸与事業については、所得連動返還型無利子奨学金制度の創設、大学院の家計基準の見直し等により、低所得世帯の学生の高等教育参加機会を上げた。また、回収率の向上への努力の結果、当年度回収率が前年度を上回り、かつ総回収率が目標値を達成した。留学生支援事業については、新規事業として留学生交流支援制度(ショートステイ・ショートビジット)の開始、私費外国人留学生学習奨励費給付制度の渡日前の予約採用の拡充により、留学生への経済的支援を適切に推進した。学生生活支援事業については、前年度から引き続き研修参加者の高い満足度を得ると共に、有識者会議による審議結果を踏まえた平成 24 年度以降の研修内容の精選及び改善・充実を図った。 また、東日本大震災に係る支援としては、奨学金貸与事業については奨学金の緊急採用及び返還猶予制度の周知の徹底等、留学生支援事業については私費外国人留学生学習奨励費の追加採用等、学生生活支援事業については学生生活支援担当教職員に対する研修会において震災後のメンタルヘルスをプログラムで取り上げる等、適切で柔軟な支援を行った。 一方、奨学金貸与事業については、さまざまな回収施策の実施により、総回収率は目標値を達成したが、回収促進の課題として長期延滞債権の削減等があることから、引き続き改善措置が講じられる必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																																																																																
奨学金貸与事業	1(2)	< 返還金回収実績(単位:千円)>	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな回収施策を的確に実施したことにより、目標値である81.3%を0.2ポイント上回る81.5%の総回収率であったことは評価できる。引き続き返還促進に努め中期目標の82%以上を達成すべく回収強化に尽力することが望まれる。また、総回収率の指標には直接的に顕れない「当年度分」の回収率も向上しているなど評価できる。今後は、機構の努力が明確に表され、かつ民間の眼でもわかりやすい指標を併用すべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>																																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>割賦の区分(期首)</th> <th>要回収額</th> <th>回収額</th> <th>回収率(23年度)</th> <th>回収率(22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8年以上延滞</td> <td>16,307,532</td> <td>1,056,861</td> <td>6.5%</td> <td>5.2%</td> </tr> <tr> <td>1年以上8年未満</td> <td>46,405,205</td> <td>5,292,370</td> <td>11.4%</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>7年以上8年未満</td> <td>3,325,026</td> <td>287,702</td> <td>8.7%</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>6年以上7年未満</td> <td>3,992,334</td> <td>351,710</td> <td>8.8%</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>5年以上6年未満</td> <td>4,860,505</td> <td>467,076</td> <td>9.6%</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>5,897,639</td> <td>628,903</td> <td>10.7%</td> <td>11.0%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>7,462,802</td> <td>878,560</td> <td>11.8%</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>9,237,755</td> <td>1,166,306</td> <td>12.6%</td> <td>11.9%</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>11,629,144</td> <td>1,512,114</td> <td>13.0%</td> <td>13.1%</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>17,553,118</td> <td>5,260,567</td> <td>30.0%</td> <td>31.7%</td> </tr> <tr> <td>3月以上1年未満</td> <td>11,446,470</td> <td>2,319,015</td> <td>20.3%</td> <td>23.3%</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>6,106,648</td> <td>2,941,552</td> <td>48.2%</td> <td>48.1%</td> </tr> <tr> <td>延滞計</td> <td>80,265,855</td> <td>11,609,798</td> <td>14.5%</td> <td>14.6%</td> </tr> <tr> <td>当年度</td> <td>393,570,461</td> <td>374,604,092</td> <td>95.2%</td> <td>94.7%</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>473,836,315</td> <td>386,213,891</td> <td>81.5%</td> <td>80.6%</td> </tr> </tbody> </table>		割賦の区分(期首)	要回収額	回収額	回収率(23年度)	回収率(22年度)	8年以上延滞	16,307,532	1,056,861	6.5%	5.2%	1年以上8年未満	46,405,205	5,292,370	11.4%	11.2%	7年以上8年未満	3,325,026	287,702	8.7%	8.5%	6年以上7年未満	3,992,334	351,710	8.8%	9.1%	5年以上6年未満	4,860,505	467,076	9.6%	9.7%	4年以上5年未満	5,897,639	628,903	10.7%	11.0%	3年以上4年未満	7,462,802	878,560	11.8%	11.2%	2年以上3年未満	9,237,755	1,166,306	12.6%	11.9%	1年以上2年未満	11,629,144	1,512,114	13.0%	13.1%	1年未満	17,553,118	5,260,567	30.0%	31.7%	3月以上1年未満	11,446,470	2,319,015	20.3%	23.3%	3月未満	6,106,648	2,941,552	48.2%	48.1%	延滞計	80,265,855	11,609,798	14.5%	14.6%	当年度	393,570,461	374,604,092	95.2%	94.7%	総計	473,836,315	386,213,891	81.5%	80.6%
		割賦の区分(期首)		要回収額	回収額	回収率(23年度)	回収率(22年度)																																																																												
		8年以上延滞		16,307,532	1,056,861	6.5%	5.2%																																																																												
		1年以上8年未満		46,405,205	5,292,370	11.4%	11.2%																																																																												
		7年以上8年未満		3,325,026	287,702	8.7%	8.5%																																																																												
		6年以上7年未満		3,992,334	351,710	8.8%	9.1%																																																																												
		5年以上6年未満		4,860,505	467,076	9.6%	9.7%																																																																												
		4年以上5年未満		5,897,639	628,903	10.7%	11.0%																																																																												
		3年以上4年未満		7,462,802	878,560	11.8%	11.2%																																																																												
		2年以上3年未満		9,237,755	1,166,306	12.6%	11.9%																																																																												
		1年以上2年未満		11,629,144	1,512,114	13.0%	13.1%																																																																												
		1年未満		17,553,118	5,260,567	30.0%	31.7%																																																																												
		3月以上1年未満		11,446,470	2,319,015	20.3%	23.3%																																																																												
		3月未満		6,106,648	2,941,552	48.2%	48.1%																																																																												
		延滞計		80,265,855	11,609,798	14.5%	14.6%																																																																												
		当年度		393,570,461	374,604,092	95.2%	94.7%																																																																												
総計	473,836,315	386,213,891	81.5%	80.6%																																																																															
< 回収率 >																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総回収率</th> <th>当年度分</th> <th>延滞分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>80.6%</td> <td>94.7%</td> <td>14.6%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>81.5%</td> <td>95.2%</td> <td>14.5%</td> </tr> </tbody> </table>		総回収率	当年度分	延滞分	平成22年度	80.6%	94.7%	14.6%	平成23年度	81.5%	95.2%	14.5%																																																																							
	総回収率	当年度分	延滞分																																																																																
平成22年度	80.6%	94.7%	14.6%																																																																																
平成23年度	81.5%	95.2%	14.5%																																																																																
		など																																																																																	

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人海洋研究開発機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:加藤 康宏)
目的	平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 海洋に関する基盤的研究開発を行うこと。2 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力を行うこと。4 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。5 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。6 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jamstec.go.jp/j/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービス、その他質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)海洋科学技術に関する基盤的研究開発	S×1 A×7	S×2 A×6	S×1 A×7	A×6 B×2	A×12	A×12	
(2)研究開発成果の普及及び成果活用の促進	A	A	A	A	A×3	A×3	
(3)学術研究に関する船舶の運航等の協力					A	S	
(4)科学技術に関する研究開発または学術研究を行うものへの施設・設備の供用	A	B	A	A	S×1 A×3	S×1 A×3	
(5)研究者及び技術者の養成と資質の向上					A	A	
(6)情報及び資料の収集・整理・保管・提供	A	A	A	A	A	A	
(7)評価の実施					A	A	
(8)情報公開					A	A	
2. 業務の効率化					A	A	
(1)組織の編成					A	A	
(2)柔軟かつ効率的な組織の運営	B	A	A	A	A	A	
(3)業務・人員の合理化・効率化					A	A	
3. 予算、収支計画及び資本計画	A	A	A	A	A×6 B×1	A×7	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の処分又は担保の計画	—	—	—	—	—	—	
6. 余剰金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他の業務運営							
(1)施設・設備に関する計画							
(2)人事に関する計画	A	A	A	B	A	A	
(3)能力発揮の環境整備に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 中期計画の達成に向けて順調に進捗している。機構が保有する資源を最大限に活かし、短期的な気候変動予測、東日本大震災による海底地形変化の分析、震災による深海生態系への影響解明等の分野において、機構でなければならない世界的に注目される研究成果があがっており、当該分野における国際的なプレゼンスが高まっていると考えられる。
- 研究船の運用について、効率的な運航・安全管理を行うとともに、震災後、文部科学省や機構内外の研究者の追加の要請に応え、運航計画を大幅に見直し、当初計画への影響を最小限にとどめながら震災対応の航海に多く供したことは、高く評価できる。
- 業務運営については、調達コスト低減に向けた具体的取組が実施されるとともに、機構内の競争的資金制度や目標管理型の人事評価制度、研修制度等の導入が順調に進んでいることが認められる。
- 機構の貢献について社会の認知度が確実に向上していることが認められるが、期待の高まりに伴った事業範囲の拡大により、今後、限られた経営資源の中での各分野の活動に支障を来すことが懸念される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海洋科学技術に関する基盤的研究開発 (地球環境変動研究)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> Argo フロートを計画通り66基投入するとともに、太平洋リージョナルセンターを運用し、太平洋でのArgoフロートのデータ品質監視を行った。また、国際Argo計画から各国に課せられた、更に、酸素センサー付フロート25基による集中観測により、中規模渦と生態系変動との関連性を示唆する結果が得られた。 次世代自動昇降ブイの検討・製作を行い、深海観測用フロート試作機の海域試験を実施した。 P10再観測(149 〇陥ったライン)を実施するとともに、過去に得られた高精度データを解析し、太平洋における10年スケールでの人為起源CO2の蓄積量を求めた。 黒潮流域に設置した海面係留ブイにより熱フラックスを計測・解析し、親潮前線の南側で冬季の海面熱フラックスが局所的に大きくなっていることを明らかにした。 4次元変分法データ同化手法を用いて、2009年の「みらい」MR09-01航海データを反映させた高精度データセットを作成した。また、生物・化学データのプロトタイプデータセットを完成させ、データセット公開に向けて客観的な品質評価を実施した。 など	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画及び平成23年度計画に沿って適切に業務が推進されている。 Argo フロートを計画通り 66 基投入し、取得したデータ約 6 万 5 千点の品質管理を終えたことは、国際 Argos 計画に大いに貢献するものであり、評価できる。 物質循環プログラムと連携して中規模渦と生態系変動との関係解明のため、酸素センサー付き Argo フロート 25 基を展開したことは、世界に先駆けた試みであり、評価できる。 東経 149 度線を南北に走る P10 で高精度観測を行い、人為的 CO2 の蓄積量を求めたことは、評価できる。 東日本大震災に際し、いち早く Argo フロートを福島沖合に投入し、放射性物質の海洋における移動と拡散の理解に資するデータを取得したことは、評価できる。 など
科学技術に関する研究開発または学術研究を行う者等への施設・設備の供用 (船舶および深海調査システム等の供用)	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 研究船の運用については、研究者から利用課題を公募し、外部有識者等からなる「海洋研究推進委員会」による選定等により、運航計画を策定した。老朽化対策のための整備期間等が必要となる中で、一元的な管理体制の下、課題の実施時期や実施海域を調整しつつ、安全を最優先として効果的・効率的な運航に努め、5 船計 1,310 日の運航日数を確保し、研究開発への利用に適切に供した。これらには文部科学省からの要請による海域モニタリング航海や緊急調査航海等の東日本大震災への対応、文部科学省や JOGMEC からの受託航海を含む。 東日本大震災対応で、地震発生直後 3 月 14 日から震源域での MCS 調査、福島第一原子力発電所沖での「海域モニタリング」や同じく震源域での「しんかい 6500」潜航調査等を合計 483 日(延べ 32 船)実施した一方、震災前に計画された運航計画のうち「よこすか」のインド洋調査、「かいいい」のメキシコ沖調査以外の航海を損なうことなく実施した。 など	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災後、文部科学省の要請や機構内外の利用研究者の要請に応え、被曝等のリスクに適切に対応しつつ運航計画を適切に再構築して、福島沖の放射能汚染モニタリングや北太平洋の広域放射能モニタリングに所有する船舶を供し、東日本大震災に係る調査活動を果敢に実施したことは、高く評価できる。 老朽化対策のための整備期間等が必要となる中で、一元的な管理体制の下、調査活動の実施時期や実施海域を調整しつつ、安全を最優先として効果的・効率的な運航に努め、5 船計 1,310 日の運航日数を確保し、研究開発への利用に適切に供したことは高く評価できる。 機構が所有する船舶の中には、船齢が高いものもあるため、所有する船舶全体の今後のあり方(整備・運用コスト含む)を含めて、次期調査船に関する方針を検討すべきである。 など
研究開発成果の普及および成果活用の促進 (普及広報活動)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> セミナー等におけるアンケートの実施、科学館や自治体等の担当者との緊密な連携などを行うことにより、各イベント等の反応を収集・分析している。これにより、主催者・参加者のニーズに即した広報活動を目指している。 特に、若い世代への普及広報活動については、対象者の年齢層を明確にした行事を設定することで、それぞれの世代に応じた情報発信を行うようにしている。 など	<ul style="list-style-type: none"> 小学生、大学院生、関連省庁、企業等の幅広い層に向けて、様々な取り組みを実施しており、指摘に対して適切に対応している。今後は、はがきコンテスト、研修、雑誌の内容等が、実際にどのように受け止められているか、毎年同じような内容になっていないか等、受け手側の意見を聞き、今後の活動に反映させる必要がある。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人国立高等専門学校機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小畑 秀文)
目的	国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。
主要業務	1 国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。3 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:佐野 慶子)
ホームページ	法人: http://www.kosen-k.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
業務の効率化、資源配分の状況				A	A	A	
業務の効率化状況							
経費配分状況							
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)教育に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2)研究に関する事項	S	A	A	A	A	A	
(3)社会との連携、国際交流等に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(4)管理運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(5)その他	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A		A	A	A	
収益の確保状況							
予算の効率的な執行状況							
適切な財務内容の実現状況							
4. 短期借入金の限度額	—	—		—	—	—	
5. 重要な財産の処分	—	A		A	—	A	
6. 剰余金の使途	A	A		A	—	—	
剰余金の発生状況							
剰余金の使用状況							
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項				A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A		A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A		A	A	A	
(3)設備に関する災害復旧に関する計画	—	—		—	—	A	
(4)積立金の使途				A	—	—	
8. 財務内容の改善に関する事項			A				
(1)自己収入の増加			A				
(2)固定的経費の削減			A				

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 独自のモデルコアカリキュラムの策定により、高等専門学校の特徴を踏まえた教育の質の向上を目指す取り組みが開始されているとは高く評価できる。
- 今後も高等専門学校の独自性や強みを前面に打ち出した、特色ある教育を推進していくことを期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
教育に関する事項 (入学生の確保)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 国立高専の特徴、進路状況、学生生活などの内容が掲載された広報資料を活用し、中学生及び保護者に対して積極的に情報提供を行い、入学志願者を増加させるための取組を推進した。 • また、各高専近隣の教育委員会や中学校など 	<ul style="list-style-type: none"> • 本年度入学志願者数が増加に転じたことは、関係諸団体との連携や様々な広報活動、入試方法の改善等、これまで入学者確保のため実施してきた取組の成果と考えられ、評価できる。 • 一方、今年度の志願者増は、高専機構本

		<p>に広報資料を配付・説明等を行うことによって、当該地域の中学生やその保護者、学校関係者に対する理解の促進を図ったほか、「キャリア教育(進路指導)担当指導主事会議」、「全国中学校進路指導連絡協議会」などの全国的な会議の場で資料配付・説明等を行うことで、全日本中学校長会等の全国的な組織への理解の促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> さらに、各高専における地域の中学校との連携について、その取組事例を各高専で共有し、連携の推進を図った。 <p>○男女別志願者数</p> <table border="1" data-bbox="475 477 935 611"> <thead> <tr> <th></th> <th>23入試</th> <th>24入試</th> <th>前年度からの増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男子</td> <td>14,178人</td> <td>14,959人</td> <td>780人増(+5.5%)</td> </tr> <tr> <td>女子</td> <td>3,002人</td> <td>3,155人</td> <td>154人増(+5.1%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17,180人</td> <td>18,114人</td> <td>934人増(+5.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>など</p>		23入試	24入試	前年度からの増減	男子	14,178人	14,959人	780人増(+5.5%)	女子	3,002人	3,155人	154人増(+5.1%)	計	17,180人	18,114人	934人増(+5.4%)	<p>部及び各高専の取組による効果以外の社会的要因の影響等も考えられ、また、高専ごとに取組の優位差も見られる。そのため、今後も引き続き、好事例の分析等も踏まえた入学志願者増加のための取組が必要。</p> <p>など</p>
	23入試	24入試	前年度からの増減																
男子	14,178人	14,959人	780人増(+5.5%)																
女子	3,002人	3,155人	154人増(+5.1%)																
計	17,180人	18,114人	934人増(+5.4%)																
<p>教育に関する事項 (教育課程の編成等)</p>	<p>2(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年10月に開校した高度化再編新高専(仙台・富山・香川・熊本)の事務部長・課長と機構本部との会議を開催し、教育や管理運営上の諸課題を検討し、問題意識を共有して課題の整理・解消に取組んだ。 4高専においては学年進行に基づき、新学科の教育を着実に進めるとともに、産学官連携や国際交流の広域的な拠点としての活動の充実に努めたほか、遠隔授業システムやテレビ会議システム、WEBカメラなどの活用を推進して、離れたキャンパス間の学生・教員の相互交流と効率的な運営に努めた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 宮城・富山・香川・熊本高専において、教育や管理運営上の諸課題を検討し、着実に教育を進めている。 <p>など</p>																
<p>研究に関する事項</p>	<p>2(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各高専の研究成果・技術成果を実用化に結びつけるため、特色ある研究成果を社会にアピールする場として「第9回全国高専テクノフォーラム」を実施したほか、各地区においても研究発表会を開催し、企業関係者を招いて高専と産業界との産学官連携について情報交換を行った。また、各地区において「地区テクノセンター長等会議」を開催し、産学官連携活動状況の共有と連携を図るなど、技術移転の推進並びに地域企業と連携する受託研究、共同研究の増加に努めている。 さらに、各地区拠点校の産学官連携コーディネーターを集め、産学官連携活動についての情報交や技術移転活動の事例紹介を行う、「産学官連携コーディネーター情報交換会」を開催し、イノベーション創出活動の強化を図っているほか、平成23年度も引き続き月1回電話会議を開催し、ネットワークの強化を図り、各地区における産学官連携活動を推進した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経済状況が厳しいなか、科研費の採択率が30%を越え、採択件数、金額共に過去最高を記録している。また、受託研究件数や寄付金額も増え、高専での研究活動が着実に進展していると評価できる。 高専間のレベル差が懸念されることから、全国の高専で推進する特定テーマや、地域企業との連携を更に強化する取組の推進が望まれる。 <p>など</p>																
<p>管理運営に関する事項</p>	<p>2(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス・内部統制体制の強化・充実に向けた検討 ○リスク管理本部危機管理室の設置(平成23年4月) ○コンプライアンス・マニュアル及びチェックリストの作成 ○全高専にリスク管理室等の設置 ○機構本部及び各高専間の緊急連絡体制の強化 ○大規模災害対応・連携の手引きの作成 ○危機管理マニュアルの作成 ○高専機構意見箱の運用 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理事長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題を把握し、重要な課題のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクについて、コンプライアンス・マニュアル、危機管理マニュアル等を作成し、自己点検を行う体制を整備している。 <p>など</p>																

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人大学評価・学位授与機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (機構長:平野 眞一)
目的	独立行政法人大学評価・学位授与機構は、独立行政法人通則法及び独立行政法人大学評価・学位授与機構法に基づき設立されました。機構は、大学等(大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的として、次の業務を行います。
主要業務	1. 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。2. 学校教育法に定めるところにより、学位(学士、修士、博士)を授与すること。3. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。4. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。5. 文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を行い、その結果について、国立大学法人評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:佐野 慶子)
ホームページ	法人: http://www.niad.ac.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	評価項目	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	<総合評価>	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評定自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>				<項目別評価>				
1. 業務運営の効率化	A	A	A	1. 業務運営の効率化	A	A	A	
(1)業務の効率化	A	A	A	(1)既存経費の見直し、業務の効率化	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービス、その他の質の向上	A	A	A	(2)業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置	A	A	A	
(1)大学等の教育研究活動等の総合的状況についての評価	A	A	A	(3)(独)国立大学財務・経営センターとの統合に向けた組織体制の整備	—	—	—	
(2)学位授与	A	A	A	(4)契約に関する事項	A	A	A	
(3)調査及び研究	A	A	A	(5)内部統制	—	—	A	
(4)情報の収集、整理、提供	A	A	A	2. 国民に対して提供するサービス、その他の質の向上	A	A	A	
(5)その他の業務	A×3	A×3	A×3	(1)総合的事項	A	A	A	
(6)業務運営	S×1 A×1	A×2	A×2	(2)大学等の教育研究活動等の状況についての評価	A	A	A	
3～6. 財務内容の改善	A	A		(3)学位授与	A	A	A	
(1)財務内容の改善に関する事項等	A	A	A	(4)調査及び研究	A	A	A	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A		(5)情報の収集、整理、提供	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	(6)認証評価	A	A	A	
				(7)その他上記の業務に付帯する業務	A	A	A	
				3～6. 財務内容の改善	A	A	A	
				7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	
				(1)人事に関する計画	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 中期計画の達成に向かって業務は順調に進んでいると評価できる。また、日本における評価文化の定着に中心的役割を果たしている。
- 業務運営について、省庁大学校・認証評価事業の収支均衡に向けて精力的に改革してきており評価できる。また、内部統制/監査体制等について強化しつつあるところは評価できる。
- 大学の個性や特徴を考慮した評価の実施、民間評価機関との連携等、大学評価の改善に資する調査研究が実施されており、学位授与については出来るだけきめ細かい対応を取るという考え方は評価できるので、引き続き実行して欲しい。

- 高等教育の国際的な質保証ネットワークの一翼を担い、国際機関等の行う会議等への積極的な参加、日中韓における質保証の連携の緊密化、質保証の国際会議開催を通してアジアにおける質保証の連携強化を図るなどの国際的な質保証に関する取り組みは高く評価される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
学位授与	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 短期大学・高等専門学校卒業業者等の単位積み上げ型の学習者に対して、4月期は申請者364人のうち合格と判定された309人に対して平成23年9月末までに学位を授与した。10月期は申請者2,561人のうち合格と判定された2,453人に対して平成24年3月末までに学位を授与した。 • 機構が行う学士の学位授与制度の目的、仕組み、学修方法、申請の手順等を解説した「新しい学士への途」に記載されている学修成果の作成方法や修得単位の審査の基準等を改正し、印刷媒体で配付するとともに、ウェブサイトにてPDF ファイルで掲載して、自由に閲覧やダウンロードができるようにした。なお、資料請求への対応を業務委託することにより、機構の業務の効率化を図った。 • 電子申請の利用の推進を図り、利用率について、平成22年度4月期の42.2%、平成22年度10月期の48.0%に対して、平成23年10月期は53.3%と増加した。なお、平成23年度4月期については、震災及びその影響による東京電力の計画停電のため、電子申請は中止した。 • 修士の学位授与と審査について、平成22年度までは論文1篇につき3人以上の担当専門委員により論文の審査及び試験を行っていたが、平成23年度からは、審査の質の担保に留意しつつ業務の合理化に努め、担当専門員を2人とした。また、審査に係る謝金単価の見直し等や事業費の削減を図った結果、省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、収支均衡となった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 短期大学・高等専門学校卒業業者等の単位積み上げ型による学位授与は、学士資格を持つことにより、将来の大学院進学に関しても重要なものであり、効果的・効率的に事業運営されている。 • 機構が行う学士の学位授与制度の目的、仕組み、学修方法、申し込みの手順等を解説した「新しい学士への途」はウェブ上で自由に閲覧やダウンロードができるようにするなどITへの対応が着実に整備されていることは評価できる。 • 電子申請の利用を推進することによって、申請者及び機構の双方にメリットが生じることは評価できる。昨年は震災の影響による計画停電により電子申請が中止されたが、電子申請は継続的に可能にする体制を維持、整備することを期待する。 • 省庁大学校修了者に対する学位授与事業を、審査の質の担保に留意しつつ、審査体制の合理化等によって、閣議決定方針に沿って、収支均衡を実現したことは評価できるが、引き続き審査の質の担保を確実にすることが期待される。 <p style="text-align: right;">など</p>
認証評価	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 評価部会の設置や評価担当者に対する研修の実施等の評価体制の整備を行い、7大学、6高等専門学校及び1法科大学院の評価を実施した。 • 新たな評価方法の開発に向けて機構内に検討グループを組織し、平成 25 年度から教育の国際化の状況について新たな評価事項を設けることとし、評価基準等を策定した。 • 平成 24 年度実施の大学機関別認証評価に係る手数料については、民間評価機関とのイコールフットリングを図る観点から、基本費用 200 万円→360 万円、1学部・1研究科あたり 35 万円→63 万円に、引き上げを行った。また、平成 24 年度実施の高等専門学校機関別認証評価に係る手数料についても同様に、基本費用 160 万円→240 万円、1学科あたり 20 万円→30 万円に、引き上げを行った。 • 高等専門学校機関別認証評価に係る第1サイクルの検証結果の総括やそれらを第2サイクルの認証評価の基準、観点等へどのように反映させたかについて、報告書を作成、公表した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 24 年度評価体制の構築、評価担当者の研修、25 年度からの教育の国際化評価項目新設など、着実に円滑な業務運営の準備ができています。 • 7大学、6高等専門学校の評価を実施し、問題なく評価を終え、評価結果を通知・公表したことは評価できる。 • 4大学、14 高等専門学校からの 24 年度評価受付を行うとともに、22 年度評価の検証、23 年度評価の検証のためにアンケート送付、等々着実な業務実施は評価できる。 • 民間評価機関との審査条件統一に向けて、審査手数料の引き上げを実施し、25 年度からは収支均衡を図る予定となっていることは公平性という点から評価できる。 • 第一サイクル時の評価と比べて第二サイクル時ではどこが改善され、どこが簡素化されたのかについて、適切に自己点検評価し、民間評価機関とは違う側面を広くわかりやすく公表することが求められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
財務内容の改善	3	<ul style="list-style-type: none"> • 業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント情報を毎年開示しており、平成23年度についても文部科学大臣に財務諸表等の届出を行うとともに開示することとしている。なお、平成23 年度から内訳をより積極的に開示することとし、資産項目の内訳を新たに開示することとしている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 財務、予算管理、資金管理に関して十分な監査体制の元で、適切に運営がなされており、また、固定的経費の削減が適切に行われていると評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人国立大学財務・経営センター(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:豊田 長康)
目的	国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「国立大学法人等」という。)の施設の整備等に必要資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。2 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け(施設費貸付事業)を行うこと。3 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付(施設費交付事業)を行うこと。4 国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のもの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。5 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。6 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:佐野慶子)
ホームページ	法人: http://www.zam.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	評価項目	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	<総合評価>	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評定自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>				<項目別評価>				
1. 業務運営の効率化	A	A	A	1. 業務運営の効率化	A	A	A	
(1)業務内容の精査、組織の見直し状況	A	A	A	(1)内部統制、組織の見直し及び業務改善の状況	A	A	A	
(2)業務内容の見直し、外部委託の推進等による効率化	A	A	A	(2)外部委託の検討・実施状況	A	A	A	
(3)事務情報化の推進、事務処理の効率化	A	A	A	(3)事務情報化の推進状況	A	A	A	
(4)業務の効率化	S	S	S	(4)見直しの実行性確保及び決算情報・セグメント情報の公表状況	B	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	(5)効率化の実施状況	S	S	S	
(1)国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言	A	A	A	(6)随意契約の適正化等の状況	A	A	A	
(2)施設費貸付事業及び施設費交付事業	A	A	A	(7)大学評価・学位授与機構との統合の状況	—	—	—	
(3)寄付金の受け入れ及び配分	B	B	B	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	
(4)高等教育財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査研究	A	A	A	(1)国立大学法人等の産管理等に関する協力・助言の実施状況	A	A	—	
(5)セミナー・研修事業の開催	—	—	A	(2)施設費貸付事業及び施設費交付事業の実施状況	A	A	A	
(6)国立大学法人等の財務・経営の改善に資する情報提供	A	A	A	(3)高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究の実施状況	A	A	A	
(7)財務・経営の改善に関する協力・助言	A	A	A	(4)財務・経営に関する情報提供等の実施状況	A	A	A	
(8)大学共同利用施設の管理運営	A	A	A	(5)国から承継した財産等の処理の実施状況	B	B	A	
(9)国立大学法人財務・経営情報システムの構築	A	A	A	3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	
(10)旧特定学校財産の管理処分	A	A	A	4. 短期借入金の限度額	—	—	—	
(11)承継債務の確実な徴収及び償還	A	A	A	5. 重要な財産を譲渡・担保する計画	—	—	—	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	6. 剰余金の使途	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	

5. 重要な財産を譲渡・担保する計画	—	—	—	△
6. 剰余金の使途	—	—	—	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(総合評価の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において事業内容が大幅に縮小された中、相応の組織体制・削減された人員で、第二期の中期計画の達成に向けて業務を順調に進捗させている。 国立大学財務・経営センターは、国立大学法人等における教育研究の振興に資するため、国立大学法人等における施設整備に必要な資金の貸付・交付事業や財務・経営活動の向上に資する調査研究事業を行っている。平成 23 年度は東日本大震災の長引く影響を受けながらも独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針に沿って、国立大学法人ときめ細かい連携の下、的確に業務を遂行し、各業務の品質向上と効率化に役員及び職員一丸となって取り組んだ結果、計画を上回る実績を上げている。 本センターは国立大学法人等と財務・経営面における情報交換、情報共有を行っており、国立大学法人側からの信頼感も厚くなっている。また、国立大学附属病院における財務・経営に関する調査分析に基づいて実施している施設整備等は地域医療の最後の砦としての公的使命機能を維持するために、大きな役割を果たしている。今後、本センターの事業が国立大学附属病院における教育研究診療機能の高度化に貢献することが期待される。
--

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
見直しの実行性確保及び決算情報・セグメント情報の公表状況	1(4)	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、当センターの実施する「財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言事業」及び「財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言事業」、「高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究事業」について、廃止するとされたことを踏まえ、平成22年度末をもって経営支援課、平成23年度末をもって研究部を廃止する等の組織及び事業の見直し等の対応を実施している。</p> <p>など</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、適切な組織の見直しと相応の人員削減、資産運営の大幅な見直しを図っており、その際、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や事業運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保していることは評価できる。</p> <p>など</p>
国から承継した財産等の処理の実施状況	2(5)	<p>広島大学本部地区跡地については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」の実現に向け、広島市から提出された事業スキーム案に従い独立行政法人都市再生機構を事業主体とする土地区画整理事業を計画していたところであるが、平成23年7月に同機構が土地区画整理事業から撤退したことを受け、期限である平成24年度内に跡地の売却を完了させるためにも広島市及び広島大学との任意の土地交換による土地の整形化を実施することとした。</p> <p>これまでに当センターが主体となって当該関係者(広島市、広島大学及び不動産鑑定業者等)と協議を重ね、平成24年3月22日に広島大学と土地交換契約を締結し、土地の整形化を図るとともに、交換差金253百万円を得ており、処分に向けて大きく進展している。なお、本件については、文部科学省独立行政法人評価委員会による「平成22年度に係る業務の実績に関する評価」(H23.8.28)において、「新たに広島市から提示された具体的な事業スキーム案を基に、着実な取組が期待される。」との指摘を受けており、引き続き広島市との土地交換を完了させるべく当センターが主体となって検討を進めているところである。</p> <p>など</p>	<p>広島大学本部地区跡地に関して、広島市及び広島大学との任意の土地交換による土地の整形化を実施し、処分に向けて進展していることは評価できる。</p> <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鈴木 篤之)
目的	原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 原子力に関する基礎的研究を行うこと。2 原子力に関する応用の研究を行うこと。3 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究。ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究。ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究。ニ ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究。4 1から3に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。5 放射性廃棄物の処分に関する業務で次に掲げるもの(原子力発電環境整備機構の業務に属するものを除く。)を行うこと。イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物の埋設の方法による最終的な処分。(以下「埋設処分」という。)ロ 埋設処分を行うための施設(以下「埋設施設」という。)の建設及び改良、維持その他の管理並びに埋設処分を終了した後の埋設施設の閉鎖及び閉鎖後の埋設施設が所在した区域の管理。6 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。7 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。8 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。9 1から3までに掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。10 1から9の業務に附帯する業務を行うこと。11 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第5条第2項に規定する業務を行うこと。12 1から11の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、又は処理する業務を行うことができる。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jaea.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	評価項目	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—		総合評価	—	—	
<項目別評価>					項目別評価			
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
(1)エネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した研究開発	S×1 A×7	S×1 A×6 C×1	S×1 A×7	S×1 A×6 B×1	(1)エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発	A×3 B×1	S×1 A×1	
(2)量子ビーム利用のための研究開発	S×2 A×1	S×1 A×2	S×2 A×1	S×2 A×1	(2)量子ビームによる科学技術の競争力向上と産業利用に貢献する研究開発	A	S	
(3)原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散	S×1 A×2	A×3	A×3	S×1 A×2	(3)エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成	S×1 A×3	S×1 A×3	
(4)自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理・処分に係る技術開発	A	A	A	A	(4)原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動	A×3	A×3	
(5)原子力の研究、開発及び利用に係る共通的科学技術基盤の高度化	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	(5)自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に係る技術開発	A	A	
(6)放射性廃棄物の埋設処分			A	A	(6)放射性廃棄物の埋設処分	A	A	
(7)産学官との連携の強化と社会からの要請への対応	A×9	S×2 A×7	A×10	A×10	(7)産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するための活動	A×8	A×7 B×1	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	2. 業務運営の効率化	A	A	
(1)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	A	A	(1)効率的、効果的なマネジメント体制の確立	A	A	
(2)統合による融合相乗効果	A	A	A	A	(2)業務の合理化・効率化	A	A	
(3)産業界、大学、関係機関との連携強化による効率化	A	A	A	A	(3)評価による業務の効率的推進	A	A	
(4)業務・人員の合理化・効率化	A	A	A	A	3. 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資	A	A	

(5)評価による業務の効率的推進	A	A	A	A	金計 4. 短期借入金の限度額	—	—
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—
(1)予算	A	A	A		6. 剰余金の使途	—	—
(2)収支計画					7. その他、主務省令で定める業務運営に関する重要事項		
(3)資金計画							
(4)財務の内容に関する事項	A	A	A	A	(1)安全確保及び核物質等の適切な管理の徹底に関する事項	A	A
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	(2)施設及び設備に関する計画	—	—
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—	—	—	—	(3)放射性廃棄物の処理及び処分並びに原子力施設の廃止措置に関する計画	S	B
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	(4)国際約束の誠実な履行に関する事項	—	—
7. その他業務の運営に関する事項	A	A	A	A	(5)人事に関する計画	A	A
(1)安全確保の徹底と信頼性の管理に関する事項	B	A	A	A	(6)中期目標の期間を超える債務負担	—	—
(2)施設・設備に関する事項	A	A	A	A			
(3)放射性廃棄物の処理・処分並びに原子力施設の廃棄措置に関する事項	A	B	A	A			
(4)人事に関する計画	A	A	A	A			
(5)中期目標期間を超える債務負担	A	A	A	A			

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、政府や福島県等自治体からの要請等に基づき事故対応のための取組に、これまでに蓄積してきた専門的知見や既存施設を活用しながら重点的に取り組み、我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関としての役割を果たしたことは、特筆すべきである。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
量子ビームによる科学技術の競争力向上と産業利用に貢献する研究開発	1 (2)	東日本大震災による被災にも関わらず、 <ul style="list-style-type: none"> J-PARCはセンター職員が一丸となり中期計画や年度計画の遅れを生じさせないよう直ちに復旧を開始し、平成23年度に予定していた1MW に向けた整備については計画どおり実施した。 東日本大震災でベロー部が伸びきった中性子発生用ターゲットについては、平成23 年度に高度化に着手し完成した新容器の復旧に合わせ交換した。その結果、平成23年12月から開始したビーム試験において中性子ビーム強度が以前より5%以上向上していることを確認した。 など	<ul style="list-style-type: none"> リニアックエネルギー増強については、東日本大震災により大きく被災したにもかかわらず、職員一丸の復旧等により1MW に向けた整備については計画どおり実施するとともに、復旧に併せた取組により中性子ビーム強度を復旧前に比べ5%向上させ、1MWに向けた高度化を加速させたことは、高く評価できる。 など
放射性廃棄物の処理及び処分並びに原子力施設の廃止措置に関する計画	7 (3)	<ul style="list-style-type: none"> 固体廃棄物減容処理施設(OWTF)の建設については、第1回設工認の認可が、東日本大震災の影響により約3か月遅れの平成23年6月となった。また、その後、廃棄物管理事業としての地震時の状態監視の観点から、内装設備関係の耐震性を向上させる設計及びその設計を反映した建家内配置を見直すこととしたため、平成23年度中の施設建設開始は未達成となった。 など	<ul style="list-style-type: none"> OWTFを平成23年度中に「建設を完了し、運転を開始する。」としている中期計画の達成には努力が必要ため、B評価とする。 ただし、建設開始できなかったのは震災を踏まえた設計の見直しなど外部要因があったことに留意が必要である。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

・ 該当なし

法人名	日本私立学校振興・共済事業団(平成10年1月1日設立) (理事長:河田 悌一) ※平成15年10月1日より、助成業務について独立行政法人同様に評価を実施。
目的	私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。2 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。3 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。4 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配布を行うこと。5 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:佐野 慶子)
ホームページ	法人: http://www.shigaku.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1324727.htm

中期目標期間 5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—		<総合評価>	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「総合評価」には「—」を付している。
<項目別評価>			<項目別評価>					
1. 業務運営の効率化に関する事項	A	A	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	
(1) 共通事項	A	A	(1) 私立大学等に対する補助事業	A	A	A	A	
(2) 補助事業	A	A	(2) 学校法人等に対する貸付事業	A	A	A	A	
(3) 貸付事業	A×2	A×2	(3) 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	A	A	A	A	
(4) 受配者指定寄付金事業	A	S	(4) 受配者指定寄付金事業	A	A	A	A	
(5) 学術研究振興基金事業	A	A	(5) 学術研究振興基金事業	A	A	A	A	
(6) 教育条件・経営情報支援事業	A×4	A×4	(6) 事業に関する情報開示	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	2. 業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	A	
			(1) 効果的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	
			(2) 経費等の縮減・効率化	A	A	A	A	
			(3) 契約の適正化	A	A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項	A	A	3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	
(1) 適切な財務内容の実施等	B	B	(1) 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	A	A	A	A	
(2) 財務内容の管理・運営の適正化	A	A	(2) 財務内容の管理・運営の適正化	A	A	A	A	
(3) 人件費改革に向けた取組	A	A	(3) 人件費の削減等	B	A	A	A	
(4) 期間全体に係る予算			(4) 期間全体に係る予算	A	A	A	A	
(5) 期間全体に係る収支計画	A	A	(5) 期間全体に係る収支計画	A	A	A	A	
(6) 期間全体に係る資金計画			(6) 期間全体に係る資金計画	A	A	A	A	
			4. 短期借入金の状況	—	—	—	—	
4. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A×5	A×5	5. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	
			(1) 施設・設備に関する計画	—	—	—	—	
			(2) 人事に関する計画	A	A	A	A	

			(3)研修等助成に関する計画	A	A	A	A
			(4)中期目標期間を超える債務負担	-	-	-	-

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(総合評価の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期中期計画の達成に向けて順調に進捗している。年度計画に基づいた業務の着実な実施と改善・充実が、各業務の質の向上や効率化につながり、計画を順調に達成している。 特に、学校法人等への経営支援・情報提供事業においては、①詳細なモニタリングの定期的実施や専門家の活用、②経営相談マニュアルの内容についての改善及び内部研修会の実施、③「災害対策相談窓口」の設置及び被災した学校法人等からの経営相談の積極的な対応、④ホームページの内容の工夫、私学リーダーズセミナーの実施等きめ細やかに行われており、私立学校支援に大いに役立っていると評価できる。
--

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等												
私立大学等に対する補助事業	1.(1)	<p>【一般補助】</p> <p>① 定員充足状況に応じた減額など増減率表等の見直し</p> <p>ア 補助金の不交付基準(取扱要領)の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不交付となる定員超過率の変更 不交付となる収容定員超過率及び入学定員超過率について平成23年度以降、収容定員が8,000人以上の大学等に対しては、経過措置を設けた上で、不交付となる定員超過率について、収容定員超過率を1.4倍以上、入学定員超過率を1.2倍以上(医・歯学部を除く)に引き下げ定員管理の適正化を促した。 <p>イ 補助金算定方法等(配分基準)の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定員超過による傾斜配分の強化 適正な定員管理を促すため、収容定員超過の学部等に係る傾斜配分について、平成23年度(最大30%減)から平成25年度(最大50%減)までの年次計画に基づき減額を強化し、定員管理の適正化を促した。 なお、収容定員8,000人以上の学校に設置されている学部等については、平成24年度からの定員超過率の強化に併せて増減率表を変更し、より減額を強化する。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の不交付基準について、定員管理の適正化促進の観点から、一定の配慮の下に見直しを行ったことは評価できる。 なお、定員割れの学校に対する減額・傾斜配分は、経営支援と併せて行い、経営改善に繋がるよう行うことが期待される。 また、東日本大震災に関し、被災地の大学等が早期復興できるよう、補正予算成立後補助金の早急な交付を行ったことは評価できる。 <p>など</p>												
学校法人等に対する貸付事業	1.(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権の割合が3.0%以下となるよう以下の取組を行った。 貸付債権のもつ信用リスクを早期に把握し、適切なリスク管理を行うため、「貸付債権の自己査定基準」に沿って、正常・問題債権の区分けや問題債権の分類を行っている。 延滞債権の適切な回収に向けた取組の結果、平成23年度末総貸付残高603,656,133千円(1,348法人)に対し、平成23年度末のリスク管理債権額は15,467,423千円(53法人)となり、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は2.56%となった。 回収率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成23年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収計画額(A)</td> <td>65,282,390千円</td> <td>63,112,490千円</td> </tr> <tr> <td>回収実績額(B)</td> <td>64,773,040千円</td> <td>62,613,936千円</td> </tr> <tr> <td>回収率(B/A)</td> <td>99.22%</td> <td>99.21%</td> </tr> </tbody> </table> <p>など</p>	区分	平成23年度	平成22年度	回収計画額(A)	65,282,390千円	63,112,490千円	回収実績額(B)	64,773,040千円	62,613,936千円	回収率(B/A)	99.22%	99.21%	<ul style="list-style-type: none"> 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングにより早期に経営状況等の変化を把握、電話や文書などによる督促、外部専門家との連携等の延滞債権の回収に向けた取組を順調に行った結果、リスク管理債権の割合は、年度計画で設定された数値目標3.0%以下の2.56%になっており、適切な債権管理がなされている。特に、被災地域への対応は評価できる。 なお、東日本大震災による影響によりリスク管理債権の割合が若干、増加していることから、震災関連の法人を含めて、将来、不良債権化する可能性がある法人に対して、より一層の指導、措置を講じることが望まれる。 <p>など</p>
区分	平成23年度	平成22年度													
回収計画額(A)	65,282,390千円	63,112,490千円													
回収実績額(B)	64,773,040千円	62,613,936千円													
回収率(B/A)	99.22%	99.21%													

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

⑥ 厚生労働省

人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:徳留 信寛)
目的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
主要業務	1 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。2 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。3 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。4 1から3に掲げる業務に付随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nih.go.jp/eiken/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa11.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立							
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用							
(3) 運営体制の改善に関する事項	A	A	B	A	A	B	
(4) 研究・業務組織の最適化に関する事項	B	A	A	A	A	A	
(5) 職員の人事の適正化に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(6) 事務等の効率化・合理化に関する事項	A	B	B	A	B	A	
(7) 評価の充実に関する事項	B	A	B	A	A	A	
(8) 業務運営全体での効率化	A	B	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 社会的ニーズの把握							
(2) 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施							
(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表							
(4) 成果の積極的な普及及び活用							
(5) 国内外の健康・栄養関係機関等との協力の推進							
(6) 研究に関する事項	S×1 A×6 B×1	S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	S×1 A×5 B×2	A×6 B×2	A×7	
(7) 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項	A×1 B×3	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	A×2 B×2	S×1 A×3	
(8) 情報発信の推進に関する事項	A	S	A	A	A	A	
3.財務内容の改善							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保							
(2) 予算、収支計画及び資金計画							
(3) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項	A	B	A	B	B	B	
(4) 経費の抑制に関する事項	B	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画							
(2) 職員の人事に関する計画							
(3) セキュリティの確保	A	A	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.22)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進」に資する活動を着実に進めており、中期目標に基づく年度計画を達成し、適正に業務を実施したと評価する。ただし、以下の点について留意し、今後のさらなる改善と効率化を期待する。
 - ① 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究の一つである「日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究」について、「日本人の食事摂取基準(2010年版)」の積極的な普

及啓発活動が実施されている点は評価できるが、次期改定に向けて超高齢社会における高齢者の各年齢階層別の基準を明らかにする等さらなる科学的根拠の蓄積や、現場での活用状況及び活用上の課題把握についても研究することを期待する。また、これらの研究を推進する上で、特に若手を中心とした研究能力の向上に対する活動は、戦略性をもってより具体的に取り組むことを期待する。

- ② 研究成果の公表については、インパクトファクターの高い原著論文の採択数や学会発表数が年度計画を上回っていることは高く評価できる。一方で、研究所の目的に照らした研究成果の社会的意義を評価することも必要であり、今後の課題として取り組むことを期待する。
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置のうち、運営費交付金については、いずれも数値目標は達成しており、年度計画を上回る実績であると評価できるが、学会参加人数の絞り込みによる旅費削減において研究に影響が生じないように配慮すべきである。
- ④ 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置のうち、外部研究資金の確保について、その努力については評価できるが、目標に対して十分とは言えないため、さらなる外部研究資金の獲得を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究に関する事項(研究水準及び研究成果等に関する事項(健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。))	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> ● 査読付き学術雑誌への原著論文の掲載は、英文誌83報、和文誌23報の計106報(2.8報/特別研究員以上の研究員一人当たり)であった。なお、原著論文については、インパクトファクターが2.0以上の学術誌に43報掲載された。なお、優れた研究成果を国際的な場で積極的に発表するために、所内公募により1件の海外渡航旅費の付与を行った。 ● 調査研究の成果に係る著書・総説・解説は114報であった。 ● 国内外の学会における発表は、国際学会(国内での開催を含む)41回、国内学会162回の計203回(5.3回/特別研究員以上の研究員一人当たり)であった。これらのうち、特別講演、シンポジウム等の招待講演は、国際学会10回、国内学会29回であった。また、研究所で実施した調査研究について、マスメディアより43件の問い合わせがあった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 英文論文を中心に高レベルの学術論文及び学会発表を行っていることは評価できる。
法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項(健康増進法に基づく業務に関する事項)	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> ● 当研究所のホームページ上に平成23年国民健康・栄養調査の適正な実施に資する情報や調査員のトレーニング教材を掲載するなど、国民健康・栄養調査及び各自治体独自に実施する健康・栄養調査等に関して、技術支援を行った。また、地方自治体に勤務する行政栄養士等を対象とする技術研修セミナーを、東京都、愛知県、兵庫県、福岡県で計4回開催し、延べ231名の参加を得た。 ● 消費者庁の特別用途表示の許可等に関わる申請に基づく試験業務を期間内に実施した。また、表示許可のヒアリングに適切に対応した(許可試験,8件;ヒアリング,11回;調査会・部会,9回)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康増進法に基づく国民健康・栄養調査や特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施し、分析業務の精度管理および精度向上に努めたことは高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 研究能力の向上のための措置については、現行の中期目標及び中期計画において具体的な目標が設定されておらず、平成23年度計画において「他の研究機関における研究者との共同研究及び若手研究者の責任ある立場での研究への参画を積極的に促すことにより、研究所の研究能力を向上させ、その応用・発展的な展開を図る。」とされている。しかしながら、貴委員会の評価結果をみると、「若手育成型の科学研究費補助金10件」及び「助成事業における外部資金4件」を獲得した実績について評価しているが、これら補助金等の獲得件数を中期目標等の評価指標として設定していないことから、目標及び評価指標と実績との関連性が不明確となっている。今後の評価に当たっては、過去の実績等を踏まえ、あらかじめ具体的な数値目標を設定させた上でその達成度を明らかにし、厳格に評価すべきである。
- 将来の研究人材の育成については、現行の中期計画及び平成23年度計画において、研究員を広く大学院や関係機関等に年間100名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元することを目標としているが、23年度の業務実績報告書では「71名」を派遣、「53名」を派遣との記述のみとなっており、目標である100名以上の派遣が達成されているかが明らかでない上、このことについて評価結果においても言及されていない。今後の評価に当たっては、業務実績報告書等に数値目標に係る実績を明確かつ分かりやすく記載させた上で、その達成度についても評価すべきである。

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:前田 豊)
目的	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2 上記1の業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.jniosh.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa11.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第1期中期計画期間	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。(なお、“A:中期目標を上回っている。B:中期目標をおおむね達成している。”) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	S×1 A×2	A×3	A	
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	B	A	A	A	A		
(3) 公正で的確な業務の運営						A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 労働現場のニーズの把握	A	A	A	A	A	A	
(2) 労働現場のニーズに沿った調査及び研究の実施	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A	
(3) 学際的な研究の推進	A	A	B	A	A		
(4) 研究項目の重点化	A	A	A	A	A		
(5) 研究評価の実施及び評価結果の公表	A	A	B	A	A	A	
(6) 成果の積極的な普及・活用	S×2 A×2 B×1	S×2 A×3	S×1 A×4	S×2 A×3	S×1 A×4	S×1 A×3 B×1	
(7) 労働災害の原因の調査等の実施	A	A	S	S	S	A	
(8) 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	A×3	A×3	A×3	
(9) 公正で的確な業務の運営	A	B	A	A	B		
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	B	A	A	A	A	B	
(2) 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	A	A	A	A	A		
(3) 予算、収支計画及び資金計画						A	
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	B	A	A	A	A	
(2) 施設・設備に関する計画	A	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.22)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 業務運営の更なる効率化に引き続き取り組む一方で、労働現場のニーズ・実態の把握に努め、それを適切に業務に反映し、行政の要請や東日本大震災のような緊急事態にも的確に対応するなど、調査研究及び労働災害の原因調査等を適切に実施し、さらに国内外への成果の発信や普及に努めるとともに、国内外の労働安全衛生機関との連携・共同研究を推進するなど、行政ミッション型研究所として高い水準の実績と成果を上げているものと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立(業務運営の効率化に伴う経費削減)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 調達に関して平成22年4月に策定した随意契約等見直し計画に基づき、公告期間の延伸、仕様内容の見直し及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに、経費節減を図ったところである。平成20年度に9件約1億1,600万円であ 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の節減目標に対して大幅に上回る実績を達成しているほか、随意契約の見直し、省エネルギー対策の推進等により経費節減を進めてきており、更なる効率化に努め、実績を上げていると評価できる。

		<p>った随意契約は、平成22年度は5件約3,600万円、平成23年度においては6件約4,000万円となった。一方、競争性のある契約は、平成20年度の78件約7億6,100万円から、平成22年度は81件約6億6,600万円、平成23年度においては76件約6億1,700万円となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> • グループウェアにより、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を行うとともに、TV会議システムの一層の活用等により、移動時間、交通費等の削減を行い、業務の効率化を図った。 • 光熱水料を研究棟ごとに月次で把握し、省資源・省エネの徹底を働きかけるとともに、日照時間帯の廊下等の照明の完全消灯、昼休み時間中の消灯等を推進し、光熱水料を対平成22年度比で100万円、率にして1.6%削減した。 <p>など</p>	
成果の積極的な普及・活用(インターネット等による研究成果情報の発信)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 「親しまれる研究所ホームページ」をコンセプトとして、内容の充実に努め、研究所が刊行する国際学術誌「Industrial Health」や和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文や、技術資料等の研究成果の全文を公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 • 和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、引き続き、「Industrial Health」と同様、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)で公開した。 • 東日本大震災の復旧・復興工事の労働災害防止に資するため、震災関連情報コーナーを新設し、研究所の研究成果に基づくアスベスト関連情報、呼吸用保護具関連情報等を掲示した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国際学術誌「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」等の掲載論文を研究所ホームページに掲載し、アクセス件数も目標を大きく上回り、かつ、その伸びも著しいなど、その実績については高く評価できる。国民、さらには労働現場に対するわかりやすい情報提供が引き続き積極的に推進されていくことを期待したい。
労働災害の原因の調査等の実施	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成23年度の労働災害の原因の調査等の実施状況は、厚生労働省からの依頼に基づき開始した災害調査が14件であった。このうち8件は平成24年1月以降の依頼であり、特にシールド工法トンネル災害は社会的に注目を集める重大災害であり、厚生労働大臣からの調査指示となった。 • 平成23年度に災害調査、鑑定等の報告書を送付した労働基準監督署及び都道府県労働局に対するアンケート調査を実施したところ、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合は92%であった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 厚生労働省からの依頼等に基づく災害調査のほか、刑事訴訟法に基づく鑑定、労災保険給付に係る鑑別・鑑定等を適切に実施し(これらの中には、マスコミに大きく取り上げられた海底トンネルの崩壊水没災害などの重大災害も含まれる。)、その報告は依頼元である労働基準監督署等において92%という高い割合で活用されており、評価できる。 • なお、平成23年度には、調査実施後、一定の期間が経過して公表が可能となった調査事例について、同種災害の防止に資する観点から、研究所のホームページでの公表が実施されており、事例の公表は実例から学ぶ意義として大きいと考えられ、評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 本法人は、平成18年4月に旧独立行政法人産業安全研究所と旧独立行政法人産業医学総合研究所の統合により設立され、統合後のシナジー効果を発揮する観点から、第1期中期目標期間においては、法人統合による研究分野の融合や研究成果について評価・検証が行われており、現行中期目標及び中期計画においても、産業安全分野及び労働衛生分野それぞれの知見を活かした学際的な研究を積極的に実施するとしているしかしながら、学際的な研究に関する実績が明らかにされておらず、評価結果においても言及されていない。今後の評価に当たっては、中期目標に沿って、学際的な研究に関する実績を明らかにさせた上で、法人統合による研究分野の融合や研究成果についての評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:額賀 信)
目的	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。2 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第9条第1項に規定する業務を行うこと。3 上記1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人: http://www.taisyokukin.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou11.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×2 B×2	A×2 B×2	A	A	A	S	
(2) 中期計画の定期的な進捗管理			B	B	B	B	
(3) 内部統制の強化			B	A	A	A	
(4) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	A×2	A×2	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 確実な退職金支給のための取組			A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	B×2	
(2) サービスの向上	A×3	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×1	A×3	
(3) 加入促進対策の効果的実施	A	A	A	A	A	A	
(4) 財産形成促進事業						A	
3.財務内容の改善							
(1) 累積欠損金の処理	B	A	C	A	B	A	
(2) 健全な資産運用等	B	B	B	B	B	A	
(3) 財産形成促進事業・雇用促進融資事業						B	
4.その他業務運営に関する事項			B	B	A	A	
(1) 積極的な情報の収集及び活用	B	B					
(2) 建設業退職金共済事業の適正化	A	A					
(3) 中期計画の定期的な進捗管理	B	B					
5.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額							
7.職員の人事に関する計画	A	A	B	B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.10)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」、「退職金制度への着実な加入」及び「財形持家融資制度の普及」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。特に累積欠損金を計上している中退共事業及び林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。)においては、一定の累積欠損金が解消されたものの、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる。
 - ② 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第2期中期計画の達成に向けて平成24年度もさらに効果的な取組を行うことが求められるが、特に、2年続けて加入者が目標に達しなかった建設業退職金共済事業(以下「建退共事業」という。)及び今年度、加入者が目標に達しなかった林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。)については、業界の状況等も勘案しつつ、確実な加入に向けてより一層の努力が求められる。
 - ③ 中退共事業における退職金未請求、建退共事業における共済手帳の長期未更新及び証紙の未貼付については、意識的な取組がなされたものの、このところ改善していないため、未請求の発生要因や建設業の労働市場の特殊性に配慮しつつ、更なる取組を行い、改善することが求められる。
 - ④ 管理部門のスリム化や、各共済事業それぞれの資産を区分して管理することを前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築など、更なる効率化に努めることが求められる。
 - ⑤ 財産形成促進制度については、中小企業における融資の利用促進を図るため、移管を機にさらなる取組の工夫がなされることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務実施体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から資産運用業務を一元化することを決定し、それに向け規程等の整備や業務実施方法の検討を行った。 清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)及び林業退職金共済(以下「林退共」という。)の業務運営の一体化に前倒して役職員の削減に取り組み、役員1名、管理職員1名の削減を行った(10月1日)。また、平成24年度から両事業の業務を一体化することを決定し、それに向け規程等の整備や業務実施方法の検討を行った。 独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「能開機構」という。)の廃止に伴う財産形成促進(以下「財形」という。)事業の移管(10月)につき、規程等の整備や円滑な業務移管の実現を図るとともに、財形部門を含めた組織の一体的な運営に努めた。また、退職金共済事業と財形事業の広報業務の連携について検討を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から資産運用業務を一元化することを決定し、それに向け規程等の整備や業務実施方法の検討を行ったほか、平成24年度からの清退共事業及び林退共事業の業務運営の一体化に前倒して役職員の削減に取り組み、役員1名、管理職員1名の削減を行ったこと、財形事業を円滑に移管したこと等目標を超えた取組を行い、大きな成果をあげている点は、高く評価できる。
加入促進対策の効果的実施	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業においては、適年制度からの移行が最終年度であることから、期日までの申し込み、移行漏れ等がないよう受託機関と連携して個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策に努めた結果、目標を大幅に上回る(達成率は109.1%)加入者の獲得となった。 建退共事業においては、加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施してきたが、東日本大震災の影響等により達成率90.7%と加入目標を下回った。(参考)中期計画目標20～23年度に対する達成率100.3% 清退共事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼などの活動をした結果、目標の達成率は105.7%であった。 林退共事業においては、国有林野事業受託事業体、認定事業体並びに緑の雇用実施事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨、また、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施したものの、国産材価格の低迷など林業界をとりまく厳しい環境により、目標の達成率は98.8%であった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業については、適格退職年金からの移行が最終年度であることから、受託機関と連携して個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策に取り組んだこと等により、加入者数の目標達成率が109.1%と加入目標を大きく上回る結果となった。また、機構全体としても加入目標を上回ったことから、加入促進への取組は評価できる。
累積欠損金の処理	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 累積欠損金の処理については、中退共事業、林退共事業ともに単年度の解消すべき目安額を達成しており、評価できる。運用自体も概ねベンチマーク並みである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小林 利治)
目的	高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者並びに求職者その他労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 高齢者等の雇用促進のための給付金を支給すること。2 高齢者等の雇用に関する事業主への相談・援助を行うこと。3 高齢期の職業生活設計に必要な助言・指導を行うこと。4 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。5 障害者職業能力開発校の運営を行うこと。6 障害者雇用納付金関係業務(納付金の徴収、助成金等の支給、障害者の技能に関する競技大会、障害者雇用に関する講習・啓発等)を行うこと。7 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校等の設置及び運営を行うこと。8 求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導を行うこと。9 雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務及び譲渡等するまでの間の管理運営業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人: http://www.jeed.or.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou11.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1.S、A、B、C、Dの5段階評価。 2.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3.府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化 (1) 効果的な業務運営体制の確立 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業規模の配慮 (4) 給付金及び助成金業務の効率化	S	A	/	/	/	/	
1.業務運営の効率化 (1) 効果的・効率的な業務運営体制の確立 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 事業の費用対効果 (4) 障害者雇用納付金を財源に行う実践的手法の開発、講習及び啓発の事業規模の配慮 (5) 給付金及び助成金業務の効率化	/	/	A	A	S	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 (1) 関係者のニーズ等の把握 (2) 業務評価の実施及び公表 (3) 高齢者等や障害者の雇用情報等の提供並びに広報の実施 (4) 内部統制の在り方 (5) 高齢者等及び障害者雇用支援業務の連携によるサービスの充実 (6) 高齢者等の雇用機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること (7) 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと (8) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと (9) 障害者職業センターの設置運営業務の実施 (10) 障害者職業能力開発校の運営業務の実施 (11) 納付金関係業務等の実施 (12) 障害者の技能に関する競技大会の開催 (13) 職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営 (14) 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等	A	A	A	A	A	A	
	A	B	A	A	A	A	
	A×3	A×2 B×1	S×1 A×2	A×2 B×1			
	A	A	A	A	A×3	A	
	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	
	A	A	A	A	A	A	
	A×3 B×2	A×1 B×4	A×6	A×6	A×6	S×2 A×2	
	S	A	/	/	/	/	
	/	/	/	/	/	S×2 A×3	
	/	/	/	/	/	A	
3.財務内容の改善 (1) 予算、収支計画及び資金計画 (2) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
	A	B	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.9)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 当機構の設立目的である「高齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること」に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できる。次年度以降については、次の点に留意して業務を進めることを期待する。
- ① 平成24年度にはいわゆる「団塊の世代」が65歳に到達することから、65歳希望者全員継続雇用の推進、70歳まで働ける企業の普及促進等、政府の高齢者雇用の目標達成に寄与するために、定期刊行誌等を積極的に活用し、啓発効果を更に高める必要がある。また、障害者も高齢化するため、高齢者雇用支援業務との連携、情報共有を一層強化する必要がある。
- ② 精神障害者、発達障害者等他の就労支援機関では対応が困難な障害者の就労支援ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の更なる充実により、医療・教育・福祉等の関係機関とのネットワーク形成を一層強化するとともに、精神障害者、発達障害者等のより円滑な就職・職場定着に向けて、サービスの一層の質的向上について、検討する必要がある。
- ③ 職業訓練の効果的な実施のために、訓練の品質の維持・向上を図るための指針である「機構版教育訓練ガイドライン」に基づき、地域ニーズを踏まえた上で、PDCAサイクルによる訓練コースの見直しに今後も取り組む必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項	2 (7)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者雇用アドバイザーの相談・援助は、高齢者雇用確保措置の未実施企業、特に実施が遅れている小規模企業における同確保措置の実施・定着が確実なものとなるよう取り組んだ。「31人以上50人以下規模企業」のうち制度の導入や改善効果が見込まれる企業を重点的に個別訪問するべく、労働局と地方業務部門が協議のうえ個別訪問計画を策定し、リストアップした企業に対して、公共職業安定所の担当職員との同行訪問を実施するほか、公共職業安定所が行う集団指導とタイアップして高齢者雇用アドバイザーの相談・助言を実施するなど公共職業安定所との連携を図りながら、計画的な相談・援助を実施した。 平成23年度の相談・援助実績は35,929件(平成22年度実績33,702件)であり、目標達成度は119.8%となった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標をすべて達成しており、積極的に取り組みを進めている。特に、高齢者雇用アドバイザーについては、ツールの開発、スーパーバイザーの設置、研修の追跡調査等、積極的な取り組みは評価できる。但し、アドバイザーのスキルやコミュニケーション能力についての向上は望まれるところである。また、啓発活動について、幅広くメッセージが行き届くような仕組みの検討に期待する。
障害者職業センターの設置運營業務の実施	2 (9)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の就労支援ニーズの高まりを踏まえ、公共職業安定所、地域の関係機関との連携を通じて、どの地域においても適切な職業リハビリテーションを均等・公平に受けられるようにした上で、地域センターの専門的支援を必要とする障害者を積極的に受け入れた。受入れに当たっては、産業保健推進センターや精神科医師等が開催する研修会への協力等を通じて、メンタルヘルス分野等における医療機関と積極的に連携し、また、発達障害者支援センターや教育機関、公共職業安定所の若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム、地域若者サポートステーションにおける連絡会議への参加等を通じて、発達障害者支援に係る関係機関との連携を図った。特に、地域における障害者就業・生活支援センター等の関係機関に対する技術的事項の助言・援助を充実・強化する中で、地域センターに対する理解・認識が高まり、連携関係をより効果的なものとする事により、関係機関利用者で、地域センターの専門的支援を必要とする方の円滑な受入れを促進した。その結果、特に就職等の困難性の高い発達障害者が前年度比で22.9%、精神障害者が前年度比で8.4%それぞれ増加し、全体の実施対象者の総数も30,857人と前年度比で3.3%増加し、初めて3万人を超えた。特に、精神障害者 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての数値目標を達成するとともに、9指標で過去最高の実績となったことは、高く評価する。リワーク支援待機者を多数抱える地域センターでのリワークカウンセラーの配置やリワークアシスタントの増員など、速やかな対応が行われており、就職につながる支援で実績をあげていることも、高く評価できる。今後も更なる業務の質の向上に向け取り組むことにより、ニーズに対応した支援の推進を期待する。

	及び発達障害者等のその他の障害者の占める比率は、新規の利用者については58.5%と1.9ポイント高まり、全体の実施対象者については55.4%と初めて5割を超えた平成22年度実績を3.4ポイント上回った。 など
--	---

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 離職者訓練業務の評価結果については、雇用・能力開発機構の廃止前の平成23年度上半期(23年4月～9月)はA評定(中期計画を上回っている)となっているが、この評価結果を受けた本法人の年間の業務実績に対する評価結果ではS評定(中期計画を大幅に上回っている)となっており、主として現行の中期目標で数値目標として掲げている受講者の就職率が、最終的に中期目標期間中最高の84.6%(上半期82.8%)になったことを高く評価している。一方、現行の中期目標及び中期計画において「その割合の向上に努めること」とされている就職者のうちの常用雇用の割合(以下「常用就職率」という。)は69.5%と、過年度の実績に比べ必ずしも高いとはいえない状況にあるが、年度計画において評価の視点とされていないことから、評価結果ではこの状況について直接取り上げていない。このように職業訓練業務(学卒者訓練を含む。)については、現行の中期目標において、就職率を評価の視点の一つとしているが、高度なものづくりに特化した訓練を実施することが本法人のミッションの一つであることを踏まえると、常用就職率を評価の視点に加えて評価することが妥当と考えられる。また、職業訓練の実施機関であるポリテクセンター及びポリテクカレッジの業績をより厳格に評価するために、定員充足率の実態や推移を正確に把握・分析することも有効と考えられる。なお、評価結果では、全国のポリテクセンター及びポリテクカレッジの個別の業務実績については評価の対象としていないが、地域ごとに産業の集積や雇用情勢等が異なることを考慮すると、個別施設ごとの業務実績も勘案して評価を行うことでよりの確な評価につながるものと考えられる。今後の評価に当たっては、常用就職率を評価の視点に加えることを検討させるとともに、定員充足率も含めた全国の各施設における業務実績を明らかにさせた上で、よりの確かつ厳格に評価すべきである。

法人名	独立行政法人福祉医療機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:長野 洋)
目的	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。また、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。
主要業務	1 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金を融通する貸付事業。2 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業。3 社会福祉振興事業者に対する助成事業。4 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業。5 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業。6 都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業。7 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業。8 厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。9 労働者災害補償保険法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。10 その他前記に附帯する事業。11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務。12 承継教育資金貸付けあっせん業務。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:真野 俊樹)
ホームページ	法人: http://hp.wam.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo11.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A					
(2) 業務管理の充実	B	A					
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減	A	A					
(4) 利用者に対するサービスの向上							
(5) 業務・システムの最適化の実施							
1.法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備			A	A	S	S	
(2) 業務管理(リスク管理)の充実			A	A	S	A	
2.業務運営の効率化							
(1) 業務・システムの効率化と情報化の推進			A	A	A	A	
(2) 経費の節減			A	A	A	A	
3事業毎の業務運営の改善に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業	A×2	A×2					
(2) 福祉医療経営指導事業	A×2	A×2					
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業	A×2	A×2					
(4) 退職手当共済事業	A	A					
(5) 心身障害者扶養保険事業	A	B					
(6) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)	A×2	A×2					
(7) 年金担保貸付事業	A×2	A×2					
(8) 労災年金担保貸付事業	A×2	A×2					
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務							
(10) 承継教育資金貸付けあっせん業務	A	A					
3.業務の質の向上に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業			A×2 B×1	S×1 A×1 B×1	S×2 B×1	S×2 B×1	
(2) 福祉医療経営指導事業			A	A	A	A	
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業			A×2	A×2			
(4) 社会福祉振興助成事業					A	A	
(5) 退職手当共済事業			S	S	S	S	
(6) 心身障害者扶養保険事業			B	B	B	B	
(7) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)			B	A	A	A	
(8) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業			A	A	A	A	
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務			A	A	A	A	

4.財務内容の改善						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保						
(2) 貸付原資についての自己資金調達の拡大	A	A				
(3) 貸付事業におけるリスク管理の徹底						
4.財務内容の改善						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保						
(2) 自己資金調達による貸付原資の確保			A	A	A	A
(3) 資産の有効活用						
5.その他業務運営						
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	A	A

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.16)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
福祉貸付事業	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成22年度に引き続き、国の推進する介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業の支援として特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施(550件189,218百万円)し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施(483件、31,262百万円)した結果、平成23年度における審査件数は1,494件となり、平成22年度実績(1,432件)を上回る資金需要に応えるとともに、貸付契約額及び資金交付額にあっては過去最高額を更新するなど、ここ数年増え続けている利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援。 平成23年度からお客さまからの要望が多かった特別養護老人ホーム等の償還期間の延長(30年以内)、また、エネルギー効率の高い設備備品等に係る融資条件を優遇するなど時宜に応じた融資を行うとともに、平成22年度に創設した社会福祉法人における保証人免除制度においても、平成22年度に引き続き70%以上利用されているなど、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備。 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災した社会福祉施設等に対し、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図り、また、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線(フリーダイヤル)による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施することで被災施設等の復旧・復興を支援。 また、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会(10か所10回 137件)、訪問相談(3件)及び関係団体等と意見交換(12回)を行い、迅速な対応により審査を実施(108件 7,617百万円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備に対する優遇融資の実施、お客さまからの要望が多かった特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに係る償還期間の延長等の開始、東日本大震災において被災した社会福祉施設等に対しては、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、被災施設等の審査・資金交付を最優先することにより、復旧・復興を支援しており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。 <p style="text-align: right;">など</p>

医療貸付事業	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成22年度に引き続き、国の推進する耐震化整備事業の支援として、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、優遇融資を実施(実績:62件、113,949百万円)するとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、最優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施(実績:53件、4,459百万円)。 東日本大震災等の有事に対して、迅速かつ機動的に災害復旧貸付の融資を実施(審査実績413件、21,271百万円)した結果、平成23年度における審査件数は641件となり、平成22年度実績(393件)を大幅に上回り、貸付契約額及び資金交付額についても前年度を超えるなど増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援。 平成23年度からお客さまからの要望があった病院及び介護老人保健施設に対する償還期間の延長の優遇措置を講じ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備。 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災した医療施設等に対し、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線(フリーダイヤル)による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会(7か所 9回95件)、訪問相談(2件)及び関係団体等と意見交換(26回)を行い、迅速な対応により審査を実施(412施設 21,266百万円)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、病院の耐震化整備事業の融資、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、経営安定化資金による緊急融資の実施、お客さまからの要望があった病院及び介護老人保健施設に対する償還期間の延長の優遇措置を講じ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境の整備、東日本大震災において被災した医療施設等に対しては、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図るとともに、迅速な対応による審査を実施しており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。 <p style="text-align: right;">など</p>
退職手当共済事業	3(5)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県に対する補助金の早期入金働きかけ、実務研修会での積極的な指導、事務処理のピーク時における柔軟な人員配置などに取り組んだ結果、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間が35.4日となり、前年度と比較しても更に3.6日の短縮を実現し、結果として中期計画の目標値75.0日を大幅(39.6日短縮)に上回る実績。 電子届出システムについては、利用率では前年度を1.5%上回る82.7%となるとともに、利用者からの意見、要望を踏まえ、システムの改善を行い、更なる操作性の向上に努めるなど、共済契約者の事務負担軽減に大きく寄与。 掛金納付対象職員届の処理においては、電子届出システム利用者におけるエラー発生率を紙媒体提出者に比べて10分の1以下に抑制し、共済契約者及び機構における事務の軽減を実現。 東日本大震災において被災されたお客さまに対しては、掛金の納付期限の延長に関して個別に案内するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行い、申請のあった契約者に対して掛金の納付期限の延長を実施するとともに、補正予算により、東日本大震災に伴う退職者の増加に対応。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者サービスの向上を図る観点からの退職手当金支給に係る平均処理期間の更なる短縮(35.4日)、電子届出システムについては、利用者からの意見を踏まえ、システムの改善を行い、更なる操作性の向上に努め共済契約者の事務負担を軽減、届出書類の不備も大幅に減少による機構の事務効率化の実現、また、東日本大震災において被災された共済契約者に対し、専用回線(フリーダイヤル)による特別相談窓口を設置するとともに、被災された地域の法人に連絡をとり、うち要望のあった法人に対し、掛金の納付期限の延長措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 浩)
目的	重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること。
主要業務	1 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。2 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。3 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。4 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。5 上記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:真野 俊樹)
ホームページ	法人: http://www.nozomi.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryoy11.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×2 C×1	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3	A×2 B×1	A×3	
(2) 効率的かつ効果的な施設・設備の利用	B	B	B	A	A	A	
(3) 合理化の推進	A	A	B	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 自立支援のための取組み	A	A	S×3 A×1	S×1 A×3	S×4	A×4	
(2) 調査・研究	A×1 B×2	B×3	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(3) 養成・研修	B	B	A	A	A	A	
(4) 援助・助言	A	B	B	A	A	A	
(5) その他の業務	B	B	B	A	A	A	
(6) サービス提供に対する第三者評価の実施及び評価結果の公表	B	B	B	B	B	B	
(7) 業務の電子化	B	B					
3.財務内容の改善							
(1) 自己収入比率	B	B	B	A	A	A	
(2) 経費節減を見込んだ予算							
4.その他業務運営							
(1) 人員の適正配置	A	A	A	A	A	A	
(2) 人事評価システム							
(3) 施設整備、改修	B	B	B	—	B	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.16)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、第2期中期目標期間の4年度目として更なる成果を上げたものと評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
自立支援のための取組み(施設利用者の地域移行のスピードアップ)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度においては、21人が地域移行のために退所し、23年度の目標値を達成した(独立行政法人となった平成15年10月以降の合計は132人)。 平成23年度においては、25人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができ、目標値を達成した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年々、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行が難しくなっている中、平成23年度においても、年度目標(15～20名)を上回る21名の施設利用者のがのぞみの園を退所していることを評価する。 施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行の同意を得ることが難しくなっている中で、新たに同意した保護者が25名となり、年度目標の25名程度を達成したことを評価する。
調査・研究(調査・研究のテーマ、実施体)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅支援を支える仕組みに関する調査・ 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度においては、重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える

制等)		<p>研究」と「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究」に関して、外部委員を含めた研究検討委員会で議論し、障害福祉サービス従事者向けの新しい研修プログラムの開発を行った。その他、知的障害者が入所施設からグループホーム・ケアホームへの移行の実態、高齢知的障害者の認知症判定尺度の作成に関する研究など、合計12の研究を実施した。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>仕組み、矯正施設等退所者等の地域生活移行に関する事項など、全国の障害福祉の現場に密接に関係する12の研究テーマを取り上げた。具体的には、重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究など、国の障害福祉施策の推進に資する調査・研究を行った。さらに、支援の現場で直面している課題の解決に資するため、重度・高齢の知的障害者の地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究を引き続き実施したほか、知的障害者用認知症判別尺度(DSQIID)の信頼性・妥当性の研究などに、外部の有識者との連携を図りながら積極的に取り組んでいることが認められ、調査・研究の成果の質が着実に上がっていることを評価する。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
援助・助言	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法については、ホームページに掲載したほか、ニュースレターに「国立のぞみの園における援助・助言について」の記事を掲載し、当法人の援助・助言に関する役割等を広く紹介し、援助・助言の活用を促した。また、平成22年度に作成したPR用リーフレットをニュースレターに同封したほか、見学者や当法人の研修会及び他の法人の研修会等においても配布を行った。これらの広報に努めた結果、障害者支援施設からの業務運営や、支援方法等に係わる問い合わせや職員の講師派遣要請等があり、そうした援助・助言の要請に対応した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 援助・助言の利用拡大を図るため、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレター(年4回、各3,500部発行)に掲載(年2回)するとともに、援助・助言のPR用リーフレットをニュースレターに同封して、全国の関係機関、知的障害関係施設等に配布し、また福祉セミナーの参加者等に配布するなど、広報に努めた。その結果、障害者支援施設などからの相談件数は、平成23年度は200件の実績となり、昨年度比25件増加したことを評価する。 • なお、このほか、自治体から受託している相談支援事業について、年間延べ件数が5千件を超え、地域の障害者や発達障害児を抱えている保護者等からの様々な相談に応じている。
3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)			
<ul style="list-style-type: none"> • 該当なし 			

法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:山口 浩一郎)
目的	内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。2 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。3 上記調査及び研究業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。4 上記1から3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。6 上記1から5に掲げる業務に付随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人: http://www.jil.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou11.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	B	A	A	B	A	A	
(1) 労働政策研究	A×4 B×1	A×4 B×1	A×5	S×1 A×4	S×1 A×4	A×4 B×1	
(2) 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(3) 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣	B	B	B	B	B	B	
(4) 労働政策研究等の成果の普及・政策提言	A×2	A×2	A×2	A×2	S×2	A×2	
(5) 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修	A	A	A	A	A	A	
(6) その他の事業	A	A	B	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画							
4.短期借入金限度額							
5.剰余金の使途	B	B	A	A	A	A	
6.その他業務運営に関する重要事項							
7.人事に関する計画	B	A	A	A	A	A	
8.施設・設備に関する計画	B	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.10)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 中期目標・中期計画に沿った取組が行われ、中期計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い有益度及び満足度が確保されていることから、引き続き適正な業務運営が行われていると評価できる。
今後も、機構に課せられた使命を高いレベルで効率的に達成していくため、それぞれの業務のバランスを考慮しながら重点化を進め、業務間の連携を密にして業務運営を行っていくことが望ましい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
労働政策研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 研究テーマについては、調査研究に関する懇談会、総合評価諮問会議等を通して把握した労使のニーズや意見を十分に踏まえ、研究部門内はもとより部門横断的な議論によって機構としての問題意識や考え方を整理し、機構役員等と厚生労働省政策統括官等との意見交換の場であるハイレベル会合等を通じて考え方を突き合わせ、非正規雇用や新成長戦略の内容等を視野に入れた研究を含む重要性の高いテーマを選定した。また、東日本大震災に関しては、厚生労働省との連携の下、震災の雇用・労働面への影響・動向の調査に取り組み、23年5月発行の『ビジネス・レーパー・トレンド』誌上で成果を報告するなど、迅速に対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 研究テーマの策定に当たっては、厚労省との密接な連携の下、機構の問題意識や労使のニーズを踏まえて決定する体制を構築している。 • また、政策の企画・立案に必要な緊急の調査ニーズを時機を逸することなく把握する体制を構築している。 • この結果、様々な府省庁の白書、審議会・研究会等、専門図書において、引用された調査研究成果は「580件」となった。とりわけ、審議会・研究会等での引用が過去最高だった昨年度を大きく上回り、政府の重要な政策課題に関する会議等においても引用されるなど、政策の企画立案、政策論議の活性化に質・量の両面で寄与しており、中期計

		<ul style="list-style-type: none"> 調査研究成果は各般の政策の企画・立案に活用されている。行政の白書、審議会・研究会の報告書、専門図書等への引用件数は580件となった。中でも審議会・研究会等での引用は、過去最高(153件)であった前年度をさらに上回る185件となるなど、政策の企画立案への貢献度合いが高まっており、労働政策審議会、社会保障審議会等厚生労働省の審議会等だけでなく、官邸で開催される新成長戦略実現会議、社会保障改革に関する集中検討会議といった政府の重要な政策課題に関する会議や、中央教育審議会(文部科学省)、産業構造審議会(経済産業省)等の他省庁の審議会等においても機構の調査研究成果が数多く活用されている。 	<p>画を大幅に上回っていると評価できる。</p> <p>など</p>
<p>労働政策研究等の成果の普及・政策提言</p>	<p>2(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機構の研究やリサーチ活動等に基づいた労働政策課題の発見に努め、それが「何故」起こっているのかを的確に解説したニュースレター『ビジネス・レーバー・トレンド』を毎月1回発行した。また、調査研究等の成果や収集した内外の労働関係情報を迅速に提供するメールマガジン「メールマガジン労働情報」を週2回発行した。 年度末における読者数は30,041人(前年度:28,858人)で、前年度実績より1,183人増加するとともに、年度計画の目標数値(24,500人以上)を5,541人と大幅に上回った。 ホームページやデータベースは、調査研究、情報収集・整理等の成果を提供する媒体の柱と位置づけ、前年度に引き続き掲載情報やページ内容の更新、拡充に努めた。またホームページの運用に当たっては、著作権、免責事項、個人情報の取り扱い(利用目的、管理等)などについてのサイトポリシーを定めて適切に実施している。 利用者の利便性について、トップページ掲載内容の変更や、アクセシビリティ向上に向けたウェブサイト診断を実施するなどコンテンツの充実に努めた。その結果、ホームページのページビュー数は28,661,075件となり、前年度実績(16,247,244件)を大幅に上回った(1,241万件増)。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ニュースレター・メールマガジン・研究専門雑誌をそれぞれ中期計画どおり発行し、ニュースレター・メールマガジンの読者を対象としたアンケートにおいて、「有益であったと答えた者の割合」はいずれも「90%以上」となり、中期計画(各80%以上)を上回った。メールマガジンの読者数についても「30,041人」に上り、中期計画(24,500人)を大幅に上回った。 加えて、コンテンツの充実、アクセシビリティの向上などホームページの改善を行った結果、ページビュー数が「2,866万件」と前年度(1,625万件)を大幅に上回るなど、中期計画を大幅に上回っていると評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

法人名	独立行政法人雇用・能力開発機構(平成16年3月1日設立)〈非特定〉 (理事長:丸山 誠)
目的	労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 公共職業訓練を実施する公共職業能力開発施設の設置・運営。2 企業の雇用管理改善に関する相談・講習・研修、助成金の支給。3 勤労者の計画的な財産形成促進のための勤労者財産形成融資。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人:— 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou11.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成23年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第2期中期目標	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務の改善に関する事項							
(1) 雇用開発業務について	A×1 B×1	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×1 B×1	
(2) 職業能力開発業務について	A×4 B×5	S×1 A×6 B×2	A×6 B×3	S×1 A×6 B×2	S×1 A×9 B×2	A×10 B×2	
(3) 勤労者財産形成促進業務について	B	B	B	A	B	B	
(4) 助成金の支給、融資等の業務	A	B	A	A	A×2 B×1	A×3	
(5) 上記に個別に掲げる業務以外の業務							
2.組織・業務実施体制等の改善に関する事項							
(1) 組織人員体制について	B	B	A	A	A	B	
(2) 業務評価の実施による業務内容の充実について	B	B	A	A	A	B	
(3) 経費削減等について	A	A	A	S	S	A	
(4) 情報提供について							
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	A×1 B×1	A×2	
(2) 短期借入金の限度額、剰余金の使途							
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 人員に関する事項	A	A	B	B	A	B	
(2) 施設・設備に関する事項							
(3) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.9)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成23年度は、「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」(平成23年法律第26号)において平成23年9月30日に終わることとされた第2期中期目標期間の最終年度として、中期目標・中期計画の着実な達成に向け、業務を効率的かつ効果的に実施し、利用者へのサービスの向上を一層進めていくことが求められたところであり、次のとおり、全般として適切に業務を実施したと評価できる。
- 業務運営の効率的・効果的实施については、業務の廃止等に伴う組織の見直しや、常勤職員の大幅な削減等の組織のスリム化を図るとともに、各種職員研修の実施により職員の専門性を高め、業務執行能力の向上に努めるなど、着実な取組を進めた。
- 雇用開発業務については、相談業務において、利用者から目標を上回る評価を得るとともに、助成金の支給等業務において、手続きの簡素化等により利用者の利便性の向上に努めた。また、アンケート等を活用した業務の改善や、不正受給防止体制の強化に係る取組を着実に進めた。
- 職業能力開発業務については、離職者訓練において、厳しい雇用情勢の中、目標値を上回る就職率を達成したことに加え、在職者訓練においても、目標値を上回る実績を上げている。特に、高度技能者養成のための職業訓練においては、目標値を上回る高い就職率を維持した。
また、事業主の求めに応じた職業訓練指導員の派遣や施設設備の貸与、幅広い能力を有する職業訓練指導員の養成、訓練コースの開発・普及等の取組も着実に進めた。
- 勤労者財産形成促進業務については、説明会や事業所訪問等を通じて制度の周知・説明に努めた。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
職業能力開発業務について(高度技能者の養成のための職業訓練について)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 訓練生に対して、きめ細かな就職支援を実施し、キャリア形成論や企業へのインターンシップなどをカリキュラムに取り入れるとともに、個別の就職支援の強化を図った。また、過去の求人进行分析し、採用実績のある企業に重点化し訪問するなど、効果的な求人開拓に努めた。その結果、平成24年4月末現在の就職率は、前年度を上回る98.1%となった。 産学連携の一環として、共同研究を49件、受託研究を3件実施した。また、地域の企業誘致や企業支援等について、人材育成や技術支援の面から協力するとともに、地域における「ものづくり」の啓発を行うため「ものづくり体験教室」を139回(参加人数11,394人)開催するなど、地域社会等との連携を強化した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 訓練生に対して、効果的な訓練を実施するとともに、きめ細かな就職支援を実施し、一般の大学や短大を上回る98.1%の就職率を達成したほか、質の高い中小企業等との共同研究等を通じた産学連携やものづくり体験教室の開催等により、能開大の資源を地域社会へ積極的に解放しており、中期計画を大幅に上回っていると言える。
組織・業務実施体制等の改善に関する事項(経費削減等について)	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費(運営費交付金を充当するものに限る。)については、平成22年度までに、中期計画の削減目標(平成18年度予算と比べて17.8%削減)を大きく上回る平成18年度比32.3%の削減を達成したほか、平成23年度上半期においても、前年同期比で4.0%減少するなど、着実に経費削減が進んでいる。 人件費については、平成22年度までに、中期計画の目標(平成18年度以降の5年間で平成17年度比5%以上削減)を大きく上回る平成17年度比26.7%の削減を達成したほか、平成23年度上半期においても、前年同期比で12.4%減少するなど、着実に経費削減が進んでいる。 平成23年度上半期における競争性のない随意契約の件数は、前年同期の522件から409件に減少するなど競争性のある入札への移行が着実に進んでいる。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費、人件費について、目標を大きく上回る削減を行うとともに、競争性のある入札への移行といった契約の見直しについても積極的に取り組んでおり、中期計画を大幅に上回っていると言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:名川 弘一)
目的	療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 療養施設の設置及び運営を行うこと。2 健康診断施設の設置及び運営を行うこと。3 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人: http://www.rofuku.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou11.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 機構の組織・運営体制の見直し	A	A	A				
(2) 一般管理費、事業費等の効率化							
(3) 労災病院の再編による効率化							
(4) 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止	A	-	A				
(5) 労災病院の在り方の総合的検討				A	A	A	
(6) 保有資産の見直し							
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 業績評価の実施、事業実績の公表等	A	A	A				
(2) 療養施設の運営業務	S×2 A×4	S×1 A×4 B×1	A×6				
(3) 健康診断施設の運営業務	A	A	A				
(4) 産業保険関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務	A×2	A×2	A×2				
(5) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務	B	B	B				
(6) 未払賃金の立替払業務(の着実な実施)	A	B	A	A	A	S	
(7) リハビリテーション施設の運営業務	A	A	A				
(8) 納骨堂の運営業務	A	B	B	B	A	A	
(9) 労災疾病等に係る研究開発の推進等				S	S	S	
(10) 勤労者医療の中核的役割の推進				A×4	S×1 A×3	S×2 A×2	
(11) 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進				B×2	A×2	A×2	
(12) 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供促進				A×1 B×1	S×1 B×1	S×1 B×1	
3.予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等	B	B	B	B	B	B	
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画							
(2) 施設・設備に関する計画	A	B	B	B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.30)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- ・ 労災病院事業において、急性期に対応した高度・専門的医療の提供、地域医療支援の一層の推進、労災疾病研究では、アスペクト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患分野において国内の労災指定医療機関等に対する成果の普及に加え、アジア諸国への普及の取組などが認められ、また、産業保健推進センター事業では、産業医等に対する専門的な研修・相談等の積極的な取組を行ったほか、未払賃金立替払事業では支払処理日数及び累積回収率について過去最高の実績を達成しており、さらに、東日本大震災への対応では、被災地へ全国の労災病院から、医療チームを派遣するなど、多様な各事業を担い

つつ、その取組には積極的な姿勢が認められる。
 今後においては、労災疾病等に関する診断・治療法の一層の普及活動、実用化に向けた取組を行うとともに、メンタルヘルス不調者の職場復帰の支援など社会的なニーズに対応した活動など、医師等の職場環境にも配慮しつつ、更に積極的な取組が進められることを期待する。

- また、業務運営の効率化、収支改善等に向けた取組については、理事長のリーダーシップの下、医療機器の共同購入の実施、給与カーブのフラット化、後発医薬品の採用拡大等により事業費等の削減を行う一方、新たな施設基準取得、医師確保等により収入を確保するなど、組織が丸となって、効率的に取り組み、着実に成果をあげており、今後とも、これらの取組を確実に推し進め、効率的な業務運営を期待する。
- なお、これらの取組については、機構の設立目的に沿って適正に業務運営を行ったものであり、これらの事業実績は、平成23年度計画を着実に達成したものと評価できる。今後においても更なる積極的な取組を期待するとともに、「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえた新法人制度への移行に向けた着実な取組と、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえた適正な業務運営について願う。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
勤労者医療の中核的役割の推進(勤労者医療の地域支援の推進)	2 (10)	<ul style="list-style-type: none"> 「地域医療支援病院」について、平成23年度は3施設(合計22施設)が新たに承認された。 全国病院取得率4.6%(395/8,602施設) (H24年2月末現在) ※労災病院取得率68.8%(22/32施設) 地域連携パスの導入など労災指定医療機関等との連携に取り組んだ結果、平成23年度において60.9%の紹介率、49.4%の逆紹介率を確保した。 CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ33,809件の受託検査を実施した。 労災指定医療機関を対象とする満足度調査を実施、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価について、中期目標75%を上回る79.2%の評価を得た。 労災指定医療機関の休診日や診療時間に配慮しつつ症例検討会や講習会を開催し、医師等24,418人(年度計画2万人に対し、4,418人の増)に対しモデル医療の普及を行った。 また、東京電力福島第一原子力発電所における労働者の健康管理等のために継続的に労災病院の医師を派遣した。 被災地への継続的な医療チーム派遣(98医療チーム 延べ328人を派遣) 東京電力福島第一原子力発電所への医師派遣(免震重要棟:延46人 JW'ルッジ:延51人) など 	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者医療の地域支援の推進については、地域医療連携室において、各地域の労災指定医療機関の医師等に対してニーズ調査を行い、この調査結果を踏まえて、時間外受付、休日受付、FAX・メール・連携システム等による紹介患者の受付など業務改善に取り組み、患者紹介率、逆紹介率、症例検討会・講習会参加人数、受託検査件数等の目標数値を全て達成するとともに、平成23年度、新たに3施設が地域医療支援病院の承認を取得し、合計22施設となったことは高く評価できる。今後は、労災病院独自の特色ある地域医療への貢献のあり方についても検討を期待する。 また、被災地へ全国の労災病院から、医療チームを派遣するなど、平成22年度に引き続き、東日本大震災への対応が図られたことは高く評価できる。
産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供促進	2 (12)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年12月閣議決定の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」により、産業保健サービスを維持しつつ、段階的な集約化を図ることが求められた。医師会等関係団体及び利用者から強い反対の声があったが、関係団体には集約化後のビジョンについて説明し、理解と協力をお願いし、利用者に対しては郵便、メールマガジン及びホームページ等様々な媒体を通じて集約化後も産業保健サービスを維持することを訴えながら、平成22年度末に6か所、平成23年度末に10ヶ所の推進センターの集約化を図った。 東日本大震災への対応については、47都道府県の推進センター等のネットワークを最大限活かし、相談対応について取り組んだ結果、実績は次のとおりとなった。 震災関連のメンタルヘルス相談2,403件(うち、フリーダイヤルによる相談2,023件) 震災関連の健康等相談375件(うち、フリーダイヤルによる相談186件)被災地及び避難先での出張相談会66回(岩手県、宮城県、福島県) 東日本大震災及び東電福島第一原発事故に 	<ul style="list-style-type: none"> 産業保健推進センターでは、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、産業保健推進センターを段階的に集約化することとされており、平成23年度より6カ所の産業保健推進センターを集約した。集約化に当たっては、本部や近隣の産業保健推進センターによる支援等により、産業医等の産業保健関係者等に対して行う実践的・専門的な研修・相談の充実、産業保健関係情報の提供・普及の取組に対して、その研修回数、相談件数、ホームページアクセス件数について、前年度と同レベル以上のサービスの質と量を確保しており、高く評価できる。引き続き、更なるサービスの質と量の向上を期待する。 また、東日本大震災への対応として、被災地及び避難先でメンタルヘルス等健康相談に関する相談会を実施した他、産業保健スタッフのみならず、被災労働者及びその家族等被災者等からの相談窓口を設置し、専門家がメンタルヘルス

		<p>起因して、関心の高まった災害時の心のケア及び放射線に関する研修等を95回開催し、6,788人が受講した。</p> <p>など</p>	<p>相談及び健康相談に対応するなど、社会的なニーズに込えているものと高く評価できる。</p>
<p>労災疾病等に係る研究開発の推進等(労災疾病にかかる研究・開発)</p>	2(9)	<ul style="list-style-type: none"> 日中共同研究では、上海で働く中国人及び日本人の勤労者において、高い「仕事の要求度」は肥満のリスク、低い「社会的支援」は糖尿病のリスクとなる可能性が示唆された。また、東日本大震災で津波被害を受けた宮城県亘理町において、町職員の血圧が、震災後に116mmHgから125mmHgと急激に上昇していることが判明した。疲労や抑うつを訴える回答も多く、職員の過労死予防のための健康管理の徹底の必要性が明らかとなった。 今後も患者の増加が予測される「アスベスト関連疾患(中皮腫等)」については、岡山労災病院を中心とした共同研究により、悪性胸膜中皮腫の新たな治療法に繋がる研究成果があった。また、「アスベスト関連疾患分野」「粉じん等による呼吸器疾患分野」は、日本国内のみならず、アジア諸国からも研究成果を高く評価され、講演や研修等の依頼が増加しており、日本職業・災害医学会等での発表のほか、平成23年度においても、モンゴル、台湾、中国等の医師に対して早期診断法・予防法の講習会等を実施するなど、積極的にその普及活動に取り組んでいる。 勤労者の罹患率の高い疾病の一つである糖尿病について、「就労と糖尿病治療の両立」をテーマに勤労者医療フォーラムを開催し、医師や看護師のほか、企業の産業保健スタッフ、一般市民等多くの方を対象として、就労と糖尿病治療の両立の現状についてのシンポジウムを行い、約250名の参加者からは高い関心と評価が得られた。 不眠スコア(IS:Insomnia Score)が高く、睡眠に問題のある勤労者は、抑うつ感が強く、脳血流も低下していることが判明した。また、MENTAL-ROSAIにストレス対処(コーピング)に関する気づきと実施意欲の促進効果の検討を加えたMENTAL-ROSAIⅡを開発した。 昨年度開発した職業性皮膚疾患NAVIを、スマートフォンでも閲覧できるように改良して利便性を向上させた。さらに、職業性皮膚疾患関連論文リストの日本語翻訳に取り組む等コンテンツを充実させたことにより、症例登録数は128件、月平均のアクセス数は785件と平成22年度から大幅に増加した。 研究成果の普及については、国内外の関連学会等で中期目標の「分野ごとに国外2件以上、国内10件以上」を大きく上回り、国外58件、国内208件、合計266件の発表を実施。 データベース(ホームページ)へのアクセス件数については、英語版の掲載や最新情報への更新に努めた結果、平成23年度計画である26万件の1.6倍となる約42万件となった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労災病院グループでは、産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病や、産業構造等の変化により、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、産業保健関係者とのネットワークを活用しながら、蓄積された多数の労災疾病等に係る臨床データや、疾病と職業の関連性に係る情報などを基礎として、労災病院のミッションに基づいた特色ある労災疾病等13分野において医学研究・開発や、その成果の普及を進めている。その中でも、アスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患に関する診断、治療法等においては、モンゴル、中国等のアジア諸国からも注目されており、特にモンゴルにおいては、平成22年度に引き続き、保健省で「じん肺とアスベスト関連疾患の診断のための実践ワークショップ」を開催するなど、国内はもとより国外においても研究成果の普及活動に積極的に力を注いでいることは高く評価できる。 また、疾病の治療と職業の両立支援の研究や、勤労者のメンタルヘルスの研究は、労災病院のミッションに沿った具体的な取組として評価できる。 なお、労災疾病13分野のデータベース(ホームページ)アクセス件数をめざましく伸ばしており、また、研究成果の一部は現場で実用化されている等、全体として高く評価できる。今後は、事業主や勤労者にもわかりやすく提供するなど、研究成果の普及について更なる取組を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 産業保健推進センターについては、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績に比べて運営費交付金(退職手当を除く。)のおおむね3割削減を図ることとされている。しかしながら、産業保健推進センターに係る運営費交付金の削減については、進捗状況が明らかになっておらず、貴委員会における評価結果も不明である。今後の評価に当たっては、中期目標期間終了時までの各年度における運営費交付金の削減額について、業務実績報告書等で進捗状況を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立病院機構(平成16年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:矢崎 義雄)
目的	医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 医療を提供すること。2 医療に関する調査及び研究を行うこと。3 医療に関する技術者の研修を行うこと。4 1～3に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	国立病院部会(会長:猿田 享男)
ホームページ	法人: http://www.hosp.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/kokuritsu11.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
＜総合評価＞	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 診療事業	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×3	S×2 A×2	S×2 A×2	
(2) 臨床研究事業	S	S	S	S	S	S	
(3) 教育研修事業	A	A	A	S	S	S	
(4) 災害等における活動	A	A	A				
(5) 総合的事項				A	A	A	
2.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善	S×1 A×3	S×2 A×2	S×1 A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 経営の改善	S	S	S	S	S	S	
(2) 固定負債割合の改善							
4.短期借入金の限度額	S	S	S	S	S	S	
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 医療機器・施設設備に関する事項							
(3) 再編成業務の実施							
(4) 機構が承継する債務の償還							

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 診療事業では、引き続き、地域連携クリティカルパスの実施や紹介率・逆紹介率の着実な向上、地域医療支援病院の増加など、地域医療への取組を一層強化し地域医療に大きく貢献しているほか、質の高い医療を提供するため、医療の標準化の推進や臨床評価指標の改善と公表に取り組み、また、重症心身障害や筋ジストロフィー、結核などの政策医療にも着実に取り組んでおり、セーフティネットとしての重要な役割を果たしていることを高く評価する。
- 臨床研究事業では、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究活動やEBM(根拠に基づく医療)の推進に向けた取組が確実に進捗しているほか、質の高い治験の推進に向けた取組も大いに実績を上げており、これを高く評価する。
- 教育研修事業では、高度な看護実践能力を持ちスキルミックスによりチーム医療を提供していくことのできる看護師を養成するため、国立病院機構勤務の医師が参加したカリキュラムの作成をはじめ、医師が臨床教授として学部や大学院の臨床実習等を指導するとともに、東京医療センターを主たる実習施設とするなど国立病院機構が主体となった体制を構築し、クリティカル領域の診療看護師(JNP)の育成に取り組んでいることを高く評価する。
- 全体として国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したこと、中期目標の達成に向けて着実な進展が見られたことを高く評価する。今後とも、患者の目線に立った良質な医療と健全な経営とのバランスがとれた一層の取組と、国立病院機構の役割等を踏まえ、全国144病院のネットワークを活用して積極的に国の医療政策として国立病院機構が担うべきものの向上を図る姿勢を期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
診療事業	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、機構病院の院長等を委員とした臨床評価指標評価委員会において、①臨床評価指標としての適切性、②DPCデータやレ 	<ul style="list-style-type: none"> クリティカルパスについて、実施件数が中期計画に掲げた目標を達成しているものの、引き続き各病院等でその普及、改善に取り

		<p>セプトデータからの抽出可能性等の視点から、医療の質の改善に向けた活動を行いやすいプロセス指標を中心として計測することとした87指標(案)について「診療情報データベース(MIA)」(平成22年10月より運用)により、全144病院を対象として、平成22年度のDPCデータ及びレセプトデータを用いて計測・分析を行った。指標については、評価できる症例数が少ないもの、システム上データ収集が充分に行えないもの等について再度検討した結果、70指標(プロセス指標として、疾患特異的指標46、セイフティネット系指標14、疾患横断的指標3、アウトカム指標として、疾患特異的指標4、疾患横断的指標3)を確定し、計測・分析結果を平成24年3月に公表した。</p> <p>など</p>	<p>組んでいることを高く評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、EBMの推進に向けた取組として、新たな臨床評価指標を作成し・公表するとともに、他の医療機関においても同様の指標が作成できるよう計測マニュアルを作成・公表する取組を高く評価する。その他、長期療養者をはじめとする患者のQOLの向上に資する取組を評価する。
臨床研究事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度においては、厚生労働省の要請を受けて「沈降インフルエンザワクチンH5N1新規株による免疫原性・交叉免疫性を含めた追加接種効果に関する研究」(2課題、対象被験者計561名)を迅速に実施し、平成23年度も引き続き、備蓄された2種のワクチンを用いて「沈降インフルエンザワクチンH5N1を用いたパンデミック対応(異種株連続接種によるパンデミック想定株を含む幅広い交叉免疫性の獲得、1回接種による基礎免疫誘導効果研究及び安全性確認試験)の研究」(3課題対象被験者数1,231名)を実施し、国の新型インフルエンザ(H5N1)ワクチンの備蓄方針決定に不可欠な情報収集を行った。 治験実施症例数については、4,675例(対平成20年度(4,259例)比10%増、ただし、医師主導治験166例を除く。)となり、平成20年度と比べて増加している。なお、治験等受託研究に係る請求金額については、平成20年度(48.33億円)と比較して増加している。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> EBM推進のためのエビデンスづくりとして、国立病院機構のネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展している。特に、新型インフルエンザ(H5N1)ワクチンに関する研究を行い、国のワクチン備蓄方針決定等に不可欠な情報収集を実施するなど、ワクチンに係る有効性・安全性の情報収集において重要な役割を果たしたことを高く評価する。また、治験について、医師主導治験の体制整備、難易度の高い治験の積極的実施、さらに、平成21～23年度の承認医薬品の5割の治験に関わるなど、ドラッグラグ解消に向けた治験の推進を行ったことを高く評価する。
経営の改善	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平均在院日数の短縮による上位基準の取得、新規患者の増加等の経営改善に向けた努力を積極的に実施した結果、経常収支458億円、経常収支率105.4%の黒字となり、年度計画における経常収支率105.0%を超える収支率をあげた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機構発足以来8期連続経常収支黒字、さらには経常利益458億円を計上するなど特段の実績をあげたことを高く評価する。また、個別病院毎の経営改善計画の総括を行い、更なる病院改革による経営の再建、改善に努めていることを評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:近藤 達也)
目的	医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行い、国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 健康被害救済業務(①医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと。②スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV感染者、発症者への受託給付、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給等を行うこと。)2 審査関連業務(①薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査を行うこと。②治験などに関する指導および助言を行うこと。③承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についてのGCP、GMP等の基準への適合性の調査を行うこと。④GMP/QMS調査による製造設備、工程、品質管理の調査を行うこと。⑤薬事法に基づく再審査・再評価の確認を行うこと。)3 安全対策業務(① 医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析および情報の収集・解析及び情報提供を行うこと。②消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談を行うこと。③医薬品や医療機器などの安全性向上のための製造業者等への指導および助言を行うこと。④医薬品や医療機器などの基準作成に関する調査を行うこと。)
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:真野 俊樹)
ホームページ	法人: http://www.pmda.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo11.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—		—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 効率的かつ機動的な業務運営	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3) 国民に対するサービスの向上	A	A	A	A	A	A	
2.部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 健康被害救済給付業務	A×4	A×4	A×4	A×4	A×4	A×4	
(2) 審査等業務及び安全対策業務	A×7 B×2	A×8 B×1	A×7 B×2	A×7	S×1 A×6	S×1 A×6	
3.財務内容の改善							
(1) 経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成、当該予算による運営	A	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2) セキュリティの確保							

2. 府省評価委員会による23年度評価結果(H24.8.16)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としてPMDAの設立目的に資するものであり、評価をすることができる。今後とも、審査、安全対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
健康被害救済給付業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の支給・不支給決定件数は、1,103件であり、平成23年3月開催予定の副作用・感染等被害判定部会が東日本大震災により中止されたものの、このうち8ヶ月以内に決定した件数は809件であり、達成率は73.3%であった。また、6ヶ月以内に決定した件数は534件であり、対前年度(434件)比23.0%増であった(参考:達成率:平成22年度42.5%、平成23年度48.4%)。 平成23年12月2日に「先天性の傷病治療によるC型肝炎患者に係るQOL向上等のための調査研究班」の班会議を開催し、平成22年度調査研究事業の実績を取りまとめ、平成24年2月に調査報告書を作成し、救済業 	<ul style="list-style-type: none"> 診断書記要領の拡充、外部専門委員による専門家協議、システムの強化・改修等の取組を引き続き実施した結果、事務処理期間8ヶ月以内の処理の割合を70%以上という平成23年度計画の数値目標に対し、実績は73.3%であった。また、6ヶ月以内の処理件数を前年度から増加させるという年度計画についても、前年度434件から今年度534件と増加させており、計画を上回ったものと評価する。 健康被害救済制度受給者及びその家族に対する「精神面などに関する相談事業」を引き続き実施するとともに、「医薬品による重篤かつ希少な健康被害者に係るQOL向上等

		務委員会委員他関係者に送付した。また、QOL向上策等の検討に資するよう、平成24年度の調査票を見直した。 など	のための調査研究事業」や「先天性の傷病治療によるC型肝炎患者に係るQOL向上等のための調査研究事業」において、前年度の調査結果の取りまとめなどを行い、QOL向上策等の検討に資するよう、調査票の見直しを行ったことを評価する。
審査等業務及び安全対策業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 優先品目における平成23年度の承認品目の総審査期間(中央値)は6.5ヶ月、行政側期間(中央値)は4.2ヶ月、申請者側期間(中央値)は2.0ヶ月であり、いずれの目標も達成した。なお、平成23年度の承認件数のうち、優先品目が占める割合は、38%となっており、平成22年度の18%より増加した。 通常品目の平成23年度における総審査期間(中央値)については、平成22年度の14.7ヶ月と比較して11.5ヶ月に短縮された。行政側期間(中央値)については、平成22年度の7.6ヶ月と比較して、平成23年度は6.3ヶ月と1.3ヶ月短縮しており、また、申請者側期間(中央値)についても、平成22年度の6.4ヶ月と比較して平成23年度は5.1ヶ月と1.3ヶ月短縮している。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査期間について、新医薬品の優先品目は総審査期間の目標9ヶ月に対して実績6.5ヶ月、通常品目は総審査期間の目標12ヶ月に対して実績11.5ヶ月、後発医療用医薬品は行政側期間の目標10ヶ月に対して実績6.5ヶ月、一般用医薬品は行政側期間の目標8ヶ月に対して実績3.4ヶ月、医薬部外品は行政側期間の目標5.5ヶ月に対して実績5.0ヶ月といずれも目標を大きく上回っていることを高く評価する。 新医薬品審査の承認件数について、優先品目は50件、通常品目で80件であり、承認件数全体として増加していることも高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 医療機器の承認審査業務については、中期計画において、デバイス・ラグを解消するため、平成21年度から申請者側期間を含む総審査期間を順次短縮していくとの目標が掲げられている。平成21年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「目標未達成の場合における要因分析と改善方策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。」との指摘を行っている。しかしながら、改良医療機器(臨床あり品目)の審査期間のうち申請者側期間については、平成23年度計画の6か月に対して実績7.2か月、同様に後発医療機器の審査期間のうち申請者側期間については、23年度計画の1か月に対して実績2.3か月と計画を下回っているにもかかわらず、業務実績報告書において目標未達成要因の分析や改善方策が明らかにされておらず、このことに対する貴委員会の言及もない。今後の評価に当たっては、総審査期間だけでなく、申請者側期間及び行政側期間それぞれの目標達成状況を確認し、実績が計画を下回った場合には、その要因分析及び改善方策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所(平成17年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:山西 弘一)
目的	医薬品技術及び医療機器等技術に関し、共通的・普遍的な研究開発、試験研究用生物資源の研究開発、研究開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品及び医療機器等の開発のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 基盤的技術研究(医薬品等の開発に資する共通技術の開発)。2 生物資源研究(研究に必要な生物資源の供給及び研究開発)。3 研究開発振興(研究の委託、資金の提供、成果の普及)。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nibio.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 機動的かつ効率的な業務運営	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等	A	B	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 全体的事項	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	
(2) 基盤的技術研究	S×2 A×2	S×3 A×1	S×4	A×4	S×2 A×1	S×2 A×1	
(3) 生物資源研究	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	A×3	S×1 A×2	
(4) 研究開発振興	A×4	A×1 B×3	A×3 B×1	A×3 B×1	A×2 B×1	A×3	
3.財務内容の改善							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	B	A	B	A	B	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項							
(2) セキュリティの確保	A	B	B	B	A	A	
(3) 施設及び設備							

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.22)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては、当該研究所の目的である画期的な医薬品等の開発支援に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な事業の展開(社会的ニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた戦略的事業展開)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 「ヒトiPS細胞を用いた新規invitro毒性評価系の構築」では、これまで京都大学をはじめ多くの研究機関・企業と連携しながら、ヒトiPS細胞の創薬応用研究を推進してきた。平成23年度においては、ヒトiPS細胞の分化のなかでも創薬応用に最も重要とされている肝臓細胞への分化誘導に成功し、実用化に向けてバイオベンチャーである株式会社リプロセルと共同開発を行い、世界初のヒトiPS細胞由来の肝臓細胞として出荷されることが決定した。 研究成果の外部評価を行うため、基盤的研究等外部評価委員会に設置された基盤的研究分科会及び生物資源研究分科会(いずれも外部有識者で構成)をそれぞれ平成23年6月と5月に開催し、基盤的研究分科会においては創薬基盤研究部の各研究プロジェクト、生物資源研究分科会においては難病・疾患資源研究部の各研究室、薬用植 	<ul style="list-style-type: none"> スーパー特区研究「ヒトiPS細胞を用いた新規invitro毒性評価系の構築」について、ヒトiPS細胞の分化のなかでも創薬応用に最も重要とされている肝臓細胞への分化誘導に成功し、世界初のヒトiPS細胞由来の肝臓細胞として出荷されることが決定したこと、産学官共同研究により、世界で初めて「薬用植物(甘草)の人工水耕栽培システムの開発」に成功したこと、アジュバント開発プロジェクト、トキシコゲノミクス・インフォマティクスプロジェクトの研究成果等が極めて高い水準にあることなど、優れた成果を得ており大いに評価できる。 また、外部評価等で相対的に評価が高かったプロジェクトへの研究資金の追加交付を実施していることや、免疫応答制御プロジェクトの組織体制の見直しが行われているなど、組織の再編などが柔軟に行われていると認められる。

		<p>物資源研究センター、霊長類医科学研究センターにおける平成22年度の研究成果や業務実績等について外部評価を行った。評価点数に基づき相対的に評価の高いプロジェクトに対して研究資金の追加交付を行うこととしている。</p> <p>など</p>	<p>さらに、成果の公表、普及についても講演会やシンポジウム、一般公開等を通じて十分な成果を達成しており、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。</p> <p>など</p>
<p>基盤的技術研究(次世代ワクチンの研究開発)</p>	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 世界で唯一のインフルエンザライブラリー由来の種ワクチン株からMDCK細胞によってウイルスを増殖させ、それをホルマリン固定させることで不活化全粒子ワクチンを試作し、同ワクチンの経鼻接種が実際に種ワクチン株と同じ血清型であるが変異が生じているウイルス株に対して交叉防御効果を示すか否かを検討した。平成23年度は、インフルエンザライブラリーに存在するH5N1型の低病原性トリインフルエンザウイルス由来の種ウイルス株を用いて不活化全粒子ワクチンを作製し、経鼻接種を行ったところ、ヒトに感染、発症した2種類のH5N1型鳥インフルエンザウイルス感染に対する交叉防御効果を誘導することを明らかにした。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等への対応として、全144種類のA型インフルエンザライブラリーに存在するH5N1型の低病原性トリインフルエンザウイルス由来の種ウイルス株を用いて不活化全粒子ワクチンを作製することにより本ワクチンが新たなパンデミックに即応し得ることが強く示唆されるなど、顕著な実績を挙げていると認められる。また、アラムアジュバントの作用機序の一端を解明するとともに、マリアワクチンの新規核酸アジュバント候補としてTLR9のリガンドであるヒト型CpG-ODNを開発し、GMP製剤の作成に成功、全ての非臨床試験及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構治験開始前相談を完了させ、また、新規アジュバント開発研究に関する産学官による研究の推進に関して顕著な実績を挙げている、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。 <p>など</p>
<p>生物資源研究(薬用植物)</p>	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 世界に先駆けて開発に成功した甘草(「第2のレアアース」と言われ、現在海外からの輸入に100%依存)の人工水耕栽培システムが内閣府の第9回産学官連携功労者表彰厚生労働大臣賞を受賞した。薬用植物ファクトリー研究として、ウラルカンゾウ、ホソバオケラ、オケラ及びセリバオウレンの開鎖型栽培施設での養液栽培を行った。ウラルカンゾウについては、約1年間の栽培で、日本薬局方規格値グリチルリチン酸2.5%以上を示す優良クローン4系統の効率的増殖に成功し、特許の国内優先権主張出願を行った。ホソバオケラ及びオケラについては、組織培養による増殖効率が高く、養液栽培での根茎収量が多いクローンを選抜した。セリバオウレンについては、養液栽培により生薬評価試験用の試料の生産を行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我が国唯一の薬用植物等の総合研究センターとして、薬用植物の収集、保存、維持、供給、品質管理が適切に行われていること、植物目録の刊行、種子交換目録の刊行のほか薬用植物の総合情報データベース構築のための基盤整備を進めていることなど、大いに評価できる。 また、ウラルカンゾウに関しては、産学官の連携の下で世界に先駆けて開発に成功した人工水耕栽培システムが内閣府の第9回産学官連携功労者表彰厚生労働大臣賞を受賞するなど顕著な成果を挙げている、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 戦略的な事業の展開については、研究成果の水準が著しく高いこと、論文発表数が中期計画を大きく上回っていること、特許出願数が中期計画の半分以上を既に達成していることなどの実績や研究成果等の内容を高く評価し、S評定(中期計画を大幅に上回っている)としている。一方で、評価項目の一つである研究成果の普及及びその促進における業務実績をみると、①講演会、シンポジウム等の来場者数については6会場のうち、5会場において前年度実績を下回っている上、経年的に参加者数が減少しているものがある(霊長類医科学研究フォーラム、スーパー特区フォーラムin大阪フォーラム)、②研究所の一般公開における来場者数及び研究所への視察受入者数がいずれも前年度実績を下回っている、③薬用植物資源研究センターにおける講習会の参加者数は、前年度実績を下回っている上、経年的に減少傾向にあるといった状況がみられる。これらの実績については、現行中期計画及び平成23年度計画に定める開催回数目標値(講演会等:年複数回、一般公開:年1回以上、講習会:年1回以上)は満たしているものの、参加者数については、23年度実績が必ずしも高いものとはいえず、この点について評価結果において言及されていない。

今後の評価に当たっては、講演会等の参加者数にも着目し、前年度実績を下回っているものや経年的に減少傾向にあるものがみられる場合は、その原因分析やその後の改善を促すような評価を行うべきである。
- 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、現行中期計画において、「関連企業に助成金申請の手引きを配布し、年1回説明会を開催すること」を数値目標として掲げているが、他の目標及び計画の内容は定性的なものとなっており、どの程度目標を達成しているかが明らかではない。企業に対して助成金を交付するという事業内容を考慮すると、事業の成果を定量的に把握することが可能な指標を設定した上で評価を行うことが必要と考えられる。

今後の評価に当たっては、あらかじめ客観的な指標(数値目標)を設定させた上で、事業の成果をより厳格に評価すべきである。
- 貴委員会の評価結果をみると、繰越欠損金(承継勘定約256億円、研究振興勘定約65億円)の解消計画が策定され、その解消に向けた取組が進められていると記載されているが、毎年度の納付額(実用化研究支援事業)や貸付金の回収額・件数(承継事業)の状況についての説明がみられず、解消計画の進捗状況が分かりにくいものとなっている。

今後の評価に当たっては、業務実績報告書等において納付額や貸付金の回収等に関する経年の進捗状況を明らかにさせた上で、解消計画に係る評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:水島 藤一郎)
目的	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(以下「国民年金法等改正法」という。)第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は国民年金法等改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業(政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。)の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの(以下「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。
主要業務	1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。2 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。3 上記に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: http://www.rfo.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin11.html
中期目標期間	8年6か月間(平成17年10月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>						
1. 効果的な業務運営体制の確立						
(1) 効率的な業務運営体制の確立	S	A	S	S	S	
(2) 業務管理の充実	S	A	S	S	S	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	S	A	S	S	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	S	S	S	S	A	
(1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	S	S	S	S	S	
(2) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	A	A	A	S	S	
(3) 買受需要の把握及び開拓	A	S	S	S	A	
(4) 情報の提供	A	A	A	S	A	
3. 財務内容の改善	S	S	S	S	A	
4. その他業務運営						
(1) 人事に関する計画	A	A	A	S	S	
(2) 国庫納付金の納付	A	A	A	A	A	
(3) 外部有識者からなる機関	A	A	A	A	A	
(4) 機構の保有する個人情報の保護	A	A	A	A	A	
(5) 厚生年金病院に係る整理合理化計画を踏まえた対応						
(6) 終身利用老人ホームの譲渡			S	S		

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.21)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 年金福祉施設等(社会保険病院等を除く)の譲渡が平成22年9月末までに完了し、当初の目標期間内に達成したこと、また平成22年10月に解散予定であったものが、平成22年8月の法改正により、存続期限が2年間延長され、さらに平成23年6月の法改正により、年金福祉施設等の譲渡又は廃止から社会保険病院等の運営・管理等を目的とした新機構への改組に向けて、施設整理機構の業務内容が大きく変化する中で、迅速かつ効率的に業務運営方法の見直しと組織・人員体制の変更を行うなど、新機構への改組に向けて機動的かつ適切な取組みを行ったことは、独立行政法人の特性を踏まえ柔軟に対応したものであり、大いに評価できる。 なお、業務経費については、各種の節減を図り、必要最小限の経費の執行に努めるとともに、効率的な執行を徹底した結果、予算に対して2,360百万円(病院の機能維持整備の工事費用の支出が翌年度以降にずれ込んだ額を除く)の削減が図られており、一般管理費(人件費を除く)は平成17年度比で52%の節減が図られたことは評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度末の常勤役員数は34名(平成17年度比5.6%減)であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成23年度においては、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保するとともに、平成23年6月の機構法の一部を改正する法律の成立により当機構が地域医療機能推進機構(以下「新機構」という。)へと改組されることが決定し、改正中期目標等において新機構 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院等の譲渡指示に備え業務の外部委託を効率的に進めるとともに、地域医療機能推進機構への改組に向けて業務内容が変化する中で、実態に即した組織・人員体制の見直し等、速やかな対応が行われていることは大いに評価できる。

		への改組に向けた準備作業を適切に行うこととされたことから、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受入れに備えた人員の削減を行い、平成23年度末の常勤従業員数は25名となった。 など	
年金福祉施設等の譲渡又は廃止	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年12月21日付けで厚生労働省より徳島県への譲渡を指示された健康保険鳴門病院等について、所在地方公共団体である同県から意見を求めた上で譲渡条件等を設定し、平成24年3月28日付けで売買契約を締結した。(契約金額:1,338百万円) 平成23年12月21日付けで厚生労働省より譲渡を指示された川崎社会保険病院等について、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市から意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地元有識者で構成される川崎社会保険病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、同委員会の意見を徴した上で譲渡条件を設定するなど、一般競争入札を実施する準備が完了した。 社会保険小倉記念病院については、予定通り平成24年3月31日付けで、経営委託先である平成紫川会との委託契約を解除し、特別会計清算金(4,482百万円)を7月末までに受領予定。 健康保険鳴門病院等については、当機構から譲渡先である徳島県に対し、職員の雇用を依頼しており、徳島県からは原則として現職員全員を再雇用する方針である旨回答があった。 川崎社会保険病院等については、所在地方公共団体である神奈川県から職員の継続雇用に配慮することが求められたことから、当機構において同県の要望として整理し、全入札参加検討者に対し、同要望への対応方針を求めることにより、雇用への配慮を求めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省から譲渡指示を受けた健康保険鳴門病院等及び川崎社会保険病院等については、譲渡後も引き続き地域医療に貢献できるよう、地元自治体の意向に配慮しつつ、地域医療に貢献できる譲渡条件を設定したことは、大いに評価できる。 また、病院職員の雇用の継続を図ったことは、高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 社会保険病院等の譲渡については、貴委員会の評価結果をみると、引き続き地域医療に貢献することのできる譲渡条件の設定や職員の雇用の継続を図ったことなどを踏まえ、S評定(中期計画を大幅に上回っている)としている。しかしながら、これらの業務実績は年度計画に従って行われたものにすぎず、中期計画を大きく上回ったとする根拠が明確にされていないことから、何をもちてS評定としたのか不明である。
今後の評価に当たっては、評価を行う指標や評定の根拠等を明らかにした上で評価を行うべきである。

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:三谷 隆博)
目的	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。
主要業務	1 年金積立金の管理及び運用を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: http://www.gpif.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期 目標期間	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営能力の向上	A	A	A	A			
(3) 業務管理の充実	A	A	A	A			
(4) 事務の効率的な処理	A	A	A	A			
(5) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	A	A	S	A	
2.業務の質の向上							
(1) 受託者責任の徹底	A×2	A×2	A×2	A×2			
(2) 情報公開の徹底	A	A	A	A			
2.業務の質の向上							
(1) 内部統制の一層の強化に向けた体制整備等					A	A	
(2) 調査・分析の充実等					A	A	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	A×4	A×3 B×1	A×4	A×4			
(2) 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	A×2	A×2	A×2	A×2			
(3) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3			
(4) その他	A×1 B×1	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1			
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 管理・運用の基本的な方針、運用の目標					A	A	
(2) リスク管理					A	A	
(3) 運用手法、財投債の管理・運用					A	A	
(4) 透明性の向上					A	A	
(5) 基本ポートフォリオ					B	A	
(6) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮					A	A	
(7) 年金給付のための流動性の確保					A	S	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.21)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 年金積立金の運用については、資産ごとに市場平均を示す指標であるベンチマークと比較すると、外国債券についてはマイナスの超過収益率となったものの、国内債券、国内株式及び短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国株式についてはプラスの超過収益率を着実に達成した。また、市場の価格形成等に配慮しつつ、必要な資金を円滑かつ確実に確保できたことは評価する。今後も、市場動向も踏まえつつ、必要な資金を確保することは依然として重要であり、引き続きマーケットインパクトに配慮した慎重な対応が求められている。長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを期待したい。
- また、管理運用法人の管理運営体制については、内部統制の一層の強化に向けた対策が行われており、業務運営が適切に行われていると評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年7月20日に、年金特別会計へのキャッシュ・アウト対応等の機能強化のために企画部に資金業務課を新設し、また、キャッシュ・アウトに必要な市場動向分析のための調査室の体制強化(増員)を行ったところであり、平成23年度においては、この体制の下で適切に業務運営を進めた。 平成23年度においては、平成22年度下期実績評価(10～3月)を4～5月に実施し、その結果を6月期の賞与に、平成23年度上期実績評価(4～9月)を10～11月に実施し、その結果を12月期の賞与に反映させた。 また、能力評価(1～12月)については、平成24年1～2月に実施し、3月にフィードバック面談を行い、被評価者に結果を通知した。併せて、その結果を平成24年4月の昇給等へ反映させた。その他、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えた人事評価を実施した。 なお、人事評価の適正な運用を図る観点から評価者を対象とした研修を行い、評価における目線合わせ及び評価の偏りの回避について徹底を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織編成及び人員配置の見直しについては、平成22年度に実施された資金業務課の新設、調査室の体制強化、管理部門の縮小といった体制の下で業務運営を進めた。 また、職員の専門性向上のための取組については、証券アナリスト資格取得の支援措置等が実施されており、着実に成果をあげている。さらに、人事評価制度の実施において、実績評価の結果の奨励手当への反映や、能力評価の結果に基づく職員へのフィードバック面談の実施及びその結果の昇給への反映など、職員の勤労意欲の向上や業務遂行能力の向上に資する取組が行われており、また、無駄削減等の取組を評価に反映するなどの工夫を行っている。
リスク管理	4(2)	<ul style="list-style-type: none"> 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 リバランスについては、乖離許容幅内にある場合においても、定期的にリバランスについて検討を行うとともに、市場が大きく変動した場合等においてもリバランスを検討することとし、下表のとおりリバランスを実施した。なお、リバランスの検討時に必要な市場動向の把握のため、足下の市場動向等の分析を実施した。 この結果、市場に特段の影響を与えることなく、適切かつ円滑にリバランスを実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金積立金のリスク管理については、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況の把握や、資産全体や各資産に対するリスク状況の確認、対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析などを行っている。 運用受託機関に対するリスク管理については、遵守すべきガイドラインを示した上で、各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況、投資行動、運用状況を月次で求めた報告により把握するなどの取組を引き続き行っている。 管理運用法人における自家運用については、運用部から独立したインハウス運用室において、運用部から提示されたガイドラインに従い、月次でリスク管理状況等の報告を行い、運用部においてリスク管理指標に係る目標値等の遵守状況の確認を行っている。
年金給付のための流動性の確保	4(7)	<ul style="list-style-type: none"> 今後財投債の残高が減少していく中で、キャッシュ・アウトに対応するため、キャッシュ・アウト等対応ファンドを設置した。キャッシュ・アウト等対応ファンドは、満期まで債券を保有するものであり、その償還金及び利金を活用することによって、市場へ影響を与えることなく、流動性を確保することができた。 キャッシュ・アウトについては、財投債の満期償還金・利金等を有効に活用した上で、それでもなお不足する分は、市場で運用する資産の売却を行った。資産の売却にあたっては、市場に悪影響を与えることのないよう売却のタイミングや回収金額の分散などの工夫を行った。 短期借入に備えて借入先の選定を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を整備した。ただし、平成23年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金給付に必要な流動性の確保については、平成23年度においては、今後、財投債の残高が減少していく中で、キャッシュ・アウトに対応するため、満期まで債券を保有しその償還金及び利金を活用することで市場へ影響を与えることなく流動性を確保するキャッシュ・アウト等対応ファンドを設置し、その償還金及び利金を活用することで、市場に影響を与えることなく資金の確保ができたことから中期計画を大幅に上回っていると判断し、S評価とした。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 「調査・分析の充実」に関する評価項目においては、基本ポートフォリオ等の運用戦略の策定や検証、リスク管理手法の改善を図ること等を目的とした調査研究について、取組結果のみをもって評価を行っているが、調査研究の結果どのような成果があり、法人業務にどのように活用されたのかの分析が行われていない。今後の評価に当たっては、調査研究による成果やそれが法人業務にどのように活用されたのかを分析した上で、厳格に評価すべきである。

法人名	独立行政法人国立がん研究センター(平成22年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:嘉山 孝正)
目的	がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2 1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4 3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 1～4に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: http://www.ncc.go.jp/jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>			
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			
(1) 研究・開発に関する事項	S×2 A×1	S×2 A×1	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	A×3	
(3) 人材育成に関する事項	A	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	
2.業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画			
4.短期借入金の限度額	A	A	
5.重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画	A	A	
6.剰余金の使途			
7.その他業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備整備に関する計画			
(2) 人事システムの最適化			
(3) 人事に関する方針	A	A	
(4) その他の事項			

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> • 昨年度に引き続き職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、経常収支率について、継続して100%以上を維持していることは評価する。今後とも、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。 • 全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項(臨床を志向した研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • センターが支援した臨床試験が『科学的根拠に基づく乳癌診療ガイドライン2.疫学・診断編2011年度版』をはじめとした15件に採用され、平成23年度計画目標を達成し、中期計画目標(5件以上)を大幅に上回った。・センターが、直接的または間接的に実施した臨床研究実施機関の訪問監査は11機関であり、平成23年度計画目標(11機関以上)を達成し、中期計画の達成に向けて着実に進展している。 • 共同研究件数は対前年度約15%増、治験実施件数は同22%増、国際共同治験実施数は同34%増となり、いずれも平成23年度計画目標(対21年度2%以上)を大きく上回るとともに、中期計画目標(21年度比5%以 	<ul style="list-style-type: none"> • 厚生労働省の早期・探索的臨床試験拠点整備事業の全国5拠点の1つとしてPhase Iセンターが設置され、基礎研究の実用化が進めやすくなったと考えられ、今後の一層の発展が期待される。また、臨床試験の診療ガイドラインへの採用件数の大幅な増加(1件→15件)、基礎研究部門と臨床研究部門の共同研究件数が対前年度約15%増、及び国際共同治験実施数が対前年度同約34%増など目標を大きく上回り年度計画を達成したことは高く評価する。

		<p>上)をも大きく上回った。・基礎研究部門と臨床研究部門との共同研究の実績は209件であり、平成23年度計画目標(30件以上)を大きく上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 手術検体の新規保存件数は1,457件であり、平成23年度計画目標(1,000件以上)を大きく上回った。 <p style="text-align: right;">など</p>	
研究・開発に関する事項(担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 肝臓がんの全ゲノム解読から、肝炎ウイルス関連肝がんの特徴的な変異パターンを発見し、治療分子を含む新規がん関連遺伝子を複数同定した。 中央病院肺腺がん1,500例を対象とした100万多型に関する全ゲノム関連解析を施行し、肺腺がんの易罹患性に関わる候補遺伝子座を複数同定した。 民間企業と共同で、体液中のマイクロRNAを診断する画期的なシステムを開発(プレスリリース)し、キット化にも成功した。 がん間質ターゲット療法 Cancer Stromal Targeting(CAST)Therapy & diagnosisを提唱した。 ADOC活性をもつM-CSFR抗体が急性骨髄性白血病の発症を抑制する事をマウスモデルにより示した。 民間企業との共同研究でTNIKキナーゼに対する阻害化合物を最適化し、TNIKキナーゼの酵素活性と大腸がん細胞の増殖を抑制する化合物を同定した。 肺がんのEGFR遺伝子変異やその他の遺伝子変異と発癌の関係を明らかにする目的で、30例の肺がん及び非癌組織からDNA・RNAを抽出して全エクソン・全RNA解析を行い、既知ドライバー変異と相互排他的に生じている遺伝子変異を同定した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最も重要ながんの原因、発生・進展メカニズムの解明のための研究が精力的に行われており、たとえば肝炎ウイルス関連肝がんの特徴的な変異パターンを発見したことや、肺腺がん1,500例を対象としたゲノム解析で候補遺伝子座を複数同定するなど、着実に成果が出てきており、がんの原因、発生・進展メカニズム解明、高度先駆的医療の開発や有効ながん予防・検診法の開発など、大いに評価できる。
人材育成に関する事項	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> レジデント採用に当たっては、がん診療一般に関するペーパーテストおよび面接を行い、客観的評価も行いつつ、意欲ある人材確保に努めた。 がん研究特別研究員制度を創設し、がんの研究に必要な高度先進的知識と技術を有する若手研究者を、研究事業推進の一環として研究に参画させることによって、将来の我が国の当該研究の中核となる人材育成を開始した。 指導的な立場にある薬剤師を対象とした研修を新たに開始するなど、がん診療連携拠点病院等の医師、看護師、薬剤師、がん化学療法チーム、緩和ケアチーム、診療放射線技師、臨床検査技師、相談支援センター相談員、院内がん登録実務者、地域がん登録行政担当者・実務者を対象とした専門研修を実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> がん研究特別研究員制度を創設し、がんの研究に必要な高度先進的知識と技術を持つ若手研究者を研究事業推進の一環として研究に参画させることによって、将来の我が国の当該研究の中核となる人材育成を開始した。センターのレジデント・職員を対象とした新たな連携大学院を2大学との間で平成24年度から開始する協定を締結した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進」に関する評価項目においては、平成22年4月1日からの独立行政法人移行前の実績を勘案して数値目標が設定されているが、以下のとおり、当該数値目標を大幅に上回る実績を上げている状況がみられ、現時点では必ずしも妥当な水準ではなくなっていると考えられる。
 - ① 基礎研究部門と臨床研究部門間での共同研究を年間30件以上行うことを数値目標としているが、6倍以上の実績を上げている。
 - ② 平成21年度に比し、中期目標期間中に、臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を5%以上増加させることを数値目標としているが、中期目標期間2年目の時点で52.0%増加となっている。

今後の評価に当たっては、これらの数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立循環器病研究センター(平成22年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:橋本 信夫)
目的	循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2. 前記1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3. 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4. 前期3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5. 前記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: http://www.ncvc.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>			
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			
(1) 研究・開発に関する事項	A×3	S×2 A×1	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	S×1 A×2	
(3) 人材育成に関する事項	A	S	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	
2. 業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画			
4. 短期借入金の限度額	A	A	
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画	A	A	
6. 剰余金の使途			
7. その他業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備整備に関する計画			
(2) 人事システムの最適化			
(3) 人事に関する方針	A	A	
(4) その他の事項			

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.20)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 職員の質の確保と組織の活性化、業務効率化の推進、研究開発推進基盤整備、重症・超急性期医療体制の強化などの積極的な取組みが行われたが、運営費交付金の大幅な削減があり、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。 今後は、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。 全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 医療クラスター棟を設置し、臨床研究の推進、ドライラボを駆使した産官学共同研究、模擬手術室・ICU等を用いた外部を含む医療従事者研修を推進する体制を整備し、設置後4カ月で7件の実践的研修(手術ロボット操作訓練・人工心肺シミュレーター組み立て、ステントのEVEを用いた体内誘導性の評価など)を行った。 また、TR(橋渡し研究)を推進するため、研究開発基盤センターに臨床研究部、先進医療・治験推進部を設置し、「臨床研究相談」(約30件)や生物統計家による「統計相談」(約50件)を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 23年度から開始された「早期・探索的臨床試験拠点整備事業」において全国5施設のうちの1つに選定され、唯一医療機器の開発を担うこととなった。このことを受けて脳動脈瘤治療用カバードステントや小型補助人工心臓などの開発を加速させるとともに、臨床応用に向けた円滑な体制を整備するため医療クラスター棟を開設し、大学や企業との連携強化を進めた結果、企業との共同研究の件数が22年度と比較してほぼ倍増する結果となったことは大いに評価する。

医療の提供に関する事項	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 23年度は16例の補助人工心臓装着を行なった。内9例は植込型を用い(1例は体外設置型からの移行例)4例は自宅での療養を開始させた。体外設置型装着の1例は、他施設からの補助循環装着後の紹介例であるが、自己心機能の回復を認め、離脱し退院した。 植込み型の補助人工心臓症例(EVAHART)の増加に伴い、補助人工心臓装着患者の受入れ病棟の拡大を行った。このように飛躍的な心不全患者のQOL向上を実現した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 23年度には、9例の心臓移植を実施。うち1例は小児の補助人工心臓装着例で、全国で2例目の小児ドナーからの提供であった。また、60歳以上のレシピエント2例(ともに体外設置型補助人工心臓長期補助例)の移植を実施、60歳以上の方のドナー心使用(2例)など難易度が高いとされる移植術を行った。以上の実績と取り組みについて高く評価する。
効率的な業務運営に関する事項、電子化の推進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> センター全職員が利用する「NCVCネット」の再構築により情報基盤設備を進め、情報セキュリティの向上を図り、平成23年8月より「NCVCグループウェア」の運用を開始し、職員に対する通報等の文書の電子化を図り、紙媒体の運用を削減、費用削減を図った。 ICU・PICUについて、重症系システムを独自にカスタマイズして導入している。本システムでは、電子カルテシステムとの密連携を実現し、一般病棟においては電子カルテから行う処方、注射、処置オーダー等の入力、すべて重症系システムにて操作可能としている。一般的に、重症系病棟では、オーダーが頻繁に変更されるため電子化運用が困難とされているが、当センターのような超重症患者を多く抱える病院であっても、スムーズにシステム運用ができるようなシステムの構築ができた。 また、電子カルテシステムを導入したことにより、情報収集の迅速化と情報の共有化が大きく向上し、文書類や画像データの完全電子化により、紙媒体やフィルム等を大幅に削減することができ、コスト削減につながった。 電子カルテを運用するにあたり「独立行政法人国立循環器病研究センター電子カルテシステム運用管理規程」を施行した。 	<ul style="list-style-type: none"> 6つのナショナルセンターによる医薬品等の共同入札の実施等により材料費率を21年度に比べ16.4%削減するなど、業務運営コストを節減する取り組みを評価する。また一般管理費の節減については、10.8%減と年度計画を上回っていることを評価する。
その他業務運営に関する事項	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」に基づき職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職場を挙げて支援していくため「独立行政法人国立循環器病研究センター一般事業主行動計画」を策定し推進した。 女性の働きやすい環境を整備するため、平成23年9月に院内保育所を開設した。週1回の24時間保育、病児・病後児保育、一時預かりも実施している。 女性医師・研究者が持つスキルを最大限発揮できる環境とインセンティブを与えるため、業務の遂行に優れた手腕を発揮した女性医師2名・女性研究者1名を部長に登用し、従来男性が占める職というイメージを払拭した。 平成23年9月に産休明けで復帰した女性薬剤師を時間短縮勤務(1日4.5時間)とし現場に復帰させた。働きやすい環境作りのために、業務の見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の働きやすい職場環境を目指して、看護業務については全病棟を2交代制とし、危険を伴う夜間の通勤回避や連続した休暇取得の促進を行っていることや、看護師、女性医師確保のため、これまで運営していなかった保育所の運営を開始し、一時預かりや週1回の24時間保育などニーズを探りながら改善を試みたことは評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進」に関する評価項目においては、平成22年4月1日からの独立行政法人移行前の実績を勘案して数値目標が設定されているが、以下のとおり、当該数値目標を大幅に上回る実績を上げている状況がみられ、現時点では必ずしも妥当な水準ではなくなっていると考えられる。
 - ① 循環器疾患の解明と医療推進に関する論文について、インパクトファクターが4.5以上の学術雑誌に年5件以上掲載されることを数値目標としているが、12倍以上の実績を上げている。
今後の評価に当たっては、これらの数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(平成22年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:樋口 輝彦)
目的	精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害(以下「精神・神経疾患等」という。)に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2 1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。4 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。5 1～4に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6 1～5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: http://www.ncnp.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>			
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			
(1) 研究・開発に関する事項	S×1 A×2	S×2 A×1	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	A×3	
(3) 人材育成に関する事項	A	S	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項			
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	
2.業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	B	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画			
4.短期借入金の限度額	A	B	
5.重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画			
6.剰余金の使途			
7.その他業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備整備に関する計画			
(2) 人事システムの最適化			
(3) 人事に関する方針	A	A	
(4) その他の事項			

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われたが、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。今後は、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。 全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項(臨床を志向した研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 専門疾病センターを主とした研究所と病院間の合同カンファレンス等による組織横断的な連携やTMCの支援体制の充実等により、活発な人材交流が推進された。 データマネジャー1名及び臨床研究支援の専門職3名(うち1名非常勤職。2名は独立行政法人医薬品医療機器総合機構との人事交流による専門職。)を配置し、データマネジャーによる医師主導試験のauditを実施するとともに、臨床研究支援専門職による研究計画の立案相談や研究デザインのコンサルテーションを病院及び研究所職員を対象に実施することで、臨床研究支援の強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 多発性硬化症センターや筋疾患センターなど5つの専門疾病センターを設置し、合同カンファレンス等の開催による組織横断的な連携を図るとともに、TMCにおいて、データマネジャーや臨床研究支援の専門職等を常勤も含め配置するなどの支援体制の充実により、基礎研究分野と臨床研究分野の共同研究件数が対21年度25件から58件に倍増となったことは高く評価する。

<p>人材育成に関する事項</p>	<p>1(3)</p>	<p style="text-align: right;">など</p> <ul style="list-style-type: none"> • CBTに関する研修については、認知行動療法センターの設置(平成23年4月)、専任センター長の配置(同6月)に伴い、厚生労働省研修事業であるうつ病の認知療法・認知行動療法ワークショップ等(16回、受講者1,463人)を実施した。 • 精神・神経疾患等における医療の質の向上を目的として、国の医療政策上の課題を踏まえた医療従事者等に対する各種モデル的研修・講習を80回開催し、センター外の受講者数は、2,888人であった。 • TMCにおいて、若手を中心とした研究者、レジデント及びコメディカルスタッフ等が、個々の研究を定期的に発表し、相互討論することによって、研究の質の向上及び若手育成に資する場を設けることを目的としたカンファレンスを主催しており、平成23年度においては全8回実施した。また、研究所及び病院の各研究部又は各診療部においても、各施設を横断した様々な若手職員等を対象としたカンファレンスを実施し、若手職員の育成及び各施設間の交流を推進した <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • CBTに関する研修については、CBTセンターの設置、専任センター長の配置に伴い、厚生労働省研修事業であるうつ病の認知療法・認知行動療法ワークショップ等(16回、受講者1,463人)を実施するなど、平成23年度におけるモデル研修・講習の開催は80回、センター外の受講者数は、2,888人であったことは高く評価する。
-------------------	-------------	---	--

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 該当なし。 |
|---|

法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター(平成22年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:桐野 高明)
目的	感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3. 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。4. 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。5. 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6. 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。7. 前記1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: http://www.ncgm.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>			
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			
(1) 研究・開発に関する事項	A×3	S×1 A×2	
(2) 医療の提供に関する事項	S×1 A×2	S×2 A×1	
(3) 人材育成に関する事項	A	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	S×1	S×1	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A×2	A×2	
2. 業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	B	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画			
4. 短期借入金の限度額	A	B	
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画			
6. 剰余金の使途			
7. その他業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備整備に関する計画			
(2) 人事システムの最適化	A	A	
(3) 人事に関する方針			
(4) その他の事項			

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.20)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 組織運営体制の一部見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、特に研究業績に大きな進歩がみられたが、運営費交付金の大幅な削減もあり、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。今後は、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。 全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項(臨床を志向した研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国府台病院に「臨床研究・治験センター」を設立し、国府台病院を中心に行う臨床研究や治験を支援する体制を整備した。そして患者背景を中心としたデータベースを作成し、平成24年3月末時点でのデータベース登録数は2,154症例に達した。また救急診療を行う中で、臨床研究におけるデータ登録をリアルタイムに行えるシステムに新しい機能を追加し改修した。さらに臨床研究にも応用可能性のあるメンタルヘルス診療支援システムを 	<ul style="list-style-type: none"> 臨床を志向した研究・開発の推進に向けて、橋渡し研究、データマネージメント等に取り組むため、戸山地区の臨床研究センター及び国府台地区における研究・開発体制を整備し、研究・開発を推進した。特に、シーズ発掘と臨床応用の推進に取り組むための知財管理を含む開発医療部の設置と国府台病院の臨床研究体制の充実強化を実施した点について高く評価する。

		開発した。 など	
医療の提供に関する事項(高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を年間150例以上提供するという計画に対し、平成23年度は682例実施した。個々の実態に即した治療法の重要性が増したため、実施数も当初計画より大幅に増加した。 平成23年度においては、先進医療既存技術2件(内視鏡的大腸粘膜下剥離術、超音波骨折治療法)について実施。 さらに、先進医療既存技術2件(実物大臓器立体モデルによる手術支援、IL28Bの遺伝子診断によるインターフェロン治療効果の予測評価)、先進医療新規技術3件(ハイスピードデジタル撮像による声帯振動の解析、HIV env V3領域のシークエンス解析によるマラビロク感受性検査、チトクロームP4502B6遺伝子型に基づくエファビレンツ投与量の調節)及び高度医療新規技術1件(不明熱のFDG-PET/CTによる熱源診断)の申請に向けて準備中。 	<ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、個々人の病態に即した医療を、年間150例以上提供するという計画に対し682例実施し計画を大幅に上回ったことは大いに評価する。また、先進医療について平成23年度においては、先進医療既存技術2件について実施。さらに、先進医療既存技術2件、先進医療新規技術3件及び高度医療新規技術1件の申請に向けて準備していることも評価する。
その他我が国の医療政策の推進等に関する事項(公衆衛生上の重大な危害への対応、国際貢献)	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生直後の災害派遣医療チームによる医療支援活動及び被災地支援の長期化を見越し、昨年度から調査団を派遣し、宮城県東松島市において避難所巡回診療を行った。医療チーム(コーディネーター1名、医師2名、看護師3名、薬剤師1名、事務1名)を継続的に現地に派遣し、同市の避難所(14-17ヵ所)を国立病院機構等の医療チームと協力して定期的に巡回診療を行った。また、国際医療協力局からコーディネーターを派遣し、東松島市保健福祉部健康推進課が行う同市で支援活動している医療チーム(5-6チーム)全体の調整や報告業務、避難所における保健衛生活動について支援した。一方、在宅被災者に対して全戸別訪問による健康支援調査を行い、要フォローアップ者の洗い出しや津波など震災の与えた健康への影響について調査分析を行い、東松島市の保健衛生対策や復興計画策定に寄与した。 アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システム強化を図るための専門家派遣については、年間目標である80件に対し、115件の実績となった。このうち24件は1年以上の長期派遣であり、地域別内訳はアジア(73件)、アフリカ(32件)、その他(10件)である。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際医療協力局からコーディネーターを派遣し、東松島市保健福祉部健康推進課が行う同市で支援活動している医療チーム全体の調整や報告業務、避難所における保健衛生活動について支援した。一方、在宅被災者に対して全戸別訪問による健康支援調査を行い、要フォローアップ者の洗い出しや津波など震災の与えた健康への影響について調査分析を行い、東松島市の保健衛生対策や復興計画策定に寄与したことは高く評価する。 国際医療協力局のホームページを通じ、センターの国際保健への取組を広報するとともに国際保健医療に関する知識の普及を図っており高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進」に関する評価項目においては、平成22年4月1日からの独立行政法人移行前の実績を勘案して数値目標が設定されているが、以下のとおり、当該数値目標を大幅に上回る実績を上げている状況がみられ、現時点では必ずしも妥当な水準ではなくなっていると考えられる。
 - 国府台地区において、精神科救急病棟入院患者のうち重症身体合併症患者を5%以上受け入れることを数値目標としているが、実績が34.7%となっている。
今後の評価に当たっては、これらの数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立成育医療研究センター(平成22年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:加藤 達夫)
目的	母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの(以下「成育に係る疾患」という。)に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2. 前記1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3. 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4. 前記3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5. 前記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: http://www.ncchd.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>			
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			
(1) 研究・開発に関する事項	S×1 A×2	S×2 A×1	
(2) 医療の提供に関する事項	S×1 A×2	S×1 A×2	
(3) 人材育成に関する事項	A	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	
2. 業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	B	
3. 予算、収支計画及び資金計画			
4. 短期借入金の限度額			
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画	A	A	
6. 剰余金の使途			
7. その他業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備整備に関する計画			
(2) 人事システムの最適化			
(3) 人事に関する方針	B	A	
(4) その他の事項			

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.22)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> • 昨年度に引き続き職員の意識改革が進められる中、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、経常収支率について、継続して100%以上を維持していることは評価する。 • 全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項(臨床を志向した研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成22年度から研究所と病院との一層の交流を目指し、これまで不定期に開催されていた研究所長によるレジデントのためのセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的実施している。平成23年度における研究所と病院が連携する会議の開催数は56回となり、平成21年度の52回を4回(7.7%)上回った。病院・研究所による新規共同研究を推進するため、共同研究企画推進対策部会を発足し検討を開始した。その結果として、平成23年度に開始した病院・研究所による新規共同研究数は26件であり、平成21年度の22件に比して4件 	<ul style="list-style-type: none"> • 臨床研究センターの知財・産学連携室に企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせ、その結果、平成23年度の共同研究実施数(=共同研究契約締結数)は、平成21年度に比して18.8%増加させるとともに、平成22年度に共同研究申請書における成果の取り扱いに係る記述の見直しの検討を行った結果、平成23年度は研究者側の権利確保の観点から書類を見直す配慮が定着した。また、職務発明委員会における審査件数は平成21年度より11件多く、18件となったことは高く評価する。

		<p>(18.2%)増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床研究センターの知財・産学連携室に企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせた。その結果、平成23年度の共同研究実施数(=共同研究契約締結数)は、平成21年度に比して18.8%増加した。 <p>など</p>	
医療の提供に関する事項(高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の臓器移植センターにおける小児への生体肝移植は36件、脳死肝移植は2件であった。生体及び脳死肝移植の臨床診療実績、研究活動及び、小腸移植、肝細胞移植に対する研究成果より得られた最新の考察・知見等は、英語論文19本、日本語論文12本、海外学会発表11回、国内学会発表36回、院内教育講演5回、海外学会教育講演2回、国内学会教育講演20回の発表を行った。小児肝移植症例数は世界一で、生存率90%(全国平均87%)は世界でもトップレベルである。 平成23年度については、手術指導・支援12回及びエジプトへ海外手術指導7回を実施し移植医療の標準化に努めた。 EBMに基づく成育医療を提供するとともに、各診療科ごとに標準化に向けた教育を行っており、それに関する講習会を各診療科毎にレジデントに向けて127回開催し普及に努めた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年間小児肝移植症例数は世界最多となる児38例を実施し、生存率90%と良好な成績であるとともに、双胎間輸血症候群に対するレーザー手術も40例実施するなど高度先駆的な医療を提供している。最新の知見に基づく医療の普及に向けた講習会も127回開催したことは高く評価できる。
効率化による収支改善	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、人件費及び材料費等に係るコスト縮減に努めることにより、全体として収支改善を推進した。 <p>結果として、経常収支は534百万円の黒字、経常収支率は102.6%となり、平成22年度に引き続き2期連続の黒字を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費(退職手当を除く。)については、委託内容の見直しによる委託費の削減や消耗品費等の費用削減など、経費の縮減・見直しを継続し、平成21年度に比して22.7%(146百万円)節減を図った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 6つのナショナルセンターによる医薬品等の共同入札を実施するなど、業務運営コストを節減する取り組みを評価する。一般管理費の節減については、中期計画の目標として15%減のところ22.7%減と既に中期計画を上回っていることについても評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人国立長寿医療研究センター(平成22年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:大島 伸一)
目的	加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。2. 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。3. 前記2に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。4. 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。5. 前記1から4に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6. 前記1から5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法人: http://www.ncgg.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo11.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>			
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			
(1) 研究・開発に関する事項	A×2 B×1	S×1 A×2	
(2) 医療の提供に関する事項	A×2 B×1	S×1 A×2	
(3) 人材育成に関する事項	B	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	B	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	
2. 業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	S	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画			
4. 短期借入金の限度額			
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画	B	A	
6. 剰余金の使途			
7. その他業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備整備に関する計画			
(2) 人事システムの最適化			
(3) 人事に関する方針	A	A	
(4) その他の事項			

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.22)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、年度計画に掲げる経常収支率を大きく上回る成果であった。 全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項(担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度までに探索した老化に伴う免疫機能の低下に関連する分子の遺伝子や蛋白質レベルで注目している機能について動物個体より調製した免疫系細胞を用いて解析した。また今年度はヘルパーT細胞の機能を抑制する因子を見出した。さらに、加齢に伴い発現が変化する遺伝子を66個見出した。個体における免疫応答の低下やその仕組みについては遺伝子改変動物の作出を手掛け、機能解析を進める基盤を確立した。高齢者の免疫機能の低下の克服を目指す臨床研究につなげる試みとしてプロ/プレバイオティクスを含めた栄養の介入について知識の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 我が国独自に開発された基本チェックリストを用いて、国際的な虚弱指標(CHS基準)による虚弱高齢者を推定する方法を検討した。アルツハイマー病先制治療薬開発の進展、老化に関する長期縦断疫学研究の推進、認知症予防モデル確立など、様々な研究開発の進展がみられた点について高く評価する。

		<p>を行なった。その成果として学術論文、学会発表に加えて、大学等教育現場において積極的に発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は細胞の老化(増殖停止)と恒常性維持に関して、22年度に細胞の増殖に関連して発現が変化する遺伝子や蛋白質の働きについて、発現の変化、すなわち恒常性の破綻に注目して解析を行った。これまでに確認してきた細胞の老化に関わる仕組みと発癌の抑制機構との関連が恒常性維持に関わる遺伝子レベル、蛋白質レベルでの調節の破綻と関連する可能性が示唆した。 <p>また、組織幹細胞/前駆細胞の観点から動物個体を用いた解析からは加齢に伴う組織機能低下に関わる因子を同定しつつある。こうした成果は外国学術論文、国内外における学会発表に加えて、大学等教育現場において積極的に発信した。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	
<p>医療の提供に関する事項(高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供)</p>	<p>1(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> これまでに約1000名のもの忘れセンターの新患者に対して測定を行い、うち200余名のデータ初期解析を実施し、握力計の有用性を明らかにした。すなわち、最大握力、最大握力からの低下率および反応時間については、80歳代で有意に低下し、最大握力到達時間は70歳代で低下していた。Barthel Indexにより評価したADL能力との比較では、点数が高いほど最大握力は有意に大きく、またADLを各動作の項目に分けた場合においても、握力と関連のある項目が明らかになった。 運動器疾患の転倒における「共通で重要なポイント」として「姿勢と転倒」という新たな概念を提唱し、歩行と転倒の動的観察に基づき足関節筋力と柔軟性、膝関節屈曲、脊椎後弯と転倒の関連を明らかにし、姿勢による転倒危険度を測定する「Dorsiflex meter」を開発した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> もの忘れセンター1000例の包括解析は評価できる。また運動器疾患の転倒における「共通で重要なポイント」として「姿勢と転倒」という新たな概念を提唱し、歩行と転倒の動的観察に基づき足関節筋力と柔軟性、膝関節屈曲、脊椎後弯と転倒の関連を明らかにし、姿勢による転倒危険度を測定する「Dorsiflex meter」を開発したことについても高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進」に関する評価項目においては、平成22年4月1日からの独立行政法人移行前の実績を勘案して数値目標が設定されているが、以下のとおり、当該数値目標を大幅に上回る実績を上げている状況がみられ、現時点では必ずしも妥当な水準ではなくなっていると考えられる。
 - 平成21年度に比し、中期目標期間中に、臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を10%以上増加させることを数値目標としているが、中期目標期間2年目の時点で63.1%増加となっている。今後の評価に当たっては、これらの数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである。

⑦ 農 林 水 産 省

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター(平成19年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:吉羽 雅昭)
目的	一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食物品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産物、飲食物品(酒類を除く。以下同じ。)及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農林水産物、飲食物品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。4 日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)に関する技術上の調査及び指導を行うこと。5 3に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。6 4及び5に掲げるもののほか、3に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。7 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。8 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。9 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。10 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。11 1～10の業務に附帯する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、次の業務を行う。 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の9第2項第6号の規定による検査並びに第20条の2第1項から第3項までの規定による立入検査。2 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問。3 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査。4 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去。5 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)第13条第1項の規定による立入検査、質問及び集取。6 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条第1項の規定による立入検査。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野 雄二郎)
ホームページ	法人: http://www.famic.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価。 (必要に応じて、A評価とした場合には要因を分析しS評価に、C評価とした場合には要因を分析しD評価にすることができる。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成19年4月に(独)農林水産消費安全技術センター、(独)農薬検査所及び(独)肥飼料検査所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の3法人の評価
<項目別評価>						
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	
(1)組織体制の強化	A	A	A	A		
(2)業務運営能力の向上	A	A	A	A		
(3)外部委託による業務の効率化	A	A	A	A		
(4)分析機器等に関する効率化	A	A	A	A		
(5)業務運営の効率化による経費の抑制	A	A	A	A		
(6)人件費の削減等	A	A	A	A	A	
(7)生産段階における安全性等の確保に関する業務	A	A	A	A		
(8)農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	A	A	A	A	A	
(9)情報提供業務	A	A	A	A	A	
(10)効率的な組織体制の確保と適正な要因配置					A	
(11)管理部門の簡素化					A	
(12)自己収入の確保					A	
(13)保有資産の見直し等					A	
(14)契約の点検・見直し					B	
(15)透明性の確保					-	
(16)内部統制の充実・強化					A	
(17)業務運営コストの縮減					A	
(18)農業生産資材の安全等の確保に関する業務					A	
(19)調査研究業務					A	
(20)関係機関との連携					A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	
(1)食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	A	A	A	A		
(2)情報提供業務の一元化及び提供内容の充実	A	A	A	A		
(3)窓口業務の全国における実施	A	A	A	A		
(4)検査・分析能力の継続的向上	A	A	A	A		
(5)食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応					A	
(6)情報提供業務の的確な実施					A	
(7)検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上					A	

(8)調査研究業務の充実					A	項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
(9)情報セキュリティ対策の推進					A	
(10)肥料関係業務	A	A	A	A	A	
(11)農薬関係業務	A	A	A	A	A	
(12)飼料及び飼料添加物関係業務	A	A	A	A	A	
(13)土壌改良資材関係業務	A	A	A	A	A	
(14)食品表示の監視業務	A	A	A	A	A	
(15)登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務	A	A	A	A		
(16)JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務	A	A	A	A		
(17)農林物資の格付業務	A			A		
(18)国際規格に係る業務	A	A	A	A	A	
(19)登録認定機関等に対する調査等の業務					A	
(20)JAS法に基づく立入検査等					A	
(21)JAS規格の見直し等に係る業務					A	
(22)農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務	A	A	A	A		
(23)依頼検査	A	-	-	A		
(24)緊急時の要請に関する業務	A	A	A	A		
(25)リスク管理に資するための有害物質の分析業務	A	A	A	A	A	
(26)カルタヘナ担保法関係業務	-	-	-	-	-	
(27)国際協力業務	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	
(1)経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A	
(3)自己収入の増額に係る取組	A	A	A	A		
(4)随意契約の適正化に係る取組	A	A	A	A		
4.短期借入金の限度額					-	
5.重要な財産の譲渡又は担保に関する計画						
6.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画					A	
1 資産の売却額の国庫返納					A	
2 堺ほ場の国庫返納					A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分に関する事項	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価対象外とした「透明性の確保」、「カルタヘナ担保法関係業務」、「法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み」及び「剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果」を除く中項目は、「契約の点検・見直し」の中項目がB評価となり、他の中項目がA評価となった。併せて「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成22年11月26日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政・独委」という。))」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政・独委)」、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について(平成24年5月21日政・独委)」、「平成22年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について(平成23年12月9日政・独委)」、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)」を踏まえた評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
契約の点検・見直し	1 (14)	<ul style="list-style-type: none"> 契約については、平成 22 年度に改正した、「随意契約見直し計画」に基づき、契約を締結した 123 件のうちガス使用料及び上下水道使用料などの明らかに競争の余地のない 11 件を除き、一般競争入札や企画競争及び公募による契約とした。 一般競争入札等 112 件のうち、一者応札となった契約は 43 件であり、平成 22 年度との比較では横ばいの状態となっている。なお、一者応札となった契約は、分析機器の保守点検等であった。 	<p>一般競争入札による契約のうち、一者応札となった契約の件数については、仕様書の見直し、公告期間の延長やメールマガジンの活用に努めていたが、平成22年度と比較して減少していない。契約内容を確認したところ、一者応札のうち、半数以上は分析機器の保守・点検であり、特殊事情は理解できるが、一者応札を縮減するための更なる取組が必要である。また、平成23年度に行った契約のうち、やむを得ず随意契約となった件数は、平成22年度と比較して増加しているが、増加要因は震災対応等によるもので</p>

			あり、特殊要因としてやむを得ないと評価できるが、引き続き、契約の適正化を推進すべきである。
食品の安全と消費者の信頼の確保のための確・迅速な対応	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第12条の規定に基づく農林水産大臣からの緊急時の調査、分析又は検査の要請はなかった。その他、緊急に対応すべき農林水産省からの要請について以下の対応を行った。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に関し、平成22年度末にプロジェクトチームを設置し、飼料作物の放射能汚染の状況に関する緊急モニタリング調査、牛ふんたい肥や土壌改良資材の調査、飼料工場におけるモニタリング等、飼料等については1,099件、たい肥等については5,752件の測定を行った。放射能測定に際しては、使い捨て作業服、防塵マスク、ゴーグル、手袋等の着用を義務づけるとともに、作業の前後でGMサーベイメーターを使用し、職員の被曝線量の測定等を行う等職員の安全と健康管理に留意した。 (イ) 飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害発生又は有害な飼料の流通が確認された場合における被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県と連携しつつ、エンドファイト毒素による中毒が疑われる事例の原因究明のため、給与した飼料の分析結果(8件、24点)を都道府県及び農林水産省に23業務日以内に報告した。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急に実施するよう要請があった場合の対応については適切に対応されていた。また、「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」(以下「ISO/IEC 17025」という。)に基づく品質保証体制の構築については、スケジュールに基づき、適切に対応されることを期待する。
情報提供業務の的確な実施	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> ア 受け付けた相談を整理し、重要な事例8件を「企業相談事例集」に追加掲載し、相談対応マニュアルの改善を行った。 イ 顧客満足度が高かった講習会で使用したテキストのデータベース化を12件、更新を4件行った。(データベース化されたテキスト等57件) ウ 食品表示に関する情報、JAS製品の品質等に関する情報、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、肥料、飼料、飼料添加物、土壌改良資材及び農薬の安全性に関する情報や企業、消費者等からの相談事例等をホームページに掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「相談窓口である消費安全情報部の業務については、企業等からの技術的な相談のみを本法人が受け付け、それ以外は各地方の農政局に任せることにより、本法人の情報提供業務を縮減する。」と指摘されたことを受け、事業者等からの相談に特化し、適切に対応するとともに、メールマガジンの活用や講習会の開催などにより積極的に情報の提供を図っていた。今後も引き続きわかりやすい形で情報の提供がなされることを期待する。なお、肥料分析技術講習会(2回参加者6名)については、他の講習会に比べ参加者が少なく、都道府県の意向を踏まえつつ効率的な実施を検討すること。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 貴委員会では、検査等業務に係る品質保証体制の構築について、A評定(順調に進んでいる)としているが、事業報告において「外部機関が主催する技能試験(11回)に検査分析に携わる職員(延べ60名)を参加させ、一部を除き満足な結果が得られた。なお、満足な結果を得られなかった一部の試験所については原因究明を行い、是正処置を実施した」とされていることについて、満足な結果を得られなかった内容や講じた是正処置の内容等が明らかとされていないため、業務の実績や当該評定の妥当性が国民にとって分かりにくいものとなっている。
- 今後の評価に当たっては、原因究明や是正処置の内容等を明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- 貴委員会では、農薬取締法に基づく集取品の分析結果の報告期間(60業務日以内)について、A評定(目標値に対して、90%以上の達成度合)としているが、事業報告において「農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬は23点であった。集取品の分析結果について、年度内に目標期間である集取後60業務日以内に報告した点数は4点であった。なお、残り19点については年度末に近い集取であったため、報告は24年度に行う予定」とされていることについて、当該19点の集取品が60業務日以内に報告されたか否かについての評価を行っていない。
- また、GLP制度に基づく適合試験機関の査察結果の報告期間(30業務日以内)の評価についても、同様の状況がみられる。
- 今後の評価に当たっては、業務実績が評価対象年度の翌年度にわたるものについても、可能な限り業務実績を明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人種苗管理センター(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:野村 文昭)
目的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。2 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。5 1～4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。6 種苗法の規定による集取を行うこと。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び回収を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野 雄二郎)
ホームページ	法人: http://www.ncss.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の効率化	A	A	A	-	A	A	
(3)種苗生産の効率化	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(5)付帯業務の重点的な実施	A	A	A	A	A		
(6)植物遺伝資源の保存及び増殖の効率化	A	A	A	A	A		
(7)業務運営一般の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)種苗生産業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(5)付帯業務の質の向上	A	A	A	A	A		
(6)遺伝資源業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(7)種苗に係る情報の提供等						A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取組	A	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-		
5.重要な財産の処分等に関する計画	A	A	A	A	A		
6.短期借入金の借入れに至った理由等						-	
7.不要財産の処分等に関する計画						A	
8.重要な財産の譲渡等の計画						A	
9.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
10.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評価に至った理由)

- 平成23年度事業は、大項目について全てがA評価となっており、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)における指摘事項に対しても的確な対応がなされている。さらに、業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下、「政独委」という。))」及び「平成23年度業務実績評価の具体的取組について(平成24年5月21日政独委)」並びに「平成22年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について(平成23年12月9日政独委)」を踏まえて総合的に勘案したところ、中期計画の達成に向けて順調に進捗している(A評価)ものと判断した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> ばれいしょ原産種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。 種苗生産業務に要した経費のうちばれいしょに係る経費は、燃料費の増加はあったものの、農薬の節減、修繕費の抑制等に努めたことから、910百万円と対前年比99.2%となり、1袋(20kg)当たりの業務コストは、12,425円と対前年比92.3%となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ばれいしょ原産種について、収穫直前の検定による病害罹病率は目標を達成しているが、収穫後の品質検査において一部にウイルス病が確認されていることから、農場の周辺環境の浄化等により、一層の品質の向上に努められたい。
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、通知のあった全ての出願品種874点について、実施方法の検討及び対照品種の選定を行い、栽培試験実施計画を的確に作成した。 栽培試験実施計画に基づき、栽培試験実施目標点数の648点(前年度出願点数(特性審査のうち資料調査によるものを除く。)の66%)に対し678点の栽培試験を実施した。このうち、12点の栽培試験を5県7機関、2法人に委託して実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 栽培試験方法等の検討を精力的に進めた結果、対象植物を18種類拡大し、目標の10種類程度を大きく上回る達成状況となったことは高く評価できる(S評価)。なお、対象植物の拡大に伴い職員の負担が過大とならないよう留意されたい。
農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 指定種苗の表示検査について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、16,489点の検査を行った。この結果、不完全表示が54点(0.3%)あり、書面による改善報告を求め、検査結果を農林水産省に報告した。なお、農薬使用表示についての不完全表示は5点あったが、適用外農薬の使用が疑われたものはなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病検査技術等については、病害が多様化している現状を踏まえ、引き続き研究独法等他機関と連携し情報収集及び手法の導入に努められたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 調査研究課題の重点化については、貴委員会の評価結果をみると、「学識経験者4名から成る調査研究評価委員会を開催し、重点調査研究5課題の平成23年度の成果及び24年度計画案について評価を行い、評価結果を調査研究運営委員会における24年度計画の策定に反映した」ことをもってA評価(順調に進んでいる)としている。しかしながら、調査研究評価委員会の評価結果が調査研究課題の実施にどれだけ反映されたかは明らかにされておらず、このことに対する貴委員会の言及もない。
今後の評価に当たっては、調査研究評価委員会の評価結果について、調査研究課題の実施への反映状況についても明らかにさせた上で、厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人家畜改良センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:矢野 秀雄)
目的	家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 家畜、家さんの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。2 種畜、種きん、種卵、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。3 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 飼料作物の種苗の検査を行うこと。5 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。6 前各号の業務に附随する業務を行うこと。7 家畜改良増殖法の規定による立入り、質問、検査及び収去。8 種苗法の規定による集取。9 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去。10 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第20条の政令で定める事務
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野 雄二郎)
ホームページ	法人: http://www.nlbc.go.jp/index.asp 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 原則としてS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務対象の重点化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化及び組織体制の合理化	A	A	A	A	A	A	
(3)経費の縮減	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)家畜改良及び飼養管理の改善等	A	A	A	B	A	A	
(2)飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給	A	A	A	A	A	A	
(3)飼料作物の種苗の検査	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究	A	A	B	A	A	B	
(5)講習及び指導	A	A	A	A	A	A	
(6)センターの資源を活用した外部支援	A	A	A	A	A		
(7)センターの人材・資源を活用した外部支援						A	
(8)家畜改良増殖法に基づく検査等	A	A	A	A	A	A	
(9)牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な財産の処分等に関する計画						A	
6.剰余金の使途	A	A	A	A	A	-	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画及び年度計画に即して設定した評価基準に照らして、法人からの業務実績に関するヒアリングをもとに評価を行ったところ、個別に評価を行う最下位項目については、S評価1項目、A評価169項目、B評価1項目であり、大項目については全てがA評価となった。
- 特筆すべき事項として、「センターの人材・資源を活用した外部支援」については、東日本大震災発生に伴う粗飼料不足及び福島第一原発事故による高濃度汚染稲わら等の問題の発生に伴い、被災した4県(青森県、岩手県、宮城県、福島県)に対し、約1,000トンの粗飼料を無償提供するとともに、国、県、市町村との連携の下、計画的避難区域からの家畜の移動等に関して延べ1,105人(23年度実績)の役職員を派遣し、被災地の復旧・復興に向け、法人が一丸となって取り組んだことは高く評価できる。加えて、派遣等に伴い通常業務を停滞させないため、各場において限られた人員を柔軟に業務に対応させることにより、人件費の削減目標も同時に達成していることも加味しS評価とした。
- 一方、「調査研究」のうち「放牧関連技術の改善」については、放牧肥育のための牧養力を検討するとともに、調査牛の生産及び哺育・育成期の発育性を調査し、また、放牧における繁殖牛の生産性について調査するという計画に対し、調査牛の生産が延

期され、計画どおりの実施となっていないことからB評価とした。なお、延期の原因は、東京電力の福島第一原発事故による放射性物質の拡散により放牧地が全面的に汚染され、利用不可となったためであり、センターの業務運営に起因するものではなく、やむを得ない事由によるものであると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務対象の重点化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 行政分野から品種の普及状況、品種育成分野から新品種育成状況、需要分野から需要状況に関する情報を入手し、原種子の生産を実施した。 飼料作物種苗の増殖対象品種・系統について需要調査等をもとに、新しく育成された2品種・系統を追加するとともに、1品種を削除し、新品種及びニーズの高い品種に重点化することで、98品種・系統とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務対象の重点化については、行政刷新会議による事業仕分け等において、家畜の改良・増殖業務について都道府県・民間との役割分担を明確にするとともに、センターは都道府県・民間では取り組み難い業務に重点化するとされた。このことを踏まえ、第3期中期目標期間においては、乳用牛における後代検定への参加については、25年度中に民間事業者へ移行するとしているが、この計画を前倒しし、23年度後期検定開始時から移行するとともに、種豚の供給について、生産農家への直接供給業務を計画どおり原則中止し、また鶏について、センターが保有する33系統のうち、都道府県等において需要が見込まれない2系統の生体での飼養を中止するなど、業務の重点化に積極的に取り組んでおり評価できる。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 調査研究	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 牛の脂肪酸組成、豚の繁殖性、鶏の羽色について、必要なサンプルを各畜種牧場から収集し、それぞれ遺伝子解析情報との関連性を調査するなど、計画どおり順調に実施した。また、乳用牛の繁殖性に関連する遺伝子同定に取り組んだ。 優良な家畜の増殖を実現するため、①受精卵の割球分離と割球集合方法、個別培養方法および集合に適した胚の発育ステージについて調査した。②切断2分離等操作胚で失われた胚の透明体の代替としてアルギン酸カルシウムにより操作胚を包埋した培養試験について調査した。③受胎性の高い OPU-IVF 胚を選別するため4つの選別パラメータについて調査した。④ウシ卵子の超低温保存について、凍結保護物質にポリエチレングリコール(PEG)およびトレハロース(Tre)を用いて、ガラス化及び加温後の生存率について調査するなど、計画どおり順調に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究については、他では取り組み難いテーマにも積極的に取り組んでいることは評価できる。特に乳用牛の繁殖性に関する遺伝子解析については、初年度から特定の染色体における塩基配列の違いにより受胎率が改善することを明らかにするなど、困難で挑戦的な課題と考えられる中で、候補遺伝子を見出し解析に取りかかっていること、また、牛肉の食味に関するアンケート調査の実施等、今後の改良の方向性を示す調査にも取り組んでいることはセンターの存在意義を示すものであり、他にも飼料利用性に関する牛の余剰飼料摂取量に着目した遺伝子解析や先天性ロコ病の原因遺伝子の除去など、今後の成果が期待される調査項目も多い。今後は、これらの調査試験により得られた知見の実用化に向けたさらなる成果を期待するとともに、近年問題となっている受胎率の低下等にも着目した取り組みも進められたい。
予算、収支計画及び資金計画 財務内容の改善		<ul style="list-style-type: none"> 予算、収支計画及び資金計画を作成し、事務の効率化を推進することで経費の節減を図りつつ、業務が効率的に運営できるよう資金の適切な配分に努め、計画どおり順調に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 財務内容の改善については、業務の効率化等を推進するため、職場競争的予算や職場効率化予算といった予算制度を設け、各場の意欲を引き出す予算配分をしていることは評価できる。引き続き、経費節減を図りつつ、業務の効率的な運営ができるような取組を行われたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 貴委員会では、飼養管理、飼料生産作業の外部化について、「定年退職者の状況等に応じて外部化を推進するなど、計画どおり順調に実施」、「再任用職員を新たに 20 名雇用し、計 45 名の職員を雇用するなどにより、引き続き外部化を図った」との実績について、「単純作業の外部化を行うなど、引き続き業務の外部化を進めていることは評価できる。今後も費用対効果や退職者の状況を踏まえつつ、業務の外部化を進められたい」と評価しているが、業務の外部委託の状況についての評価を行っていない。
- 今後の評価に当たっては、業務の外部委託の観点からも評価を行うべきである。
- 貴委員会では、家畜の飼養管理の改善における損耗率の低減、受胎率や育成率の向上について、A 評定(計画どおり順調に実施した)としているが、事業報告において「各牧場において改善目標を設定した。また、改善目標達成に向けた取組を行うなど、計画どおり順調に実施した」とされていることについて、各牧場が設定した目標の内容等が明らかにされていないため、業務の実績や当該評定の妥当性が国民にとって分かりにくいものとなっている。
- 今後の評価に当たっては、設定した目標の具体的内容等について明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- 貴委員会では、海外技術協力における人材育成について、語学検定受検者数や研修受講者数等の実績を基に評価を行っているが、これらの取組を行った結果、語学力の向上が図られたか否かについての評価を行っていない。
- 今後の評価に当たっては、取組の結果、海外技術協力に資する語学力の向上が図られたか否かについても評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人水産大学校(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:鷺尾 圭司)
目的	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 水産に関する学理及び技術の教授及び研究。 2 1に掲げる業務に附随する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	水産分科会(分科会長:小川 和夫)
ホームページ	法人: http://www.fish-u.ac.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H22年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 (A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)業務の効率化・透明化						A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)学理及び技術の教育	A	A	A	A	A	A	
(2)学理及び技術の研究	A	A	A	A	A	A	
(3)就職対策の充実	A	A	A	A	A	A	
(4)教育研究成果の利用促進	A	A	A	A	A	A	
(5)学生生活支援等	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要資産の譲渡等	A	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分	-	-	-	-	-	-	
(4)内部統制						A	
(5)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	
(6)環境対策・安全管理の推進	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(所見)
<ul style="list-style-type: none"> 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関係)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
水産に関する学理及び技術の教育	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人との連携の検討に関して以下のことを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ①東京海洋大学漁業練習船神鷹丸船長・機関長による本校学生への講演及び、同船船長と本校教員との意見交換を実施した。 ②大学の練習船に係る協議会等に本校教員を派遣して、文部科学省系大学の練習船の動向、共同利用に関する情報を収集した。 ③研究面においても、東京海洋大学との共同研究や、調査データの共有を検討するなど、教育効果の向上に資するよう連携を行った。など 	<ul style="list-style-type: none"> 本科での教育について、動機付け教育の推進、実験・実習等の活用、水産関連団体等の外部関係者による講話・特別講義等実学を重視した教育が効果的に実施されている。 また、入試倍率も4.5倍と高い水準を維持し、定員充足率も110%ということであり評価できる。 以上のことを総合的に考慮し、本項目における評価は「A」が妥当であると判断する。
就職対策の充実	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 後援会と連携した合同企業説明会の開催、就職活動関連情報の提供方法の整備、就職統括役の就職支援室の常駐、教員による企業 	<ul style="list-style-type: none"> 就職対策の充実を図るため就職先企業へのアンケート調査を実施するなど、評価結果を業務改善に反映した点は評価するが、

		<p>訪問や就職指導・相談への対応、運営会議及び部課長会議において就職対策方針全体を明確化するとともに教授会・学科会議等で全教職員に就職対策方針の周知徹底、外部専門家や学生部長を講師とした就職ガイダンス、公務員試験対策等により教職員を挙げた就職促進のための取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、今年度より新たに厚生労働大臣より無料職業紹介事業の許可を受けるなど、就職斡旋を行う体制を整備した。 	<p>アンケートを行う場合は配布枚数、回収率が数字でわかると良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業仕分けでの厳しい指摘の中で、諸官庁の指導に対し、真摯に取り組み、経費の削減など各成果を着実に挙げられていることを評価する。 ウエイトを見直し、「就職対策の充実」をより重視したことは、水産業を担う人材を育成するという水大校の設置目標に合致している、評価に値する。
教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 冬季日本海における放射性物質の影響調査、大型クラゲ国際共同調査等の水産政策上の重要案件について、関係機関と協力し調査するとともに、SEAFDEC への技術協力、開発途上国の行政官等を対象とする研修の実施などを通じて、国際協力にも貢献した。また、国・地方公共団体等の委員会等に委員として教職員を派遣するとともに、技術相談等に対しても適切な対応を行うことにより、行政機関が行う水産施策の立案及び推進に協力した。 論文等の積極的な公表、後援会等への講師派遣、「水産大学校研究報告」の計画的な発行、産学公交流イベント等の開催及び積極的な参加等により、研究成果情報の発信とその利活用を推進した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果等の公表・普及については、論文の発表でよくなされている。 広く国民一般を対象にした公開講座等も、多様な連携のもとで実施されており、評価できる。 専門的な知識を生かした社会貢献活動は、韓国の釜慶大学校との学术交流など、具体的な活動が報告され、A 評価に価すると思う。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 専攻科(船舶運航課程、船用機関課程)については、第3期中期目標において、「二級海技士免許筆記試験の合格率80%を目指す」及び「すべての学生が三級海技士試験等に合格するよう努める」とされている。二級海技士免許筆記試験に係る貴委員会の平成21年度、22年度及び23年度業務実績の評価の結果をみると、21年度については受験者数及び合格者数、22年度については受験率及び合格率を向上させるよう指摘している一方、23年度においては「専攻科の教育は、海技士の合格率という数字の指標があるが、この数字にどこまでこだわるのがよいのか注意が必要と思う。外部評価委員の意見にあるように、受験者や合格者の推移等を考慮した評価が必要と思われる」との記載がある。この点について、23年度の評価の結果とその前年度までの評価の結果は相互に矛盾するものとなっており、今後の評価に当たっては、評価の経年的な一貫性という観点に留意した評価を行うべきである。
- また、三級海技士免許等取得に係る貴委員会の平成23年度評価結果をみると、取得率の実績が目標の9割程度にとどまったことに対する評価が行われていない。今後の評価に当たっては、三級海技士免許等の取得率の向上を促す観点から、厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堀江 武)
目的	1 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。2 1のほか、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと(3に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)。3 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。4 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。5 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。6 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等(政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(5に掲げる業務に該当するものを除く。)。7 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。8 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。9 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。10 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。11 農業機械化促進法第16条第1項に規定する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤 修)
ホームページ	法人: http://www.naro.affrc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期 目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 小項目をS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の削減	/	/	/	/	/	B	
(2)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	S	
(3)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(5)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(6)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)近代的農業経営に関する学理及び技術の教授	B	B	B	B	B	A	
(3)生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進	A	A	A	A	A	A	
(4)生物系特定産業技術に関する民間研究の支援	A	A	A	A	A	A	
(5)農業機械化の促進に関する業務の推進	A	A	A	A	A	S	
(6)行政との連携	A	A	A	S	S	S	
(7)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(8)専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	/	/	/	/	/	-	
6.重要な財産の譲渡等	A	A	A	-	A	-	
7.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
8.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	S	S	S	A	
(3)法令遵守など内部統制の充実・強化	/	/	/	/	/	A	
(3)情報の公開と保護	B	A	A	A	A	/	
(4)環境対策・安全管理の推進	A	B	B	A	A	A	
(5)積立金の処分に関する事項	/	/	/	/	/	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」、「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」、「第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度における人件費については、平成 17 年度と比較して6%以上削減することとされているが、①緊急性を有する震災対応により、超過勤務の縮減が困難であったこと、②震災の影響等により自己都合、勸奨退職者が例年実績に比べて減少したこと、③人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定(△0.23%)の影響(0.23%)により、平成 23 年度の削減対象人件費は、21,055,284 千円となり、平成 22 年度実績の 21,100,435 千円から 45,151 千円の削減となったが、人件費削減率(補正值)は、5.6 %にとどまった。なお、①の人事院勧告による改定分(△ 0.23%)を勘案すると人件費削減率は、5.8 %となっている。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総人件費については、平成17年度と比較して△5.8%となり、削減目標である△6%以上を下回っている。この点については、緊急性を有する震災対応により超過勤務の縮減が困難であったこと、震災の影響等により自己都合、勸奨退職者が例年実績に比べて減少したこと等が要因とのことである。対応として、役員報酬及び管理職手当のカット、超過勤務の縮減等に取り組んだが目標を下回っている。震災対応などやむを得ない事情もあるが、今後の対応策として、毎月の執行状況の点検、人件費執行状況の全役員間での共有などが示されており、目標の達成を期待する。 <p>など</p>
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(3)	<p>運営費交付金による大課題研究費は、農業技術研究業務の22の大課題に基礎額1,504 百万円、推進責任者のマネジメント強化及び研究推進強化に総額341 百万円、農研機構として特に推進すべき研究課題に総額42百万円を配分し、効率的な研究推進を行った。また、農研機構に対する社会的要請に迅速に対応するため、「東京電力福島第一原子力発電所放射能漏れ事故に伴う畜産草地関連放射能汚染対応研究」、「津波・洪水を想定した越流堤防(農道)の開発」等に総額92 百万円、東日本大震災への対応として、震災対策研究費等に総額74 百万円を配分した。</p> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金の配分については、評価委員会の評価結果等を考慮して、役員会に付議した上で配分額を決定しており、23年度は、特に推進すべき研究課題として疾病に強い畜産等に重点配分を行ったほか、社会的要請等対応研究費として理事長トップマネジメントにより、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故への対応研究等に配分している。 <p>など</p>
行政との連携	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 地方農政局、県の行政部局、国土交通省、農林水産省の各局からの参加を得た連絡会議を71件開催した。また、159件の推進会議を開催し、行政部局の意見を研究内容等に反映させ、点検を実施した。 農林水産技術会議事務局との共催で、地域農業の振興を目的に研究者、普及指導員、生産者が情報交換等を行う場として地域マッチングフォーラムを開催した。また、行政への委員等としての協力は、農業技術研究業務で463件、農業機械化促進業務で22件に対応し、専門的知見を活かした貢献に努めた。 「リスク管理を進める上で行政が必要とする研究」マトリクス表を食品の安全性の向上、植物防疫、動物衛生それぞれの分野について、レギュラトリーサイエンス研究推進会議事務局を通じて行政部局と連携し、これまでの研究成果、実施中の研究、今後の研究計画等について情報収集・検証を行った。また、農工研を中心に東日本大震災の復興・復旧を支援するためのシンポジウムを開催するとともに、技術相談や震災に役立つ技術情報の広報に努めた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政部局との連携等については、農林水産省、県の行政部局等からの参加を得て連絡会議や推進会議を開催し、意見をj得て課題の検討を行うとともに、行政への委員派遣等として485件の協力等を行っている。また、レギュラトリーサイエンスの研究成果、研究計画等について行政部局と連携して検証し、必要とされる研究等について検討を行っている。 災害対策基本法に基づく指定公共機関としての東日本大震災への対応では、被災地に延べ46人・日の職員を派遣し、ため池、農業用ダム等の被害状況調査と復旧対応策にかかる技術的助言の実施等を行っている。また、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応として、ムギの製粉工程における放射性セシウムの動態解析や汚染米からのバイオエタノール生産における放射性セシウムの動態解析、技術情報の提供等積極的な災害対応を実施した点は高く評価できる。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

〔個別意見〕

- 該当なし

法人名	独立行政法人農業生物資源研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:石毛 光雄)
目的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2 昆虫その他の無脊椎動物(みつばちを除く。)の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。3 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。4 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。5 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で林木の品質改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤 修)
ホームページ	法人: http://www.nias.affrc.go.jp/index.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の削減						A	
(2)評価・点検の実施と反映	A	A	A	A	A	A	
(3)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(5)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(6)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)行政部局との連携						A	
(3)研究成果の公表、普及の促進	B	A	A	A	A	A	
(4)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.不要な財産又は不要な財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画						-	
6.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	
7.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
8.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)法令遵守など内部統制の充実・強化						A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A	A		
(4)環境対策・安全管理の推進	A	B	B	B	B	A	
(5)積立金の処分に関する事項						A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」、「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」及び「第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
産官学連携、協力の 促進・強化	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 生物研の持つ研究資源と外部機関の知識・技能を融合して研究を推進するため、共同研究契約を締結して研究を実施した。23年度には、次世代シーケンサーを用いたダイコンゲノムの解読、遺伝子組換えカイコによる応力センサーフィブロインの開発、ヒト型肝臓ブタの研究開発に関する研究等、新たに20組織と15件の共同研究を締結し、連携協力及び研究推進を図った。23年度の19件の国内特許出願のうち8件が共同研究の成果であり、共同研究による連携、協力の効果が認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 産官学連携については、23年度新たに民間企業等20組織と15件の共同研究を締結している。23年度の19件の国内特許出願のうち8件が共同研究の成果であり、連携の効果が認められる。また、11名の研究者が連携大学院の教員となるなど人的交流も図られている。 <p style="text-align: right;">など</p>
農作物や家畜等の生産性向上に資する生物機能の解明	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 本年度の大きな進捗として、水田で栽培したイネの概日時計(体内時計)遺伝子変異体を用いて行った網羅的遺伝子発現、光合成能力、収量等の解析により、野外における概日時計の役割を世界で初めて明らかにしたことが挙げられる。 この成果は、圃場で栽培した作物の解析の重要性を具体的データに基づいて示したこと、また品種育成において体内リズムの頑強さを指標にすべきであることを示したこと等の点で、大きな意義を持つ。 また、物質代謝に関しては、アンモニアを主要窒素源として利用するイネの窒素同化の解析から、アンモニアは根で同化されるという定説の再考を促す結果を集積している。生長・分化に関しては、エチレンとジベレリンがイネの地上部(葉身と葉鞘)の伸長を促進するが節間の伸長は促進せず、これが赤色光受容体による抑制によることを明らかにした。また、緑化・葉緑体分化に関わる新規因子を見いだすとともに、本来デンプンの分解・合成に関与するイソアミラーゼのひとつが子実のアミロプラストの分裂にも重要な役割を担うこと等の新知見を得た。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作物の環境応答機構の解明では、野外における植物の概日時計の役割を世界で初めて明らかにした。物質代謝に関しては、アンモニアを主要窒素源として利用するイネの窒素同化の解析から、アンモニアは根で同化されるという定説の再考を促す結果を集積している。また、エチレンとジベレリンがイネの地上部(葉身と葉鞘)の伸長を促進するが節間の伸長は促進せず、これが赤色光受容体による抑制によることを明らかにした。さらに、緑化・葉緑体分化に関わる新規因子を見いだすとともに、イソアミラーゼが子実のアミロプラストの分裂にも重要な役割を担うこと等の新たな知見を得た。 以上、作物の環境応答機構の解明や研究の進展など大課題全体として順調に進捗した。 <p style="text-align: right;">など</p>
研究成果の公表、普及の促進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 市民に遺伝子組換え技術を考えて頂き、研究者とのコミュニケーションを行う場を提供する活動として、遺伝子組換え農作物の展示栽培を実施した。見学者に対しては、圃場でコミュニケーションを行うだけでなく、プレゼンテーションや冊子を活用し遺伝子組換え農作物に関する情報提供や意見交換を行った。高校生の見学者に対しアンケート調査を実施したところ、見学後に遺伝子組換え農作物に対する受容度が高まることが確認され、理解促進への有効性が示された。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な情報発信として、先端的研究活動に関する双方向コミュニケーションについては、遺伝子組換え農作物の展示圃場等への見学者に対し、圃場でのコミュニケーションのほか、プレゼンテーションや冊子を用いた情報提供も行うなどの工夫が見られる。また、高校生見学者に対するアンケートを実施するなど、パブリックアクセプタンスに関する調査にも取り組んでいる。 <p style="text-align: right;">など</p>
環境対策・安全管理の推進	8(4)	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生委員会が策定した年間計画に基づき、継続した安全確保の強化を図るため、職場巡視時の指摘事項等に対する事後確認の取り組みなどの職場巡視体制の変更を行い、居室や実験室等の定期的な職場巡視を実施した。職場巡視の結果についても、取り組み・対応状況が確認できるよう報告内容の様式の見直しを行い、所内グループウェアに掲載、周知し、職場の安全確保やリスクの除去・低減に関する個々の意識の向上に努めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職場の安全対策等について、職場巡視の結果については、取組・対応状況が確認出来るよう報告内容の様式の見直しを行うとともに、所内グループウェアに掲載、周知するなど職員の安全確保やリスクの低減・除去に取り組んでいる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 放射線育種場の依頼照射については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成 22 年 11 月 26 日付け政委第 30 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)等における指摘を受け、現行中期計画等において、照射料金の見直しや他の独立行政法人及び国立大学法人からの依頼照射に対する有料化の検討を行う旨を定めている。しかしながら、業務実績報告書において検討を開始したとの記載はあるものの、貴委員会の評価結果では、この件について何も言及されていない。今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たすとの観点から、有料化等に向けた本法人の検討状況を十分にフォローアップし、その結果を評価において明らかにすべきである。
- 行政部局との連携に係る項目については、貴委員会において「行政部局の意見を研究内容等に反映させているか」という点を評価する際の指標としており、評価結果をみると、「研究内容等への行政部局の意見反映に取り組んでいる」としている。しかしながら、行政部局との連携に際して、同部局から具体的にどのような意見が出され、それがどのように実際の研究内容等に反

映されたかについて、業務実績報告書や評価結果等において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、国民への分かりやすさの観点から、具体的な行政部局の意見の内容及び意見の研究内容等への反映状況を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農業環境技術研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:宮下 清貴)
目的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習。 2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤 修)
ホームページ	法人: http://www.niaes.affrc.go.jp 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の削減	/	/	/	/	/	A	
(2)評価・点検の実施と反映	A	A	A	A	A	A	
(3)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(5)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(6)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)行政部局との連携	/	/	/	/	/	S	
(3)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(4)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	S	A	S	S	S	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	/	/	/	/	/	-	
6.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	
7.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
8.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)法令遵守など内部統制の充実・強化	/	/	/	/	/	A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	/	
(4)環境対策・安全管理の推進	B	B	A	A	B	A	
(5)積立金の処分に関する事項	/	/	/	/	/	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究資源の効率的	1(3)	・運営費交付金の一般研究費(平成23年度予算	・運営費交付金の一般研究費の配分について

利用及び充実・高度化		額:約179百万円)については、その約4割をRPに配分し、残り6割を研究領域・センターに配分している。RPへの配分に関しては、平成22年度課題評価会議における評価結果を反映した。 など	は、課題評価会議における評価結果を反映したほか、運営費交付金を活用した所内競争的資金、理事長裁量経費による放射能汚染調査などへの機動的配分が行われており、評価できる。 など
農業生態系における生物多様性の変動機構及び生態機構の解明に関する研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 水田放牧地周辺で調査した複数の生物種群の相互関係を解析し、放牧地、耕作放棄地を含む周辺景観構造に対応した種群間関係を抽出した。また、調査情報システムRuLISに農環研保有の生物多様性観測データを格納し(現在約6万件)、公開可能な約2万件についてRuLIS-WEBを通じて公開した。 環境保全型農業等の取組効果を表す指標候補種群を栃木県内の農法の異なる水田で調査し、農法の違い(慣行、減農薬、有機)による個体数の相違を検討した結果、アシナガガモ類、コモリグモ類、アカネ類、イトトンボ類、水生昆虫類(水生コウチュウ類と水生カメムシ類)が指標生物として妥当であると判断した。 など	<ul style="list-style-type: none"> 農業活動の変化が生物多様性に及ぼす影響の解明とその評価手法の開発については、広域評価に向けた景観・植生調査情報システム(RuLIS)の一般公開とデータ集積などが順調に進捗した。 など
専門研究分野を活かしたその他社会的貢献	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染調査について、農林水産省の要請あるいは、県から農林水産省に分析要請のあった穀類、葉菜、根菜、果菜、牛乳、土壌、用水、地下水等(3,500点以上)の試料の放射性物質濃度(ヨウ素131、セシウム134及びセシウム137)について、順次、24時間運転で迅速に測定・報告した。これにより、農作物の出荷制限や放射性物質の農地土壌から農作物への移行係数の算定などが早期に行われ、食品等の安全の確保に高く貢献した。 など	<ul style="list-style-type: none"> 専門分野を活用した社会貢献については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染調査について、これまでに収集・蓄積されてきた情報の高度利用に加えて、限られた人的資源を最大限効率的に活用することにより、農林水産省等の要請に基づき農作物、土壌、用水、地下水など、3,500点以上の試料の放射性物質濃度の測定・報告などを迅速に実施し、放射性物質の農地土壌から農作物への移行係数の算定など指標の作成に大きく貢献した。この点は、高く評価できる。 など
環境対策・安全管理の推進	8(4)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年8月に新たに本研究所独自の環境マスタープラン(2011~2015年度)を策定し、これに基づいてCO2排出量の削減等に取り組んだ。電力使用量の削減と安全管理の向上を目的として、平成22年度に引き続き取得後20年以上を経過した電気使用機器の縮減と更新を実施した。フロン対策も含めた環境負荷軽減対策として冷蔵庫やフリーザー類の保有実態調査と取得後15年以上経過した機器の更新も実施した。施設の改善策としては、高効率型の変圧器に更新した研究本館受変電設備の改修や研究本館断熱フィルム貼付や網戸の取り付け等省エネ・節電対策も実施した。 など	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷低減の取組として、23年度に新たに独自の環境マスタープランを策定し、CO2排出量の削減等に取り組んでいるほか、環境報告書を作成し公表している。23年度は、研究本館電気室内の変圧器を高効率型に更新したほか、断熱フィルムの貼り付けなどを実施し省エネ・節電対策に取り組んでいる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 自己評価・点検の実施に係る項目については、貴委員会において「効率的な自己評価・点検の体制整備が行われ、客観性、信頼性の高い評価・点検が実施されているか」という点を評価する際の指標としている。しかしながら、業務実績報告書において、自己評価・点検の効率化に係る取組状況や効率化による効果は明らかにされておらず、また、評価結果においても効率化の観点からの評価は行われていない。今後の評価に当たっては、自己評価・点検の不断の見直しの観点から、本法人における効率化に係る取組を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- 行政部局との連携に係る項目については、貴委員会において「行政部局の意見を研究内容等に反映させているか」という点を評価する際の指標としている。しかしながら、行政部局との連携に際して、同部局から具体的にどのような意見が出され、それがどのように実際の研究内容等に反映されたかについて、業務実績報告書や評価結果等において国民の目から見て分かりやすい形で明らかにされているとは言い難い。また、貴委員会の評価結果をみると、本法人の役職員が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る農林水産関係被害等の専門家として、国会等の各種委員会において専門の見地からの助言、情報提供等を行ったことなどを理由に、本項目にS評定(中期計画を大幅に上回って業務が進捗している)を付しているが、中期計画において「行政からの要請に基づき、技術情報の提供、行政が主催する委員会等への専門家の派遣を行う」とされていることや「農業生態系における化学物質の動態とリスク低減に関する研究」等を研究課題に掲げる本法人の役割に鑑みれば、何を以て「計画を大幅に上回って業務が進捗している」としたのかは定かでない。
- 今後の評価に当たっては、国民への分かりやすさの観点から、具体的な行政部局の意見の内容及び意見の研究内容等への反映状況を業務実績報告書等において明らかにさせ、また、最上級の評定を付す場合には、法人の役割や中期計画等を十分勘案した上で、厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:岩永 勝)
目的	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習。2 1の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤 修)
ホームページ	法人: http://www.jircas.affrc.go.jp/index.sjis.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の削減	/	/	/	/	/	A	
(2)評価・点検の実施と反映	B	A	A	A	A	A	
(3)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(5)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)行政部局との連携強化	/	/	/	/	/	A	
(3)研究成果の公表、普及の促進	A	B	A	A	A	A	
(4)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	/	/	/	/	/	-	
6.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	
7.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
8.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)法令遵守など内部統制の充実・強化	/	/	/	/	/	A	
(4)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	
(5)環境対策・安全管理の推進	A	A	A	A	A	A	
(6)積立金の処分に関する事項	/	/	/	/	/	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 主要普及成果については、特に普及が確実に見込める或いは普及が見込める可能性が相当高いものを対象に、「自然沼の水資源を利用した乾季野菜栽培のためのマニュアル」、「アフリカ内陸低湿地水田整備手法のマニュアル」及び「ラオスにおけるテナガエビの生活史に基づいた資源管理手法の開発及び実践」の3件を選定した。追跡調査手法の検討については、普及に効果的な要因と普及阻 	<ul style="list-style-type: none"> 主要普及成果については、3件を選定するとともに、「受益者の明確化」など普及への重要な要因の分析や追跡調査を行い、選定に活用するなどの工夫が見られる点は評価できる。 など

		<p>害要因の分析を行い、「受益者の明確化」など普及のための重要な要因をとりまとめ、この結果をもとに追跡調査を行うとともに、主要普及成果の選定に活用した。</p> <p>など</p>	
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 第3期中期計画では、研究の実施・評価をプログラム単位で行うこととし、プログラムの成果及び達成状況は、研究プログラム検討会及び外部評価会議で検討され、その評価結果は次年度のプログラムの研究計画、予算に反映される。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金の研究資金の配分について、各研究プログラムは、プログラム検討会などでの検討が実施され、評価結果を予算に反映している。 <p>など</p>
研究成果の公表、普及の促進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、「自然沼の水資源を利用した乾季野菜栽培のためのマニュアル」、「淡水レンズ調査マニュアル」及び「アフリカにおける稲作改善」の3件のマニュアルが作成され、このうち「自然沼の水資源を利用した乾季野菜栽培のためのマニュアル」では、ニジェールの野菜栽培が推進され、ひいては貧困削減や砂漠化防止に貢献するとして、ニジェール農業省大臣名で感謝状が授与された。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の活用について、23年度には、3件のマニュアルを作成し、このうちニジェールの農業省と協力してとりまとめた「自然沼の水資源を利用した乾季野菜栽培促進のためのマニュアル」では、ニジェール農業省大臣より感謝状が授与されている。 <p>など</p>
環境対策・安全管理の推進	8(4)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の健康管理及び健康の保持増進を図ったほか、救命講習会や交通安全講習会を開催し安全対策の向上を図った。さらに、事故災害の再発防止対策及びヒヤリ・ハット事例をイントラネット等により周知し、事故防止対策の共有化を図り、事故災害の未然防止に取り組んだ。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職場の安全対策等については、事故災害の再発防止対策及びヒヤリ・ハット事例のイントラネット等による周知や事故防止対策の共有化、産業医・安全衛生委員による職場巡視などに取り組んだ結果、23年度は事故災害が発生しなかった。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

該当なし

法人名	独立行政法人森林総合研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:鈴木 和夫)
目的	森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。3 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3の業務に付随する業務を行うこと。5 旧独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	林野分科会(分科会長:酒井 秀夫)
ホームページ	法人: http://www.ffpri.affrc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成20年4月に(独)緑資源機構の業務の一部を承継したが、紙面の都合上、承継前の(独)緑資源機構の評価項目は記載していない。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の抑制	a	a	a	a	a	/	
(2)効率化目標の設定等	/	/	/	/	/	a	
(3)資源の効率的利用及び充実・高度化	a	a	a	a	a	a	
(4)契約の点検・見直し	/	/	/	/	/	a	
(5)内部統制の充実・強化	/	/	/	/	/	a	
(6)効率的・効果的な評価の実施及び活用	a	a	a	a	a	a	
(7)管理業務の効率化	a	a	a	a	a	/	
(8)産学官連携・協力の促進・強化	b	a	a	a	a	/	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	s×1 a×12 b×1	s×1 a×12 b×1	a×13 b×1	s×2 a×12	s×3 a×11	/	
(2)研究開発の推進	/	/	/	/	/	s×2 a×9	
(2)林木育種事業の推進	s×1 a×4	a×5	a×5	a×5	a×5	/	
(3)水源林造成事業等の推進	/	s×1 a×13	a×14	a×14	a×14	a×8	
(4)行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化	a	a	a	a	a	s	
(5)成果の公表及び普及の促進	a	a	a	a	a	a	
(6)専門分野を活かしたその他の社会貢献	a	a	a	a	a	a	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取り組み	a	a	a	a	a	/	
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加に係る取り組み	a	a	a	a	a	/	
(3)法人運営における資金の配分状況	a	a	b	a	a	/	
(4)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営(研究開発)	/	/	/	/	/	a	
(5)自己収入の拡大に向けた取組	/	/	/	/	/	a	
(6)長期借入金等の着実な償還	/	a	a	a	a	a	
(7)業務の効率化を反映した予算計画の作成及び運営(水源林造成事業)	/	a	a	a	a	a	
4.短期借入金の限度額	-	A	-	A	A	A	
5.不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画	/	/	/	/	/	A	
6.重要な財産の譲渡に関する計画	/	A	A	A	A	/	
7.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	

8.その他農林水産省令で定められている業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A
(1)施設及び設備に関する計画	a	a	a	a	a	a
(2)人事に関する計画	a	a	a	a	a	a
(3)環境対策・安全管理の推進	a	a	a	a	a	a
(4)情報の公開と保護	a	a	a	a	a	a
(5)積立金の処分						a

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果 (H24.8.31) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の評定)

- 各評価単位の評定を基に、達成割合を計算した結果、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、「財務内容の改善に関する事項」、「短期借入金の限度額」、「不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画」及び「その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」について、いずれも「A」と評定した。
- 総合評価については、上記の評定結果をもとに、評価基準に定める方法により「A」と評定した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率化目標の設定等	1 (2)	<ul style="list-style-type: none"> 経費削減を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の用途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を22年度に引き続き強化した。削減の主なものは、本所の契約電力を3,135kW から3,000kW へ引き下げ、本所エレベーター2 台を省エネ型に改修、震災に伴う節電目標の達成、所有自動車2 台の削減。 これらにより平成23年度の業務経費は前年度に比し1%減、一般管理費は前年度に比し5.2%の減となった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化が着実に図られ、研究開発における運営交付金(人件費を除く)に係る一般管理費及び業務経費、水源林造成事業等における一般管理費及び人件費について、年度計画に定めた削減目標を達成したことは評価できる。 業務の効率化等への取組は十分評価できるが、効率化を追求するあまり研究活動及び研究職員の負担が増加しないよう、常に配慮する必要がある。 <p>など</p>
気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動・環境変化等の森林水資源の賦存量、水質への影響評価を行うとともにアジア地域の生態系基盤情報を構築、また、森林の根系による斜面補強効果の評価のための試験手法開発と新たな崩壊危険斜面のモニタリング手法の開発に取り組み、治山対策へ貢献した。 この他、東日本大震災の発生を受けた緊急調査では、津波により壊滅した海岸防災林の再生のため津波被害軽減効果を評価し、林野庁の指針策定へ貢献した。また、地震による木造建築物の被害調査、放射性物質による森林内の放射性セシウム分布状況についての緊急調査、常緑針葉樹・落葉広葉樹の除染効果の調査等に取り組み、政府の震災復興対策を支援するとともに、プレスリリースや新聞等の報道、講演等を通じて、成果の広報・普及を行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 森林からの窒素流出の実態解明、崩壊・地すべりの予測など、年度計画に対して十分な成果をあげるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の除染対策や、海岸防災林の津波被害軽減効果の解明など、震災からの復旧・復興に資する特筆すべき成果を上げていることは高く評価できる。 <p>など</p>
行政機関、他の研究機関等との連携及び産学連携・協力の強化	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害や森林被害等への緊急対応では、林野庁、国土交通省及び地方公共団体の要請に応じて、東日本大震災や台風による豪雨災害などによって発生した海岸林被害や山腹崩壊に係る要請に対し、積極的に対応した。特に、東日本大震災に起因する諸問題に対しては、海岸防災林の再生や森林における除染に関して積極的に専門家を派遣するなど、震災の復旧・復興に貢献した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国等からの委託研究、大学との連携大学院、各支所における産学官連携推進調整監ポスト設置などの通常の連携・協力業務の中、東日本大震災に伴う海岸林被害や土砂被害、東京電力福島第一原子力発電所の事故などへの突発的非常事態への対応に関して、行政、関連研究機関と連携して我が国の森林・林業・木材産業の中核研究機関として精力的に取り組んだことは高く評価できる。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人水産総合研究センター(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:松里 壽彦)
目的	1 水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。2 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第3条第1項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的とする。
主要業務	1 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。3 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。4 さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。5 海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと。(6に掲げるものを除く)6 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。7 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。8 1～7の業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	水産分科会(分科会長:小川 和夫)
ホームページ	法人: http://www.fra.affrc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期 目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価(A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)効率的・効果的な評価システムの確立と反映	A	A	A	A	A	A	
(2)資金等の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究開発支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスのその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)効率的、効果的な研究開発等を進めるための配慮事項	A	A	A	A	A		
(2)重点領域						A	
(3)研究開発等の重点的推進	A	A	A	A	A	A	
(4)行政との連携	A	A	A	A	A	A	
(5)成果の公表、普及・利活用の促進	A	A	A	A	A	A	
(6)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)予算及び収支計画等	A	A	A	A	A	A	
(2)自己収入の安定的な確保						A	
(3)短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
(4)不要な財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画						A	
(5)前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画						A	
(6)重要な財産の譲渡等	A	-	-	-	-		
(7)剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
4.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)内部統制						A	
(4)積立金の処分に関する事項	-	-	-	-	-	A	
(5)情報の公開・保護・セキュリティ	A	A	A	A	A	A	
(6)環境・安全管理の推進	A	S	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
産学官連携、協力の 促進・強化	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 研究主幹、研究開発コーディネーター等が水産業関係研究開発推進会議の部会・研究会・分科会等の活動を通じ、産学官の試験研究機関職員、行政部局や生産者等から、水産を巡る情勢と研究開発ニーズを把握した。東日本大震災からの復旧・復興、養殖魚介類の病害問題への対応等、緊急に取り組むべき研究開発については、中期計画との整合性を確認しつつ課題化した。また、クロマグロ養殖について、天然のヨコワを養殖原魚として使用していることが資源保護の観点から国際的に注目されていることから、人工種苗による養殖生産量増大のための研究開発を推進することとし、関係機関(長崎県、近畿大学等、飼料メーカー等)と連携を図りつつ、研究の課題化に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会連携推進室を設置してワンストップ的に産学官連携を進める体制をとったことは評価に値する。 大学や民間を含む他の研究機関との共同研究が活発に進められている。異なる研究機関との連携は、研究の相乗効果を期待でき、望ましい。 他独法、公設試験研究機関、大学、民間等との共同研究を積極的に推進し、23年度は年間101件(目標80件)の共同研究を実施したことは高く評価できる。今後も大学、公的研究機関はもとより、民間企業との共同研究連携のさらなる促進を期待したい。また、教育、人材育成の連携では、国公立私立大学を問わず、普遍的に広く各大学との連携を推進すべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>
重点領域	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> センターの研究開発等については、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展に資する観点から5つの重点研究課題を設定し、水産業や水産行政が抱える喫緊の課題に的確かつ効果的に対応するための、研究課題及び実施課題を設定した。 研究課題の設定に際しては、民間企業、都道府県及び大学等との役割分担を踏まえ、センターが真に実施する必要があるものに限定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間や大学等、立場の異なる他の研究機関との役割分担を意識しつつ、センターの研究課題を設定するという姿勢を評価する。 5つの重点研究課題の設定が妥当であることを評価する。初年度のため研究課題の実績からは重点領域での役割分担が見えにくい研究課題もあるが、実施内容に滞りは無く、順調に進捗している。 <p style="text-align: right;">など</p>
成果の公表、普及・ 利活用の促進	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発コーディネーターが各種プロジェクト研究、事業の推進・運営に積極的に関わるとともに、各種研究開発推進会議からの要望、全国水産試験場長会からの要望、行政の要望等を積極的に収集・把握し、外部資金への応募、事業化を推進した。本年度はとりわけ東日本大震災に関する社会的要請に機敏に対応するため、2次補正予算により「放射性物質影響解明調査事業」、3次補正予算により「被害漁場環境調査事業」、農林水産技術会議実用技術開発事業(緊急対応研究課題)「水産生物が取り込んだ放射性セシウムの排出を早める畜養技術の開発」等の研究課題化を進めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会連携推進室の研究支援や水産技術交流プラザによる普及活動、研究成果の情報提供のためのデータベース公開、種々のメディアを介した水産資源の現状に関する広報、技術移転の集会等、年度計画は順調に進捗した。 水中瓦礫撤去推進に資するマニュアルは、センターらしい迅速な対応である。調査報告書の迅速な関係漁業者等への情報提供は年度計画に入れて達成できた好例であり評価できる。青少年へのアプローチは負担が増えるが、重要であるため継続して進めていただきたい。 <p style="text-align: right;">など</p>
施設及び船舶整備に 関する計画	4(1)	<ul style="list-style-type: none"> 西海区水産研究所におけるクロマグロ親魚産卵試験棟他新築工事について、施設整備計画に基づき契約を締結した。なお、施工開始後に地質調査において確認されなかった海水の浸水等の原因により工事が遅延したため、繰越工事の許諾を得て24年度完工の予定となった。 東日本大震災により全壊した宮古庁舎等の補正3案件及び北水研庁舎の耐震補強工事は、23年度11月に交付決定され、繰越工事の許諾を得て24年度完工の予定となった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施工開始後の地質調査において海水の浸水が確認されなかった原因を精査し、今後の地質調査に反映させることが望まれる。 西海区水産研究所におけるクロマグロ親魚産卵試験棟他新築工事、東日本大震災により全壊した宮古庁舎等の補正3案件及び北海道区水産研究所庁舎の耐震補強工事、みずほ丸代船について、23年度計画指標内容を実施し、適切に行ったことを評価する。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人農畜産業振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:佐藤 純二)
目的	主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生産者の経営安定を図るため、 (1)肉用子牛の販売価格の低落時における肉用子牛生産者への補給金の交付 (2)肥育牛生産者及び養豚農家への補填金の交付 (3)飲用牛乳に比べて価格が安いバター・脱脂粉乳向けの加工原料乳の生産者への補給交付金の交付 (4)主要野菜の著しい低落時の野菜生産者への補給金の交付 (5)さとうきび及びでん粉原料用かんしょ生産者等への交付金の交付等を実施。 2 農畜産物の需給調整・価格安定を図るため、 (1)畜産物にあつては、①国家貿易機関として、指定乳製品等(バター、脱脂粉乳等)の輸入及び売渡し、②豚肉及び牛肉の価格低落時における買入れ、価格高騰時における売渡し等を実施。 (2)野菜にあつては、野菜の需給調整・価格安定を図るため、野菜の価格高騰時における出荷の前倒しや、価格低落時における市場隔離等の需給調整等を実施。 (3)砂糖・でん粉にあつては、内外価格差を調整するため、輸入糖や輸入コーンスターチ用とうもろこし等から調整金を徴収し、さとうきび生産者、でん粉原料用かんしょ生産者及び製造事業者に対し交付金を交付。 3 畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の農畜産物の価格、内外の農産物需給等に関する情報の収集・整理・提供を実施。 4 BSEや鳥インフルエンザの発生、配合飼料価格の高騰、燃油価格の高騰等に対応した緊急対策等の実施。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野 雄二郎)
ホームページ	法人: http://www.alic.go.jp 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 小項目を a、b、c の3段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の削減・効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)経費の削減(抑制)	A	A	A	A	A	A	
(3)業務執行の改善	A	A	A	A	A	A	
(4)組織体制の整備	A	A	A	A	A	A	
(5)補助事業の効率化等	A	A	A	A	A	A	
(6)業務運営能力等の向上	A	A					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)畜産関係業務	A	A	A	A	A	A	
(2)野菜関係業務	A	A	A	A	A	A	
(3)砂糖関係業務	A	A	A	A	A	A	
(4)でん粉関係業務	A	A	A	A	A	A	
(5)情報収集提供業務	A	A	A	A	A	A	
(6)蚕糸関係業務	A	A					
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費及び一般管理費節減に係る取り組み	A	A	A	A	A	A	
(2)資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
(3)「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用			A	A	A	A	
(4)余裕金の効率的な運用状況	A	A					
4.短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	A	
(1)運営費交付金	-	-	-	-	-	-	
(2)国産糖価格調整事業	A	A	A	A	A	A	
(3)でん粉価格調整事業	A	A	A	A	A	-	
(4)生糸売買事業	A	A					
5.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
6.重要な財産の譲渡等	-	-	-	-	-	-	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)長期的な借入れを行う場合の留意事項			-	-	-	-	
(3)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	

(4)前期中期目標期間繰越積立金の処分			A	A	A	A
---------------------	--	--	---	---	---	---

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(総合評価に至った理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等の資料をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、小項目では2項目も評価となったが、中項目、大項目の評価は、いずれもA評価となった。 また、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 21 年3月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会)、「平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について」(平成 24 年5月 21 日政策評価・独立行政法人評価委員会)、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7日閣議決定)及び「平成 22 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(平成 23 年 12 月 9日政策評価・独立行政法人評価委員会)等を踏まえ、総合的に勘案した結果、平成 23 年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われていると判断し、総合評価はAとした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
事業費の削減・効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度の事業費(経済情勢、農畜産業を巡る情勢等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。)については、平成 19 年度(年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。)比で 47%削減した。 なお、肉用牛肥育経営緊急支援事業、国産牛肉信頼回復対策事業、原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業等の緊急対策を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費については、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。なお、法人は、農林水産省からの政策的要請を受け、経済情勢、農畜産業をめぐる情勢等を踏まえた緊急対策を迅速かつ適正に実施しているが、事業費の削減実績は、これらの対策を除く事業について、効率的な実施に努めた結果である。 <p style="text-align: right;">など</p>
畜産関係業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 全国会議を開催するとともに、四半期、月毎に事務連絡文書を発出し、生産者への迅速な交付が行われるよう都道府県団体を指導した。また、年度途中において補填金の交付時期を四半期単位から月単位に変更したことから、急遽、全国会議を開催し事務処理上の変更点等について周知を図り、補填金の迅速な交付に努めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 畜産の経営安定対策については、酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚等それぞれの特性に応じ、コストや販売価格の変動等による影響を緩和するための対策が講じられており、これら業務を適正に、かつ効率的に実施している。なお、平成 23 年度より、直接交付方式を全面的に実施した養豚経営安定対策事業については、年度計画に定めている交付期間内に、交付申請のあった 3,827 件全てについて生産者補填金が適切に交付されており、評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む)	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の超過勤務時間を集計した結果、対前年比 88.6%と縮減していることを確認した。 また、適時適切に人事異動を行い、職員の適正な配置に取り組むとともに、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備するため、平成 23 年度で 38 名の部門間異動を実施した。 常勤職員数は、期初が 205 人、期末が 213 人となった。 人件費総額については、計画の 2,033 百万円を下回る 1,821 百万円となった <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員の人事に関する計画については、超過勤務削減への対応、業務の内容や業務量に応じて、適材適所の観点から、職員の適正配置等が実施されている。 人件費の削減については、具体的な目標を設定し、平成 17 年 12 月から実施している「給与構造の見直し」を着実に遂行しているほか、平成 19 年度からは、新たな人事管理制度として、昇給幅の抑制、管理職へ昇格の抑制、管理職ポストオフ制度を導入し、一層の人件費削減に取り組んだこと等により、人件費総額は計画の 2,033 百万円に対して、1,821 百万円と引き続き抑制されている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。

法人名	独立行政法人農業者年金基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中園 良行)
目的	農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定、被保険者の管理、被保険者からの保険料の徴収、保険料等の運用、給付金を受けようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理。 2 旧制度の給付金を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給者の管理。 3 農地等を借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける業務。 4 割賦売渡債権及び貸付金債権に係る管理業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野 雄二郎)
ホームページ	法人: http://www.nounen.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価。 (必要に応じて、A評価とした場合には実績及び達成度等を総合的に勘案しS評価に、C評価とした場合には要因を分析しD評価にすることができ。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営経費の抑制	A	A	B	A	A	A	
(2)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の合理化	A	A	A	A	A	A	
(4)委託業務の効率的・効果的实施			A	A	A	A	
(5)業務運営能力の向上等	A	A	A	A	A	A	
(6)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)農業者年金事業	A	A	A	A	A	A	
(2)年金資産の運用	A	A	A	A	A	A	
(3)制度の普及推進等	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
長期借入金	A	A	A	A	A	A	
4.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
5.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
剰余金の使途	-	-					
6.重要な財産の譲渡・担保の計画			A	A	-	-	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)積立金の処分	-	-	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、評価対象の中項目すべてについてA評価となった。
- また、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会)」及び「平成23年度業務実績評価の具体的取組について(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)」等を踏まえ、総合的に勘案した結果、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
運営経費の抑制	1(1)	一般管理費(人件費を除く。)については、業務の効率化を進め、前年度比3.3%削減する計画に対し、実績で14.3%の削減を達成した。なお、一般管理費の削減率の実績が大きく上回ったのは、入札不調により新システムの今年度中の開発期間が短くなったこと等による。 など	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び事業費については、それぞれ年度計画を上回る削減がされている。 人件費については、平成17年度に比べ平成23年度実績で15.6%削減されており、年度計画を上回る削減がされている。 など
組織運営の合理化	1(3)	理事長が、「(独)農業者年金基金の仕事の取組方針」を役員に配布し、独立行政法人農業者年金基金のミッションを達成するよう使命感を持ち、加入者・受給者一人ひとりの信頼・期待を裏切らないよう気配り、心配り、サービス精神を忘れず、仕事のミスやトラブルは、自分で抱え込まず速や	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制に係る取組については、理事長が「(独)農業者年金基金の仕事の取組方針」を作成・周知徹底が行われている。また、役員及び幹部職員による「役員部課長会議」や年3回のヒアリング等によりリーダーシップを発揮する環境整備及び組織全体で取組

		<p>かに上司、役員に報告・連絡・相談し、法令を遵守し高い倫理観を持ち、農業委員会系統組織、農協系統組織とも連携しながら仕事に取り組み、すべての加入資格者に加入してもらうよう加入推進に取り組むこと等を指示し、毎月、監事、理事及び幹部職員により開催する「役員部課長会」及び年3回実施する中長期の課題及び年間スケジュールについて部室単位での理事長ヒアリングにおいて、これらの徹底を図るとともに、その取組状況をモニタリングした。</p> <p>など</p>	<p>むべき課題の把握・対応が行われ、加えて、内部監査においてはリスクの高い分野において優先的に対応する手法を導入し高度化を図るとともに、監事による理事長のマネジメントに留意した監査を行い、理事長宛て報告が行われており、内部統制の現状の把握等も行われている。</p> <p>など</p>
農業者年金事業	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 農業者年金と国民年金との被保険者資格記録の整合性を図るため、平成23年5月及び同年11月に両記録の突合を実施した。その結果を踏まえて、被用者年金に加入する等不整合となった被保険者(以下「不整合者」という。)の記録確認リストを業務受託機関に送付し、当該不整合者に対して、必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう業務受託機関を通じ働きかけを行った。 また、当該不整合者に対しても、当基金より通知を发出するとともに、必要な申出書等の提出の働きかけを行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格の適正な管理や年金裁定請求の勧奨、迅速な事務処理等は適切な年金給付を行うために必要不可欠なものであることから、今後とも適正な業務実施に努められたい。
年金資産の運用	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 年金給付等準備金運用の基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、 <ol style="list-style-type: none"> 被保険者ポートフォリオ、 受給権者ポートフォリオ、 被保険者危険準備金ポートフォリオ、 受給権者危険準備金ポートフォリオ に区分し、以下のとおり運用を行った。 <ol style="list-style-type: none"> 被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。 受給権者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金資産の運用については、法令等を遵守した運用が行われ、また、資金運用委員会を開催し運用結果の評価・分析も適切に行われている。また、運用収入等について、加入者に対し通知を行う等適切に情報提供が行われている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)
目的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野 雄二郎)
ホームページ	法人: http://www.affcf.com/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価 (必要に応じて、A評価については、業務の実績及び達成度合を総合的に勘案し、S評価に、C評価とした場合には、要因を分析し、D評価とすることができる。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の(削減)効率化	A	A	A	B	A	A	
(2)業務運営体制の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)経費支出の抑制	A	A	A	A	A	A	
(4)人件費の抑制			A	A	A	A	
(5)内部監査の充実	A	A	A	A	A	A	
(6)内部統制機能の強化			A	A	A	B	
(7)評価・分析の実施	A	A	A	A	A	A	
(8)情報処理システムの整備(効率的・段階的な開発・運用)	A	A	A	A	A	A	
(9)調達方式の適正化			A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)事務処理の迅速化	A	A	A	A	A	A	
(2)情報の提供・開示	A	A	A	A	A	A	
(3)意見の収集			A	A	A	A	
(4)保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A	A	A				
3.財務内容の改善に関する事項			A	A	A	A	
(1)適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定			A	A	A	A	
(2)引受審査の厳格化等			A	A	A	A	
(3)モラルハザード対策			A	A	A	A	
(4)求償権の管理・回収の強化等			A	B	B	B	
(5)代位弁済率・事故率の低減			A	A	A	A	
(6)基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収			A	A	A	A	
(7)資産の有効活用			A	A	A	A	
4.予算、収支計画及び資金計画	A	B	B	B	A	B	
(1)経費節減(業務経費一般管理費)	A	A	B	B	A	B	
(2)法人運営における資金の配分状況	-	-	-	-	-	-	
(3)業務収支の均衡	A	B					
(4)責任準備金の適切な計上	A	A					
5.長期借入金の条件	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額	-	-	A	-	A	A	
7.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人員に関する指標	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の確保及び養成	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分に関する事項			A	A	A	A	
9.重要財産の譲渡等	-	A					
10.施設及び設備に関する計画	-	A					

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評価に至った理由)

- 法人の中期計画項目について、法人の自己評価を基に、評価基準に従い評価を行った。各項目の評価結果は、大項目でB評価が1つ、中項目でB評価が3つ、小項目でB評価が4つとC評価が1つとした。その上で行った総合評価の結果は、各項目を指数化して評価する評価基準に従い、A評価とした。
今後とも、役職員が一体となった取組を通じ、当法人の重要な役割である農林漁業者の信用力補完が十全に発揮されることを期待するとともに、B評価となった項目については改善努力を期待する。さらに、C評価となった項目については、かかる評価を真摯に受け止め、確実、適切な対応を大いに期待する。また、本年度においてS評価、D評価と評価した項目はなかった。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業費の(削減・)効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権管理回収事業委託費)については、141億55百万円の支出であり、19年度予算対比で3.1%の増加(削減目標4%)となった(19年度決算対比では13.4%の増加となった)。 ただし、保険金、代位弁済費のうち、東日本大震災を起因とするものを除いた事業費総額は、19年度予算対比で45.8%の削減、19年度決算対比では40.4%の削減となった。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の効率化については、全勘定を合算した事業費総額で見れば、引受審査の厳格化や部分保証の実施等による経費の削減に向けた取組が行われているものの、東日本大震災に起因する保険金支払等が影響し3.1%増加となるが、東日本大震災による影響を除けば、45.8%減少していることから、A評価とした。 など
求償権の管理・回収の強化等	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 23年度の回収金収入の目標は45億61百万円で、回収実績は46億16百万円となり、達成率は101.2%となった。農業信用保険業務においては、目標30億62百万円に対して実績は31億19百万円で達成率は101.9%、林業信用保証業務においては、目標4億5百万円に対して実績は4億13百万円で達成率は101.9%、漁業信用保険業務においては、目標10億94百万円に対して実績は10億84百万円で達成率は99.0%であった。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 求償権の管理・回収の強化等については、法人全体では目標を達成しているものの、漁業信用保険業務においては、若干(99.0%)の未達成であることから、現地基金協会との個別協議の実施など、連携強化による回収実績の向上のための取組に期待する。
経費節減	4(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、上記のとおりであり、一般管理費(人件費及び公租公課により増減する経費を除く。)については、5億21百万円の支出であり、19年度予算対比で25.8%の削減となった。 当期損益は、法人全体で24億18百万円の当期総利益を計上し、利益剰余金は97億82百万円となった。これを勘定ごとに見ると、農業信用保険勘定では、21億45百万円の当期純利益計上、林業信用保証勘定では、14億53百万円の当期純損失計上、漁業信用保険勘定では、17億57百万円の当期純利益計上、農業災害補償関係勘定では、31百万円の当期純損失計上、漁業災害補償関係勘定では19百万円の当期純損失計上。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 経費削減の取組については、東日本大震災による津波被害等の影響を除けば削減されている。当期損失を計上した林業信用保証勘定における経費削減に期待するとともに、農業・漁業災害補償関係勘定における、一層の経費削減を期待する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

⑧ 經濟產業省

法人名	独立行政法人経済産業研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中島 厚志)
目的	内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。3 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。4 1～3の業務に付随する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	経済産業研究所分科会(分科会長:小野 俊彦)
ホームページ	法人: http://www.rieti.go.jp/jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2012/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	B	B	B	B	B	A	
2 サービスの質の向上							
(1)調査及び研究業務	A	A	A	A	A	A	
(2)政策提言・普及業務等	A	A	A	A	A	A	
3 財務内容	B	B	B	A	B	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.7.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(総合評価に至った理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究内容については、調査及び研究業務に係る各種項目の数値目標を達成しており、質(外部評価で高い評価を受けている)・量(英文での論文を含めて多数の業績を出している)ともに中期計画を超えた高い学術水準を確保していることは評価できる。テーマ設定については、中期目標に示された3つの重点的な視点に沿った研究が行われており、中長期的な政策ニーズに合致している。研究プロジェクトも長期的なテーマ、中短期的なテーマと配分されており、バランスがとれている。政策形成への有用性については、「通商白書2011」、「中小企業白書2011」の白書や報告書で引用されるなど引用件数も目標を大きく上回り、研究成果が政府の政策立案に貢献している。特に政策ニーズとの合致・政策形成への有用性については、METI関係課室からの評価が、過去5年の水準より高く、ともに評価が高く、政策的な要請にも合致している。政策シンクタンクの機能強化は着実に図られている。東日本大震災後の復旧・復興に対応した9件の研究プロジェクトが立ち上がるなど震災に対するプロジェクトやシンポジウムの開催などに対する積極的な姿勢は、評価できる。 書籍の刊行数(過去最高)、シンポジウム・BBL開催件数、参加者満足度等のアウトプット指標は、いずれも目標を上回り、高いレベルに達している。マスメディアを通じた情報発信についても、理事長を中心に18件のテレビ・ラジオでの発信を行うなど新しい取組を行っている。政策提言・普及業務について、特に震災関連で精力的に実施する等従来以上に努力している点、研究成果に対する認知度が高い点が評価された一方、政策研究機関としての存在意義についての認知度向上が課題との指摘もあった。海外の研究機関との共同研究などが活発に行われており、研究ネットワークの拡大が図られていることなど、国際化への取組も進んできた。海外への発信にも力を入れており、英文での成果発表などが積極的に行われている。HP等を通じての海外発信については、引き続き、力を入れることが必要。東日本大震災に関連する情報発信も広報誌での特集、ウェブサイトでの特設ページ、政策シンポジウムの開催など、マスメディアを通じた研究成果の発信も理事長以下、積極的に活動しており評価できる。 新PC-LANシステムの導入により、一部機能のクラウド化により所外研究者とのコミュニケーションの効率化を図る一方で、メンテナンス人員を半減(2名→1名)させ、約15%の経費削減(▲95万円/月)を実現した。従来のシステムに関する内部監査に加え、業務全般のリスクを適切に管理するため、研究プロジェクトの進捗及び予算執行の状況等について、理事長自らが、四半期ごとに、ヒアリング・審査を通じてチェックをし、適切な指導を行う新しい体制を整備し、内部統制を強化した点が評価された。内外の有識者で構成される外部諮問委員会(22年度末新たに設置)において、研究プロジェクトの進捗状況や効率性、施策への反映等について検証する仕組みを構築し、プロジェクト管理を厳格化することで、交付金が削減される中で従来以上の成果を上げている点が高く評価された。官民競争入札等の活用や契約監視委員会などの適切なプロセスにより、入札の適正化は着実に実行されていると評価された。 保有資産の有効活用について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に示された「分室の徹底的な効率利用」を図る観点から、分室の移転を実施し、23年度に賃貸料等を約40%削減(一般管理費のうち人件費を除いた額の約15%に相当)したことや会議室を共有化したことなどは、施設の徹底的な効率利用の観点から評価できる。収益意識が向上し、競争的資金の獲得への努力が行った結果、対前年度で69%増の収入を獲得した点は評価できる一方、競争的資金の相当部分が科研費(国費)であることに鑑みれば、「国費の縮減」という観点から競争的資金の確保を求めていることなどのような意義があるのか疑問であるとの指摘もあった。昨年度に引き続き、欠損金が発生することもなく、健全な予算管理が行われている。東日本大震災の影響によるプロジェクトの遅れが生じているが、必要に応じた研究体制の見直しが行われている。
--

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等										
調査及び研究業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 内部レビューを経た論文の公表数（目標:84件） 実績:109件 <p style="margin-left: 20px;">*第2中期期間</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90件</td> <td>103件</td> <td>113件</td> <td>121件</td> <td>200件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> • METI 関係課室へのアンケート結果(目標:B評価) <ul style="list-style-type: none"> ① 政策ニーズとの合致 実績:A (2.92) *A~C:3段階評価 ② 政策形成への有用性 実績:AA (4.61) *AA~D:5段階評価 • 外部レビューアー(専門分野の大学教授等)による 学術水準の評価（目標:B評価） 実績:A (3.94) *AA~D:5段階評価 • 外国語による論文数、シンポジウム・セミナー等に 参加する海外の識者の数、外国語によるニュースレ ター・広報誌等の件数（目標:100件） 実績:177件(内訳①~③) <ul style="list-style-type: none"> ① 外国語による論文数(63件) ② シンポジウム・セミナー等に参加する海外の 識者の数(85件) ③ 外国語によるニュースレター・広報誌等の件 数(29件) • 白書、審議会資料等における研究成果の活用の 件数(目標:20件) 実績:54件 	H18	H19	H20	H21	H22	90件	103件	113件	121件	200件	<ul style="list-style-type: none"> • 研究内容については、質(専門分野の大学 教授等外部レビューアーによる評価におい て平成23年度はA評価を獲得)、量(目 標84本に対し、63本の英文での論文を含め て109本もの論文を作成・公表)ともに非常 に高い学術水準を確保している。 • 役割として重要な政策提言の機能につい ては、白書(「通商白書2011」等)や報告書で 引用されるなど引用件数も目標を大きく上回 り、研究成果が政府の政策立案に貢献して おり、政策形成への有用性も高い。 • 論文数やシンポジウム、セミナー回数など は、第2期最終年度となった前年度に比べ ると少ないものの、例年以上の高水準にある。 また今回は、METI 関係課のアンケート結果 も過去5年の水準より高く、特に政策形成へ の有用性は高評価であり、政策シンクタンク の機能強化は着実に図られている。外部レ ビューアーによる学術水準も非常に高い。 • 東日本大震災後の復旧・復興に対応した9 件の研究プロジェクトの立ち上げは、政府の シンクタンクとしての役割として重要。テーマ 設定については、中期目標に示された3つ の重点的な視点に沿った研究が行われてお り、中長期的な政策ニーズに合致している。 • 通商産業政策史プロジェクトは、中立的な立 場で、経済産業政策の温故知新のための知 的インフラの提供という重要な取組。地味で はあるが、世界の政治経済の転換期でもあ る現在、過去の通商産業政策を総括する時 期であり、今後の政策立案への活用目的と して重要である。
H18	H19	H20	H21	H22									
90件	103件	113件	121件	200件									
政策提言・普及業務 等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 研究成果に基づく書籍の刊行数（目標:4冊） 実績:11冊 • シンポジウム、BBLセミナーの開催総数 (目標:シンポジウム6回、BBLセミナー50回) 実績:シンポジウム6回、BBLセミナー60回 • シンポジウム、BBLセミナー等に対する参加者の 満足度(及びMETI 職員の満足度) (目標:B評価:概ね66%以上) 実績(シンポジウム):84%(84%) 実績(BBLセミナー等):88%(87%) • HPのヒット総件数(目標:80万件) 実績:107.9万件 (英語サイト34万件、中国語サイト6万件) • 研究1本当たりのダウンロード平均総数 (目標:4,400件) 実績:5,384件 • ニュースレター月平均発行回数(目標:3回/月) 実績:4回 • 印刷物による広報誌発行総回数(目標:5回/年) 実績:6回 • 外部レビューアンケート結果(参考値) 平均点3.49点(4点満点)、3.28点(4点満点) 	<ul style="list-style-type: none"> • 書籍の刊行数、シンポジウム・BBL開催件数 を始めとして、各種アウトプット指標は目標を 上回っており、研究成果を測定する指標は すべて高いレベルに達している。特に、研究 書の出版数、BBL開催回数、参加者数が過 去最高の実績となり参加者の満足度、外部 レビューアーの評価も高く、活発な活動によ る成果と評価できる。 • 社会への発信という点では、新しい取組とし て、理事長を中心に18件のテレビ・ラジオ での発信、27件の新聞等への寄稿等を始め とし、マスメディアを通じた研究成果の発 信を積極的に行うだけでなく、東日本大震災 に関連する情報発信も広報誌での特集、ウ ェブサイトでの特設ページ、政策シンポジ ウムの開催など、震災に関連する研究成果を まとめて見ることができる等の工夫を行うなど し、積極的に活動しており評価できる。 • 大震災関係について、震災直後から、特別 コラム(13本)、Special Report(8本)、「世界 の視点から」(3本)などの掲載、東日本大震 災対談シリーズの実施(3回)、震災関係の BBLセミナーの実施(15回)、それらの集大成 としての政策シンポジウムの開催(3回)・ウ ェブサイトトップページでの情報発信など非常 に積極的に活動した。 • 海外の研究機関との共同研究などが活発に 行われており、研究ネットワークの拡大が図 られていることなど、国際化への取組も進ん できた。発信にも力を入れており、英文での 成果発表などが積極的に行われている。 										

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:三木 俊克)
目的	発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。2 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。3 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。4 上記のほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 工業所有権に関する相談に関すること。6 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。7 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。8 1～7の業務に付随する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	工業所有権情報・研修館分科会(分科会長:早川 眞一郎)
ホームページ	法人: http://www.inpit.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2012/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期 目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	B	B	B	B	B	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	B	B	A	A	B		
2.サービスの質の向上							
(1)情報提供	B	A	B	B	B	A	
(2)権利化推進						A	
(2)流通	B	A	A	B	B		
(3)人材育成	B	B	A	A	A	B	
3.財務内容	B	B	B	B	B	B	
4.その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B	B		

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.7.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 工業所有権に関する情報提供・人材育成など産業財産権を支える「情報」と「人」という基盤の整備・強化に向けて与えられた重要な任務を誠実・着実に遂行している点を高く評価する。また、それらの地道な任務遂行に当たって、不断に創意工夫を重ねてきていることにも注意すべきである。平成23年度においては、これから一段と重要性を増す外国との関係(特に中国・韓国などのアジア諸国)について、先を見据えて積極的に取り組んでおり、特に中国における知財リスクに対応して様々な施策を新たにに行った点を高く評価する。 特許電子図書館(IPDL)事業の将来的な廃止、民間人材を対象とした研修の縮小など情報・研修館の主要機能ともいべき事業の縮減が予定されている一方で、コスト低減要求に応えるべく重要事業への絞り込みを的確に行い、その上で知的財産プロデューサーや広域大学知的財産アドバイザーなどの情報・研修館ならではの人脈やノウハウを活かした権利化推進事業を知財の活用を促進するという社会的ニーズに呼応して立ち上げた点を評価したい。 新理事長のリーダーシップが発揮され、経費削減と業務の質の向上、新事業への取組が高いレベルで実行されている。これは、理事長をはじめとするマネジメント層と現場職員との密接なコミュニケーションによる全体の意識向上がもたらした成果といえよう。今後の知財を巡る外部環境は更に変化が激しくなると予想されるため、その変化を先取りしながら引き続き我が国の知財インフラの強化に貢献されることを期待したい。 東日本大震災の際には、特許庁に設置した特別相談窓口と連携をするなど情報・研修館に期待される機能を確実に発揮したと認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
情報提供	2(1)	(業務の効果的な実施) <ul style="list-style-type: none"> 特許電子図書館(IPDL)検索回数 87,762,326回(目標:年間80,000,000回以上) 蓄積件数:約8,400万件 出願・登録・審判に関する経過情報等も検索可能なサービスを提供。 検索速度低下等回避のため、英語検索サービスにおいて同一のIPアドレスからの1日のアクセス回数の上限値を下げるなどロボットアクセス対策を実施。 中小・ベンチャー企業等を対象としたIPDLの説明会等を7箇所(244名参加)開催。 特許庁が保有する審査経過等のデータについて、公開可能な情報全てを民間企業等が利用しやすいデータ形式に整理標準化してマージナルコストで外部ユーザーに提供し、企業等ユーザーを支援。 平成23年7月の「国際知財戦略」における「中国の実用新案はアクセスが困難であり、実用新案に基づく訴 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に地味な業務であるが、必要な業務を地道に実施しつつ、その中で不断の創意工夫を重ねてさらにサービスを向上させようとする態度が顕著であり、高く評価できる。特許電子図書館(IPDL)におけるロボットアクセス対策や相談事業における産業財産権相談サイトの充実化などは地味ではあるがユーザーにとって利便性向上につながる重要な取組である。 廃止予定の事業である特許電子図書館(IPDL)に関し、コスト削減の要求がある中で利便性の向上やデータの充実化が図られており、従来からのユーザーフレンドリーな態勢が維持・発展させられている。 他の事業で効率化した予算・人員のリソースを再配分し、中国の実用新案について和文抄録検索サービスの提供を開始し

		<p>訟も発生していることから、対策が早急に必要」との指摘を踏まえ、中国実用新案英文抄録の日本語翻訳を作成し審査資料として特許庁へ、IPDL を通じて一般のユーザーへも提供。(25 万件)</p> <p>(工業所有権関係公報等閲覧業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 閲覧室利用者 12,883 名 ・ 国内公報については、特許審査官端末等により公報発行日に即日閲覧。 ・ より高度な検索が可能な閲覧用機器(特許審査官端末)40 台を設置し、情報提供環境を整備。 ・ ユーザー満足度向上のため、閲覧指導と分類相談を一体的に提供する検索指導員体制を実施。 <p>(審査・審判関係図書等整備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査・審判資料を購入・提供 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 内国:図書 459 冊、雑誌 9,555 冊 ➢ 外国:図書 75 冊、雑誌 5,667 冊 ➢ 非特許文献:3,210 冊 ➢ 意匠カタログ:内国 11,997 件、外国 3,007 件 <p>(工業所有権相談等業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数:35,075 件 ・ 特許手続に関して、東日本大震災の影響を受けた者からの相談に対して、特許庁の臨時相談窓口と連携し対応。(相談件数:116 件) <p>(情報システム業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度改正による事務処理変更及び情報通信技術の進ちょくへの対応として、電子出願ソフト改善を実施。 	<p>たことは、中国の知財リスクに積極的かつ機動的に対応するものであり、ユーザーニーズに即応したものとして高く評価する。</p>
権利化推進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産マネジメントの専門人材である知的財産プロデューサーを研究開発機関等に派遣し、派遣先機関等の事業化構想に基づき、プロジェクトの進行段階に応じて、以下の支援を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ＜初期＞主に研究戦略、知財戦略の策定 ＜推進期＞主に知財網を強化 ＜終期＞推進期の支援内容に加え、研究成果の高度活用を見据えた知財管理・活用方針の策定(派遣人数、派遣機関:17 名、18 箇所) ・ 海外での事業展開が期待される有望技術を有する企業等に対し、海外進出先における知的財産マネジメントを専門とする海外知的財産プロデューサーを訪問させるなどし、企業等からの要請に応じ、海外での事業展開に向けた課題を抽出するとともに、知的財産に関連するリスク低減をはじめ、事業規模に応じた権利保護・活用に関する支援を実施。(派遣人数、派遣機関:6名、112 箇所) ・ 国内外における知的財産情報の共有、知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成などを目的として、国際知財活用フォーラムを開催(東京、北京、バンコク)。国内開催のフォーラムでは参加者の約 70%から、海外開催のフォーラムでは参加者の約 90%から高評価。(開催回数、参加者数:3回、1,022 名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産プロデューサー、海外知的財産プロデューサー、広域大学知的財産アドバイザーの各事業は社会的ニーズもあり、人材・ノウハウ等を有する情報・研修館が中心となって実施する事業として高く評価できる。今後は質的な評価をどのように行っていくかを課題としておきたい。 ・ 海外知的財産プロデューサー事業は、中国の知財リスクに対応した施策であり、今後、日本企業の海外での活動を側面から援助することになる仕組みへの発展を期待する。 ・ ビジネスの展開先としてアジアを中心とした新興国の知財活用に関する情報の重要度が増す中で、特にアジア関連を中心にして知財情報活用のための環境充実を図った点は評価できる。
人材育成	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁の研修計画に基づき、6,418 名に研修を実施。(各研修生の満足度 95%以上) ・ 効果的、効率的研修とするため、知的財産関係者との合同研修を実施、eラーニング学習教材を導入。 ・ 調査業務実施者育成研修を4回実施。(受講者 469 名、各研修生の満足度 100%) ・ 弁理士や民間企業向けの審査基準討論研修を計4回、中小・ベンチャー企業向けの知的財産の保護・活用に関する研修を参加容易な地方開催含め計6回、行政機関や独法向けの知財権研修を計5回、その他年度計画で設定した研修・回数はすべて実施。(各研修生の満足度は、80%以上) ・ 「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」を選定した工業高校等 77 校に対して実施。 ・ 中国の人材育成機関との協力関係に基づき、ユーザーの関心が高い「中国専利指南セミナー」を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報・研修館が実施する研修業務は審査の質的向上に確実に寄与しつつあると考えられる。民間人材を対象とした研修は縮小方向であるが、研修の企画や講師の紹介などこれまでの研修実績を活かした業務形態で継続していく余地もあると考えられる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人日本貿易保険(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鈴木 隆史)
目的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。
主要業務	1 貿易保険の事業を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。3 貿易保険により補われる損失と同種の損失についての保険の事業を行う国際機関等を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易保険部会(部会長:横田 絵理)
ホームページ	法人: http://nexi.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2012/index.html
中期目標期間	3年間(平成21年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第2期中期 目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	第3期中期 目標期間	備考
<総合評価>	B	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。ただし「財務基盤の充実」については＋又は－の2段階評価。 2. 平成18年度以降は、大項目単位でも評価を実施。17年度以前は中項目単位のみ。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>								
1. 業務運営の効率化	C	C	B	B	A	A	A	
(1)業務運営の効率化	C	C		B	A	A		
(2)次期システムの効率的な開発及び円滑な運用	B	B		A	B	B		
2. サービスの質の向上	A	A	A	A	A	A	A	
(1)商品性の改善	A	AA	A	A	A	AA	A	
(2)サービスの向上	A	A	A	A	B	A	A	
(3)利用者のニーズ把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備	B	A	A	B	A	A	A	
(4)重点的政策分野への戦略化・重点化	A	AA	A	A	AA	AA	AA	
(5)民間保険会社による参入の円滑化	A	A	A	B	B	A	B	
3. 財務内容	A	B	A	A	A	A	A	
(1)財務基盤の充実	+	+		+	+	+		
(2)債権管理・回収の強化	A	B		A	A	A		

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.7.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成23年度において、日本貿易保険は、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」や平成23年12月に策定された「日本再生の基本戦略」など国の政策動向に沿って機動的・積極的に対応し、実績を積み上げた。また、環境変化や新たなニーズを踏まえたサービスの向上、リスク審査の充実等に取り組んだ。加えて、東日本大震災対応についても、被災された利用者へ最大限考慮した震災復興支援を行った。中期計画及び年度計画の目標を総じて上回るペースで達成したと評価できる。このため、「サービスの質の向上」全体の評価は【A】とする。
業務運営においては、業務量拡大の中、高い専門性確保を含む業務の質の充実と効率性の向上との両立を追求した。業務費及び一般管理費、人員については、それぞれ計画を上回る削減を達成した。給与水準の適正確保の取組を進め、ラスパイレス指数は低下した。システム整備を進めつつ、契約事務についても改善に努めた。政策的要請や震災対応等で業務量が増加し、その業務内容は高度化・複雑化が進んでいる一方で、人員や給与の削減が行われるなど、サービスの質を維持することが困難な状況の中でも、サービスの向上と業務効率化目標の達成を両立させたことは評価できる。このため、「業務運営の効率化」全体については【A】とする。
財務内容については、健全性は維持されている。モニタリングを通じた事故防止や債権管理・回収の取組とそのシステム対応が進展した。信用事故債権の回収実績率は目標を上回った。このため、「財務内容」全体については【A】とする。
我が国企業の対外取引を支援し、国際競争力を支える、制度基盤としての貿易保険の政策的役割は、一層重要となっている。日本貿易保険は、サービス向上、専門性確保、リスク管理強化、効率の運営等に努めつつ、持続的な事業基盤を一層確固たるものとするといった期待に十分応える実績を上げたと評価できる。以上を総合し、今年度評価は【A】とする。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
商品性の改善	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 海外子会社経由取引に伴うリスクのてん補について、平成23年4月に会社法上の子会社以外の海外の販売拠点を対象に拡大し、20件の海外子会社経由取引に対して貿易保険を付保、アジア再保険の拡充・強化により海外ECA再保険33件、海外フロンティング拡充・強化により11件、海外子会社による取引につき再保険引受を実施。また、タイ洪水対策としてタイ国内取引についての再保険引受も可能とした等、海外拠点取引への支援を強化。 欧州金融危機等の影響の中、積極的に引受を行い、Non-LG案件における貿易代金貸付保険の引受を増加、輸出に必要な 	<ul style="list-style-type: none"> 海外子会社経由取引について「子会社」の範囲の拡充による付保対象の拡大(前年度6件→20件)、アジア再保険の拡充・強化(前年度26件→33件)、海外フロンティングの拡充・強化(前年度1件→11件)、一定条件の案件に対する付保率100%の恒久化実施、貿易保険付貸付債権に係る信託流動化、海外の金融機関からの資金拠出や地銀等の新たな中長期資金の出し手への貿易保険の付保など、利用者のニーズや環境変化を踏まえ、広範囲にわたる商品性及び運用改善を行い、我が国企業の対外取引を支援し、国際競争力を支える制度基盤としての役割を果たした。

		資金供給を積極支援する一方、民間金融機関や海外の金融機関からの円滑な長期貸付資金供給を実現。 など	
サービスの向上	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> OECD プレミアムルール改定による基本料率の変更等に伴い、WEB 上の保険料率試算の改善を行った。また、WEB 試算画面を利用者にとって使いやすい画面に変更。 中長期案件の信託制度流動化案件については、手続きの迅速化・明確化のため、手続規定や提出書類を見直し。 意思決定、業務処理の迅速化: 全て達成 <ul style="list-style-type: none"> 保険料算出・試算の照会など (目標: 翌営業日など→目標どおり) 支払保険金に係る平均査定期間 (目標: 全件 60 日以下→目標達成、平均 50 日以下→29.3 日と目標を達成) ホームページやメールマガジンで新たな取組みについてタイムリーに公表。 など 	<ul style="list-style-type: none"> WEB 上の保険料率試算の改善や保険種毎のクリアフォルダの作成、保険証券レイアウトの見直し、アジア輸出信用機関との再保険協定締結・拡充を通じたワンストップ化の推進等サービス向上を着実に進めた。また、東日本大震災対応については、罹災した中小企業を対象とした保険契約諸手続の猶予、被保険者義務の猶予・減免を実施するなど被災された利用者にも最大限考慮した震災復興支援を行ったことは高く評価できる。 意思決定、業務処理の迅速化に係る目標については、全て達成した。信用保険事故の査定については、昨年度未達成であった査定期間全件 60 日以内とする目標を達成し、平均査定期間も 29.3 日で目標 (50 日以内) を達成した。
利用者のニーズ把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> マスメディアを通じての広報・普及にも積極的に取り組み、その結果、新聞記事への掲載が 146 件と昨年度対比 66% 増加。 地方での貿易保険セミナー (計 20 回実施)、その他金融機関等が開催する外部セミナー (計 40 回協力) において保険商品を説明及び紹介。(合計約 3,000 社の中小企業に貿易保険を紹介) 外部環境の変化を適切・機動的にバイヤー審査に反映させるべく、格付モデルの見直し、新モデルを平成 23 年5月末より稼働させ、同モデルでの円滑な運用を実施。 従来の研修より更に高度に専門的な研修 (プロジェクトファイナンス等) を実施。 情報共有及び協力が更に円滑に行えるよう組織改編を行い、問い合わせや要請に迅速に漏れなく対応できる効率的な業務運営・内部管理体制を実現。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 潜在的利用者を含めたニーズ把握や制度普及に向けて、マスメディアを通じての広報・普及にも積極的に取り組み多くの記事掲載等を実現した。また、関係機関と連携したセミナーを多数開催するなど貿易保険の利用者拡大に取り組んだ。リスク分析・評価の高度化に向けて、格付モデルの見直しに取り組み、新モデルを平成 23 年5月末より稼働、円滑な運用を実施した。専門能力向上のために、従来の研修より更に高度な専門的研修の実施や弁護士等専門資格保有者の採用などを行った。 内部統制に関し、重要リスクの管理方針策定作業に加え、年度計画をブレークダウンした経営目標を通じた管理や、毎朝の幹部連絡会を通じた重要情報の共有と方針・指示の徹底などの追加的な取組を実施した。
重点的政策分野への戦略化・重点化	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> パッケージ型インフラの海外展開支援。 <ul style="list-style-type: none"> 現地通貨為替リスクへの対応: 対象通貨を 2 から 20 通貨へ拡大 インフラ整備: NZドル建の地熱発電機輸出プロジェクト (1 件)・英ポンド建の英国洋上風力案件などを引受 (計 4 件) 中堅・中小企業の国際展開への支援。 <ul style="list-style-type: none"> 提携した地銀のうち 3 行とそれぞれの地域で共催セミナーを開催 金融危機への機動的な対応。 <ul style="list-style-type: none"> 信託制度・流動化スキームの活用等により、新たに 600 億円超の資金源を開拓 資源・エネルギーの安定供給確保の支援。 <ul style="list-style-type: none"> 資源エネルギー総合保険の引受け: 7 件 (件数・金額ともに過去最大規模) 環境社会構築の支援。 <ul style="list-style-type: none"> 引受実績のない再生可能エネルギー分野 (地熱発電等) への支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 12 月に開催された「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」における決定を受け、為替リスク対応強化 (2→20 通貨、引受実績: 4 件)、付保率引上げ (一定の場合に最大 100%、5 案件の付保率引上げ) 等の機能強化を実施。また、案件の形成の初期段階から関与し、本邦企業による海外展開を支援した。 中小企業の国際展開支援 (地銀との連携、中小企業輸出代金保険の見直し)、国際金融市場の急激な変動への機動的な対応 (新たな資金の出し手への付保)、資源・エネルギーの安定供給確保支援 (資源エネルギー総合保険引受実績: 前年度 3 件 (約 1,000 億円)→7 件 (2,730 億円))、環境、航空機、船舶分野等やスーダン等高リスク国でも機動的に対応し、多数の保険引受を行うなど実績をあげた。
民間保険会社による参入の円滑化	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 海外フロンティングについて、前年度に引き続き三井住友海上火災保険 (株) と、更なる具体案件組成のため連携を強化、11 件の消費財輸出につき成約。(前年度 1 件) 新たに 3 社と販売委託契約を締結。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 民間保険会社等への業務委託を通じた保険契約は横ばい程度にとどまった。一方、民間保険会社の海外子会社とのフロンティング契約 (NEXI が現地保険会社から再保険を引き受ける形態の取引) 制度の拡大・改善など、民間保険会社の事業機会拡大に向けた NEXI の取組は前進した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:野間口 有)
目的	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。2 地質の調査を行うこと。3 計量標準の設定、計量器の検定、検査、研究・開発及びこれらに関する業務並びに計量に関する教習を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。5 産業技術強化法第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	産業技術分科会産業技術総合研究所部会(部会長:室伏 きみ子)
ホームページ	法人: http://www.aist.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2012/index.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	第2期中期 目標期間	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	B	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2 サービスの質の向上」について、平成19年度以降は、中項目単位で評価を実施。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	C	B	B	B	A	A	
2 サービスの質の向上	—	—	—	—			
(1) 研究開発マネジメント					A	A	
(1) 質の高い研究成果の創出とその活用のために講じる方策	A	A	A	A			
(2) 鉱工業の科学技術	A	A	A	A	A	A	
(3) 地質の調査	A	A	A	A	A	A	
(4) 計量の標準	B	A	A	A	A	A	
(5) 情報の公開	B	A	A	A			
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.7.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成23年度の実績については、総じて年度計画を越えて優れたパフォーマンスを実現した。
- 当該年度は、東日本大震災被災という産総研のみならず東日本全体の大きな社会情勢の変化に対して、職員が一丸となって冷静かつ迅速に研究環境を再構築し、中期計画で掲げたミッションを着実に実行に移し優れた実績を挙げたこと、また産総研のもつポテンシャルを活かした被災地域への積極的な貢献を果たし得たことは高く評価できる。
- グリーン・イノベーションならびにライフ・イノベーションそれぞれの研究領域への重点的な資源配分を実施し、高度な研究能力や応用・開発能力を生かしつつ、着実かつ高いレベルの成果を挙げた。先端的技術開発においてもスピントロニクス技術等様々なテーマで成果を挙げた。
- 国家計量標準、地質調査のいずれの分野においても研究課題の選択と集中、重点化が図られ、高いレベルの成果を挙げた。
- 被災した研究施設・設備やシステムも多く、一部の開発業務は中断・延期を余儀なく行ったが、早期の復旧と再構築を実現したことは高く評価できる。また、震災経験を活かしたBCPの策定など、健全な事業推進が図られた。
- 業務運営の効率化や財務内容の改善の事項も、引き続き着実な取組みがなされた。
- 契約に関しては、外部から専門家を採用し、契約審査に関与させる体制を構築したことは評価できるが、依然として一者応札比率は高く、一層の工夫と努力が求められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度の研究ユニット評価結果等を踏まえ、4部門を廃止し、太陽光発電工学研究センター、フレキシブルエレクトロニクス研究センター、ナノエレクトロニクス研究部門、電子光技術研究部門を新設。 参加型コンプライアンスの推進を図るため、新規採用職員、契約職員に対する研修や、全職員等に対する複数のセルフチェック実施により、意識向上を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化に向けた取り組みは真摯かつ着実になされており、効果も上がっている。 時代の要請の変化に対応し、研究体制の不断の見直しを行っている。研究ユニット間、本部と地域センター間での連携も良く行われており、着実に効果が現れている。 コンプライアンス体制の強化、安全衛生確保に向けた取り組みが着実になされている。
研究開発マネジメント	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度第3次補正予算措置された「福島再生可能エネルギー研究開発拠点」において、「世界に開かれた再生可能エネルギー研究開発の推進」「産業集積と復興への貢献」「再生可能エネルギー利用と省エネルギーの実践」「再生可能エネルギー関連人材の育成」を進めるべく施設設計等に着手。 地質の調査等の能力を活用し、津波堆積物の現地調査(地震発生直後より、千葉、茨 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な研究開発マネジメントへの取組により、研究開発の重点化が図られ、政策実現型の独法としてのミッションが着実に実現されている。 東日本大震災による多くの深刻な被害やリスク発生に対応し、様々な分野の研究機能や問題解決対応機能を活用して、津波対策、放射能対策など、現実的かつ緊急の課題の解決に資する研究に多くのリソースをシフトしたことは、国の研究所として適切かつ機動的な対応である。

		<p>城、宮城の沿岸部において実施、結果をHPにて公表)や震災に関連した地質情報(過去の巨大津波の研究成果、地震後の内陸の地震活動等の情報)を収集しHPにて公開。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業と連携し 17 の技術研究組合に参画(延べ組合員数:251 社、37 機関、9 大学、受入研究者:507 名)。うち、主たる研究拠点を産総研内設置が 12、プロジェクトリーダーとしてプロジェクトマネジメント担当が6。 	<ul style="list-style-type: none"> オープンイノベーションハブ機能の強化および研究開発拠点の形成は、厳しい財政状況の中でも、うまく推進されており、我が国産学官の連携による研究開発に大きく貢献している。
鉱工業の科学技術	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 企業の得意技術と組み合わせ、高効率な集積型フレキシブル CIGS サブモジュールを実現し、ガラス基板上の太陽電池と性能が同等のサブモジュールを作製。小面積セルでは、CIGS 光吸収層の製膜時のセレン/金属比を最適化することで、変換効率の向上に成功。有機薄膜太陽電池では、新材料の導入によりセル変換効率において7%、モジュール変換効率において3%を達成。 スーパーグロース法の実証プラントを立ち上げ、単層カーボンナノチューブ(SWCNT) 600g/日の生産能力を実現、企業へ試料提供を開始。また、0.7 重量%の高濃度カーボンナノチューブ(CNT)分散液を開発。CNTとゴムを複合化させ、低パーコレーションでの導電性発現、チタン並の伝熱性を有するゴム、樹脂の3倍の力学強度を持つ CNT 樹脂、歪みセンサーを開発。 世界で初めてヒト末梢血単球から完全なヒトゲノムを持った iPS 細胞樹立に成功。 完全密閉型遺伝子組換え植物工場システムが、従来法に比べ高効率な医薬原料生産法であることを実証、イチゴによるイヌインターフェロンの大量生産技術では、共同研究先企業が薬事法上の動物薬の製造販売申請を完了。 	<ul style="list-style-type: none"> いずれの研究開発課題も東日本大震災による被災地の復旧・復興、更には「21世紀型課題の解決」のための重要な柱であり、特に、再生可能エネルギーと省エネルギー技術開発を強化した点は、我が国をとりまく状況を考えると適切な判断である。 アウトカムに繋がった代表的成果として、動脈硬化度計測機器の市販開始、遺伝子組み換えイチゴ生産によるイヌ・インターフェロンの薬事申請、肝線維化検査方法の薬事申請に向けた準備、遠隔手術指導実験の実施などが挙げられる。 カーボンナノチューブの研究において、世界初の低加速専用TEM/STEM実用化と世界最高の空間分解能を達成したほか、ナノテク、材料製造分野において多くの研究成果を挙げている。
地質の調査	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災にかかる対応について、「研究開発マネジメント」参照。 2012 年4月、国連「大陸棚の限界に関する委員会」からの勧告により、産総研が協力した大陸棚延伸申請に基づき、日本の国土の約8割に当たる約 31 万平方メートルの大陸棚が拡大。本勧告は外務省 HP において「今回の勧告は、我が国の海洋権益の拡充に向けた重要な一歩」と評価。 上越沖で収集したコア試料、物理探査データの解析を進め、熱流量測定結果等に基づきメタンハイドレート存在域を含む地域の温度構造モデルの構築を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に対応し、産総研の特色の一つである本分野研究の高い能力と知見、実績を活かし、巨大地震や津波に関する地質調査やその成果を生かした適切な情報発信を行った。 鉱物、燃料や地熱資源の調査・研究では、我が国の鉱物及び燃料資源の確保に繋がる成果がえられた。
計量の標準	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 5種類の計量標準を開発、供給。 カーボンナノ構造体を用いた乾電池駆動 X線源開発の小型化・省エネ化技術及びナノテク分野にて開発した MEMS 技術を応用し、小型・軽量かつ長期間の連続使用が可能な放射線積算線量計を開発。 メートル条約の国際度量衡総会、国際度量衡委員会等に専門家を派遣。また、アジア太平洋計量計画(APMP)において1つの技術委員長ポストを新規獲得。 	<ul style="list-style-type: none"> イノベーションの基盤となる計測技術の開発や評価基盤の整備が着実に進められており、生産現場計測技術の開発や物質の分析・評価技術の開発と標準化が成果を挙げている。 超高性能小型標準抵抗器の開発や小型積算線量計の開発及び同線量計を利用したつくば市民による実証実験活動を通じ、社会貢献を着実に果たしている。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 海外を含む外部機関からの研究資金受入や研究施設の外部利用に関する制度等の外部との連携推進の検討とあわせて、共同研究・受託研究、人材の受入等により、外部資金獲得を通じた研究規模の拡大を推進。所内インセンティブ制度の拡充としては、具体的には外部資金獲得のインセンティブ配分率を前年度から10%引上げ。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金の減少や産業界の景気の低下により、財政状態が悪化する中で、共同研究等による自己収入をさらに増やすことが期待されている。 知的財産の取得については、知的財産ポリシーに基づいた大幅な見直しが行われ、技術移転を見据えた効率的な特許の取得、維持、活用の方策が練られている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構(平成13年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:安井 至)
目的	工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 工業製品その他の物資に関する技術上の評価を行うこと。2 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。3 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと。4 評価の技術に関する調査及び研究を行うこと。5 工業標準化法、ガス事業法、電気用品安全法等、各種法令に基づいた立ち入り検査等の実施
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	技術基盤分科会 製品評価技術基盤機構部会(部会長:向殿 政男)
ホームページ	法人: http://www.nite.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2012/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 22年度以前の2. サービスの質の向上に係る小項目番号 (1) バイオテクノロジー分野 (3) 適合性認定分野
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.サービスの質の向上							
(1)製品安全分野						AA	
(2)化学物質管理分野	A	A	A	A	A	AA	
(3)バイオテクノロジー分野	A	A	A	A	A	A	
(4)適合性認定分野	A	A	B	A	A	A	
(4)生活安全分野	AA	AA	B	AA	AA		
3.財務内容の改善	B	A	B	B	B	B	
4.マネジメント	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.7.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野ともに、産業競争力の強化につながる国家として重要な業務を遂行しており、業務の質の向上や、それを支える人材育成にも前向きに取り組みつつ、優れた成果を上げていることを評価する。
- 製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野という異質な業務を抱え、全体の整合性をとることだけでも難しいなか、理事長を筆頭に役職員がよく協力して期待以上の成果を上げ、惰性に流されがちな定常業務も的確に対応していると評価する。
- 予算の制約がある中で、コスト削減しつつ、信頼性を向上させ、かつ、サービスの質を向上させるといったある意味相矛盾する課題に取り組む、成果を上げていることを評価する。
- 成果の情報発信など国民理解にも積極的に取り組んでいる。特に、製品安全に関しては、事故調査・分析の実施結果も含めて、注意喚起の広報を社会に広く伝えていることで、消費者の生活の安全に対して貢献していることは高く評価される。
- 近年益々重要となっている国際連携にも積極的に関与し、日本国のリーダーシップの発揮にも貢献しつつあることを評価する。特にアジアの新興国からの信頼を得てゆくことは、今後の重要なテーマである。
- 業務効率の改善にも積極的に取り組み、業務経費、一般管理費の削減として結果を出している。
- セグメント別のコストパフォーマンス改善指標が作成されており、業務の効率化が適正に行われているものと評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
製品安全分野	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事故情報収集件数は、4,535件と、昨年度(4,788件)より減少しているが、火災や死亡事故に繋がるような、優先的に原因究明すべき重大事故の収集件数は昨年度より23件増加。 事故原因究明調査の迅速化に向けて、経済産業省と毎月の進捗状況を共有し、調査プロセスの進行管理を徹底したほか、外部専門家からなる製品事故調査員を全国で約2割増員し、調査体制を強化、事故情報収集から3ヶ月以内の調査終了率は、昨年度比で20%以上増加し92.0%を実現(前年度は71.0%)。 警察・消防からの要請に基づく合同現場調査は218件(前年度比11%の増加)。 絶縁材等のトラッキング痕跡解析、電気製品の事故原因別焼損状況調査等、事故原因究明のための各種手法開発へ取組。 調査が終了した事故情報4,161件を公表。 医療機関情報から動向解析を実施し、事故が多発している高齢者・乳幼児製品について安 	<ul style="list-style-type: none"> 事故情報の収集や原因究明など国民の安全を図る上で重要な業務を積極的に進め、我が国の製品における安全の向上に大いに貢献している。 マスク等を通じて、積極的に製品の正しい使用方法に関する注意喚起を行うなど、非常に高いレベルで社会の安全性確保のための情報を国民に提供することができた。 海外機関との連携も進んでおり、特に中国製品に関する情報は、今後の日中貿易の増加を考慮すれば大きな意味を持つ。 警察・消防との協力関係が有効に機能し、事故原因究明に貢献している。

		<p>全設計の観点から検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国検験検疫科学研究所との連携を通じて、中国製品の安全性確保のための情報を提供、また米国消費者製品安全委員会等の関連機関とも連携。 事故の未然・再発防止のための広報活動等として、新聞記事掲載 80 回、TV 放送 167 回。 	
化学物質管理分野	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度開始の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく既存化学物質等一般化学物質の製造・輸入数量等の事業者からの届出窓口と集計業務の実施にあたり、全国規模での事業者を対象とした講習会(31 回、参加者延べ 1,200 事業者)を開催、用途分類の方法や化審法一般化学物質等製造(輸入)実績等届出システムの使い方、利用方法について説明を行い、届出制度の普及啓発を実施。その結果、届出支援システムを用いたものが全届出(約 32,000 件)のうちの約 6 割を占め、初年度にもかかわらず電子届出が約 5 割を達成し、データ精度の向上、集計処理の効率化、迅速なスクリーニング評価に貢献。 審議会資料作成工程等について分解性・蓄積性の分野に特化する等、業務適正化を実施。業務量が増大している少量新規化学物質確認業務(31,541 件、前年度比 13%増)及び法改正に伴う新規業務である新規化学物質のスクリーニング評価(78 件)に対応。 立入検査 43 件、中間物等申出書の確認 284 件を実施(口頭指摘事項は 401 件と 3,678 件)。 事業者における化学物質管理やリスクコミュニケーションの推進を支援するため、リスクコミュニケーションの方法や事例に関する資料等をホームページに追加、自治体等主催の講演会等において講演を全国で 16 回実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 法執行支援、国際的な整合性、リスクベースでの管理に対応した高い専門性を有する技術開発や基盤整備において重要な役割を担っており、届出の電子化による事業者負担軽減、効率的な制度運用も考慮しながら優れた成果を上げていることを非常に高く評価する。 ユーザーの視点からの業務展開が進展し、事業者の自主管理、リスクコミュニケーション活動の推進にも貢献している。 今後も化学物質管理に関する様々な国民からの要望に対して、科学的根拠に基づき、かつ、国際目標に向けたリスク管理を着実に実行するための現実的な解決諸施策の提供に努められることを期待する。
マネジメント(マネジメントの改善)	4	<p>(内部統制の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次年度の業務課題、業務の進捗・実績について、理事長が部門長、課室長をヒアリングする理事長ヒアリングを 3 回、職員公開で実施。 理事長、両理事が全国各支所に赴き、地方に勤務する職員との直接意見交換を年 2 回実施。 経営方針等が地方にもタイムリーに届くよう、運営会議の様子をテレビ会議システムを用いて地方支所に配信。 NITE の長期ビジョンや、東日本大震災による環境変化を踏まえ、基本理念の見直しを検討。併せて、今後対処すべき社会的リスクと、それを踏まえた組織の在り方等についても検討。 基本理念検討の際の意識統一のため、広く職員を集め、有識者による CSR についての講演、幹部によるパネルディスカッション等を実施。 <p>(戦略的な人材の確保・育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期ビジョンの策定を踏まえて見直した横断的キャリアパスの考え方をもとに、40 歳以下の職員に対してキャリアパス人材育成コース希望調査及び専門スキル調査に基づき人事面談を実施し、人事異動に活用。 階層別研修(新規採用、中堅職員、管理職)、共通研修(英語、情報セキュリティ等)、分野別研修(専門技術習得等)、多数の若手職員の国際会議等への参加、内部教育訓練、職員からの提案・申請による能力開発研修(費用補助あり)、メンタルヘルス対策等を実施。 <p>(広報・情報提供の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報委員会を設置し、地域の一員としての本所一般公開日「第 1 回 NITE フレンドシップデイ」の実施等、アウトリーチタイプの広報を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化とパフォーマンスの改善及び組織の一体感の醸成のために、内部統制やマネジメントシステムが理事長の指揮の下、積極的に構築されている。 すべての評価項目について、組織的な努力による改善が行われ、かつ、組織取組のレベルの維持が図られている。 極めて多種・多様な NITE の内外での研修に対して、幅広いレベルの職員を積極的に参加させていること、また、チャレンジ課題の提案など、受身になりがちな人材育成に対して、自主性を育もう、外部でも活躍できる人材を育成しようという方針が明確であり良い。 広報活動、情報提供、成果の普及にあたっては対象者を明確にした上で、それぞれの対象者に必要な成果情報提供活動を展開している。

3. 当委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:古川 一夫)
目的	非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資すること。また、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、認証された排出削減量の取得に参加すること及び排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の規定に基づく約束を履行することに寄与すること。
主要業務	1 次に掲げる技術であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。イ非化石エネルギー法に掲げる非化石エネルギーを発電に利用し、若しくは非化石エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術、ロ非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術、ハ可燃性天然ガス及び石炭を利用するための技術(可燃性天然ガス及び石炭を発電に利用するに当たりこれらから発生する電気の量を著しく増加させるための技術その他の可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化のためのものに限る。)、ニエネルギー使用合理化のための技術。2 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術に関する研究開発を行うこと。3 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。4 1に掲げる技術の有効性の海外における実証を行うこと。5 1ハ及びニに掲げる技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。6 次に掲げる情報の収集及び提供並びに指導に関する業務を行うこと。イ 可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化に関する情報の収集及び提供並びに1ハに掲げる技術に関する指導、ロ エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに1ニに掲げる技術に関する指導。7 京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動、認証された排出削減量の取得及び排出量取引に参加すること。等
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	産業技術分科会新エネルギー・産業技術総合開発機構部会(部会長:岸 輝雄)
ホームページ	法人: http://www.nedo.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2012/
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 平成19年度以降は、「2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」を3つに細分化し、評価を実施。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項							
(1)研究開発関連業務	A	A	A	A	A	A	
(2)新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等	A	A	A	A	A	A	
(3)クレジット取得関連業務	B	B	AA	A	A	A	
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	A	B	B	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.7.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> グローバル化の時代に対応した海外でのスマートコミュニティプロジェクトの進展、太陽電池でEUと共同プロジェクトの開始、IRENAをはじめとする他国間協力の推進等、時代を先取りした取り組みは中期計画を上回る実績として評価される。また、我が国のエレクトロニクス、自動車産業における喫緊の課題であるレアアースの代替材料の開発をJSTと連携して推進し、既に有意な成果を収めているのも計画を上回る成果と言える。またNEDOの重要な使命である再生可能エネルギーの分野においても、蓄電池、海洋エネルギー、バイオエタノール、メガソーラーの分野で先進的な取り組みと実証試験の施設を完成し、一方で、東日本大震災復興にも大きな寄与を果たしてきた。マネジメントにも十分に意を用い、独法以来の目標である「使いやすいNEDO」にうまれかわってきた。実用化にも配慮がなされ、人材育成と技術経営力向上の方向も進捗が見られている。 業務運営の効率化に関しても組織の見直し、業務の効率化に十分配慮がなされ、数値的には予定を若干上回る実績を残している。ただし、効率化は、時にマネジメントの劣化につながることも多いので、この点の吟味はこれから十分に配慮されねばならない。財務内容の改善に関しては、中期計画の達成といえる。 効果的な業務推進、効果的・効率的組織マネジメントが実績に反映され、全般に優れた運営をしていると評価できる

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 機械システム部を技術開発推進部に統合。部の統廃合により、部の数を18から17にスリム化。 他法人との海外事務所共用化を検討、一部事務所移転を実施。 企画段階では、NEDO職員自らが新たなプレーヤーや技術シーズの発掘等を実施。また、「技術戦略マップ」の策定作業を通じ、重要技術課題を抽出。 実施段階では、中間評価結果を受け、計画の見 	<ul style="list-style-type: none"> 部の統廃合による組織のスリム化や海外事務所の共用化・一部事務所移転を実施、また、海外事業の推進のため現地事務所を有効に活用し、スマートグリッド関連国際プロジェクトを推進していること等を評価。 NEDO職員自らによる業務全般(企画段階・実施段階・事業終了後)のPDSサイクルの運用が行われていること等を評価。 第2期中期目標期間の最後の事業年度におい

		<p>直しやテーマの加速(3件)等を実施。事業終了後は、事後評価、追跡評価等を実施し、その結果から得られた知見や教訓を今後のマネジメントへ活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務効率化等による人件費等の削減、事務所賃借料の削減等を実施し、一般管理費の平成 19 年度比 14.8%の削減を達成。 NEDO 運営の重要事項は、理事長が統括する運営会議において審議する体制を取るとともに、運営会議に監事も参加し、理事長のリーダーシップ及び内部統制機能強化と監事の監査機能強化を確保。 	<p>て平成 19 年度比 15%の削減としていたところを1年前倒し、平成 23 年度でほぼ達成する等</p> <p>を評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> NEDO 運営の重要事項決定機関である運営会議に監事も参加することで、内部統制に係る理事長のリーダーシップと監事の監査機能の強化を確保したことや、民間出身の新理事長の主導によるコンプライアンスへの取り組み、災害等の発生時におけるシステム及びデータの保全並びに役職員の連絡手段を確保する取り組み等を評価。
研究開発関連業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発マネジメントの高度化 <ol style="list-style-type: none"> ①中間評価、事後評価、追跡調査の結果等より得られたマネジメントの教訓を活かし、8プロジェクトの事例について検証し、「NEDO 研究開発マネジメントガイドライン」へ拡充。 ②プロジェクトの立案段階から終了後に至る各フェーズにおけるマネジメント上のチェック項目について纏めた「アクションチェックリスト」を新規作成。 ③実施プロジェクトの重点化(71 件へ絞り込み)。 ④平成 23 年度に中間評価を予定した対象プロジェクト 10 件を実施し、計画を一部変更。 ⑤不正事業者に対しては、不正金額の返還、契約等停止措置及び処分内容の全件公表を実施。 ⑥追跡調査の結果、NEDO のプロジェクト終了直後に研究開発等を継続している事業の比率は 99%。 ⑦研究開発プロジェクトに係る標準化に向けた取組を 23 件実施。 研究開発の実施 <ol style="list-style-type: none"> ①特許出願実績は、国内 538 件、海外 118 件。 ②実用化・企業化を促進する事業について、15～20 年度までに終了した案件における 23 年度での実用化達成率が 31.0%。 ③技術シーズ育成事業においては、5 件のプレスリリースを実施。また、23 年度の論文数は 818 本。 人材育成及び技術経営力 <ol style="list-style-type: none"> ①若手研究者のナショナルプロジェクト等への参画等を通じて約 660 人の人材養成に貢献。 ②研究委託・助成先の中小企業、ベンチャー企業等に対し、NEDO 職員と技術経営アドバイザーが、技術経営力の強化に関する助言を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発マネジメントの高度化のため、全般的に積極的に取り組んでいる。例えば、「NEDO 研究開発マネジメントガイドライン」の拡充及び「アクションチェックリスト」を新規作成するとともに、世界各国の政府、関連機関との新たな MOU 締結などを評価。 実施プロジェクトの重点化(71 件への絞り込み)、費用対効果分析、パブコメ募集などの活用等について評価。 プロジェクトに係る中間評価を実施し一部変更を行うなど、評価結果を反映する試みや、不正事業者に対する措置及び処分内容の公表、委託事業における日本版バイドールの適用率(100%)などを評価 平成23 年度に実施した101 プロジェクトの追跡調査の結果、99%の事業が委託事業終了後も研究開発活動を継続しており、委託事業が民間事業者の研究活動を誘発する機能が果たされていると考えられる。 研究開発プロジェクトに係る標準化に向けた取組や、広報誌「FOCUS NEDO」の発行、東日本大震災の被災地における太陽電池工作教室の開催等を評価。 中期計画で定めた実用化達成率25%の目標に対して、イノベーション実用化助成事業等に係る平成23 年度における実用化達成率は31.0%と目標を超える達成率を実現している。 技術シーズ育成事業について、プレスリリースの実施や若手研究者の発表論文数の増加等の効果を上げていることを評価。 ナショナルプロジェクト等への若手研究者の参画等を通じ約660 人を養成したことを評価。 技術経営力の強化に関する助言業務や「プロジェクトマネジメント研修」、「出口戦略強化セミナー(新規)」の拡充等を評価。
新エネルギー・省エネルギー導入普及促進関連業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 北海道稚内市と山梨県北杜市における大規模太陽光発電システム(メガソーラ)を用いた実証事業での技術的・制度的知見を広く社会に還元することを目的に、メガソーラ導入の手引書及びメガソーラの建設を支援するシミュレーションツールを作成し公開。 新エネルギー・省エネルギーの実証試験、導入普及業務により、第1期中期目標期間の導入普及業務の実績を含めて、1,781 万トンの CO2 削減効果をあげた。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入検討に活用できるデータベースのホームページ公開や、大規模太陽光発電システム(メガソーラ)導入の手引書及びメガソーラの建設を支援するシミュレーションツールの作成・公開等を評価。 新エネルギー・省エネルギーの実証試験、導入普及業務により 1,781 万トンの CO2 削減効果をあげたことを評価。
クレジット取得関連業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 京都メカニズム関連事業に関する知見を活用し、計画的なクレジット取得と政府への確実な移転を実施。総契約量は、9,755.9 万トン。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的なクレジット取得と政府への確実な移転を実施し、現時点において必要な契約量は確保したこと等を評価

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

• 本法人の平成 23 年度末の運営費交付金債務残高は、東日本大震災や外国事情という特殊な要因はあるものの、約 535 億円であり 23 年度の運営費交付金に対する割合は 38.6%となっている。しかしながら、貴委員会の評価結果をみると、「交付金債務残比率は 38.6%と極めて高い水準のままである。最終年度までの動向を見守りたい」とのコメントの記載にとどまっている。今後の評価に当たっては、運営費交付金債務残高の発生要因を分析した上で厳格な評価を行うとともに、予算管理及び業務運営の改善を促すような評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人日本貿易振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:石毛 博行)
目的	我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。2 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。3 貿易取引のあっせんを行うこと。4 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。5 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。6 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。7 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。8 6、7に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。9 6～8に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。10 1～9の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易振興機構部会(部長:高原 明生)
ホームページ	法人: http://www.jetro.go.jp/indexj.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2012/index.html
中期目標期間	4年間(平成23年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期 目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. サービスの質の向上について、19年度以降は、中項目単位で評価を実施。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	B	B	
2. サービスの質の向上							
(1) 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援						AA	
(1) 対日投資拡大	A	A	A	A	A		
(2) 対日投資促進						A	
(2) 我が国中小企業等の国際ビジネス支援	A	A	A	A	A		
(3) アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等						A	
(3) 開発途上国との貿易取引拡大	A	A	A	A	A		
(4) 調査・研究等	A	A	A	A	A		
3. 財務内容	B	B	B	B	B	B	
4. その他	B	B	A	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.7.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 「中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援」については、質・量の両面で目標値を大幅に上回る成果。特に、A評価とした22年度では見られなかった、東日本大震災、原発事故、タイにおける洪水発生という未曾有の逆境の中、これまで培ってきた機構の知見や機能をフルに活用してスピード感を持って復旧・復興に貢献するとともに、農水産物・食品輸出促進等の新しい取組に着手した点を高く評価。 「対日投資促進」については、東日本大震災・福島第一原子力発電所事故後の外国企業の対日投資への関心低下や、円高等の逆境の中で、外国企業への震災関連情報の積極的な提供や誘致活動を行った結果、定量目標を上回る成果を挙げた点を評価。 「アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等」については、定量目標を大幅に上回る成果。WTO(世界貿易機関)、ERIA(東アジア・ASEAN経済研究センター)など海外の研究所との連携強化や、日中韓FTAの共同研究や日本・コロンビアEPA研究会の実施など、着実な成果を出している点を評価。 「業務運営の効率化」については、一般管理費・業務経費、総人件費の削減について目標を上回る効率化を達成。東アジア・新興国における活動強化など、柔軟かつ機動的な組織運営等にも取り組んでいる点を評価。 こうしたことから、総合評価は「A」と評価。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																											
中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援	2(1)	(定量的指標) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>目標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・輸出促進</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商談件数</td> <td>50,000件以上</td> <td>90,739件</td> </tr> <tr> <td>成約件数(見込み含む)</td> <td>9,000件以上</td> <td>20,936件</td> </tr> <tr> <td>・海外進出・在外日系企業支援</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海外における日系企業からの相談件数</td> <td>10,000件以上</td> <td>16,501件</td> </tr> <tr> <td>うち知的財産権関係相談件数</td> <td>1,300件以上</td> <td>1,533件</td> </tr> <tr> <td>・海外ビジネス情報提供</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貿易投資相談件数</td> <td>48,000件以上</td> <td>55,264件</td> </tr> </tbody> </table>	目標	目標値	実績値	・輸出促進			商談件数	50,000件以上	90,739件	成約件数(見込み含む)	9,000件以上	20,936件	・海外進出・在外日系企業支援			海外における日系企業からの相談件数	10,000件以上	16,501件	うち知的財産権関係相談件数	1,300件以上	1,533件	・海外ビジネス情報提供			貿易投資相談件数	48,000件以上	55,264件	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災・福島第一原子力発電事故を受けて、風評被害・輸入規制の影響等の逆境の中、商談件数、成約件数等において、中期目標・中期計画に掲げられた指標を大幅に上回る成果を達成した点を高く評価。 東日本大震災等を踏まえた被災地企業支援や、タイ洪水発生後の現地日系企業支援において優れた成果をあげるとともに、農林水産物・食品輸出や、ジャパンブランド戦略の推
目標	目標値	実績値																												
・輸出促進																														
商談件数	50,000件以上	90,739件																												
成約件数(見込み含む)	9,000件以上	20,936件																												
・海外進出・在外日系企業支援																														
海外における日系企業からの相談件数	10,000件以上	16,501件																												
うち知的財産権関係相談件数	1,300件以上	1,533件																												
・海外ビジネス情報提供																														
貿易投資相談件数	48,000件以上	55,264件																												

		<table border="1"> <tr> <td>「J-FILE」の中の「貿易投資相談 Q&A」のアクセス件数</td> <td>530 万件以上</td> <td>678 万件</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">・ユーザーの役立ち度アンケート調査</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>目標値</th> <th>達成状況</th> </tr> <tr> <td>輸出促進</td> <td>4段階評価で</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>海外進出・在外日系企業支援</td> <td>上位2つの評価を得る割合</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>海外ビジネス情報提供</td> <td>が8割以上</td> <td>達成</td> </tr> </table> <p>(定性的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外で見られた食品への風評被害払拭のため、世界各都市においてセミナー等(17件、参加人数19,283名)を実施。 被災地の中小企業等を対象に、JETRO サービスの無料/割引提供(255件)、輸入規制・放射線量測定機関等のHPによる情報提供(145万アクセス)・相談受付(1,021件)等を実施。 タイ洪水の被災企業支援のため、被災状況に関するHPでの情報提供(182万アクセス)、現地日系企業等に対する相談受付(575件)・セミナー(4回、755名参加)を行うとともに、現地日系企業の声を集めタイ首相等への政策提言を実施。 新たな分野・市場への挑戦として、「農林水産物・食品輸出促進本部」の設置、中国に展開するアジアキャラバン事業参加企業への新ブランド提供による販路開拓支援、ミャンマーへのアンテナショップ設置による試験販売を実施。 中小企業基盤整備機構その他支援機関との連携を強化。 	「J-FILE」の中の「貿易投資相談 Q&A」のアクセス件数	530 万件以上	678 万件	・ユーザーの役立ち度アンケート調査			区分	目標値	達成状況	輸出促進	4段階評価で	達成	海外進出・在外日系企業支援	上位2つの評価を得る割合	達成	海外ビジネス情報提供	が8割以上	達成	<p>進、ミャンマー等の新興市場開拓支援など、新たな分野に積極的に取り組んだ点を高く評価。</p>												
「J-FILE」の中の「貿易投資相談 Q&A」のアクセス件数	530 万件以上	678 万件																															
・ユーザーの役立ち度アンケート調査																																	
区分	目標値	達成状況																															
輸出促進	4段階評価で	達成																															
海外進出・在外日系企業支援	上位2つの評価を得る割合	達成																															
海外ビジネス情報提供	が8割以上	達成																															
対日投資促進	2(2)	<table border="1"> <tr> <th>目標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> <tr> <td>重点案件に係る支援企業数</td> <td>600社以上</td> <td>669社</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">・ユーザーの役立ち度アンケート調査</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>目標値</th> <th>達成状況</th> </tr> <tr> <td>IBSC 入居者からの評価</td> <td>4段階評価で</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>誘致成功企業の評価</td> <td>上位2つの評価を得る割合</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>対日投資シンポジウム</td> <td>が8割以上</td> <td>達成</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> アジア拠点化プログラム(平成23年12月16日アジア拠点化・対日投資促進会議決定)に基づく対日投資ワンストップサービス機能の強化として、我が国への拠点設立に必要な登記書類作成支援、行政相談支援を実施。 震災後に、海外企業へ日本経済の現状・原発事故に関する正確情報提供のため、説明会(海外18都市・20回)を開催。 復興庁・内閣府等と連携し、復興特区制度や誘致施策等について、外資系企業に向けて説明会を開催。 	目標	目標値	実績値	重点案件に係る支援企業数	600社以上	669社	・ユーザーの役立ち度アンケート調査			区分	目標値	達成状況	IBSC 入居者からの評価	4段階評価で	達成	誘致成功企業の評価	上位2つの評価を得る割合	達成	対日投資シンポジウム	が8割以上	達成	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災や円高等により、外国企業の我が国への投資意欲が減退する中で、重点支援企業数は中期目標・中期計画に掲げられた定量的指標を超える実績をあげた点を評価(実績:669社、指標:600社)。 震災後に、関係省庁との協力により、震災後の日本経済・原発事故に関する最新情報の提供や、対日投資プロモーションを行う説明会の開催、対日投資に関して外国企業へワンストップサービスを提供するなど、着実な取組を行った点を評価。 									
目標	目標値	実績値																															
重点案件に係る支援企業数	600社以上	669社																															
・ユーザーの役立ち度アンケート調査																																	
区分	目標値	達成状況																															
IBSC 入居者からの評価	4段階評価で	達成																															
誘致成功企業の評価	上位2つの評価を得る割合	達成																															
対日投資シンポジウム	が8割以上	達成																															
アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等	2(3)	<table border="1"> <tr> <th>目標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> <tr> <td>外部専門家の査読による評価</td> <td>3.5点以上</td> <td>4.3点</td> </tr> <tr> <td>研究成果(論文含む)のダウンロード数</td> <td>260万件以上</td> <td>296.3万件</td> </tr> <tr> <td>政策担当者等への研究成果ブリーフィング数</td> <td>100件以上</td> <td>267件</td> </tr> <tr> <td>ウェブサイトへのアクセス件数</td> <td>1,300万件以上</td> <td>2,368.5万件</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">・ユーザーの役立ち度アンケート調査</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>目標値</th> <th>達成状況</th> </tr> <tr> <td>セミナー・シンポジウム参加者</td> <td>4段階評価で</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>アジア経済研究所図書館の利用者</td> <td>上位2つの評価を得る割合</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>開発スクール(IDEAS)受講者</td> <td>が8割以上</td> <td>達成</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> WTOとのグローバルバリューチェーンに関する共同研究の成果が平成24年4月G20初の貿易大臣会合で報告され、ERIA、UNIDO(国連工業開発機関)と共同研究を立上げ。 経済連携強化に向けて、日中韓FTAについての共同研究、日本・コロンビアEPA研究会の実施などを通じて種々の情報提供・政策提言を実施。 途上国におけるビジネス環境整備、産業育成等について、経済連携協定(EPA)に基づきマレーシアの自動車・自動車部品産業支援等を着実に実施するとともに、TICADIVのフォローアップ事業として、対日輸出事業を支援。 	目標	目標値	実績値	外部専門家の査読による評価	3.5点以上	4.3点	研究成果(論文含む)のダウンロード数	260万件以上	296.3万件	政策担当者等への研究成果ブリーフィング数	100件以上	267件	ウェブサイトへのアクセス件数	1,300万件以上	2,368.5万件	・ユーザーの役立ち度アンケート調査			区分	目標値	達成状況	セミナー・シンポジウム参加者	4段階評価で	達成	アジア経済研究所図書館の利用者	上位2つの評価を得る割合	達成	開発スクール(IDEAS)受講者	が8割以上	達成	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災・タイ洪水に関する情報発信が大いに活用されるなど、ウェブサイトへのアクセス件数をはじめとして、中期目標・中期計画で定められた定量的指標を大幅に上回る成果を達成した点を評価。 WTO(世界貿易機関)やERIA(東アジア・ASEAN 経済研究センター)等の海外の研究所との連携強化や、日中韓FTAについての共同研究、日本・コロンビアEPA研究会の実施などを通じて種々の情報提供・政策提言を実施した点を評価。
目標	目標値	実績値																															
外部専門家の査読による評価	3.5点以上	4.3点																															
研究成果(論文含む)のダウンロード数	260万件以上	296.3万件																															
政策担当者等への研究成果ブリーフィング数	100件以上	267件																															
ウェブサイトへのアクセス件数	1,300万件以上	2,368.5万件																															
・ユーザーの役立ち度アンケート調査																																	
区分	目標値	達成状況																															
セミナー・シンポジウム参加者	4段階評価で	達成																															
アジア経済研究所図書館の利用者	上位2つの評価を得る割合	達成																															
開発スクール(IDEAS)受講者	が8割以上	達成																															

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人情報処理推進機構(平成16年1月5日設立)〈非特定〉 (理事長:藤江 一正)
目的	プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。
主要業務	1 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラムであつて、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。2 1のプログラムについて、対価を得て、普及すること。3 情報処理サービス業者等が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。4 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。5 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価を行うこと。6 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。7 情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対する教材の開発・提供及び指導・助言を行うこと。8 情報処理技術者試験に関する試験事務。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏きみ子)
分科会名	情報処理推進機構分科会(分科会長:松山 隆司)
ホームページ	法人: http://www.ipa.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2012/index.html 評価結果:
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	B	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2. サービスの質の向上」については、平成19年度以降は、中項目単位で評価を実施。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1)情報セキュリティ対策の強化	A	A	A	A	A	A	
(2)ソフトウェアエンジニアリングの推進	A	A	B	A	A	A	
(3)IT人材育成の戦略的推進	A	A	A	A	A	B	
(4)開放的な技術・技術標準の普及等			B	B	A	—	
(5)ソフトウェア開発分野	B	B					
(6)情報発信等(シンクタンク機能を含む)							
3. 財務内容	B	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.7.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 「業務運営の効率化」は、部門横断的・機動的な取組み強化のため、組織を2本部に大括り化すると共に、相談者の利便性向上及び迅速な情報提供を目的に、これまであったマルウェア・不正アクセスに関する4つの相談窓口を「情報セキュリティ安心相談窓口」に一元化したこと、戦略的な情報発信の推進に関し、特に、IPA事業成果の報道件数が前年度比で20%増と大きく改善されていること、サービスの質の向上のうち、①「情報セキュリティ対策の強化」は、我が国の産業活動・社会生活の基盤をなす重要インフラの産業情報及び社会基盤システムに関わる情報セキュリティ対策として、平成23年10月に新たにIPAをハブとした情報共有スキームのJ-CSIPを組織し、標的型サイバー攻撃への対応策を進めたこと、②「ソフトウェア・エンジニアリングの推進」は、自国産業の国際競争力向上の観点から、IPAが積極的に国際標準化を支援してきたRubyが平成24年3月に日本発のプログラム言語として国際規格ISO/IEC 30170となったこと等から質・量のどちらか一方において中期計画を超えたパフォーマンスを実現したと認められることから「A」評価とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 複数設置していたコンピュータウイルスや不正アクセスに関する相談窓口を統合し、情報セキュリティ関連の相談に一元的に対応する「情報セキュリティ安心相談窓口」を開設 信用基金を除く一般勘定における政府出資金40億円を適切に国庫に返納。 情報処理技術者試験実施業務の民間競争入札を実施し、3地方支部を廃止。 人件費について、平成17年度比16.6%減(目標6%)を達成。 	<ul style="list-style-type: none"> マルウェア・不正アクセスの相談窓口を「情報セキュリティ安心相談窓口」に一元化したことを評価。また、一般勘定の政府出資金40億円を国庫に返納したことを評価。 「情報処理技術者試験の実施のための借上事務所の廃止」を1年以上前倒して達成したことを評価。 人件費抑制に向けた努力の結果、中期計画で掲げた目標を大きく上回る効率化を達成したことを高く評価。
情報セキュリティ対策の強化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 情報標的型サイバー攻撃情報共有の枠組みであるJ-CSIPの情報ハブ(集約点)として、「標的型サイバー攻撃の特別相談窓口」を設置。秘密保持契約を23年度内に締結し、情報共有の本格運用を開始。 「『スマートフォンへの脅威と対策』に関する 	<ul style="list-style-type: none"> 「標的型サイバー攻撃の特別相談窓口」を設置するなど、速やかな暫定運用を実施することにより被害の防止に尽力したことを評価。 秘密保持契約を締結し、情報共有の本格運用を開始し、我が国の重要情報の流出を防止する取組を政府と連携して機敏に実施したことを

		レポート」(平成23年6月公開)では、国内で販売されていた Android スマートフォン端末 14 機種を対象として脆弱性対策状況を独自に検査し、スマートフォンの利用に潜む脅威を他の機関に先駆けて指摘。	高く評価。 <ul style="list-style-type: none"> スマートフォンの脆弱性検査を具体的な端末 14 機種を対象として独自に検査するとともにその情報を他の機関に先駆けて公開したことを高く評価。
ソフトウェアエンジニアリングの推進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「文字情報基盤一覧表」及び一覧表を実際に使用するための「IPAmj 明朝フォント」を無償配布 Ruby の国際規格化を記念して、「Ruby 国際標準化報告会」を開催し、その経緯と意義などについて講演。 地域団体や業界団体と連携し、SEC セミナーを計 63 回開催(東京 46 回、地方 17 回、合計で 4,370 名の参加(前年比:158%)) 	<ul style="list-style-type: none"> 我が国で使用されるあらゆる文字を網羅する「IPAmj 明朝フォント」の無償配布を行った点を高く評価。また、今後の電子行政システムへの普及展開に期待。 IPA が積極的に国際標準化を支援した Ruby が国際規格 ISO/IEC30170 となったことを高く評価。 SEC セミナーを対前年 130% 開催、講師派遣も 25 回実施する等、底上げを図ったことを確認。
IT 人材育成の戦略的推進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 企業が自社のビジネス戦略に沿った IT 人材育成を可能とする「共通キャリア・スキルフレームワーク(第一版・追補版)」を公開。 「セキュリティ&プログラミングキャンプ 2011」を開催。応募者 274 名から 60 名(13~22 歳)を選抜し、プロジェクトマネージャーの他、優れた能力と実績をもつ著名な講師陣による基調講演、各種講義、実習などのプログラムを集中的に実施。 東日本大震災の影響により中止した春期試験に代わり特別試験を実施。特に東日本大震災の被災者に対しては、受験申込みの受付期間終了後であっても受験料の返金に応じるなど柔軟に対応 「IT パスポート試験」について、受験機会の一層の拡大のため国家試験として初の CBT (Computer Based Testing) 方式による試験を早期に実現。(応募者数:134,617 名(うち CBT 方式 17,064 名)) 	<ul style="list-style-type: none"> 共通スキル評価フレームワークで、IT 人材の新たな取り組みの枠組みを提示したことを評価。 突出した IT 人材の発掘・育成と活躍できる環境の整備としては、今後の優秀な若手 IT 人材を育成していくためにも重要であり、セキュリティ&プログラミングキャンプの充実・拡大に期待。 情報処理技術者試験の震災対応(中止した春期試験(4月)に代えて、6月及び7月に特別試験を実施等)を評価。 IT パスポート試験に CBT を導入し、誰でも気軽にテストを受けることができるようにし、我が国の情報リテラシーの向上に資する仕組みを提供したことは評価できるが、全ての国民の IT レベルの向上のためには、その普及に向けた継続的な努力が必要。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 「見直し基本方針」で指摘された適切な受益者負担の観点も踏まえ、平成 21 年度から取り組んでいる成果普及業務の成果物等の有料化などを含む、取組により自己収入の拡大に向け努力。 地域 SC の経営改善に向け、理事長はじめ IPA 幹部の現地訪問や中間決算、決算ヒアリング等により経営状況を把握し、適宜、経営指導や助言を行うとともに、地元自治体などの関係機関に対して地域 SC の取組みを紹介することにより、地域 SC の積極的な活用を要請。 地域事業出資業務勘定では、前年度に引き続き、経営改善、事業の活性化を推進した結果、出資先地域ソフトウェアセンター 14 社のうち 10 社が黒字(前年度は 9 社)となったが、解散等の要因により当期総損失は 37 百万円を計上。 	<ul style="list-style-type: none"> 書籍等の成果物の販売をインターネット通販等のサイトの活用等に拡大するとともに、順次、セミナーの有料化の導入数を増加させるなど、自己収入の拡大に向けた取組みを積極的に進めていることを評価。 地域ソフトウェアセンターへの経営指導、経営革新を目指しセンター間の交流を図り、センターの活性化に努力 地域事業出資業務については、採算が取れていない地域ソフトウェアセンターの統廃合が継続的に行われ、適切な改善が行われていることを確認。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25. 1.21)(個別意見)

- 本法人の平成 23 年度末の運営費交付金債務残高は約 18 億円であり、23 年度に交付された運営費交付金に対する割合は 45% にまで達しているが、貴委員会の評価結果をみると、要約した財務諸表が掲載され、その中で「運営費交付金債務は 1,796 百万円であるが、うち 743 百万円は契約済の繰越であり、残り 1,053 百万円も執行計画がすでに組まれている」との記載にとどまっている。今後の評価に当たっては、事業計画に遅れがみられる場合には、運営費交付金債務残高の発生要因を分析した上で評価を行うとともに、運営費交付金執行計画の厳格化と業務運営の改善を促すような評価を行うべきである。
- 貴委員会の評価結果をみると、以下のとおりとなっている。①「IT の安全性向上に向けた情報セキュリティ対策の強化」については、「標的型攻撃への対応策を進めたことを高く評価」、「他の機関に先駆けて公開したことを高く評価」などとしているが、評価の根拠となる実績の説明が定性的である。②「情報システムの信頼性向上に向けたソフトウェア・エンジニアリングの推進」については、自国内産業の国際競争力向上の観点から業務が実施されているが、本法人の業務の実施により、我が国の国際競争力がどの程度向上しているかについての評価が行われていない。③「IT 人材育成の戦略的推進」については、本法人の業務の実施により、我が国 IT 産業の人材輩出にどれだけ寄与しているのかという観点からの評価が行われていない。これらは、本法人の現行中期目標・中期計画における指標や目標が定性的であるため、結果として、本法人の業務実績の効果を明示することが困難なことに起因している。今後の評価に当たっては、可能な限り分かりやすい指標及び明瞭かつ客観的な目標の設定並びに事業効果の把握及び算定手法の確立を図るための取組を促すような評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(平成16年2月29日設立)〈非特定〉 (理事長:河野 博文)
目的	石油及び可燃性天然ガス並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の探鉱並びに採掘及びこれに付随する選鉱、製錬その他の事業等に必要な資金を供給するための出資。2 金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け。3 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の採掘等に必要な資金に係る債務の保証。4 石油等及び金属鉱物の探鉱をする権利等の取得。5 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の実証並びに金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証。6 石油等及び金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査。7 金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査に必要な助成金の交付。8 金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供。9 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造調査に必要な船舶の貸付け。10 国の委託を受けた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理。11 前号の業務に関連する石油の取得、保有及び譲渡。12 石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付け並びに石油の備蓄の増強に必要な施設の設置に必要な資金の出資及び貸付け。13 金属鉱産物の備蓄。14 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け。15 金属鉱業等による鉱害防止のために必要な資金の債務保証。16 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定による鉱害防止積立金の管理。17 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用並びに必要な費用の支払い。18 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導。19 地方公共団体の委託を受けた坑水又は廃水による鉱害を防止するためのその処理の用に供する施設の運営。20 1～19の業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	資源分科会石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会(部会長:在原 典男)
ホームページ	法人: http://www.jogmec.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2012/index.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	B	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	B	A	C	B	
2. サービスの質の向上	A						
(1)石油開発	A	A	A	A	A	A	
(2)金属開発	A	A	A	A	A	A	
(3)資源備蓄	A	A	B	A	A	A	
(4)鉱害防止	B	B	A	A	A	B	
3. 財務内容の改善	A	A	A	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.7.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 石油・天然ガス開発支援において、JOGMECとしては初の非在来型ガス開発案件へのリスクマネー供給を実施し、また金属資源開発支援においては、資源国との関係強化、複数の権益確保支援、また海洋調査のための調査船「白嶺」の完成など将来の自主開発に向けた取り組みは評価できる。 国家備蓄基地としての倉敷・波方LPG基地の工事も順調に進んでおり、震災等の防災に強く、緊急対応力を有する国内のインフラ整備の強化対応も着実に進んでいると言える。独立行政法人の枠の中で非常に多方面で、金融面の支援業務とともに技術的な開発、知見の集積を重ねていることは高く評価できる。日常の中であまり目につかない分野で極めて重要な責務を担っている。 ベトナム石油研究所とGTL(天然ガス液体燃料化)に関する共同スタディ契約、ブラジル国営石油とフレキシブルライザーの実用化に関する共同研究協定及びベトナム国営石油と石油探鉱共同スタディ契約を新たに締結したことは高く評価できる。 MOU(覚書)3件、LOI(基本合意)1件の他、ベトナムとレアアース共同開発に向けた政府間文書に基づきJOGMECによる共同事業の実施、メンバーでのJOGMECが事前協議を重ね、政府間で共同地質調査実施に合意したことは高く評価できる。 東日本大震災の対応として備蓄制度創設来初の石油ガス放出は問題なく実施されたことは高く評価できる。 鉱害防止技術開発として、大幅なコスト削減が見込まれるパッシブトリートメント研究が大きく進展したことは高く評価できる。 ガバナンスの強化として、技術開発面での石油・ガス、金属、石炭及び地熱各部門の戦略的連携強化のため戦略企画室、並びに組織全体としてのリスクマネー資産管理強化及び金融業務型ガバナンス実施等のため金融資産課、海外支所・安全管理強化のための管理課を新設(平成24年4月1日)。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 本部の東京移転に合わせ、組織体制を刷新。川崎、幕張、都内計4ヶ所に分散した本部機能を、東京本部とTRCの2ヶ所に集約。 東京への本部移転により、資源国政府や海外資源企業幹部等の往来が活発化。効率的にトップ同士の交渉・面談に寄与。川崎本部と比較し賃料約1.5億円/年のコスト削減。 一般管理費については前年度比▲2.0%、業務 	<ul style="list-style-type: none"> 本部東京移転は業務体制、組織機能、管理費・経費等の改善に繋がったのみならず、海外からの要人受入れを容易にした。 着実に実行していると判断される。機械的な経費削減に陥って人材の確保および機能高揚の面で低下しないように注意を要する。 機構の業務の遂行には、技術開発、技術者の育成および確保、諸外国との協力、交流のための

		<p>経費については同▲14.0%の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 総人件費については対平成17年度▲19.9%の削減、ラスパイレズ指数については、平成22年度117.0から平成23年度116.7と0.3ポイント低下。 「コンプライアンス宣言」を制定、コンプライアンスカードの配布や研修の実施による役職員への周知徹底。「コンプライアンス相談ホットライン(外部相談窓口)」を設置。 随契比率は件数ベースで16%(平成21年度比▲26%)、金額ベースで16%(平成21年度比▲42%)と、国備基地操業委託における入札導入及び徹底した全般的見直しにより、随契比率の大幅な改善の達成に寄与。 	<p>体制の構築が必要であり、コスト削減との均衡を考える必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> JOGMECにおいては理事長を中心としたガバナンス、内部統制の体制がさらに整備されつつあると感じる。但し、形だけ作っても肝心の職員の意識が伴わなければ意味はないので、組織の末端まで同じレベルの意識を継続して持てるよう、役員層を中心に働き掛けを続けていただきたい。 管理費削減・随意契約削減等のコスト削減に向けた取り組みを確実に実施している。
石油開発	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度における協力枠組みの構築と具体的協力事業の目標数(2件以上)に対し、3件を新規で実施。 知見活用型地質構造調査を実施。ベトナム南部沖合、カンボジア陸上において鉱区取得に係る我が国企業の優先交渉権を獲得。 探鉱出資3件、資産買取出資1件、債務保証1件を採択。 資産買取出資/債務保証については、JOGMEC初となる非在来型ガス開発案件への資金支援。 海外地質構造調査によりプロジェクト形成した探鉱出資案件2件を採択。 GTL実証運転時間の目標をクリア(平成23年11月)。 商業規模(15,000BPD)のプラントを設計・建設・運転可能で、インドネシアケース(天然ガス中にCO2=20%程度含有)において、競合技術に対し競争力のあるGTL技術を確立。 メタンハイドレート開発について、第1回海洋産出試験に向け、事前掘削作業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度目標である「協力枠組みの構築・具体的協力事業」新規2件以上を上回る成果新規3件(ベトナム2件、ブラジル1件)は産油・ガス国との関係強化に繋がる共同開発協定であり、資源国との関係強化に繋がっている。引き続き中期計画の残りの期間においても、案件内容を吟味した上でさらなる上積みを期待したい。 カンボジアやベトナム等でも知見活用型地質構造調査を実施し、鉱区取得に係る我が国企業の優先交渉権を獲得するなどしており、将来のエネルギー安定供給確保に資するプロジェクトの初期段階形成を推進しているものと思料。今後とも対象の厳選化を十分行いつつ、積極的なプロジェクト形成を行っていただきたい。 技術開発の成果として、商業規模のGTL技術、ベトナム海洋油田におけるCO2EORパイロットテスト、およびメタンハイドレート海洋産出試験のための事前掘削を達成したことは高く評価される。
金属開発	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムと資源探査技術に関する人材育成やレアアース分離・精製技術の共同研究などの協力事業を実施。ハノイに駐在員事務所を開設。 18カ国40地域(新規3件、前年度からの継続37件)でJV調査を実施。 地質構造調査・助成金交付により、初期段階の本邦企業探鉱を促進。5カ国10件のプロジェクトを採択。 第2白嶺丸で5航海、白嶺で1航海の調査を実施。 アフリカで初となる出資案件として、南アフリカの大型レアメタル探鉱案件を採択。 JOGMECが探鉱段階から金融支援を行ってきた日本企業100%権益の債務保証案件を採択。 探鉱融資については、レアメタルの新規案件(米国)1件を含む8件約41億円を実行。 	<ul style="list-style-type: none"> 権益確保の支援においては、海外鉱山会社等との共同調査および海外地質構造調査による複数の有望鉱徴の発見等、主要な成果を収めた。新調査船「白嶺」の完成により調査活動を開始したことで、深海底鉱物資源開発に繋がる成果が期待される。 我が国企業の探査・鉱山開発活動について、出融資、債務保証による機構の支援は効果が上がっていると判断される。この分野は、資金的な支援に加えて、技術面での判断および協力が大きく、機構がさらに実力を高めることを期待する。 また、レアアース成分の抽出とともに、採掘した大部分が廃棄物となることへの技術的および法的な面での機構の支援のさらなる努力を期待する。
財務内容の改善	3	<ul style="list-style-type: none"> 53億円の自己収入を計上。 当期損益については、自己収入43億円と探鉱出資374億円に係る保守的評価損▲196億円のバランスから▲153億円。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入53億円を計上しており評価できる。 当期損失▲153億円を計上しているが、この原因は主に、事業の成否が明らかでない段階の探鉱出資株式を保守的に評価するため、公認会計士協会による「金融商品会計基準の実務指針」の考え方を準用し、出資額の1/2を評価損として機械的に計上(▲173億円)したことによる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- リスクマネー供給による支援プロジェクトの管理については、貴委員会の評価結果をみると、本法人と支援対象会社等との契約上の守秘の関係から、貴委員会には個々のプロジェクトに係る詳細なデータが提供されておらず、主として体制面からの評価にとどまっている。本法人においては、平成24年4月に金融資産課を新設し、金融資産棚卸及び取引先企業分析等による組織全体のリスクマネー資産管理に取り組みはじめたところであり、また、国の資源確保戦略への対応から、今後、石油・天然ガス及び金属部門の出融資・債務保証残高の増加等が見込まれる状況にある。今後の評価に当たっては、法人の適正な業務運営を確保する観点から、資源国との契約違反等の我が国の国益を損なうものを除き、評価に必要なデータを提供させた上で、本法人のプロジェクト管理が適切に行われているかについて評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成16年7月1日設立)〈非特定〉 (理事長:前田 正博)
目的	中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。
主要業務	1新たな価値を創造する事業展開の促進(専門家の派遣、ビジネスマッチング、ファンド出資、インキュベーション事業等)に関する業務。2経営基盤の強化(中小企業大学校における人材育成、工場等の共同化や商店街等における施設整備に対する融資の実施、地域の経営資源の活用等による事業化支援、中心市街地等における商業機能強化支援等)に関する業務。3経営環境変化への対応の円滑化(中小企業再生支援協議会への支援、再生ファンドへの出資、小規模企業及び中小企業を対象とした共済事業等)に関する業務。4期限の定められている業務(産業用地の分譲等)。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	中小企業基盤整備機構分科会(分科会長:加護野 忠男)
ホームページ	法人: http://www.smrj.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2012/index.html
中期目標期間	5年(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. サービスの質の向上について、19年度以降は、中項目単位で評価を実施。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	AA	AA	
2. サービスの質の向上							
(1)新たな価値を創造する事業展開の促進	A	A	A	A	A	A	
(2)経営基盤の強化	A	A	A	A	A	A	
(3)経営環境の変化への対応の円滑化	B	A	A	A	AA	AA	
(4)期限の定められている業務	B	B	A	B	B	B	
3. 財務内容	B	C	B	B	B	A	
4. 業務運営に関する総括的・横断的事項	A	A	A				

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.7.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 全体として、東日本大震災の対応について、仮施設整備、資金支援、販路開拓支援など多様な支援策を打ち出し、組織をあげて迅速な対応を行う一方、経費削減や人員抑制等の業務効率化を図りつつ、全体を通して質の高い支援を実施していることは高く評価できる。
- 多くの企業が業績不振に苦しむ厳しい環境下において、支援企業の課題解決率、事業化率等について、所期の目標を高い水準で達成するとともに、売上高伸び率、従業員伸び率、新製品・新サービスの販売達成金額など大きな事業効果が得られたことは高く評価できる。
- 中小企業にとって経営環境が厳しさを増す中で、中小企業の海外展開支援、地域資源活用や農商工連携に係る認定企業の事業化に向けたフォローアップ支援の充実、中小企業大学校での研修、高度化事業等地域・中小企業活性化のための対策等により支援企業の役立ち度・課題解決率等を高い水準で実施したことは高く評価できる。
- 東日本大震災に対する支援策の充実度は高く、迅速に支援を実施していることは、高く評価すべきである。また、セーフティネットの充実と再生支援の強化について、機構の全国ネットワークを活かし、中期計画目標を大幅に上回る成果を実現したことは非常に高く評価できる。
- 経費削減や人員抑制等の業務効率化を進めつつ、全体を通して質の高い支援を実現したこと、当初の中期計画にはなかった災害時における対策についても、多様な支援メニューを立ち上げ、組織をあげて効率的かつ迅速に実行したことは非常に高く評価できる。
- 法人全体として、603億円の当期総利益を計上(22年度当期総損失254億円)。全8勘定中6勘定において当期総利益を計上するなど財務内容の改善への取組みについては高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • 東日本大震災への迅速な対応 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現地支援拠点の設置(4月 盛岡、仙台、福島) ➢ 東北支部の体制強化(36人→44人)。 ➢ 震災緊急復興事業推進部を新設(4月)するとともに、仮施設整備事業については、技術士・建築士・中小企業診断士等の職員と契約等調整担当職員による市町村毎のチームを部門・支部横断的に編成(役職員数93人)。 • 一般管理費等の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般管理費:3ヶ年平均比 4.2%削減(中期計画目標 毎年度平均で前年度比3%以上) ➢ 総人件費:対17年度比17.9%(中期計画目標 18年度からの5年間で5%以上を23年度まで継続)など 	<ul style="list-style-type: none"> • 経費削減や人員抑制(任期付職員等を含む常勤職員数:22年度期初862人→23年度末768人)等の業務効率化を進めつつ、東日本大震災における対策についても初動が素早く、組織を挙げて効率的に次々と打ち出したこと、支援にあたっては、現地支援拠点を設置や組織横断的なプロジェクトチームを編成するなどの創意工夫により機動的かつ迅速に実施したことは非常に高く評価。 • 新たな震災対策を実施しつつ、関係機関との連携強化等を通じて前年度と同程度の実績と成果を実現したことは非常に高く評価。 • 一般管理費等について、いずれも中期計画目標において設定された削減目標を上回る削減を実現したことは非常に高く評価。
新たな価値を創造する事業展開の促進	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • ファンド出資事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 起業支援ファンドの出資契約数・契約額 2ファンド、14億円 総額30億円 ➢ 中小企業成長支援ファンドの出資契約数・契約額 8ファンド、206億円 総額594億円 • インキュベーション事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業化率62.4%(中期計画目標30%) 	<ul style="list-style-type: none"> • ファンド出資事業については、10件のファンドへ新たに出資(22年度3ファンド)し、リスクマネー供給の下支えに貢献したことは高く評価。また、上場を果たした企業は23年度12社となり、新興市場全体の38.7%を占めるなどベンチャー・中小企業の成長支援に大きく貢献。さらに、20年度投資先企業の売上高平均伸び率(44.5%)、従業員伸び

		<ul style="list-style-type: none"> ➢ インキュベーションマネージャー等による相談応対件数 27,077 件 • 専門家継続派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 支援企業数 81 社、支援回数 1,013 回 ➢ 支援企業の課題解決率 95.8% (中期計画目標 80%以上) ➢ 支援企業の売上高平均伸び率 13.4% (中期計画目標 25%以上) ➢ 新連携支援事業 ➢ 事業化率 86.3% (中期計画目標 50%以上) ➢ 販売金額累計額 1,332 億円 など 	<p>率(24.0%)と大きな事業効果。</p> <ul style="list-style-type: none"> • インキュベーション事業については、インキュベーションマネージャーによる支援、他のインキュベーション施設等とのネットワーク強化等により、事業化率 62.4%を達成したことは高く評価。 • 専門家継続派遣事業については、支援企業における課題解決率についてが中期計画目標を高い水準で達成したことは高く評価。 • 新連携支援事業については、事業計画のブラッシュアップから販路開拓まで一貫して支援を実施し、中期計画目標を大きく上回る事業化率を達成したことは高く評価。
経営基盤の強化	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 中小企業の国際化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 海外企業と商談を行った中小企業数 601 社(中小企業海外展開支援会議における目標 160 社) ※中小企業海外展開支援会議: 経済産業大臣を議長とし、各関係機関が中小企業の海外展開を支援 ➢ 海外展示会出展支援 37 社(12 展示会) ➢ 海外展開、国際取引等に関するアドバイス提供 4,776 件、利用者の役立ち度 99.0% (中期計画目標 90%以上) • 地域資源活用支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業化率 71.1% (中期計画目標 50%以上) ➢ 販売金額累計額 625 億円 • 農商工連携支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業化率 78.5% (中期計画目標 50%以上) 販売金額累計額 211 億円 • 人材育成事業(中小企業大学校) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 受験者数 24,803 人、研修回数 873 回 ➢ 受講者の役立ち度 97.2% (中期計画目標 90%) ➢ 中長期研修の受講者の役立ち度 98.8% など 	<ul style="list-style-type: none"> • 海外展開支援においては、ジェトロ等関係機関と連携しつつ、海外展開支援を強力に推進。海外企業との商談企業数が中小企業海外展開支援会議における目標を大きく上回り達成したことは高く評価。また、海外展開等に関するアドバイスについて、中期計画目標を大きく上回る利用者の役立ち度を達成したことは高く評価。地域資源活用支援事業、農商工連携支援事業については、販路開拓支援、事業化に向けた一貫したハンズオン支援を実施し、目標を大きく上回る事業化率を達成したことは高く評価。 • 人材育成事業については、中小企業の経営課題や政策課題に対応した研修を幅広く実施、目標を大きく上回る受講者の役立ち度を達成。さらに、中長期研修の受講企業に対するフォローアップ調査において、研修で取り組んだ成果が自社の課題解決につながるなど高い事業効果が確認されたことは高く評価。
経営環境の変化への対応の円滑化	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 東日本大震災で被災した中小企業への緊急支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 掛金納付期限6ヶ月延長 7,737 人(希望による6ヶ月再延長 588 人)(小規模企業共済制度) ➢ 掛金納付期限6ヶ月延長 1,694 社(希望による6ヶ月再延長 98 社)(倒産防止共済制度) • 東日本大震災で被災した中小企業への支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 仮設施設(店舗、工場等)の整備 46 市町村、1,789 区画(1,360 事業者、従業員数 6,879 人) ➢ 復旧・復興に向けた専門家派遣 232 先、2,568 回 ➢ 被災地域企業の海外展開支援のための国内展示会・商談会 11 展示・商談会、出展企業 225 社 ➢ 震災復興支援イベント 6回 ➢ 特定地域中小企業特別資金事業(原発対策)の創設 創設後福島県に 420 億円貸付 ➢ 被災中小企業施設・設備等支援事業の創設 創設後、被災5県に対して 479 億円の貸付 ➢ 産業復興機構(二重債務対策) 出資契約額 296 億円(総額 370.3 億円) • 中小企業倒産防止共済 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 加入件数 33,728 件(目標 16,000 件) ➢ 審査期間 10 営業日以内の割合 88.9% • 小規模企業共済 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 加入件数 103,388 件(目標 70,800 件) など 	<ul style="list-style-type: none"> • 東日本大震災の発生に際し、これまでの災害時支援策を超えた緊急対策を直ちに実施するとともに、当初中期計画目標にない新たな対策(仮設施設整備事業、復旧・復興に向けた専門家の派遣、被災中小企業の施設・設備整備への支援資金、二重債務対策として産業復興機構への出資、利子補給事業、販路開拓支援等)を実施したことは非常に高く評価。 • 中小企業倒産防止共済事業については、関係機関との連携による加入促進等により、年度計画目標を大きく上回る加入件数(22 年度 31,372 件)を達成したことは非常に高く評価。また、中期計画目標(中期計画目標 80%)を上回る審査期間 10 営業日以内の割合を達成したことは高く評価。 • 小規模企業共済事業については、関係機関との連携による加入促進等により、年度計画目標を大きく上回る加入件数(22 年度 93,305 件)を達成したことは非常に高く評価。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> • 法人全体の当期総利益 603 億円 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 小規模企業共済の運用利回り 1.62% ➢ 高度化事業の不良債権削減額 162 億円 • 保有資産の見直し <ul style="list-style-type: none"> ➢ 502.4 億円を国庫納付 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 法人全体として、603 億円の当期総利益を計上。全8勘定中6勘定において当期総利益を計上したことは高く評価。 • 事務・事業の見直しの基本方針等を踏まえ、不要資産の国庫納付等の措置については高く評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 経営環境の変化への対応の円滑化について、貴委員会の評価結果をみると、「東日本大震災に対する支援策の充実度は高く、迅速に支援を実施していることは高く評価すべきものである。また、セーフティネットの充実と再生支援の強化について、機構の全国ネットワークを活かし、中期計画目標を大幅に上回る成果を実現したことは非常に高く評価できる」等としてAA評定(法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現)としている。しかしながら、評価結果において、以下のような状況がみられた。
 - ① 中小企業倒産防止共済事業については、目標値と実績値の乖離が大きく、かつ3年にわたり本法人による加入促進が行われていないにもかかわらず、目標値を引き上げる等、目標設定の見直しを促す評価が行われていない。
 - ② 小規模企業共済事業については、平成 23 年度の目標値が引き上げられ、また、22 年度の目標値と実績値の乖離は2倍以内ではあるものの、中小企業倒産防止共済事業同様に、目標設定の見直しを促す評価が行われていない。
- 今後の評価に当たっては、目標設定の見直しを促す評価を行うべきである。

⑨ 国土交通省

法人名	独立行政法人土木研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:魚本 健人)
目的	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。
主要業務	1 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 土木技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく土木に係る建設技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国の委託に基づく国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計。6 前記1～5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	土木研究所分科会(分科会長:石田 東生)
ホームページ	法人: http://www.pwri.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	極めて順調	極めて順調	S	A	A	A	<p>1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第2期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 項目別評価の項目3.の()内は、第2期中期目標期間の評価に関する項目。</p> <p>5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3.から項目7.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針	4点×2	4点×2	S×2	S×1 A×1	S×1 A×1		
(2)技術的課題に対する取組	3点	3点	A	A	A		
(3)他の研究機関との連携等	4点	4点	S	S	S		
(4)競争的研究資金等の積極的獲得	4点	4点	S	A	A		
(5)技術の指導及び研究成果の普及	5点×1 4点×5 3点×1	5点×1 4点×6	S×4 A×3	S×2 A×5	S×3 A×4		
(6)水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献	5点	5点	SS	S	S		
(7)公共工事等における新技術の活用促進	3点	3点	A	A	A		
(8)技術力の向上及び技術の継承への貢献	3点	3点	S	A	A		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本方針						A×2	
(2)研究開発を効率的・効果的に進めるための措置						A×3	
(3)技術の指導及び成果の普及						S×2 A×1	
(4)土木技術を活かした国際貢献						S	
(5)技術力の向上、技術の継承及び新技術の活用促進への貢献						A	
2.業務運営の効率化							
(1)組織運営における機動性の向上	4点	4点	S	A	A		
(2)研究評価体制の再構築、研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築	3点	3点	A	A	A		
(3)業務運営全体の効率化	4点	4点	S	A	A		
(4)施設、設備の効率的利用	3点	4点	S	A	A		
II.業務運営の効率化							
(1)効率的な組織運営						A	
(2)業務運営全体の効率化						A	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)							
(1)予算	3点	3点	A	A			
(2)収支計画							
(3)資金計画					A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—			
5.不要財産の処分に関する計画							
6.重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—			
7.剰余金の使途	—	—	S	A			
8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項等							
(1)施設及び設備に関する計画	3点	3点	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3点	4点	S	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果 (H24.9.19) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評定は A とする。

(法人の業務の実績)

- 東日本大震災に対し延べ 107 名、台風 12 号関係では延べ 203 名、その他の災害合わせて 393 名の専門家を派遣し、それぞれの立場で活動を行った。特に、東日本大震災により壊滅的被害を受けた宮城県の下水道施設については、水質改善の技術指導を行い、公衆衛生の確保に多大な貢献をしたこと、台風 12 号により発生した天然ダム 5 箇所に対する活動は住民の安全確保に貢献する等、高く評価できる。
- 研究成果は、23 年度に改定発刊された 45 件の技術基準類やマニュアルに反映された。特に、東日本大震災に関連しては、「河川堤防の耐震対策マニュアル(暫定版)」、「レベル 2 地震動に対する河川堤防の耐震点検マニュアル」、「橋、高架の道路等の技術基準(道路橋示方書)」に反映され、復旧・復興に係る事業に貢献した点は高く評価できる。
- 国内外からの要請を受け、インドネシアの火山噴火、タイの大洪水等に関連して、前年度実績を上回る職員 60 名を海外に派遣し、技術協力等を行ったことは評価できる。 など

以上のとおり、業務全般について中期計画の目標達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
技術の指導及び 成果の普及 (技術の指導)	I (3)	<ul style="list-style-type: none"> • 23 年度は、東日本大震災、台風 12 号や各地で発生した土砂災害に対し、国や地方公共団体から要請を受け、現地調査や復旧対策等の技術的な指導・助言を行った。23 年度に国地方公共団体からの要請に基づき、延べ 393 人の専門家を派遣し、技術指導を行った。また、国内の災害のみではなく、海外における災害にも専門家を派遣し、技術指導を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 東日本大震災に対し延べ 107 名、台風 12 号関係では延べ 203 名、その他の災害合わせて 393 名の専門家を派遣し、応急対策や調査、指導を行った。これは民間ではできないことであり、高く評価できる。 • 特に、東日本大震災により壊滅的被害を受けた宮城県の下水道施設については、水質改善の技術指導を行い、公衆衛生の確保に多大な貢献をしたこと、台風 12 号により発生した天然ダム 5 箇所に対する活動は住民の安全確保に貢献する等、評価できる。
技術の指導及び 成果の普及 (成果の普及)	I (3)	<ul style="list-style-type: none"> • 土木研究所の研究成果を世に広く提供するため、国土交通省をはじめとする各省庁や学術団体、公益法人などの各機関が発行する各種技術基準額の策定・改訂作業に積極的に参画した。研究により得られた最新の知見並びに多くの経験等を整理し、有益なマニュアル等を作成公開した。23 年度には 45 件の技術基準類等が発刊・改訂された。 • 関連学会等において、質の高い研究成果を発表するよう努めており、23 年度の論文等の発表数は査読付論文 258 編、査読なしの論文や学会誌への寄稿等 1,022 編の合計 1,280 編となった。 • 土木研究所の研究成果の周知・普及を目的として、土木研究所資料をはじめとする刊行物をホームページで全文を公開するとともに、主要な研究課題である重点プロジェクト研究および戦略研究については重点プロジェクト研究報告書としてホームページ上で公開した。また、土木研究所講演会等の各種講演会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 研究成果は、23 年度に改定発刊された 45 件の技術基準類やマニュアルに反映された。特に、東日本大震災に関連しては、「河川堤防の耐震対策マニュアル(暫定版)」等に反映され、復旧・復興に係る事業に貢献した点は評価できる。 • 研究成果を関連学協会において 1280 件発表し、その普及に努めている。また 25 件の論文や功績が表彰されたことは評価できる。 • 災害調査速報等の記者発表や公開実験等の情報発信を行った結果、新聞掲載が 46 件、テレビ放映は 28 件、タイの洪水は 11 の番組で放映される等、土木研究所の存在意義・価値が取り上げられたことは評価できる。 • 報道機関以外による情報発信は、研究成果を刊行物として公表し、また重点プロジェクト研究等は HP 上でも公開している点が評価できる。 • 土木研究所講演会、寒地土木研究所講演会は計 700 名以上の参加者を得て開催され、また CAESAR 講演会は過去最多の約 500 名の参加を得て行われる等、講演会は技術情報提供、技術指導に有益なものであると判断できる。
土木技術を活かした国際貢献	I (4)	<ul style="list-style-type: none"> • 国内外の機関から、調査、講演、会議出席依頼等の要請を受けて延べ 60 名の職員を海外へ派遣した。また JICA からの依頼においては延べ 16 名を短期調査団員・短期専門家として各国へ派遣した。 • ISO に関しては、国内対策委員会等において、我が国の技術的蓄積を国際標準に反映するための対応、国際標準の策定動向を考慮した国内の技術基準類の整備・改定等について検討した。 • 博士課程、修士課程の学位授与に係る研修を一層充実し、15 カ国 34 名の研修を行った。その他 JICA と連携した防災の実務者への研修や、帰国研修生へのフォローアップ研修の実施、IFAS セミナーの開催、インターンシップ学生の受け入れなど積極的な研修活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 国内外の機関から調査・講演・会議出席等の依頼を受けて延べ 60 名の職員を海外に派遣したこと、特にインドネシアのムラピ火山噴火に起因する土石流の解析結果をインドネシア政府に提供したり、タイのチャオプラヤ川洪水対策に取り組んだ成果が特筆される。 • ISO 規格のコンクリート静弾性係数試験に簡単な JIS 規格の試験方法が採用され、土木技術の国際的な普及のみならず、従来の試験方法・研究報告の国際的信頼性向上に貢献した。 • ICHARM の研修生として 15 カ国 34 名の受入れや GRIPS との連携による博士課程の学生 3 名の入学など、途上国の災害対策のための人材育成におおきく貢献した。こうしたことから、土木技術を活かした国際貢献は優れた実施状況にあったと認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人建築研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:村上 周三)
目的	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。
主要業務	1 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく建築・都市計画技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づく特殊な建築物の設計。6 地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修。7 前六号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	建築研究所分科会(分科会長:西川 孝夫)
ホームページ	法人: http://www.kenken.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	A	A	A	A	<p>1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 項目別評価の項目3.の()内は、第2期中期目標期間の評価に関する項目。</p> <p>5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針	4点×1 3点×1	5点×1 4点×1	S×2	S×2	S×1 A×1		
(2)他の研究機関等との連携等	4点×2	4点×2	S×2	A×2	A×2		
(3)外部資金の活用	3点	3点	A	A	A		
(4)技術の指導	4点	5点	S	S	S		
(5)研究成果の普及等	4点×4	5点×1 4点×3	S×3 A×1	S×2 A×2	S×2 A×2		
(6)地震工学に関する研修	5点	5点	S	S	SS		
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針						S×1 A×1	
(2)研究開発を効率的・効果的に進めるための措置						A×3	
(3)技術の指導及び成果の普及						S×2	
(4)国際連携及び国際貢献						A	
(5)地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動						A×2	
2.業務運営の効率化							
(1)組織運営における機動性向上	3点	4点	A	A	A		
(2)研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築	3点	4点	A	A	A		
(3)業務運営全体の効率化	3点×3	3点×3	A×3	A×3	A×3		
(4)施設、設備の効率的利用	3点	4点	A	A	A		
II.業務運営の効率化							
(1)効率的な業務運営						A	
(2)業務運営全体の効率化						A	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)							
(1)予算	4点	4点	A	A	A	A	
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-			
5.重要財産の処分計画	-	-	-	-			
6.剰余金の使途	-	-	-	A			
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	3点	3点	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3点	3点	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評定はAとする。

(法人の業務の実績)

- 社会的要請の高い重点的研究開発課題に対して、研究所予算の79.2%(目標は概ね75%)を充当し、今後の低炭素社会における先進的なエコ住宅に関する技術的知見など、建築基準法等の技術基準に反映されるような優れた実績を上げていることは評価できる。

- 東日本大震災における建築物被害調査を、国の要請をうけて震災翌日より実施しており、平成 23 年度末までに 40 チーム、のべ 96 名の職員を派遣しているほか、被災者向け災害公営住宅の基本計画策定に対する技術的支援等の国や地方に対する技術的支援を積極的に実施し、優れた実績を上げていることは評価できる。
 - 東日本大震災に関する被害調査の結果や研究開発の成果など有益な情報を迅速に広く提供するため、報告会、講演会等の開催や報告書等の公表を積極的に行ったことは評価できる。 など
- 以上のとおり、業務全般について中期計画の目標達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針 (社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応)	I (1)	<ul style="list-style-type: none"> 重点的研究開発課題に対して全体研究予算(外部資金等を除く)の 79.2%を充当(中期目標期間の目標値:概ね 75%)するなど、中期目標の達成に向けて重点的な研究開発を推進した。具体的には、「低炭素化の促進」「巨大地震等に対する安全対策」など、社会的要請の高い重点的研究開発課題に対応する研究課題として 11 課題に取り組んだ。また、重点的研究開発課題ではないものの、社会的要請の高い課題として実施した津波に対する建築物の安全性向上に関する研究開発、天井の安全性向上に関する研究開発にも取り組み、いずれも建築基準法等の技術基準に反映しうる成果を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 重点的研究開発課題に対して、研究所予算の 79.2%を充当し、今後の低炭素社会における先進的なエコ住宅に関する技術的知見など、建築基準法の技術基準に反映される実績をあげたことは評価できる。 東日本大震災の対応を精力的に実施し、津波に対する防災対策の研究は津波防災地域づくり法に基づく技術指針として反映された。さらに震災直後より実施した被害調査について 24 年5月に公表し、復旧、復興に関する国の関連行政施策の立案や技術基準の策定等における有用な基礎的資料として活用されたことは評価できる。 天井の課題についても、耐震対策のための評価方法を提案し、体育館等の安全性の向上に大きく貢献したことは評価できる。
技術の指導及び成果の普及(技術の指導等)	I (3)	<ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体、民間企業等からの依頼を受け、審査会、委員会、講演会等への役職員の派遣を 273 件、書籍の編集・監修を2件、合計 275 件の技術指導を実施した(後述の東日本大震災の調査派遣等は除く)。また、平成 20 年度より国からの要請に基づき実施している国の施策に関する評価事業は、平成 23 年度も継続して2件実施した。また、平成 23 年度の受託業務は1件であった(平成 22 年度:2 件)。なお、これら技術指導は、建築研究所にとって、社会や国民のニーズを生むの形で把握するための有効な手段となっている。 震災以降、平成 23 年度末までに国土交通省の要請または自主的判断により実施した調査は、40 チーム、のべ96名となっている。調査結果は国土交通省に提供するとともに、いち早く平成 23 年5月に速報を公表し、その後、調査結果や研究成果のとりまとめを行い、平成 24 年3月には「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震被害調査報告」として公表した。これらの成果は、復旧・復興に必要な国の関連行政施策の立案や技術基準の改定等に必要基礎的資料として活用された。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災翌日より、40 チーム、のべ 96 名の職員を現地に派遣し、建築物の被害調査を実施したほか、被災者生活再建や安全・安心なまちづくりに関する国・地方公共団体に対する技術的支援、津波防災地域づくり法制定への技術的支援など、緊急性の高い要請に応じて精力的に活動したことは評価できる。 「住宅・建築物省 CO2先導事業」、「長期優良住宅先導事業」の評価業務を実施したことは評価できる。 東日本大震災後の被害調査、液化化対策などの被災地への都市計画に関するアドバイスなどは評価できる。 限られたマンパワーの中で先導的技術評価や指導を積極的に実施していることは評価できる。 東日本大震災の影響の調査を迅速に実施し、研究成果が技術的支援に結び付いていることは評価できる。
技術の指導及び成果の普及(成果の普及等)	I (3)	<ul style="list-style-type: none"> 建築研究所メインホームページへの所外からのアクセス数は、目標の毎年度 450 万件以上のところ約 585 万件となった。また、国際地震工学センターのホームページのアクセス数は約 219 万件となった。 研究成果を査読付論文として関係学会等で発表することにより、質の高い研究成果の情報発信に努めた結果、平成 23 年度において日本建築学会論文集等で発表された査読付論文は 79 報となり、目標を達成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に関連して、調査報告会やシンポジウムの開催、調査・分析結果報告書及び解説書の刊行など質量ともに優れた成果の普及・広報活動を行ったことは評価できる。なお、これらの成果はHPにも公表し、アクセス数は目標を超える 585 万件であり、大きな関心と呼んだ。 査読付き論文数の発表も目標を上回る 79 報の実績を残したことは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:大橋 徹郎)
目的	運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証。4 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査。5 前各号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.ntsels.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	極めて順調	極めて順調	A	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.質の高い研究成果の創出	5点×1 4点×6	5点×1 4点×6	S×4 A×3	S×2 A×5	S×3 A×4	S×2 A×4	
2.自動車等の審査業務の確実な実施	4点×3	4点×3	S×1 A×2	A×3	A×3	A×2	
3.自動車のリコールに係る技術的検証の実施	4点	4点	A	A	A	A×2	
4.自動車の国際基準調和活動への組織的対応	4点	4点	S	S	S	S×2	
5.組織横断的事項	4点	4点	A	A	A		
II.業務運営の効率化							
1.研究活動の効率的推進	4点	4点	A	A	A		
2.自動車等の審査業務の効率的推進	4点	4点	A	A	A		
3.管理・間接業務の効率化	3点	3点	A	A	A		
1.横断的事項						A	
2.各業務の効率的推進						A	
3.外部連携の強化						A	
III.予算、収支計画及び資金計画	3点	3点	A	A	A	A	
IV.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
V.重要財産の処分計画	-	-	-	-	-	-	
VI.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
VII.その他業務運営に関する事項	4点	3点	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)
<ul style="list-style-type: none"> 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。
(法人の業務の実績)
<ul style="list-style-type: none"> 基準策定支援研究と行政支援・執行业務とが同一組織内で併存・相互連携することで成果を最大限発揮するあるべき形の独法の一類型として評価できる。研究所では、この特徴を活かし、職員の交流等を推進することで各業務に相乗効果を発揮するなど、中期目標の達成に向け、順調な実施状況にあるといえる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
質の高い研究成果の創出 (自動車に関わる地域環境問題の改善)	I1	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル重量車のオフサイクル時において、窒素酸化物(NOx)排出量が大幅に増大する事例が確認されたことに対して、排出ガス実態調査の結果をもとに、排出ガスを著しく悪化させるエンジン制御(ディフィートストラテジー)を明確に定義するなど、再発防止策や検証のための対策について、行政への提案を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 国土交通行政にかかわる地球環境政策の中で自動車は最も重要な対象であり、平成23年度に問題が生じたディーゼル車のオフサイクル時のディフィートストラテジー対策の行

		<ul style="list-style-type: none"> 乗用車の排出ガス、燃費の国際調和試験方法に係る国際会議(WLTP)において、試験サイクル作成グループの議長、電気、ハイブリッド試験法サブグループのリーダーを当所職員が担当し、国際的な統一基準検討の議論を主導するとともに、走行試験により、我が国意見の根拠となるデータ取得を行った。 騒音に係る将来規制の検討、評価法・試験法の改善等騒音測定結果に基づく実態解析を行い、環境騒音に影響する自動車、走行条件等を把握することにより、今後の自動車騒音の評価指標を明らかにした。 	<p>政への提案、乗用車の燃費・排ガス試験法に係る世界統一試験サイクルに係る議論の主導など、特に社会的・国際的関心の高い分野において良好な成果を挙げており、安全で環境に優しい交通社会の実現に対し直接的な貢献が認められる。</p>
自動車等の審査業務の確実な実施	I 2	<ul style="list-style-type: none"> 審査業務に求められる内容は質・量ともに年々増加の傾向にある一方で、職員数や交付金が抑制されており、審査能力の向上と同時に業務の効率化・重点化を図っていくことが喫緊の課題となっている。このため、業務効率化のための創意工夫を継続的に行い審査方法に反映させる努力や職員の意識改革に取り組んだ。 自動車審査部では、審査業務を実施し、基準不具合適合箇所についても、審査の過程で改善させることにより、基準に適合しない又はそのおそれのある自動車が出回りを防止している。また、安全・環境基準が定められていない試験的な自動車について大臣認定に係る審査を行うことにより、基準の策定・改善を目的とした公道走行による試験の実施が認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 審査部においては、自動車への複雑で高度な技術の導入や次世代車の普及に伴い、要求される知識・技術レベルが高まる中で審査への的確な対応のため、人材育成、能力認定制度の適切な運用等による能力の向上、計画的な技術者の登用や研究部門との連携による組織全体の審査能力向上が図られている。 審査業務担当職員の研修・人事育成制度による審査能力向上は、地味だが極めて重要な業務であり、継続的な改善努力をお願いしたい。
自動車の国際基準調和活動への組織的対応	I 4	<ul style="list-style-type: none"> 自動車技術に関し国際標準化等の戦略的推進に対する社会的要請に答えるために、研究成果や技術評価・審査の知見を、国際基準を審議する場において示すことにより、積極的な関与を進めてきた。この活動を強化するために、自動車基準認証国際調和技术支援室を、横断的組織から独立組織化するための事前検討を行った。具体的には、独立した運営とするための予算措置、体制のあり方を検討した。 自動車の安全・環境問題に関する国際基準を策定する国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(UN/ECE/WP29)の諸活動について、35の会議に延べ46人が参画し、我が国の主張の技術的支援を行った。特に水素・燃料電池自動車世界統一基準作業部会及び乗用車排出ガス試験サイクル作業グループの二つの議長及び乗用車排出ガス・燃費試験法作成活動における電気、ハイブリッドグループのリーダーを交通安全環境研究所職員が担当し、世界統一基準のとりまとめに貢献した。 	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 競争と協調の織りなす国際基準活動には、単なる英語能力ではなく会議をリードできる能力を持った人材を育成する仕組みを作る必要がある。 安全にかかわる技術や製品の相互認証は慎重であるべきと考える。相互認証により、安全性が高まるとは言い難いので、安全性を担保するための方策が必要と考える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし。

法人名	独立行政法人海上技術安全研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:茂里 一紘)
目的	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。
主要業務	1 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 1に掲げる技術に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.nmri.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期 目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	極めて 順調	極めて 順調	A	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I. 中期計画の期間							
II. 基本方針							
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1. 戦略的企画と研究マネジメントの強化	4点	4点	A	A	A		
2. 政策課題解決のために重点的に取り組む研究	5点×1 4点×3	5点×1 4点×3	S×2 A×2	S×1 A×3	S×3 A×1		
3. 基礎研究活動の活性化	4点	4点	A	A	A		
4. 国際活動の活性化	5点	4点	S	S	S		
5. 研究開発成果の普及、活用の促進	4点	4点	S	S	A		
1. 研究マネジメントの充実と研究成果の普及促進						A	
2. 政策課題解決のために重点的に取り組む研究						S×3 A×1	
3. 戦略的な国際活動の推進						A	
IV. 業務運営の効率化							
1. 柔軟かつ効率的な組織運営							
2. 事業運営全般の効率化	4点	3点	A	A	A		
1. 組織の見直しの継続							
2. 事業運営の効率化						A	
V. 財務に関する事項	3点	3点	A	A	A	A	
VI. 業務運営に関する重要事項	4点	3点	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。 海事行政や海運・造船業界の要請に応じて技術開発を実施し、またIMOを通してその成果を国際的に定着させるための活動を実施し、良好な状況にある。第三期中期計画では、研究の重点化や科研費を始めとする外部資金の獲得に意欲を示すなど、独法の発展を構想していることが窺える。また、政界・業界・行政からの評価も高く、順調な実施状況であるといえる。
(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
<ul style="list-style-type: none"> 事務職・技術職のラスパイレス指数が高いため、改善が求められる。 特に不具合がみられるわけではないが、前中期計画の頃から組織改革や、意識改革に取り組んできたことが評価されていた。それらの継続的な維持と新しい展開への組織的な対応について点検を怠らないように望む。

(2) 項目別評価

評価項目	(Iとの 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
政策課題解決のために重点的に取り組む研究(海上輸送の安全の確保)	III2	<ul style="list-style-type: none"> これまでに開発した6自由度船体運動・荷重推定プログラムNMRIWを進展させ、実海域で船体に働く波浪荷重から船体の構造強度まで一貫した評価が可能な全船荷重・構造一貫性能評価プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> 特に波浪荷重から構造強度までを一貫して評価・解析が可能となるプログラムを開発した点、実海域再現水槽等の活用により、高速フェリーの大傾斜

		<p>NMRI-DESIGNを開発し、さらに、ばら積み貨物船を対象に、波浪中での6自由度船体運動に追従する貨物艙内部の荷重推定法を確立した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速フェリーの海難事故で見られた大傾斜現象について、実海域再現水槽での模型試験で再現した結果、針路変更や減速等の操船を適切に行うことによって、荷崩れを防止し、転覆を回避できることを確認し、危険な航行状態と有効な回避方策を明らかにし、今後の事故防止対策に繋がる知見を得た。 上記の他、運輸安全委員会等からの委託を受け、10件の事故原因解析調査を実施し、迅速かつ的確な事故原因の解明に貢献。 	<p>現象に対する有効な回避方策を得るとともに、実際の海難事故を再現・解析し、迅速かつ的確な事故原因解明に貢献した点から、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の造船高は世界三位に後退しているが、その中で、先端技術による船舶建造では優位に立っている。今後は、このようなハイテク造船を目指すことが業界の狙いと考えられ、この目標に沿った研究は際立ったものがある。
政策課題解決のために重点的に取り組む研究 (海洋環境の保全)	III2	<ul style="list-style-type: none"> リアクションポッドを利用した船尾渦エネルギー回収による船型最適化に関し、抵抗を抑え、縦渦による回転流を適切な位置に生み出すスケグ形状設計の技術を適用し、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の新たな共有建造対象となる2軸SES船の3船型を共同開発し、749型コールドタール船(H24年6月竣工)が実船建造され、内航船向きの低コストのラインシャフト方式への展開を実現した。 NOX低減技術に関し、世界に先駆けて、外航船に搭載された大型低速ディーゼルエンジン用SCRシステムの実船実証試験(造船所、船社、メーカーとの共同研究)を実施した結果、NOX3次規制(80%削減)達成を確認し、規制対応へ目途を立てた。さらに、エンジンとSCRの個別認証方式(スキームB)が有効であることを実験的に検証し、この結果をもとに、IMOにおいて、我が国が船用SCR認証ガイドラインとして提案して採択され(H24年3月)、スキームBの導入を実現した。 	<ul style="list-style-type: none"> 特にリアクションポッド船型の最適スケグ形状設計の技術を活かした新型船型を開発し、実船建造に繋がった点、船用SCRシステムに関し、実船実証試験によりNOX80%削減を達成するとともに、エンジンとSCRの個別認証が可能であることを実証し、IMOの認証ガイドラインへの当該認証方式(スキームB)の導入に貢献した点から、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。 日本の造船高は世界三位に後退しているが、その中で、先端技術による船舶建造では優位に立っている。今後は、このようなハイテク造船を目指すことが業界の狙いと考えられ、この目標に沿った研究は際立ったものがある。
政策課題解決のために重点的に取り組む研究 (海洋の開発)	III2	<ul style="list-style-type: none"> 浮体式洋上風力発電システムの技術開発・安全性評価では、ネガティブダンピング(注:回転数変動を一定にするためのブレードピッチ制御に伴い生じる動揺の増大)現象を世界に先駆けて再現することに成功し、プログラムの高度化を実現した。さらに、動揺を低減し、かつ、安定した出力を得るためのブレードピッチ最適制御手法を提案した。 風・波浪・海流等データの整備・分析を行い、洋上エネルギーマップを作成し、自治体を含むプロジェクト創出へ活用が期待される成果を得た。 日本海事協会と連携し、浮体式洋上風力発電施設のリスク評価を行い、国土交通省の安全技術基準(H24年4月制定)に反映されるとともに、IEC等における洋上風車の国際標準策定に参画した。 海底鉱物資源開発等に係る基盤技術の構築では、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構が実施している海底熱水鉱床開発に係る事業の一環として、採掘要素技術試験機を(株)三井三池製作所と共同開発し、水中性能試験等により基本性能を確認した。 洋上天然ガス生産システムの総合安全性評価技術に関し、より安全で確実なLNG横づけ(SBS: side-by-side)出荷を実現するため、風遮蔽影響評価、波浪中でのLNG移送ホース挙動解析、2船間ギャップレゾナンス(共振)推定のプログラムを開発し、波と風の複合外力下での現象を再現できる高度なシミュレータを開発した。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に浮体式洋上風力発電システムの動揺特性評価に係る要素技術として、世界初のネガティブダンピング現象の再現やブレードピッチ最適制御手法の提案といった成果が得られた点、自治体等のプロジェクト創出が期待される洋上エネルギーマップの作成や国等の実証事業への参画とともに、浮体式洋上風力発電施設のリスク評価を行い、国土交通省の安全技術基準に反映された点、海底熱水鉱床開発に係る採掘要素技術試験機を開発した点、洋上天然ガス生産システムに係るSBS出荷時の安全性評価技術を開発した点から、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。 浮体風力発電など再生可能エネルギーについては、研究所の寄与が認められる。全般的には、研究の初期段階にあると考えられ、今後の成果に大いに期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:高橋 重雄)
目的	港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発(港湾の整備、利用及び保全に関すること、航路の整備及び保全に関すること、港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること、港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること、飛行場の整備及び保全に関すること)。2 1の各事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発。3 1及び2に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及。4 1の各事項に関する情報の収集、整理及び提供。5 前四号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	港湾空港技術研究所分科会(分科会長:黒田 勝彦)
ホームページ	法人: http://www.pari.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	極めて順調	極めて順調	A	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 項目2.(4)及び4.()内は、22年度までの項目名。 4. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)質の高い研究成果の創出	4点×6	5点×1 4点×5	S×3 A×3	S×3 A×3	S×3 A×3	S×2 A×3	
(2)研究成果の広範な普及・活用	5点×1 4点×6 3点×1	5点×2 4点×6	S×4 A×4	S×5 A×3	S×3 A×2	S×4 A×2	
(3)人材の確保・育成	4点×1 3点×1	4点×2	A×2	A×2	A	A	
2.業務運営の効率化							
(1)戦略的な研究所運営	4点	5点	S	S	S	A	
(2)効率的な研究体制の整備	4点	4点	S	SS	S	S	
(3)研究業務の効率的、効果的実施						A	
(4)業務の効率化((3)管理業務の効率化)	4点	4点	A	A	S	A	
(5)非公務員化への適切な対応	3点	4点	A	A	A		
3.適切な予算執行	3点	3点	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備、人事に関する計画 (1)施設・設備に関する計画	3点	4点	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3点	4点	A	A	A		

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)
<ul style="list-style-type: none"> 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。
(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
<ul style="list-style-type: none"> ホームページの内容は充実しているが、研究所の認知度をより一層高めるため、ホームページのさらなる充実、マスコミ等を通じた研究成果の公表などに引き続き取り組むよう期待する。 特許等収入が減収となった点及び当期純損失となった点については、予算の効率的執行、知的財産の活用促進による自己収入の増大、外部の競争的資金の一層の活用などに引き続き総合的に取り組むよう期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
質の高い研究成果の創出(萌芽的研究の実施)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 萌芽的研究の中から、学会賞を受賞する成果をあげた研究や特許申請につながった研究など、社会に多大な貢献をする成果を上げることができた。また、限られた人的資源の中で震災対応を行いながら、年度計画を超える論文等の発表を行い、さらに東日本大震災発生わずか2ヶ月後には被災地の現地調査等の結果についての講演会を実施するなど、研究成果を国内外に広く還元する取組を行った結果、数々の学会賞等を受賞している。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定萌芽的研究については、年度当初に1件を採択していたが、新たなニーズに対応するための強い要望を踏まえ、3件を追加採択して合計4件の研究が実施された。制約はあったものの、これらの研究に対しては、最大限配慮した予算配分を行った。 平成23年度に実施した萌芽的研究のうち、「海洋開発・離島等での施工に向けた水中音響レンズの検討」は、これまで開発してきた水中視認用システムを、海洋開発・離島等の施工に向けて小型・軽量化の検討を行ったものであるが、新たな映像取得方式は、複合音響レンズを不要とする画期的な方式(反転分極受波面方式)であり、一連の開発に関し、海洋音響学会論文賞等を受賞(注:同賞は毎年2件程度授与)した。

			<ul style="list-style-type: none"> • 以上のように、将来の発展性があると想定される萌芽的研究について、先見性と機動性をもって取り組まれており、画期的な成果も得られたことから、平成 23 年度目標を大きく超える成果を達成したと認められる。
研究成果の広範な普及・活用(行政支援の推進、強化(災害発生時の支援))	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 東日本大震災において、強震観測に基づく震源モデルの開発や GPS 波浪計による津波観測において顕著な成果を上げることができた。また、研究者を現地に派遣し、被災調査、被災メカニズムの解明に取り組むとともに、国や地方自治体からの受託研究において、被災した港湾施設等の復旧の設計及び工法の提案等を行った。さらに、津波のレベルに応じた粘り強い構造の考え方の提案を行い、港湾の津波対策に大きな役割を果たした。 	<ul style="list-style-type: none"> • 災害発生時には、国及び港湾管理者等からの要請に基づき必要な技術指導等を迅速かつ適切に行った。 • 東日本大震災発生後、いち早く現場に研究者を派遣し、研究所をあげて総力でバックアップの体制がとられた。その後も継続的に、のべ 90 名の研究者を 342 人・日(派遣人数×派遣日数)現地に派遣しての技術支援を実施した。 • 以上のように、研究所の限られた人数の研究者の中から必要な研究者を膨大な日数現地に派遣し、研究所をあげて国及び港湾管理者等をバックアップする体制をとり、技術支援等の要請に迅速かつ的確に対応したことは高く評価できる。さらに、その後の津波対策のベースとなる、レベル1と2の津波やねばり強い構造物の考え方を提案を行い、津波対策に大きな役割を果たしている。また、研究所の災害対策マニュアルの見直し等の対応も行われており、平成 23 年度の当初の目標を大きく超える成果を達成したと認められる。
効率的な研究体制の整備	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 昭和 37 年の当研究所の前身となる運輸省港湾技術研究所設立以来の研究部体制を全廃して、研究領域制に移行した。 • 具体的には、高度化、多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に対応することを目的として、従来の研究部を廃止し、よりフラットな研究体制に移行するため、研究領域制とこれに属する研究チームの完全な二層構造とすることとした。そして、研究領域、研究チームの枠を超えて設定した9つの研究テーマごとにテーマリーダーを配置し、研究テーマの総合的な調整・管理を行うこととした。テーマリーダーは、研究主監・特別研究官及び領域長を指名した。このような体制のもとで、研究業務に混乱やトラブルも生じることなく、研究実施項目の有機的な体系化、効率化、活性化を実現し、研究所としての研究成果を実現することができた。 • 知財活用推進官の配置、「空港研究センター」の「LCM 研究センター」への統合等を行った。 • また、東日本大震災への対応を含む行政や社会のニーズに合わせて、任期付研究員を2名、民間からの客員研究員を1名、依頼研修生を5名、合計8名を採用し、研究体制の整備を行った。 • 平成 23 年度は、国の行政機関等との間で合計 48 件の人事交流を行い、他研究の研究者・技術者の転入による社会・行政ニーズに対応した研究体制の強化、研究者の転出による研究所の研究成果の多方面の普及を図った。また、研究者をはじめとする職員をその適性等に照らし適切な部門に配置した。 • 効率的な研究実施と研究者の研究意欲向上のため、主任研究官以上の研究職員を対象として、職員の裁量により始業・終業時刻を決定する裁量労働制を昨年度に引き続き導入している。健康診断自己診断カードの提出、チェックを行い、特に問題は発生していない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 特に、東日本大震災への対応を行政や現地のニーズに合わせて迅速かつ効果的に行うため、従来の研究部の枠組みにとらわれない、地震災害や津波災害に関する各研究テーマのテーマリーダーの指揮による研究者の迅速な派遣や効率的な結果のフィードバックは、大きな評価を得られたと認められる。 • 研究ニーズに迅速かつ効果的に対応するための組織の抜本的な改編を行うとともに、特に、東日本大震災への対応を迅速に行うための体制の整備を行った。また、関係行政機関との積極的な人事交流、裁量労働制の導入を継続して実施してきている。平成 23 年度の当初の目標を大きく超える成果を達成したと認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人電子航法研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平澤 愛祥)
目的	電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 電子航法に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.enri.go.jp/index.shtml 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	極めて順調	極めて順調	A	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)組織運営	4点	4点	A	A	S		
(2)人材活用	4点	4点	S	A	A		
(3)業務運営	4点	4点	A	A	A		
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)社会ニーズに対応した研究開発の重点化	4点×3	4点×3	S×3	A×3	S		
(2)基盤的研究	4点	4点	A	A	A		
(3)研究開発の実施過程における措置	4点	4点	A	A	A		
(4)共同研究・受託研究等	4点	4点	A	A	A		
(5)研究成果の普及、成果の活用促進等	4点×2	4点×2	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1		
3. 予算、収支計画及び資金計画	4点	4点	A	A	A		
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—		
5. 重要財産の処分計画	—	—	—	—	—		
6. 剰余金の使途	—	3点	—	—	—		
7. その他業務運営に関する事項	3点	3点	A	A	A		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1)社会的要請に応える研究開発の重点的かつ戦略的な実施						S×2 A×2	
(2)基盤的な研究の実施による基盤技術の蓄積						A	
(3)関係機関との連携強化						A	
(4)国際活動への参画						S	
(5)研究開発成果の普及及び活用促進						A	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
(1)組織運営						A	
(2)業務の効率化						A	
III. 予算						A	
IV. 短期借入金の限度額						—	
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産処分に関する計画						—	
VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画						—	
VII. 剰余金の使途						—	
VIII. その他主務省令に定める業務運営に関する事項						A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(法人の業務の実績)

- 航空行政を支援する研究所としての役割を、少ない人数ながら多岐に亘る研究開発を行うことにより社会貢献を果たしており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況であると評価できる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ラスパイレス指数が高いため、改善が求められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
社会的要請に応える研究開発の重点的かつ戦略的な実施	I. (1)	<ul style="list-style-type: none"> 「洋上経路システム高度化の研究」(H20～23)では、IPACGにおいて、FAAの3提案全てを検証し、改正案を逆提案したものがIPACGメンバーの賛同を得て導入される見通しを得ている。加えて、RNP4の適合率が増加した時の解析に基づき、日米両国の管制機関及び航空会社に対して共通の便益があることを示し、理解が得られたことでRNP4適合機の導入促進が期待される。 「ターミナル空域の評価手法に関する研究」(H20～23)では、空域設計評価ツールの使用により、空域・経路や航跡データの2次元・3次元での視覚化及び空域評価に関する解析値の算出が容易となり、これまで頭の中だけで描くしか手段がなかった空域設計の検討が、見える化により、実際に視覚的・直観的に把握することができるようになり、航空局担当者の作業負担の軽減及び作業効率の向上が期待できるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ターミナル空域の評価手法に関する研究」「洋上経路システム高度化の研究」及び「ターミナル空域の評価手法に関する研究」において、中期目標の達成に向けた年度計画に対し目覚しく順調な成果を上げており、年度計画を上回る優れた実施状況にあると認められる。
国際活動への参画	I. (4)	<ul style="list-style-type: none"> 韓国航空局が導入を検討している性能準拠運航(PBN)に必要な空域安全評価に関する研修を、韓国交通研究院(KOTI)研究員2名が来日して(独)電子航法研究所で受講するとともに、将来の共同研究課題について討議を行っている。これを契機として、KOTIとの間で「研究協力に関する覚書」(MOU)を締結している。 タイ・モンクット王工科大学ラカバン(KMITL)についても平成23年3月に共同研究協定を締結し、同年4月から本共同研究協定に基づき、低緯度電離圏擾乱現象データの収集が順調に行われており、(独)電子航法研究所の研究員がKMITLの学生を研究指導するなど関係がより強化されている。 ICAOでは、国際標準の改正や新たな国際標準の策定について技術検討が行われることから、研究員が航空局職員のアドバイザとして技術支援している。また、実質的な国際技術基準を策定している米国航空通信技術委員会(RTCA)と欧州民間航空用装置製造者機構(EUROCAE)にも、(独)電子航法研究所から委員として研究員を派遣し、期待に応える貢献を目指している。 	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標の達成に向けた年度計画に定めた目標を達成するのみならず、KOTIやKMITLとの連携協定、国際標準・基準策定への貢献のためのICAO、RTCA、RUROCAEでの活動、他国の提案については、日本への影響及び適合性について技術的な検討を行い必要な対応を実施、国際的な研究連携活動など研究所の国際プレゼンスが上昇したことは、優れた成果であり、中期目標の達成に向けた年度計画を上回る目覚しく順調な実績が認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人航海訓練所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:飯田 敏夫)
目的	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。
主要業務	1 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対する航海訓練。2 航海訓練に関する研究。3 前二号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)
ホームページ	法人: http://www.kohkun.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3.の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	4点	4点	A	A	A	A	
(2)人材の活用	3点	4点	S	S	S	A	
(3)業務運営の効率化	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)航海訓練の実施	4点×3 3点×6	4点×5 3点×4	S×5 A×4	S×3 A×6	S×3 A×6	S×2 A×8	
(2)研究の実施	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	A×2	A	A×2	
(3)成果等の普及・活用促進	4点×3	4点×3	S×3	S×2 A×1	S	S×1 A×2	
(4)業務全般に関する項目		3点	A	A			
(5)内部統制・コンプライアンスの充実強化						A	
(6)業務運営の情報化・電子化の取組						A	
3.予算、収支計画及び資金計画(4.財務内容の改善)							
(1)自己収入の確保	3点	3点	A	A		A	
(2)予算							
(3)期間中の収支計画	3点	3点	A	A	A	A	
(4)期間中の資金計画							
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-		-	
5.重要財産の処分等に関する計画	-	-	-	-		-	
6.剰余金の使途	3点	3点	A	A		-	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	A	S	A	S	
(2)保有資産の検証・見直し						A	
(3)人事に関する計画	3点	4点	A	A	A	A	
(4)積立金の使途						A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人の業務実績は、中期目標の達成に向けて全般的に着実な実施状況にあると認められる。(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 業界の要望に応えるよう努力するとともに、基礎部分の訓練を十分に行うように要望する。
- 燃料費が高騰する中、契約単価の引き下げと減速運航によって、燃料消費量は対前年比で約10%減少したものの、航行日数と航海距離は15～20%減少している。シミュレータによる反復訓練等で補ってはいるが、教育訓練の質の維持の面では、限界に近づいているのではないかと危惧する。燃料油の高騰に対する措置として、訓練に必要な燃料油の量の確保について財務省等へ、更なる要求を行うなどにより、航海日数を少しでも多く確保することが必要である。
- 実習生からの訓練評価を開始した点は評価できる。今後とも継続的に行い、意見を訓練に適切にフィードバックする体制の維持に努めるべきである。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
航海訓練の実施	2(1)	• 船員教育機関、海運業界、行政の関係者と	• 船員教育機関や海運業界との意見交換会

		<p>の意見交換会等や練習船視察、「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」と通じて得られたニーズを実習に反映している。</p> <p>また、QSSマネジメントレビューを活用し、意見交換会や「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」で示された意見を実習に反映させ、より質の高い訓練及び知識・技能の向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実習生及び練習船実習を修了した海技者による訓練評価の結果から、実習生主体の操縦実習を全船的に取り組むなど、問題点の改善に努めている。 <p>また、実習生による訓練評価では、従来の訓練評価に加えて、新たに個別訓練を対象とした評価を、乗船初期に6回、乗船終期に4回実施し、そこから得られた自由意見、指導状況、実習内容をQSSマネジメントレビューに活用している。</p>	<p>や現場視察会を数多く行い連携の強化を図るとともに、内航用練習船の建造に対応するための情報交換を積極的に実施し、その結果を業界ニーズとして航海訓練のレベルアップに反映したことは優れた実績であると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの実習生による評価に加え対象を拡げ、修了者による評価を実施するとともに、新たに個別訓練指導による評価を加えて改善を図った試みを評価する。 実習生の訓練評価を実施して、その情報分析から得られた知見を、QSSマネジメントレビューを通じて即時に実習に反映していることは優れた取り組みである。とりわけ当直訓練に対する実習生の満足度評価は極めて高く(船橋当直や機関室当直に関する個別訓練を対象とした自己評価では、実習生の90%あまりが能力の定着を認識する結果が出ている。)、当訓練の有効性に注目する。
社会に対する成果等の普及・活用促進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の安全運航、CO2削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究テーマにおいては、練習船を活用した「実船の生物付着状況と付着要因」等の諸データ及びその解析結果を外部機関へ提供するとともに外部公表を行っている。 論文発表8件及び学会発表 11 件を行っている。航海訓練所研究発表会では、独自研究の発表とともに、新たに共同研究を行う外部研究機関から3名の発表者を迎え研究成果についての紹介を初めて実施している。 <p>また、研究報告を外部に公開していることにより、3件の研究論文が活用されるなど、研究成果等の普及・活用に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画を大幅に超えて、研究成果等を積極的に提供・公表している点、ならびに論文発表・学会発表を目標より大きく上回って実施している点を評価する。 STCW条約改正に関する報告書は関係先から好評を得たようであり、関係教育機関、海運業界に貢献がなされたものとして評価する。 外国学会報告論文を含む8件の所外公表論文の半数が査読論文であること、またHPを通じて公表した船舶の安全運航、CO2削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究成果は外部機関からも注目されるなど、評価に値する。
その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (施設・設備に関する計画)	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> 組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関して次の取り組みを行い、効果的な業務運営を図った。 「内航用練習船建造発注仕様書等作成支援業務」の請負業者を入札により決定 企画競争を通じて、船舶建造費補助金との差額を民間から調達するための「事業パートナー」を選定 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者の意見等も取り入れて代替船の建造に取り組んだことを評価する。 内航用練習船の建造作業を、事業パートナーの選定、競争入札、造船所決定と進める中で、当初予定の 13%強に当たる大幅な建造費の抑制(当初見込み額 4,820 百万円より 641 百万円安価な 4,179 百万円に抑制)に成功したことは優れた取り組みであると評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21) (個別意見)

- 実習生による訓練評価等については、貴委員会の評価結果をみると、①従来の評価に加え対象を広げ、訓練修了者による評価を実施するとともに、新たに個別訓練指導による評価を加えて改善を図ったこと、②従前から実施している実習生による訓練評価及び新たな個別訓練指導による評価の情報分析から得られた知見をQSS(STCW条約に基づく資質基準制度)マネジメントレビューを通じて即時に実習に反映していること、③①及び②の取組により、訓練の問題点の改善に努めた結果、当直訓練に対する実習生の満足度評価が高かったことをもってS評定(優れた実施状況にあると認められる)としている。

しかしながら、①及び②の取組により、訓練を速やかに改善することは、年度計画において目標に掲げられており、また、当直訓練に対する実習生の満足度評価は、様々の実習項目のうちの一つであることから、これらのことのみをもって、「単に順調に目標を達成している(しつつある)のみならず、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容が必要」とされるS評定とする説明にはならない。

今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の具体的な理由、根拠等を明らかにして評価を行うべきである。
- 一般管理費及び業務経費については、中期計画では「中期目標期間中に見込まれる当該経費総額」、年度計画では「平成 23 年度予算」を評価指標としている。

しかしながら、貴委員会の評価結果をみると、評価指標については「中期計画の初年度予算額」と記載されており、評価指標の記載が統一されていないことから、目標の達成状況が分かりにくくなっている。

今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評価指標の記載を統一した上で、適確な評価を行うべきである。
- 航海訓練所の航海訓練事業及び海技教育機構の船員養成・再教育事業については、受益者負担に関する具体的な実施計画を平成 23 年度中に策定するとされていたが、両機構とも同計画を早急に取りまとめるべく関係機関との調整を行っているものの、24 年 10 月現在においても策定には至っていない。

しかしながら、貴委員会の評価結果においては、「平成 23 年度において取り組むこととされている事項は着実に実施されており、適切と認められる。」としており、同計画が 23 年度において策定されていないことを踏まえての指摘を行っていない。

今後の評価に当たっては、政府方針等も踏まえつつ事実関係を適切に把握し、評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人海技教育機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鋤柄 好利)
目的	船員(船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授。2 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究。3 前二号の業務に附随する業務。4 国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第八条第二項の規定による同条第一項の講習)の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)
ホームページ	法人: http://www.mtea.ac.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 項目3.の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 4. 項目7.(1)の()内は、22年度までの項目名。 5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	4点	A	A	A	A	
(2)人材の活用	4点	3点	S	A	A	A	
(3)業務運営の効率化	3点×3	4点×1 3点×2	S×1 A×2	A×3	A	A	
2.国民に対して提供するサービスのその他の業務の質の向上							
(1)海技教育の実施	4点×5 3点×7	4点×6 3点×6	SS×1 S×5 A×6	S×3 A×9	S×5 A×6	S×3 A×6	
(2)研究の実施	4点	4点	S	A	A	A	
(3)成果の普及・活用促進	4点×3	4点×2 3点×1	S×1 A×2	A×3	A	A×3	
(4)内部統制の維持・充実		3点	A	A		A	
(5)業務運営の情報化・電子化の取組						A	
3.予算(4.財務内容の改善)							
(1)自己収入の確保	3点	3点	A	A		A	
(2)予算							
(3)期間中の収支計画	3点	3点	A	A		A	
(4)期間中の資金計画					A		
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-		-	
5.重要財産の処分等に関する計画	-	-	-	-		-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-		-	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備の整備(施設・設備に関する計画)	-	3点	A	A	A	A	
(2)保有資産の検証・見直し						A	
(3)人事に関する計画	3点	4点	A	A	A	A	
(4)積立金の使途						A	
(5)その他					-	S	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人の業務実績は、評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
 - 施設・設備の老朽化による教育機材への影響をよく検討し、必要な機材の更新等を図るように努めるべきである。
 - 資質教育に対する専修科への学生アンケートは今年度開始したところであるので、本科を含めそれへの対応による具体的な成果を今後も継続して検証する必要がある。
 - 寮生活は、特に船員として求められる資質を涵養する大切なツールの一つであり、施設の老朽化に起因する学生の不満を解消するために一層の努力が必要である。
 - 卒業者に対する業界の要望に応じていくよう工夫が必要である。
 - 国際条約の改正に対応した訓練・講習の展開・実施を期待する。
- また、予期せぬ災害や事故の発生に備え、独自のBCP(Business Continuity Plan)の構築・運用が求められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
------	---------	-------------	-----------------

海技教育の実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 資格教育については、ゆとり世代の生徒・学生の基礎学力の向上を図るとともに、成績不振者には通常の補講とは別に適宜補講を行うなど、学力の底上げを図っている。また、メンタル面においてもサポートを行うなど、きめ細やかな指導により、高い目標値を上回る実績を上げている。 職員による求人依頼のための船社訪問、情報の収集・提供、きめ細やかな就職活動の指導等、多彩な取組により目標を大きく上回る実績を上げている。 中学、高等学校への訪問、体験入学、オープンキャンパスを始め、積極的な広報活動を展開し、少子化の時代にあっても定員の2倍を超える応募者を集めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 海技士国家試験の合格率向上のため、補講の実施やメンタル面へのサポートなどきめ細かい指導の結果、本科、専修科、海上技術コースのいずれのコースも目標値を越えており、総合的に優れた実績を達成していると評価する。 学力蓄積度が低いゆとり世代の生徒・学生を相手にしていることを考慮すると、高い合格率を維持しており、高く評価する。 就職状況が厳しい中で、機構職員による強力な就職支援活動の結果、目標値を大きく上回る(本科で96.3%、専修科で97.8%)海事関連企業への就職率を達成している点を評価する。 機構の卒業生総数に対する就職者の割合は、過去3年度間にわたり90%に近い高いレベルにあり、実績を継続的に維持していることを高く評価する。 オープンキャンパス等の積極的な広報活動の成果として、入学定員の2.5倍という過去最高の応募者を確保したことを評価する。 3000校に近い中学、高校の学校訪問を含め、機構職員による地道な活動等、各種の幅広い広報活動により高い応募率を維持していることを評価する。
その他主務省令で定める業務運営に関する事項(その他)	7(5)	<ul style="list-style-type: none"> 本科及び専修科においては、寮生活指導等により新人船員に求められる涵養を図るとともに即戦力化への対応として航海訓練所との作業部会において、内航練習船を活用した新たな教育訓練案を策定している。なお、船員養成の規模、体制については、「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」の報告を踏まえ、引き続き検討を行うこととしている。 東日本大震災により宮古校が被災(艇庫や舟艇類が損傷)したが、入学式を含め宮古校の教育業務については、第一四半期までの期間を清水校で行うなど、迅速かつ的確な対応により教育業務に支障が生じないように対応しており、海技士国家試験、海事関連就職率ともに目標値を上回る実績となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 内航用練習船を活用した教育訓練案の策定、船員養成の確保育成に関する積極的な取組が図られている点を評価する。 東日本大震災により宮古校が被災を受けたにも関わらず、宮古校の教育業務を清水校で行うなどの迅速・的確な対応により、海技士国家試験合格率と海事関連就職率においてともに目標値を上回る優れた実績を上げていることを高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 施設・設備の整備については、貴委員会の評価結果をみると、「年度計画で予定されている清水校総合実習棟は、計画の変更があったものの、平成23年8月に竣工した」として、A評定(着実な実施状況にあると認められる)としている。業務は年度計画に従って実施されているが、「計画の変更」についての説明が不十分であることから、中期計画等における「整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る」という目標が着実に実施されたと言えるかどうか不明である。今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の理由等を明らかにした上で評価を行うべきである。
- 独立行政法人の保有資産については、既往の政府方針等において、幅広い資産を対象に自主的な見直しを不断に行うこととされている。また、具体的取組において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目したいいわゆる溜まり金の洗い出し状況について特に留意することとされている。

本法人において、中期目標期間最終年度における運営費交付金債務の精算収益化額と、平成16年度及び17年度当時の旧独立行政法人海員学校沖繩海上技術学校の売却に伴い計上した売却損等のキャッシュ・フローを伴わない損失の計上により発生した欠損金とが相殺され、積立金とならなかった金額が生じており、平成23年度末時点において当該金額について国庫納付されずに内部に預金として留保されている状況にあった。

しかしながら、このような預金を留保していたことについて、貴委員会の評価結果をみると、具体的取組において特に留意することとされているいわゆる溜まり金の精査における運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況について、「該当なし」として特段の記載はない。

今後の評価に当たっては、上記を踏まえた適切な評価を行うべきである。
- 航海訓練所の航海訓練事業及び海技教育機構の船員養成・再教育事業については、受益者負担に関する具体的な実施計画を平成23年度中に策定するとされていたが、両機構とも同計画を早急に取りまとめるべく関係機関との調整を行っているものの、24年10月現在においても策定には至っていない。

しかしながら、貴委員会の評価結果においては、「平成23年度において取り組むこととされている事項は着実に実施されており、適切と認められる。」としており、同計画が23年度において策定されていないことを踏まえての指摘を行っていない。

今後の評価に当たっては、政府方針等も踏まえつつ事実関係を適切に把握し、評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人航空大学校(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:殿谷 正行)
目的	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者の養成。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)
ホームページ	法人:http://www.kouku-dai.ac.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	4点	S	A	A	A	
(2)人材の活用	4点	4点	S	S	S	A	
(3)業務の効率化	3点×5	4点×1 3点×4	S×1 A×4	S×1 A×4	A×5	S×1 A×5	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)教育の質の向上	4点×1 3点×4	4点×4 3点×1	S×2 A×3	S×1 A×4	S×1 A×4	A×4	
(2)操縦士養成の新たな手法等の検討						A	
(3)航空安全に係る教育等の充実	4点×1 3点×3	3点×4	A×4	A×3 B×1	A×3 B×1	C	
(4)私立大学等の民間操縦士養成機関への協力						A	
(5)航空技術安全行政への技術支援機能の充実	3点×2	3点×2	S×1 A×1	S×1 A×1	A×2	A×2	
(6)成果の活用・普及	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	B	
(7)内部統制の充実・強化						A	
(8)企画調整機能の拡充	3点	3点	A	A	A		
3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)	3点	3点	A	A	A		
(1)予算、収支計画及び資金計画						A	
(2)人件費削減の取り組み						A	
(3)自己収入の拡大						A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-		-	
5.不要財産の処分等に関する計画						-	
6.重要財産の譲渡等に関する計画	-	-	-	-		A	
7.剰余金の使途	-	-	-	-		-	
8.その他業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	3点	3点	A	A	A	A	
(2)保有資産の見直し等						A	
(3)人事に関する計画	3点×2	3点	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- ・ 評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況が認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・ アサーションの実施方法の明確化等、事故再発防止策を講じたうえで、平成23年10月に帯広校での訓練を再開したことは評価できるが、3年連続の航空機事故発生という点を重くとらえるべきである。過去の教訓が生かされているとは言い難く、徹底的な検証と対策の策定を通じた更なる改善の努力を望む。
- ・ 飛行前の機体の点検、健康状態の確認をしっかりと実施していくべきである。
- ・ PDCAサイクルによる十分条件としてのCheck(見直し)とAction(改善)における安全上の問題や機能不十分な点が明らかにされておらず、見直し結果で明らかになった問題に対する有効な対策の実施が不明瞭である。単に決まり事の確認といった型どおりの見直しや実効性のない改善ではなく、傾向や兆候の背景まで見直し、具体的な方法や必要な資源を提供するための措置など、継続的・持続的改善策が求められる。
- ・ FTDにより、過去に航空大学校で発生した事故の対処訓練を実施することなどを考えるべきである。
- ・ 対地衝突防止装置、空中衝突防止装置、飛行記録装置、操縦室用音声記録装置等の機器搭載はコスト面の問題はあがるが、訓練機に搭載すれば機器の取り扱いや操作に習熟した旅客機の操縦に役立つと思う。

- 今後は人事交流の具体的成果についても踏み込んで検証する必要がある。
- 震災の影響による、学生数の確保未達、広報活動の停滞等についても、早期に正常化が行われることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化 (教育支援業務の効率化)	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により仙台分校のC90A、G58合わせて7機が流された。このため、新世代の航法装置を有するG58への移行に伴い退任予定であったC90Aの退任を遅らせるとともに、G58の代替機の導入を進めることで訓練機材を確保し、年度内にC90Aの退任を完了させている。また、並行して、新たに導入したG58型機の運用を行い、運航及び定時整備の実績データを取得している。 	<ul style="list-style-type: none"> 新世代航法装置を装備したG58型機によって業務効率化がなされたことは評価できる。 震災で失った機材の代替導入を進める中で、退任予定の旧機材の退任を完了させたことは、困難な課題を迅速に解決したという意味で評価できる。
航空安全に係る教育等の充実	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 7月28日、帯広分校において飛行訓練において、3名(学生1名、教官2名)が死亡、1名(学生)が重傷を負う航空事故が発生した。航空大学校としては、このような悲惨な事故が二度と起きないように、理事長をはじめ役員が一丸となって安全対策を更に強化し、安全運航の確保に万全を期し、学生に安心して教育を受けてもらえるように一層努力を重ねている。 また、平成22年11月5日、宮崎空港滑走路上で発生した訓練機のかく座事故を受けて、平成23年度に安全管理制度について、リスク評価の対象となる期間の明確化及び発生可能性の算出方法の明確化等、リスク評価方法の見直しを行い、安全管理制度を適切に運用できるようにしている。また、教官・学生に対し、安全教育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 前中期計画期間中の平成21年と22年にも機体を損傷する事故が発生しており、これで3年連続の事故発生となる。特に今回は3名もの死亡者が出た。事故発生の都度、再び事故を起こさないよう対策を立てているものの、結果的に訓練中に死亡事故が発生した事実を、きわめて重く受け止めるべきである。
成果の活用・普及	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度においては、東日本大震災等の影響もあり、「空の日」イベントは実施できなかった。 また、以下のとおり、航空教室及び市民航空講座を実施し、航空思想の普及、啓発を図っている。 【航空教室】 宮崎本校:3回 帯広分校:2回 【市民航空講座】 宮崎本校:2回 帯広分校:2回 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災というやむを得ない原因があったものの、航空機事故の影響と併せ、空の日行事を実施できない等、目標を下回ってしまった。 航空大学校の信頼がゆらぐような事故を二度と起こさないよう努力し、今後は今まで以上の航空思想の普及・啓発を行なってほしい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし。

法人名	自動車検査独立行政法人(平成14年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:竹内 浄)
目的	自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。
主要業務	1 自動車が保安基準に適合するかどうかの審査。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	自動車検査分科会(分科会長:大聖 泰弘)
ホームページ	法人: http://www.navi.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 第2期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底	4点×1 3点×8	4点×5 3点×4	S×3 A×6	S×4 A×5	S×3 A×4	S×1 A×6	
(2)検査情報の電子化等による検査の高度化	5点×1 4点×2 －×1	4点×1 3点×3	S×2 A×2	S×2 A×2	S×2 A×2	A×3	
(3)受検者等の安全性・利便性の向上	4点×1 3点×4	4点×4 3点×1	S×3 A×2	S×1 A×3 B×1	S×1 A×1	A×4 B×1	
(4)自動車社会の秩序維持	4点×2 3点×3	4点×3 3点×2	S×4 A×1	S×5	S×4	S×3 A×2	
(5)国土交通省、関係機関との連携強化						S×1 A×2	
2.業務運営の効率化							
(1)組織運営	4点×1 3点×1	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2)業務運営	3点×3	4点×1 3点×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	A×5	
(3)主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等	3点	3点	A	－	A		
3.予算、収支計画及び資金計画	3点	3点	A	A		A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	A	－	
5.重要財産の処分計画	－	－	－	－		－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－		－	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	3点	3点	A	A	A	A	
(2)人事に関する事項	3点	3点	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)
<ul style="list-style-type: none"> 項目別評点の最頻値
(法人の業務の実績)
<ul style="list-style-type: none"> 検査法人は、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施するため、不当要求の防止や職員能力、意欲の向上等の取組を推進している。 これらに加え、高度化施設を運用するとともに、検査情報の有効活用や新技術等に対応した審査方法の改善等、業務の質の向上に向けた取組を推進している。 この他、街頭検査については、目標台数を上回るだけでなく、不正改造車が多いと想定される場所、状況で実施する等、効率的かつ効果的な街頭検査に努めている。また、高度な技術が必要となる車台番号の改ざんやリコール事案の発見について、その技術の伝承等に積極的に取り組んでいる。 業務運営の効率化については、各事務所の業務量を踏まえた効率的な人員配置とする等の取組を実施している。 以上のとおり中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
受検者等の安全性・利便性の向上(受験者等の事故防止対策の実施)	1.(3)	<ul style="list-style-type: none"> 重大な人身事故となる恐れがある、排出ガス測定時に受検者が後続車にはさまれる事案をなくすため排出ガス測定器を改良し、同事案の発生件数がゼロ(平成22年度2件)となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 人身事故件数については中期目標達成のための目安の15件以下とはなっていないが、排出ガス測定時の人身事故等、再発防止策に取組み成果を

		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「安全衛生実施計画」の策定・徹底、マルチテスタ等の事故防止に有効な機器の導入、各事務所等における事故原因の分析、再発防止策の検討、情報の共有等の取組を実施している。 平成23年度の人身事故件数は17件と平成22年度と同数になっており、そのうち受検者の人身事故は5件(29%)である。 	<p>あげており、また、平成23年度の人身事故は、職員自身の事故が70%を占めており、再発防止策として職員に対して危険予知トレーニングを実施・徹底することにより、今後、これら再発防止策が有効に機能すると考えられることから、概ね着実な実施状況にあると認められる。</p>
自動車社会の秩序維持 (不正改造車対策の強化(不正改造車撲滅のための啓発活動))	1.(4)	<ul style="list-style-type: none"> 4つのカスタムカーショーに自動車検査官を延べ42名派遣しており、保安基準に適合しないにもかかわらず、公道走行が出来ない旨の表示をしていない展示車両64台に対して文書により注意喚起している。 カー用品販売会社3店舗に自動車検査官を延べ9名派遣しており、保安基準に適合しないおそれのある33件について、適切な表示等を行うよう注意喚起している。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正改造車を排除するため、単純な啓発活動ではなく、実際に会場や店舗に検査官を派遣し、具体的に注意を行っており、優れた実施状況にあると認められる。
国土交通省、関係機関との連携強化 (リコール対策への貢献)	1.(5)	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省におけるリコールに該当する不具合の早期発見、迅速なリコールに役立つよう、各事務所に対する周知徹底、業績表彰等を通じ、日常の審査業務において、問題意識をもって審査を実施し、情報収集に努めている。 各事務所からの車両不具合情報を精査し、その原因が車両の設計又は製作の過程にあると思われる情報14件について、国土交通省に対して車両不具合情報として報告を行っている。このうち、5件がリコール届出されている。 	<ul style="list-style-type: none"> リコール事案の発見については、日々の審査業務を問題意識をもって業務を行うことが必要であり、業績表彰や事案のイントラネットへの掲載等を通じて、その醸成に努めており、優れた実施状況にあると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 不正改造車撲滅のための啓発活動については、貴委員会の評価結果をみると、「不正改造車を排除するため、単純な啓発活動ではなく、実際に会場や店舗に検査官を派遣し、具体的に注意を行っており、優れた実施状況にあると認められる」としてS評定(優れた実施状況にあると認められる)としている。
会場や店舗に検査官を派遣し、具体的に注意を行う当該取組は、本法人の自主改善努力として、平成17年度から7年連続で取り組まれており、19年度から5年連続でS評定とされている。
しかしながら、平成23年度は検査官の派遣人数、派遣店舗数等が減少しており、経年的な状況を考慮すると、23年度の評価をS評定とする理由が分かりにくくなっている。
この点について、本法人は、実績が減少した背景には東日本大震災の影響があり、また、平成23年度においては、最近普及が著しい携帯電話ホルダー等のアクセサリ類について重点的に調査を実施したことをS評定とする理由の一つとしているが、そのような記載は評価結果にはない。
今後の評価に当たっては、国民の理解に資する観点から、経年的な評価の状況も踏まえつつ、評価に影響を与える事象があった場合には、それを評定の理由等において言及した上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:石川 裕己)
目的	鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことを通じて、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等。2 船舶の共有建造等。3 高度船舶技術の研究開発及び実用化支援。4 運輸分野に関する基礎的研究。5 鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付。6 旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用の支払等。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会(分科会長:前川 宏一)
ホームページ	法人: http://www.jrtt.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	順調	A	順調	A	A	A	<p>1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. ※印の項目に関しては、項目2.(4)と併せて評価している。また、*印の項目に関しては、項目1.(1)において評価している。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)総括的業務	3点×8	A×2					
(2)鉄道建設業務	4点×2 3点×2	S×2 A×2					
(3)船舶共有建造業務	3点	A					
(4)造船業構造転換業務		A					
(5)国鉄清算業務	3点	A					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務	4点×4 3点×4	SS×1 S×3 A×2					
(2)船舶共有建造業務	4点×1 3点×1	A×2					
(3)鉄道助成業務	3点×3	A×2					
(4)技術支援、調査研究開発、国際協力等業務	4点×4 3点×6	SS×1 S×3 A×1					
(5)造船業構造転換業務		A					
(6)国鉄清算業務	3点×2	S×2 A×1					
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算、収支計画及び資金計画	3点						
(2)総括的業務	3点×2	S					
(3)船舶共有建造業務	4点×2 3点×1	S×1 A×2					
(4)改造融資業務等の適正な処理	3点	A					
(5)実用化助成業務	3点※						
(6)造船業構造転換業務	3点	A					
(7)内航海運活性化融資業務	3点	A					
4.短期借入金の限度額	3点						
5.重要財産の処分計画	—						
6.剰余金の使途	—						
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	—						
(2)人事に関する計画	3点*						
(3)契約に関する計画	3点						
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務			4点×3 3点×6	S×4 A×5	SS×1 S×2 A×6	S×3 A×6	
(2)船舶共有建造業務			5点×1 4点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3)鉄道助成業務			3点	A	A	A	
(4)技術力の活用、技術研究開発及び実用化に対する			4点×3 3点×1	S×3 A×1	S×2 A×2	S×2 A×2	

支援等						
(5)国鉄清算業務			3点×2	A×2	A×2	A×5
(6)業務全般に関する項目			3点×3	A×3	A×3	A×3
2.業務運営の効率化						
(1)組織の見直し			3点	A	A	A
(2)経費・事業費の削減			3点×2	A×2	A×2	A×2
(3)随意契約の見直し			3点	A	A	A
(4)資産の有効活用			3点	A	A	A
3.予算、収支計画及び資金計画						
(1)予算、収支計画及び資金計画			3点	A	A	A
(2)財務内容の改善			4点×1 3点×3	A×4	S×1 A×3	S×1 A×3
4.短期借入金の限度額			3点	A	A	A
5.重要な財産の譲渡等に関する計画			—	—	—	—
6.剰余金の使途			—	—	—	—
7.その他業務運営に関する重要事項						
(1)人事に関する計画			3点	A	A	A
(2)積立金の使途			—	—	—	—

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果 (H24.9.19) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 各事業分野において、目標を上回る成果を達成しており、着実な業務実績を挙げているものと評価できる。評点の分布状況からみて総合評定はAとした。
- (課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 工事関係事故防止活動については、平成 23 年度において作業員の死亡事故が2件発生していることから、こうした事故を防止するための取組みをさらに徹底する必要がある。事故防止策の実施に当たっては、これまでの事故防止活動が十分なものであったかについての見直しも含め、事故原因の分析に基づいた確かな防止策を講じるべき。
- 我が国の優れた鉄道技術を海外展開する件について、協力の機会は増えたが、実際の建設までの道のりは遠く、引続き政府レベルでの支援が必要と考える。これを乗り越えて、建設と運行までの協力ができることが望まれる。
- 鉄道事業の再評価が世界各地で進められているなかで、事業経験の豊富な機構が我が国のリーダーシップを取れる人材育成に、長期的に取り組んで欲しい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
鉄道建設業務 (受託工事)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興の受託工事では、三陸鉄道の復旧に全面的に関わり、枠内張コンクリートの格子枠工による盛土工事やGRS一体橋梁などの成果を応用して質の高い工事を遂行し、また過去に受託した仙台空港線の復旧工事では、自発的アフターケア体制の下で機構内に協力支援体制を構築し、同線の早期全面再開を達成。 震災による緊急工事に迅速に対応するばかりでなく、新たな防災機能を付加。 三陸鉄道、仙台空港線に対し、復旧に向けた迅速な準備がなされ、早期の運行再開を実現。 	<ul style="list-style-type: none"> 震災の復興工事の遂行、とりわけ過去に受託した仙台空港線の復旧工事では、自発的アフターケア体制の下で機構内に協力支援体制を構築し、同線の早期全面再開を達成し、仙台空港株式会社から感謝状を得るなど、その真摯な業務遂行は高く評価できる。 鉄道建設においては災害に強い技術開発をするなど、時代の求めに対応した研究開発を重視していることは評価できる。 鉄道建設業務に関しては、その基礎となる高い技術力の維持と向上が図られるとともに、他機関から高い評価を受けている。
船舶共有建造業務 (船舶建造等における技術支援)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 新形式2軸型SES船型を開発し、在来船比で少なくとも 10～15%程度の省エネ効果を達成するとともに出港時の操船性を向上させることを実証。さらに二重反転プロペラ採用のSES船のプロペラ軸の検査を軸の抜出なしで行う技術を開発して、保守整備費用の削減に寄与したことに加え、先進二酸化炭素低減化船の機構開発船型を普及促進。 	<ul style="list-style-type: none"> 内航船舶建造では省エネとCO2削減に適応した船種・船型を開発するなど、時代の求めに対応した研究開発を重視していることは評価できる。 船舶業務に関しては、その基礎となる高い技術力の維持と向上が図られるとともに、他機関から高い評価を受けている。また、継続して地球温暖化対策が実行され、その成果が出ている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 内航海運活性化融資業務に係る手数料については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成 18 年 11 月 27 日付け政委第 23 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)の「第1 内航海運活性化融資業務の収束に向けた取組等」において、「説明責任を徹底する観点から、その使途を業務実績報告書等において公表するものとする」との指摘を行っている。
しかしながら、本法人においては、内航海運活性化融資業務に係る手数料の使途について、業務実績報告書等に十分な記載がされておらず、また、貴委員会においてはこれについての評価を行っていない。
今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たす観点から、本法人における内航海運活性化融資業務に係る手数料の使途を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国際観光振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:松山 良一)
目的	海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝。2 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営。3 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第11条第1項の規程による通訳案内士試験の実施に関する事務。4 国際観光に関する調査及び研究。5 国際観光に関する出版物の刊行。6 前各号の業務に附帯する業務。7 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第79号)第11条に規定する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	国際観光振興機構分科会(分科会長:佐藤 喜子光)
ホームページ	法人: http://www.jnto.go.jp/jpn/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	順調	S	順調	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. ※印のある項目は「評価済み」との記載あり。 5. 項目2.(3)の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 6. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 7. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	4点	S					
(1)組織運営	3点	A					
(2)職員の意欲向上と能力啓発	4点	S					
(3)業務運営の効率化の推進	4点×2 3点×1	S					
(4)人件費削減の取組み	4点	S					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)官民パートナーシップで諸外国との競争に立ち向かう外国人旅行者誘致活動	4点×4 3点×3	S×4 A×2					
(2)効率的・効果的な業務運営の促進	4点×1 3点×5 ※	S×1 A×3					
(3)事業成果の公表((3)情報の公開)	4点	S					
(4)附帯する業務	3点						
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)自己収入の確保	4点						
(2)予算(人件費の見積を含む。)	3点						
(3)収支計画及び資金計画	3点	S					
4.短期借入金の限度額	—						
5.重要財産の処分計画	—						
6.剰余金の使途	—						
7.その他業務運営に関する事項							
(1)人事に関する計画	※						
(2)事業パートナーとの連携強化	※	A					
(3)査証発給手続きの簡素化・迅速化、輸送力の増強、入国手続きの簡素化等の施策に関する関係機関に対する要請	3点						
I.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1.効率化目標の設定			4点	A	A	A	
2.総人件費改革			3点	A	A	A	
3.組織体制の整備			4点	A	A	A	
4.関係機関との連携強化			3点	A	A	A	
5.随意契約の見直し			3点	A	A	A	
6.民間からの出向者等の活用			4点	S	A	A	
7.プロパー職員の育成等			4点	S	A	A	
8.内部統制の公表			3点	A	A	A	
9.活動成果の明確化			3点	S	S	A	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1.海外宣伝業務			4点×2 3点×2	S×2 A×2	S×3 A×1	S×1 A×3	
2.国内受入体制整備支援業務			3点×2	A×2	A×2	A×2	

3.国際会議等の誘致・開催支援業務			3点	B	B	A
III.予算、収支計画及び資金計画						
1.自己収入の確保						
2.予算(人件費の見積りを含む。)			3点	A	B	B
3.収支計画及び資金計画						
IV.短期借入金の限度額			-	-	-	-
V.重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画			-	-	-	-
VI.剰余金の使途			-	-	-	-
VII.その他業務運営に関する事項						
1.人事に関する計画						
2.積立金の使途						
3.その他中期目標を達成するために必要な事項			※	※	※	※

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果 (H24.9.19) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 平成 23 年度は、東日本大震災の影響、世界的な経済不況や円高等、訪日外国人旅行者を誘致する上には極めて厳しい状況にあった。しかしながらこうした厳しい条件の中で積極的に事業を展開し、その結果、訪日外国人旅行者が急速に回復してきている。このように積極的に事業を行いながら、一方で、業務運営の効率化や業務の質の向上にも積極的に取り組んでおり、中期目標・中期計画について着実な実施状況にあると認められる。

(法人の業務の実績)

- 東日本大震災後、いち早く4言語のポータルサイトを立ち上げ、海外に対して日本の状況を正しく伝える情報発信を行っていることは高く評価できる。しかも、そのサイトは、関係省庁等からも評価され多くリンクされていることも、この取組は高く評価できるものであると言える。また、Facebookページを6箇所追加して13箇所での運用し、その結果、Facebookファン数は1年間で約20万人から約40万人へ倍増し、日本の政府機関のFacebookページの中で最多となっている。など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海外宣伝業務 (訪日外国人誘致のための事業(宣伝メディア広報事業))	II 1	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災及び津波による訪日旅行への影響を、いち早く国内の外国人旅行者及び海外に向けて伝えるため、地震発生当日から英語、中国語、韓国語の4言語による情報ポータルサイトを立ち上げ、気象庁の地震津波情報、東北や関東を中心とした交通情報、計画停電情報、多言語での各種相談窓口情報等、訪日旅行中の外国人が必要とする多様な情報を、概ね5月のGW前まで、土日不休にて日々情報更新して提供した。 世界の登録者数が8億2千万人を超え、多くの国でインターネット利用者の50%以上が日常の情報交換に利用しているFacebookを訪日情報の発信ツールとして更に活用するため、新たに5市場(ドイツ、豪州、インド、韓国、台湾)及び市場を特定しないグローバル版のFacebookページを開設し、平成22年度までに運用を開始した7市場(米国、カナダ、英国、フランス、タイ、シンガポール、香港)とあわせて13箇所のFacebookページからの情報発信を行った。写真を活用した日本の多様な観光魅力の紹介に加え、当該国における日本フェア等のイベント情報や日本関連のテレビ放映情報等、市場に応じたタイムリーな情報を日替わりで掲載した結果、平成24年3月末時点でのファン数は合計約41万5千人に達し、平成23年3月時点から倍増した。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災後の訪日旅行に関する懸念や風評被害を払拭するため、いち早く4言語のポータルサイトを立ち上げ、放射線量の状況をはじめとする安全安心情報を継続的に発信するとともに、外国人著名人や訪日外客自身の視点による動画メッセージ提供等を通じて、海外に対して日本の状況を正しく伝える情報発信を行っていることは高く評価できる。しかも、そのサイトは、関係省庁や地方自治体、観光関連民間事業者等からも評価され多くリンクされていることも、この取組は高く評価できるものであると言える。また、Facebookページを更に6箇所追加して13箇所での運用とする等、広報チャネルの拡大を図り、その結果、Facebookファン数は1年間で約20万人から約40万人へ倍増し、日本の政府機関のFacebookページの中で最多となっている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人水資源機構（平成 15 年 10 月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：甲村 謙友）
目的	水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 水資源開発基本計画に基づく次の施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築（イの施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築 イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設 ロ イの施設と密接な関連を有する施設。2 次の施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハの施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。） イ 水資源開発施設 ロ 愛知豊川用水施設 ハ 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロの施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの。3 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事。4 1から3の業務に附帯する業務。5 1から4の業務の遂行に支障のない範囲内で行う委託に基づく業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	水資源機構分科会（分科会長：濱田 政則）
ホームページ	法人： http://www.water.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間（平成 20 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	順調	A	順調	A	A	A	1.総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2.項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)機動的な組織運営	4点	A					
(2)効率的な業務運営	3点	A					
(3)事務的経費の節減							
(4)人件費の削減	4点	S					
(5)事業費の縮減	3点	A					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)計画的で的確な事業の実施	4点×1 3点×2	S×1 A×2					
(2)的確な施設の管理	4点×1 3点×2	S×1 A×2					
(3)災害復旧工事の実施	3点	A					
(4)総合的なコストの縮減	4点	S					
(5)環境保全への配慮	4点	S					
(6)危機管理	3点	A					
(7)工事及び施設管理の委託	3点	A					
(8)関係機関との連携(建設)	3点	A					
(8)関係機関との連携(管理)	3点	A					
(9)説明責任の向上	3点	A					
(10)事業関連地域との連携促進	3点	A					
(11)技術力の維持・向上	4点	S					
3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)		A					
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	3点						
5.重要な財産の処分等の計画							
6.剰余金の使途							
(1)一般積立金							
(2)その他積立金							
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	A					
(2)人事に関する計画	3点	A					
(3)積立金の使途	3点	A					
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項	3点	A					
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)的確な施設の運用と管理			4点×2 3点×1	SS×1 A×2	S×2 A	S A×2	
(2)リスクへの的確な対応			3点	A	S	A	
(3)計画的で的確な施設の整備			4点×2	A×2	A×2	A×2	
(4)環境の保全			4点	S	S	A	

(5)技術力の維持・向上と技術支援			4点	S	S	S
(6)関係機関との連携			2点	A	A	A
(7)水源地域等との連携						
(8)広報・広聴活動の充実			3点	A	A	A
(9)内部統制の強化と説明責任の向上			3点	S	S	A
II.業務運営の効率化						
(1)機動的な組織運営						
(2)効率的な業務運営						
(3)事務的経費の節減			4点	S	S	A
(4)総人件費改革に伴う人件費の削減						
(5)コスト構造改善の推進			3点	S	A	A
(6)事業費の縮減						
(7)適切な資産管理			3点	A	A	A
III.予算、収支計画及び資金計画						
(1)予算						
(2)収支計画						
(3)資金計画			3点	A	A	A
IV.短期借入金の限度額						
V.重要な財産の処分等の計画						
VI.剰余金の使途						
VII.その他業務運営に関する事項						
(1)施設・設備に関する計画						
(2)人事に関する計画						
(3)積立金の使途			3点	A	A	A
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項						

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果（H24.9.19）（主なものの要約）

(1) 総合評価

(評定理由)

- 評価項目16項目のうち、Sが2、Aが14項目の評価となっており、これら個別項目の評価及び記述による評価を踏まえ、総合評定については、中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められることからAとした。

(課題・改善点、業務運営に関する意見等)

- 武蔵水路改築工事で23年12月、油圧ホースが損傷し油流出事故が発生した。機構は破損したホースが使い古したものであることが原因とし、新品を使用しさらにシートで防護するよう工事方法を改善したが、24年3月に再び同様の事故が発生した。同様な事故が続けて発生したことは看過できない。重大な水質汚染事故には至らなかったが、事故責任の所在と損害賠償について厳しく検証する必要がある。
- 総人件費の削減に努められていることは評価できるが、様々な根拠、理由があるにせよ依然として対国家公務員指数は高いと言わざるを得ない。今後は、目標とする指数値と達成年次を明記し実行することが重要であるとする。
- 新たなストックマネジメントの方向として、用水路、調整池など保有するストックを活用して、中小水力や太陽光など再生可能エネルギーの生産を推進し、クリーンな電力の開発と電力不足の解消に貢献する方途を検討すべきである。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
的確な施設の運用と管理 (洪水被害の防止又は軽減)	I (1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、7月の新潟・福島豪雨や9月の台風12号、台風15号の影響により、全国的に降水量が多かった。機構の特定施設では、682回（約24.3回/年・施設）、延べ1,187日（約42.3日/年・施設）の防災態勢（注意体制、第一・第二警戒態勢）を執り、全22ダムのうち15ダムにおいて、54回の防災操作を実施（平成22年度は9ダム、25回）し、下流河川の洪水被害の軽減を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、平年より全国的に降水量が多い中、7月、9月の豪雨、台風も含め、的確な洪水調整により洪水被害の防止、軽減に寄与したことは高く評価できる。 特に、名張川上流3ダムや日吉ダムにおいて、下流側関係機関との緊密な連携と降雨や流量の実時間予測に基づく放流量調節で、下流の被害を軽減できたことは大きく評価できる。 一昨年の経験を活かし、ダム群の連携操作等の運用で洪水制御に再び効果を実証したことは管理技術の進歩と評価できる。今後も安全性を高めつつ確実な洪水制御の技術向上に期待したい。

<p>技術力の維持・向上と技術支援</p>	<p>I (5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 可搬式海水淡水化装置の活用について、小笠原諸島父島、東北地方太平洋沖地震により被災した宮城県女川町における実運用を通し、職員の直営作業化による運用体制の確立が図られ実運用可能な水供給手法の確立に向け大きく進捗した。 • 国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）設置細目が平成23年12月1日に改正され、水資源機構は、災害時に必要に応じて国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）と連携して活動することとされた。 • また、平成22年度に完成した滝沢ダム建設事業は、新たに開発・導入したコンクリート運搬工法（SP-TOM（Special Pipe Transportation Method））等の新技術開発を積極的に進めたことによりダム施工技术に貢献したこと、土木学会デザイン賞2010の最優秀賞を受賞した「雷電廿六木橋（らいでんとどろきばし）」などの周辺景観に配慮した施設デザイン等が高く評価され、平成23年度土木学会賞の技術賞を受賞した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 技術の開発とあわせて、それらを支える研究、さらに人材育成や技術移転などの国際協力が行われており、意欲的かつ活発な優れた活動が実施されており、目覚ましい成果を上げていると言える。 • 事業活動と結合した技術力向上のための努力が、実を結びつつあることは高く評価できる。 • 年度計画50題を上回る75題の論文等の学会・専門誌等への発表、それらの中でダム工学会論文賞、国土技術研究会優秀賞などの受賞や特許5件の取得などその取組は質・量の両面で高く評価できる。 • タイの洪水に対する国際緊急援助隊の派遣など、国際的活動も高く評価できる。 • 外部からの調査・設計・試験や施工管理業務を受託し、機構の高い技術力を活用していることは評価できる。 • 地方自治体職員やJICA研修生の受入を通じて、機構の技術力を積極的に外部発信するための取組は評価できる。
-----------------------	------------------	--	---

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人自動車事故対策機構(平成 15 年 10 月 1 日設立)〈非特定〉 (理事長:金澤 悟)
目的	自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号。以下「自賠法」という。)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。
主要業務	1 運行管理者への指導講習。2 運転者への適性診断。3 自動車事故被害者の治療・養護施設の設置及び運営。4 介護料の支給。5 自動車事故被害者・遺児への生活資金貸付け。6 一部立替貸付け。7 自賠法による損害賠償保障の周知宣伝。8 自動車事故防止と被害者保護の調査研究。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	自動車事故対策機構分科会(分科会長:堀田 一吉)
ホームページ	法人: http://www.nasva.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年(平成 19 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	A	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 第2期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	3点	A	A	A	A	
(2)人材の活用	3点	4点	S	S	A	A	
(3)業務運営の効率化	5点×1 4点×2 3点×6 1点×1	4点×4 3点×6	S×3 A×6	S×3 A×6	S×2 A×7	S×2 A×6	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務・適性診断業務	3点×2 2点×1	4点×1 3点×2	S×2 A×1	S×2 A×1	S×1 A×2	S×2 A×1	
(2)指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援	4点	4点	S	S	A	A	
(3)療護施設の設置・運営	4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	S×3	S×3 A×1	A×4	S×1 A×2	
(4)介護料支給等支援業務	3点×1 2点×1	3点×2	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S	
(5)交通遺児等への生活資金の貸付	4点×1 3点×1	3点×2	A×2	S×1 A×1	A×2	A	
(6)自動車事故による被害者への情報提供の充実	4点	3点	A	A	A	A	
(7)自動車アセスメント情報提供業務	4点×1 3点×5	4点×1 3点×5	A×6	A×6	S×1 A×5	S×1 A×3	
(8)自動車事故対策に関する広報活動	3点	3点	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	3点	3点	A	A	A	A	
4.短期借入金限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要財産の処分計画	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	3点	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3点	3点	S	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 業務運営評価及び総合評価から本法人の業務実績は、中期目標・中期計画・年度計画にしたがって、順調に業務を実施し、成果を上げていると認められることから、着実な実施状況にあると判断されるため。
- (法人の業務の実績)
- 本法人は、自動車事故防止と自動車事故による被害者支援を大きな柱の業務として、社会的に重要な使命を担う独立行政法人であり、限られた人員のもとで業務運営の効率化を進めつつ、社会状況の変化に応じた新たな業務にも取り組んでいる状況にある。こうした中、第2期中期目標期間の最終年度となる平成 23 年度の業務の実績については、中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。
 - 特にIT化を図った適性診断の受診機会を外部に拡大することにより、自動車事故防止対策の推進と業務運営の効率化を図るとともに、被害者支援専門員を配置し、介護料受給者宅への直接訪問により介護に関する相談・情報提供等を行う訪問支援サービスや関係者との意見交換を目的とした交流会を強化し、また、自動車事故による重度後遺障害者の治療・看護を行う療護施設の確実な運営、療護施設の入院患者の治療改善効果の分析・公表や介護者が実践可能な新看護プログラムを試行するなど、被害者支援の充実を着実に進めている。
 - なお、職員の不祥事案が発生しているものの、事案の発生後速やかに再発防止策の策定を行っているなど、全体的な評価

としては、法人として中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
指導講習業務・ 適性診断業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度における基礎講習の開催については、運行管理者補助者制度が定着したことも踏まえて、前年度と同程度の受講需要を見込み、基礎講習を 236 回(平成 22 年度 232 回)開催する等受講需要に適切に対応し、一般講習等を含む講習全体では、1,006 回(平成 22 年度 985 回)開催した。 講習用テキストについては、運送事業者を取り巻く経営環境に応じて適切に改訂を行っており、平成 23 年度においては、東日本大震災発生時の緊急物資輸送、人員輸送などの状況を具体的に記述し、災害発生時の対応について必要な情報提供を行った。 受診需要に適切に対応した受診機会を提供するため、i-NATS 契約事業者及び機構支所から遠隔地にある事業者を中心に貸出 i-NATS による診断の促進を図った結果、機構支所以外での受診者数は 108,740 人となり、一般診断受診者総数(255,965 人)の 42.5%を占めるまでになった。 事故防止に効果的なカウンセリング付一般診断については、全支所によるトップセールス等の効果もあり、4,085 人(対前年度比 63.5%増)に対して実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導講習業務・適性診断業務については、優れた実施状況にあると認められる。 引き続き、安全指導業務に係る民間参入を促進するため、新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等に対しては、本法人がこれまで培ったノウハウの提供等を積極的に行うことが求められる。
自動車アセスメント 情報提供業務	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の死傷者の減少を図るため、平成 22 年度までの調査結果を踏まえ、歩行者脚部保護性能試験を導入した。 電気自動車等の普及に伴い、衝突事故を起こした際に高電圧により感電しないことを確認するため、フルラップ前面衝突試験等の実施後に行う試験方法及び評価方法を策定し、感電保護性能評価試験を導入した。 新たに自動車アセスメントに導入された評価項目(後面衝突頸部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験、座席ベルトの非着用時警報装置評価試験)を考慮した「新・安全性能総合評価」を導入した。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの調査研究の結果を踏まえ、新たな試験及び評価を今年度から導入しているところであり、優れた実施状況にあると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人空港周辺整備機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：淡路 均）
目的	周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。
主要業務	1 空港周辺整備計画に基づく緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡。2 空港周辺整備計画に基づく航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。3 周辺整備空港に係る住宅騒音防止工事に関する助成。4 周辺整備空港の設置者の委託による、建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務。5 1から4の業務に附帯する業務。6 特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託による特定飛行場周辺地域の緑地帯その他の緩衝地帯の造成。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	空港周辺整備機構分科会（分科会長：盛岡 通）
ホームページ	法人： http://www.oeia.or.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	順調	S	順調	A	A	A	1.総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2.項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	S	4点	A	S	A	
(2)人材の活用	3点	A	3点	A	A	A	
(3)業務の効率化	4点×2	SS×1 S×3	4点×1 3点×2	A×2	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)業務の質の向上	3点×4	A×5	3点×2	A×2	A×2	A×2	
(2)業務の確実な実施	4点×2 3点×4	SS×2 A×4					
(2)内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施			3点×8	S×1 A×8	A×9	A×8 B×1	
(3)空港と周辺地域の共生	3点	A					
(3)随意契約の見直し			4点	S	S	A	
(4)大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備			—	—	—	—	
(5)業務の確実な実施			4点×2 3点×3	S×2 A×2 B×1	A×3 B×2	A×4 B×1	
(6)空港と周辺地域の共生			3点	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)		S					
(1)予算	4点		4点	A	A	A	
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—		—	—	—	—	
5.重要な財産の処分等に関する計画	—		—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—		—	—	—	—	
7.その他業務運営に関する事項	4点×2	S×2	3点×2	A×2	A×2	A×1 B×1	
(1)人事に関する計画	3点×1	A×1					

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果（H24. 9. 19）（主なものの要約）

(1) 総合評価

(評定理由)

- 25項目中22項目が「A」であり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。（課題・改善点、業務運営に関する意見等）
- 本社機能の福岡への移転後においても、理事長等と監事との意見交換や役職員相互の意思疎通を適時適切かつ積極的に行うことにより、引き続き機構の役割が十分に発揮できるよう努めること。
- 福岡の各事業についても、更なる事業費の縮減や事務の効率化を図るとともに、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）を踏まえた取り組みを実施すること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
内部統制及びガバナンス強化に向けた取	2(2)	・ホームページに「機構へのご意見・ご提案」および「お問い合わせ」窓口を設け、意見等の	・ホームページの「機構へのご意見・ご提案」専用の窓口により、意見等の募集を行った

組の実施 (国民の意見募集)		募集を行った。 なお、これまで機構に寄せられた意見・提案は無く、寄せられた問い合わせに対しては適切に対処している。 ・平成 23 年 7 月 19 日開催の国土交通省独立行政法人評価委員会第 12 回空港周辺整備機構分科会での評価の参考に資するため、同評価委員会において平成 23 年 6 月 29 日から 7 月 13 日までの間、平成 22 年度業績実績評価調査(案)に係る国民の意見募集を行った。(特に意見はなかった。)	ほか、業績評価に係る国民の意見募集について国と協力して適切に実施しており、概ね着実な実施状況にある。 ・努力はなされているが実績が少ないということは、意見募集の方法に改善すべき点があることを示唆している。
業務の確実な実施 (大阪国際空港周辺の緑地整備)	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 買収済みの土地約 1.3ha について造成・植栽を実施したものの、緩衝緑地第 1 期事業認可期間内の事業の達成状況は約 97% (12.9ha のうち 12.5ha を整備) で完遂できなかった。 また、平成 24 年 3 月 19 日の大阪空港周辺緑地整備推進協議会幹事会において、利用緑地、緩衝緑地第 1 期及び緩衝緑地第 2 期に係る今後の事業方針について議論した。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に買収済みの土地約 1.3ha について造成・植栽を実施した。緩衝緑地第 1 期事業の完遂を目指し、緑地整備箇所の対象物件所有者に対し粘り強く移転の交渉を行ったものの、0.4ha 買収することができなかったことから、緩衝緑地 1 期事業認可期間内の事業の達成状況は約 97% (対象面積：12.9ha、実施済：12.5ha) であり、概ね着実な実施状況である。
人事に関する計画	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度においては、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24 年法律第 2 号)」を踏まえ、平成 24 年 4 月から役員報酬及び職員給与を国と同様に引き下げたための改定を行っている。 また、平成 23 年 6 月末において、平成 22 年度における取組状況をホームページに公表した。 当機構の対国家公務員指数の平成 23 年度実績は 109.9 で、前年度実績(106.6)を上回った。これは、大阪国際空港事業本部の廃止に向けた組織の縮小に伴い、対象者数が前年度の 37 人から 20 人へと大幅に減少する中、次のような要因により上回ったものである。 <ul style="list-style-type: none"> ▶減少した職員の殆どが地方公共団体からの出向者であったため、結果として地域手当の異動保障を受けている国からの出向者の割合が増加(21.6%→40.0%)した。 ▶高い年齢層(56歳～59歳)における管理職手当の受給者の割合が増加(5/7人→3/3人)したことにより指数が上昇(111.7→121.5)した。 	<ul style="list-style-type: none"> 当機構の対国家公務員指数の平成 23 年度実績は 109.9 で、前年度実績(106.6)を上回っているが、これは、24 年 7 月の大阪国際空港事業本部の廃止に向けた組織の縮小に伴って対象者数が前年度の 37 人から 20 人へと大幅に減っており、個々の給与額が全体の指数に与える影響が大きくなっている中で、特定の年齢階層に管理職の職員が集中したことや、地域手当の異動保障を受けている出向者の割合が増加したことなどの特殊要因によるものである。 対象者 20 人の中で、56 歳～59 歳の年齢階層において、対象者 3 名のうち 2 名が部長級、1 名が課長級の職員であることから、指数が 121.5 となっており、全体の指数が大きく上がった要因となっている。 なお、56 歳以上の職員を除いた 17 名の職員で計算したラスパイレス指数は、106.8 とほぼ前年度並みの指数となっている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 人材の活用については、貴委員会の評価結果をみると、「年齢バランスの改善に努めた結果、前年度比では若干の改善となったものの、平成 19 年度と比較すると改善することができなかった。」として、年度計画の指標との比較及び中期計画の指標との比較を並列して記載していることから、どちらの指標をもって「A」評定(着実な実施状況にあると認められる)としているのかが分かりにくくなっている。
今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の理由等を明らかにした上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人海上災害防止センター（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：富賀見 栄一）
目的	海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
主要業務	1 海上保安庁長官の指示による排出特定油の防除のための措置の実施、当該措置に要した費用の徴収。2 船舶所有者その他の者の委託による、排出された油の広がり及び引き続き油の排出の防止並びに排出された油の除去、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置の実施。3 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の保有、これらの船舶所有者その他の者の利用への供与。4 海上防災のための措置に関する訓練。5 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術についての調査及び研究、その成果の普及。6 海上防災のための措置に関する情報の収集、整理及び提供。7 船舶所有者その他の者の委託による、海上防災のための措置に関する指導及び助言。8 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務。9 1から8の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	海上災害防止センター分科会（分科会長：宮下 國生）
ホームページ	法人： http://www.mdpc.or.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考	
<総合評価>	順調	A	順調	A	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。	
<項目別評価>									
1.業務運営の効率化									
(1)組織運営の効率化	-	A	3点	-	-	A	A		
(2)業務運営の効率化	4点×3	S×3 A×1	4点×2 3点×3	S×1 A×4	A×5	S×2 A×3	A×5		
(3)関係機関等との連携強化	3点	A	3点×2	A×2	A×2	A	A×2		
(4)防災措置業務の効率的・効果的実施の検討	4点	S							
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上									
(1)海上防災措置実施事業	3点×2	A×3	4点×3	S×1 A×4	SS×1 S×1 A×3	S×2	S×2 A×3		
(2)機材事業	3点×2	A	3点×2	A×2	A×2	A	A×2		
(3)海上防災訓練事業	4点×1 3点×1	A×2	4点×1 3点×1	S×1 A×1	A×2	S×1 A×1	A×1		
(4)調査研究等事業	3点	A×2	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(5)国際協力推進事業	3点×2	A×2	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×1		
3.予算、収支計画及び資金計画（財務内容の改善）		A				A			
(1)自己収入の確保	3点		3点	A	A		A		
(2)予算									
(3)収支計画									
(4)資金計画									
4.短期借入金の限度額	-		-	-	-		-		
5.重要な財産の譲渡等の計画	-		-	-	-		-		
6.剰余金の使途	-		-	-	-		-		
7.その他業務運営に関する事項									
(1)施設整備に関する計画	3点	A	3点×2	A×2	A×2	A	A		
(2)人事に関する計画	3点×2	A	3点×2	A×2	A×2	A	A×2		
(3)保有資産の見直し							A		
(4)内部統制の充実・強化							A		
(5)積立金の使途			-	-	-	-	-		

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果（H24.9.19）（主なものの要約）

(1)総合評価

（評定理由）

- 最頻値の評定であるため。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- 給与水準（ラスパイレズ指数113.8）に係る、23年度の取り組みとしては、国からの出向者に代えて若手職員を採用することにより、給与水準の引き下げを行ったことがあげられる。しかし、平成22年度において業務執行上必要とされる職員を中途採用したことの影響が大きく、22年度に比べ-0.9ポイントに留まった。今後も、業務の特殊性を考慮のうえ、給与水準に係る主務大臣の検証結果を踏まえた措置を講ずるとともに、引き続き、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。
- 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成21年12月21日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応

札・応募となった契約について点検、見直しを行っているところ、平成23年度に係る契約については特段の指摘はなかったとのことである。今後も、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検・見直しを進め、一層の競争性及び透明性の確保に努めること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海上防災措置業務 (海上防災措置業務 の適時・適確な実施)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 原因者からの委託に基づき、2件の事案に出動し、排出油等防除措置を適時・適確に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の発生に伴い生じた事案(2件)への対応により、安全な船舶交通や燃料油等の供給などライフラインが確保され、被災地域の経済活動・日常生活の維持に大きく貢献した。これは、センターが長年培った油防除に関する技術・能力を遺憾なく発揮した成果であり、この活動は優れた実績として評価できる。
海上防災措置業務 (HNS防除体制の充実強化(契約防災措置実施者に対する訓練))	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス(MDSS)を行った。 平成23年度は新たに24事業所とMDSS契約を締結し、石油コンビナート地区における事故対応体制の強化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 海上災害セーフティサービス(MDSS)は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び防災体制を向上させるものとして、優れた事業であり、平成23年度においても、参加企業が増加している。これは、サービスの内容について企業側から高く評価を受けていることの現れであり、センターの本取り組みは優れたものとして高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人都市再生機構(平成16年7月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小川 忠男)
目的	機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡。2 既に市街地を形成している区域における良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡。3 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業及び流通業務団地造成事業。4 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業等に参加組合員としての参加。5 特定建築者に特定施設建築物の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者となろうとする者がいない場合における特定建築者としての特定施設建築物の建設並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。6 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供。7 既に市街地を形成している区域における第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡。8 整備敷地等について、公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、条件を備えた応募者がいなかった場合における住宅又は施設の建設、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。9 地方公共団体からの委託に基づく都市公園の建設、設計及び工事の監督管理。10 機構が都市公団から承継、並びに機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡。11 賃貸住宅の建替え並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡。12 賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡。13 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合における国土交通大臣の求め又は地方公共団体の要請に基づく当該賃貸住宅の建設並びにその管理、増改築及び譲渡。14 被災市街地復興特別措置法第二十二條第一項に規定する業務の実施。15 密集市街地整備法第三十條に規定する業務の実施。16 東日本大震災復興特別区域法第七十四條に規定する業務の実施。17 福島復興再生特別措置法第二十三條に規定する業務の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	都市再生機構分科会(分科会長:長沢 美智子)
ホームページ	法人: http://www.ur-net.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I 業務運営の効率化							
1 組織運営の効率化	3点	3点	A				
2 事業リスクの管理	3点	4点	S				
3 事業評価の実施	4点	3点	S				
4 一般管理・事業費の削減	4点	4点	A				
5 総合的なコストの削減	4点	3点	A				
6 入札及び契約の適正化の推進	3点	3点	A				
7 積極的な情報公開	3点	3点	A				
8 業務・システム最適化の実現	3点	3点	A				
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 公の政策目的に資する都市再生の推進				A×4	A×4	A×4	
2 住宅セーフティネットとしての役割への重点化・個別団地毎の特性に応じたストックの再生・活用				S×2 A×1 B×1	S×1 A×3	S×1 A×3	
3 新規に事業実施しないこととされた業務				A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	
4 東日本大震災からの復興に係る業務の実施						S	
5 業務遂行に当たっての取組				A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 都市機能の高度化及び都市の再生	4点×1 3点×5	4点×2 3点×4	S×2 A×4				
2 良好な居住環境を備えた賃貸住宅等の確保等	4点×1 3点×3	3点×4	A×2				
3 新規に事業着手しないこととされた事業等	4点×2 3点×1	4点×1 3点×2	S×2 A×2				

4 事業遂行に当たっての取組	3点×3	3点×3	A×3			
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置						
1 業務運営の効率化				A	A	A
2 適切な事業リスクの管理等				A	A	A
3 一般管理費・事業費の効率化				S	S	S
4 総合的なコスト構造の改善						
5 入札及び契約の適正化の推進				A	A	S
6 業務・システム最適化の実現				-	-	
(財務内容の改善に関する事項)			S			
III 予算、収支計画及び資金計画				A	A	A
IV 短期借入金の限度額	4点	3点		-	-	-
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	-	-		-	-	-
VI 剰余金の使途	-	-		-	-	-
(その他業務運営に関する重要な事項)			A×1 B×1			
VII その他業務運営に関する事項						
1 施設、設備に関する計画	-	-		-	-	-
2 人事に関する計画	3点	3点		A	A	B
3 子会社・関連会社等の整理合理化	2点	2点				
3 関係法人に係る取組				A	A	A
4 中期目標期間を超える負債負担	-	-		-	-	-
5 都市再生機構法第33条第2項に規定する積立金の使途				-	-	-

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 業務運営については、以下の事項等に留意した取組みが必要である。
 - 都市再生業務については、今後一層進展する少子・高齢社会に対応するため、鉄道駅周辺を中心としたコンパクトな街が求められると考えられ、高齢者や共働き世帯にとって暮らしやすく、我が国の活力を高めるようなまちづくりに向けた取組みを行うことを期待したい。
 - 賃貸住宅業務は、機構の住宅セーフティネットとしての役割は高まるものと考えられ、高齢者、子育て支援のための地域福祉拠点としての住宅団地の再生については、コストとのバランスをとりつつ我が国のモデルとなるような取組を推進すべきである。
 - 東日本大震災からの復興に関しては、被災地において数多くの関係住民の意見調整等、準備段階での取組みに時間を要することは理解できるが、復興に向けた国民全体の期待感に応え、我が国全体に活力を生み出していくためにも、機構のノウハウとマンパワーを生かした一層の復興事業の推進支援が必要である。
- 今後の事業展開に関しては、以下の事項に配慮した取組にも期待したい。
 - コスト削減だけで収益を上げる構造では、いずれ事業本体に影響を及ぼしかねず、都市再生業務及び賃貸住宅業務の連携等によるハード整備と生活支援等のソフトサービスを合わせた対応等の新しい発想による積極的な展開も必要である。
 - 環境への配慮に関連して、エネルギーを都市単位で管理し、高度に有効活用する「スマートシティ」について国内外を問わず構想の立案が進んでいるが、民間企業や地元行政では、まちづくりとして総合調整を行いながらこれを実現していくことは難しいため、機構には、こういった面からの環境に配慮したまちづくりの取組に期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
個別団地毎の特性に応じたストックの再生・活用	I 2	<ul style="list-style-type: none"> • 少子高齢化や多様なニーズに対応するため、リニューアルによる改良を 3,262 戸実施するなど、賃貸ストック全体でバリアフリー化を図った住宅の割合は約 43%(平成 22 年度末)から約 44%に拡充した。さらに賃貸住宅ストック全体で、5棟の区分所有建物の耐震診断(機構単独所有の建物は既に完了)と診断済みの 144 棟の耐震化を進めるとともに、約 42,000 戸の外壁修繕などの計画修繕を適時・適切に実施したことにより、安全・安心が確保された良質な賃貸住宅ストックとしての有効活用が図られたと評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者支援施設の誘致としては、既存の空き施設において 23 年度末で 220 件と積極的な取組みが認められるが、既存の空き施設を利用した「民間活用による高齢者向けサービス提供」は 2 団地における実施であり、更なる推進が期待される。
東日本大震災からの復興に係る業務の実	I 4	<ul style="list-style-type: none"> • 東日本大震災の発生後、機構は直ちに理事長を本部長とする「総合災害対策本部」 	<ul style="list-style-type: none"> • 東日本大震災からの復興は、単に東北地方の問題ではなく、日本全体に関わることとして

施		<p>を設置し、国及び被災高校団体からの要請に基づき、全力を挙げて被災地における災害復旧・復興支援等の対策に取り組むこととした。震災支援に関する取組を総合して、機構の人的・物的資源等を活かして様々な対応がとられており、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に向けて優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>取り組むべき問題で、今まで培われた技術力やノウハウなどを活かすべき。復興まちづくり支援は覚書・協定の締結数や派遣職員数もさることながら、発災後の早い時期から、市町村の支援を行い、技術的ノウハウに乏しい市町村にあつて復興計画の策定に文字通り日夜を通じて支援した事実を記録しておくべきである。</p>
人事に関する計画	VII2	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成 23 年度)」の対国家公務員指数(事務・技術職員)については、年齢・地域・学歴を勘案した実質的な指数は113.6 となっている(年齢のみを勘案した同指数は119.7)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総人件費の削減が進む中で、ラスパイレ指数については、国家公務員の水準と差が開いてしまっており、平成 23 年度の検討結果を踏まえ、今後講ずる措置に加えて、国家公務員の給与改定に準じた引き下げ措置についても確実に実施し、さらに役職員の給与体系の在り方について、国民の理解と納得が得られるよう更なる改善に抜本的に取り組む必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:澤田 正晴)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	奄美群島振興開発基金分科会(分科会長:堀田 一吉)
ホームページ	法人: http://www.amami.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期 目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	概ね順調	概ね順調	A	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)業務運営体制の効率化	3点	3点	A	A	A	A	
(2)一般管理費の削減	4点	4点	S	S	S	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)保証業務	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(2)融資業務	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3)保証業務、融資業務共通事項	3点×2	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)財務内容の改善	3点×1 2点×1 1点×1	3点×1 2点×1 1点×1	C	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	
(2)予算							
(3)収支計画	3点	1点		B	B	C	
(4)資金計画							
4.短期借入金の限度額	3点	3点		A	A	A	
5.重要財産の処分計画	-	-		-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-		-	-	-	
7.施設・設備に関する計画	-	-		-	-	-	
8.人事に関する計画	3点	3点	A	A	A	A	
9.その他業務運営に関する重要事項	3点	3点	A				

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 奄美基金は、唯一奄美に存在する政策金融機関として、その制度趣旨に合致した業務運営が引き続き行われていると認められる。
- また、一般管理費の削減や債権管理体制の強化及び評価・点検チームによる業務見直し等による業務運営の効率化並びに事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることは高く評価される。
- 一方で、リスク管理債権の質の維持・向上及び累積欠損金の低減・解消については、財務の健全化に向けた取り組みを更に進め、一層の改善を図る必要がある。
- 以上、総合勘案するに、年度計画については順調に達成していると認め、上記評定とすに至ったものである。
- なお、現下の経済状況は引き続き厳しい状況ではあるものの、今後とも、奄美群島における奄美基金の果たすべき役割を再認識し、利用者ニーズの更なる発掘に努める等、引き続き奄美群島内の均衡ある自立的発展に向けた取り組みを行っていく必要がある。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 保証・融資両業務の事務処理の迅速化については、標準処理期間内での処理が9割を超え、計画を大幅に上回っていることは認められるが、評価指標自体が現状において適正な指標といえるのか検証すべきである。
- 保証・融資実績はここ数年増加傾向にあり、平成23年度も前年度に比し増加している。保証及び融資残高は、昨今の経済状況の影響を受けて共に減少傾向にあったが、保証残高については増加に転じている。奄美基金は唯一奄美群島内に存在する政策金融機関として引き続き郡島民のニーズを的確に把握しながら適切な業務運営を行っていく必要がある。
- 奄美基金は、多額の累積欠損金を抱えており、財務の健全化に向け、より一層の啓発・宣伝活動を行いながら、他の民間金融機関等との協調体制の強化及び融資先への経営アドバイス等を含めたコンサルタント的役割の充実など業務収入の向上、債権の質の

維持・向上による貸倒関連費用の低減等の対応を行っていく必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、年度計画(対20年度計画比で9%以上削減)を上回り24.5%の削減。なお、人件費(退職手当等を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し等により、年度計画(対17年度比で6%以上に相当する額を削減)を大幅に上回り14.6%の削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費の削減や債権管理体制の強化及び評価・点検チームによる業務見直し等による業務運営の効率化並びに事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることは高く評価される。
保証業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図った。 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行った。 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行った。(51回) 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行った。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者による財務諸表データ活用についての研修を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は、94.1%となっている。引き続き、スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。
融資業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図った。 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行った。 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行った。(51回) 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行った。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者との情報交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は、98.2%となっている。引き続きスムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。
予算 収支計画 資金計画	3(2) 3(3) 3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 予算及び収支計画については、純利益が引当金繰入の増加等により予算どおり達成できず損失となっている。(純利益 予算 28,360千円、決算△565,618千円) 資金計画の実績は適正に執行している。 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権額の削減、一般管理費の削減等による財務の健全化に努めてはいるものの、保証・融資両業務とも引当金繰入による費用が増加したため、昨年度より損失額が増加しており、計画未達成の状況となっている。 引当金の積増し自体は、資金収支を悪化させるものではなく、担保評価の厳格化に伴う一過性の措置であって、むしろ、赤字要因を将来へ持ち越さない、建設的、意欲的な取り組みとの評価もありえる。しかしながら、奄美基金は、多額の累積欠損金を抱えており、財務の健全化に向け、より一層の啓発・宣伝活動を行いながら、他の民間金融機関等との協調体制の強化及び融資先への経営アドバイス等を含めたコンサルタント的役割の充実など業務収入の向上、債権の質の維持・向上による貸倒関連費用の低減等の対応を行っていく必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:勢山 廣直)
目的	高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下「会社」と総称する。)に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。
主要業務	1 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け。2 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)。3 協定に基づく会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)。4 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け。5 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。6 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。7 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成。8 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務。9 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務。10 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理。11 10 の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	日本高速道路保有・債務返済機構分科会(分科会長:梶川 融)
ホームページ	法人: http://www.jehdra.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	3年(平成22年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期 目標期間	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I 業務運営の効率化							
1 組織運営の効率化	4点	3点	A	A	A	A	
2 業務リスクの管理	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×2 A×1	S×2	S×2 A×1	S×1 A×2	
3 業務コストの縮減	3点	3点	S	S	S	S	
4 入札及び契約の適正化の推進	—	—	—	—	A	S	
5 積極的な情報公開	4点×1 3点×6	4点×3 3点×4	S×1 A×6	S	S×1 A×7	S×1 A×7	
6 業務評価の実施	3点	3点	A	A	A	A	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け	3点×2	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
2 承継債務及び会社からの引受け債務の早期の確実な返済	3点×3	3点×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
3 会社が負担した債務の引受け	3点×2	3点×3	A×3	A×4	A×3	A×3	
4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築等のための無利子貸付け	3点	3点	A	A	A	A	
5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	3点	3点	—	A	—	A	
6 高速道路の新設、改築等に要する費用の縮減を助長するための仕組み	4点	4点	S	S	S	S	
7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行等	3点	3点	A	A	S	S	
8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	—	—	—	—	—	—	
9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	3点	3点	A	A	A	A	
10 業務遂行に当たっての取組	3点×5	4点×2 3点×3	S×1 A×4	S×2 A×4	S×2 A×3	S×2 A×3	

III 予算、収支計画及び資金計画						
1 財務体質の強化	3点×2	3点×2	S×1 A×1	A	S×1 A×1	S×1 A×1
2 予算						
3 収支計画	3点	3点	A	—	A	A
4 資金計画						
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—		—
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—		—
VI 剰余金の使途	—	—	—	—		—
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
1 施設、設備に関する計画						
2 人事に関する計画	3点×4	4点×1 3点×3	S×1 A×3	S×1 A×3	A×3	A×3
3 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途	—	—	—	—	A	A

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.19)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- ・ 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(法人の業務の実績)

- ・ 今後の金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高める観点から、長期債(10年)・超長期債(20~30年)の発行を行ったほか、資金調達が多様化の観点から、初めて4年債の発行や6か月の民間借入れを行うなど、総額2兆5,636億円の資金を調達。
- ・ 契約については、更なる競争性の向上を図るため、これまで随意契約としてきたインターネット接続契約について、仕様を全体的に改めるとともに、複数年契約による発注規模の拡大を図り、随意契約から一般競争入札に移行。また、一般競争入札の中で一者応札となっていた契約について、競争参加資格要件の緩和、事前公告及び郵送入札の実施に加えて、複数年契約等による発注規模の拡大を図ることにより、随意契約等見直し計画において契約方式を見直すこととした14件の一者応札が3件にまで大幅に減少。
- ・ ホームページについては、道路利用者及び一般の方に分かりやすいものとなるよう改善したほか、東北地方の高速道路無料開放及び首都高速、阪神高速の新料金制について、速やかにリンクを掲載し情報提供。
- ・ 地権者や関係機関等との協議や供用までの時間短縮による費用縮減に関する経営努力の算出方法について、認定に係る運用指針を改定し、より円滑に助成金を交付する仕組みを構築。
- ・ 機構による道路管理者の権限の代行については、閣議決定を踏まえ、例えば、特殊車両通行許可事務について、複数の道路を通行する場合における他の道路管理者からの協議手続を簡略化するため、地方整備局等と包括的事前協議を行うなど業務の効率化を実施。
- ・ 東日本大震災での経験を踏まえて、東京本部が機能不全となったことを想定した防災訓練を実施するなど防災体制を充実。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
高速道路に係る道路資産の保有、貸付け	II1②	・ 会社管理の水準、利便性の向上を示す客観的指標(アウトカム指標:本線渋滞損失時間等)について、会社間で対比するとともに目標の達成状況の確認を行い、「維持、修繕その他の管理の報告書」と併せて全社分をまとめてホームページで公表した。	・ 計画内容が着実に実行されており、会社間の比較ができるようになったのは進歩であり評価できる。しかしながら、目標設定の考え方や方法が不明であり、会社間ごとに目標が異なっているため、何が評価できるのか必ずしも明確でない。また、指標がカバーしている範囲も少ないように思う。
高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み	II6	・ これまでに経営努力要件適合性を認定したもののうち、助成金交付申請のあった27件について、助成金(約3.2億円)を交付した。	・ 関係機関との設計協議や供用までの時間短縮による費用縮減効果という極めて評価の難しい案件について、運用指針を適切に定め、結果としてコスト削減等に大きく寄与した。また、新技術の活用や標準化への取組も着実に実施されており評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし。

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構（平成19年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：宍戸 信哉）
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るものうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要な資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十八条又は福島復興再生特別措置法第二十四条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 中小企業退職金共済法第七十二条第二項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	住宅金融支援機構分科会（分科会長：村本 孜）
ホームページ	法人： http://www.jhf.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000027.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	概ね順調	順調	A	A	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。
<項目別評価>							
I 業務運営の効率化							2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。
1 組織運営の効率化	3点	3点	A	A	S	A	
2 一般管理費等の低減	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
3 業務・システム最適化	3点	4点	A	A	A	A	
4 入札及び計画の適正化	3点	3点	A	A	A	A	
5 業務の点検	3点	3点	A	C	A	B	
6 積極的な情報公開	4点	3点	A	A	A	A	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 証券化支援業務	4点×2 3点×5 2点×1	3点×7 2点×1	S×2 A×7	S×2 A×7	S×2 A×7	S×2 A×6	
2 住宅融資保険業務	3点×2 2点×1	4点×1 3点×2	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	
3 住情報提供業務	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	A×3	S×1 A×2	—	A	
4 住宅資金融通業務	3点×3 2点×1	4点×1 3点×2 2点×1	A×2 B×2	A×3 B×1	A×4	A×4	
5 団体信用生命保険等業務	2点	3点	A	A	A	A	
III 予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)							
1 収支改善 2 繰越損失金の低減	2点	2点	A	B	S	A	
3 リスク管理の徹底	3点×5	3点×4 2点×1	A×5	A×5	A×5	A×5	
4 予算、収支計画及び資金計画	—	—	—	—	—	—	
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	3点	4点	A	A	A	—	
VI 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
1 施設、設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
2 人事に関する計画	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	A×2	A×2	A×2	A×2	
3 積立金の使途	—	—	—	—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果 (H24. 9. 19) (主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 評定の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標に対して着実な実施状況にあると認められるため。 <p>(法人の業務の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費について平成 18 年度から▲22.6%の削減を実施し、中期目標に掲げる目標値(▲15%)を大きく上回ったほか、証券化支援業務及び直接融資業務の経費率について、ともに中期計画に掲げる目標値を達成した(証券化支援業務:目標 0.30%に対し実績 0.23%、直接融資業務:目標 0.35%に対し実績 0.30%)。 証券化支援業務については、機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間(3日)内の処理件数のシェアについて、中期計画に掲げる目標値(8割)を大きく上回った。また、積極的な IR 活動の結果、MBS 市場において地方投資家など 30 社程度の新規参入があったほか、平成 24 年 3 月には独法第一期中で最も低い対国債スプレッドである 40bp で月次債の発行条件を決定した。 収支の改善については、既往債権管理勘定において平成 23 年度決算で 837 億円の当期総利益を計上し、同年度をもって国からの補給金を廃止した。また、既往債権管理勘定以外の勘定(保証協会承継業務 33 に係るものを除く。)についても、中期目標に掲げる「中期目標期間の最終年度までに単年度収支の黒字化を達成」との目標を達成した。など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化	I 1	<ul style="list-style-type: none"> 住宅資金融通業務については、東日本大震災への対応として、災害復興住宅融資の制度拡充等について周知を行うとともに、融資相談等に適切に対応するため、地方公共団体等が開設している住宅相談窓口にも職員を派遣した。 団体信用生命保険等業務については、特に、東日本大震災に対しては、特約料の払込猶予や払込特約料の一時返戻の特例措置、団信弁済の手続きの簡素化等の対応を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災への対応として、震災発生当日に本店及び東北支店に対応本部を設置し、震災に関する情報共有や対応を組織横断的に一元管理する態勢としたほか、拡充後の災害復興住宅融資等が利用されるよう、地方公共団体と連携した現地説明、相談及び受付体制の迅速な整備等を実施した。また、融資相談業務、融資審査業務及び返済相談などに適切に対応できる態勢を整備するため人員の追加配置を機動的に行った。加えて、東北支店において管理体制の強化のため債権管理グループを増設したほか、防災集団移転促進事業や福島特措法への対応に関して、地方公共団体等との連携を強化していくために平成 24 年 2 月に専門相談チームを発足の上、同年 4 月に東北復興支援室を新設した。
収支改善 繰越損失金の低減	III 1, 2	<ul style="list-style-type: none"> 既往債権管理勘定以外の勘定(保証協会承継業務に係るものを除く。)の単年度収支が改善したのは、住宅事業者等への訪問等の広報活動によるフラット 35 及び優良住宅取得支援制度の周知等の収益拡大のための取組や、計画的な人員管理等の経費削減の取組によるものである。 MBS 引受手数料単価について、平成 23 年度は平成 18 年度から 100 円当たり 7.5 銭の引き下げ(平成 22 年度と同様の引受手数料)とし資金調達コストの低減に努めた。なお、コスト削減効果を試算すると、7.5 銭の引き下げに伴い約 18.7 億円となった。 既往債権管理勘定以外の勘定(保証協会承継業務経理に係るものを除く。)の利益剰余金は 168 億円となった(平成 22 年度は 285 億円の繰越損失金)。 リスク管理債権、事業の実施状況、損失の状況、処理方法等についてはディスクロージャー誌に掲載するとともに、ホームページにも掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> 既往債権管理勘定については、平成 23 年度決算において 837 億円の当期総利益を計上しており、引き続き繰越欠損金の解消に向けて的確な債権管理回収を進める必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。

⑩ 環 境 省

法人名	独立行政法人国立環境研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:住 明正)
目的	地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。)に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。
主要業務	1 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究(水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。)を行うこと。2 環境の保全に関する国内及び国外の情報(水俣病に関するものを除く。)の収集、整理及び提供を行うこと。3 2の業務に付随する業務を行うこと。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:松尾 友矩)
分科会名	国立環境研究所部会(部会長:小池 勲夫)
ホームページ	法人: http://www.nies.go.jp/ 評価結果: http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 第2期中期目標期間における「2.(7)物品一括購入における業務費削減努力」、及び「3. 財務内容の改善に関する事項」の※で記載した部分は、2.(3)で評価している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)環境研究に関する業務	A	A	A	A	A	A	
(2)環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	A	A	A	B	A	A	
(3)研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	A	A	A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)研究所の運営・支援体制の整備	/	/	/	/	/	A	
(1)戦略的かつ機動的な組織の編成	A	A	A	A	A	/	
(2)人材の効率的な活用	A	A	A	A	A	B	
(3)財務の効率化	A	B	B	B	B	A	
(4)効率的な施設運用	A	A	A	A	A	A	
(5)情報技術等を活用した業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(6)業務における環境配慮	B	A	A	S	A	A	
(7)内部統制の推進	/	/	/	/	/	A	
(8)安全衛生管理の充実	/	/	/	/	/	A	
(8)業務運営の進行管理	A	A	A	A	A	/	
3. 財務内容の改善に関する事項	※	※	※	※	※	※	
4. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備の整備及び維持管理	/	/	/	/	/	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	/	
(2)人事に関する計画	A	A	A	B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.20)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 環境研究の柱となる研究分野、課題対応型研究プログラム、環境研究基盤整備のいずれについても、適切な研究体制のもと、中期計画の目標の達成に向けて予定された各種のプログラムが着実かつ適切に進められ、さらに、東日本大震災に対応した放射性物質・災害環境に関する研究についても、優れた対応を取っている。これらの各研究分野等について、外部評価においても高い評価を得ている。また、研究成果の評価・反映も概ね適切になされている。 環境情報の収集・整理・提供については、情報の発信源として、適切な情報提供が行われており、東日本大震災関連の情報提供についても検索サービスを行っている等は評価できる。引き続き、利用者のニーズを踏まえた、分かりやすく、正確かつ適切な環境情報をできるだけ広い範囲で利用できるよう工夫することが望まれる。 研究成果の積極的な発信と社会貢献については、論文等発表、研究基盤としてのデータベース等の提供等による、研究成果の活用促進、広報活動を通じた社会貢献など、全般的に適切に取り組まれている。 業務運営については、研究組織の再編、震災放射線研究への人的資源の重点配分、財務の効率化、内部統制の推進により、全体的に改善が図られている。一方で、人材活用や契約関係の面では課題もあるが、常勤人件費の削減など一研究機関のみでは解決が難しいものもあることから、国への働きかけ等も含めた対応が必要である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
環境研究に関する業務	1(1)	• 研究の柱となる8つの研究分野を設定し、こ	• 中期計画の初年度として、重点研究プログラム

		<p>れらを担う研究センターを設置し、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に、分野間連携を図りつつ研究を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急かつ重点的な対応が求められる研究課題と次世代の環境問題に先導的に取り組む研究課題として重点研究プログラム、先導研究プログラムを各5つ立ち上げ。 研究連携部門を新設し審議役を配置、国内外の環境分野の研究機関との連携を推進。 国内企業等から受託研究を 21 件、研究奨励寄附金を 18 件獲得。大学とは、20 件の交流協定等により、教育・研究交流を推進。 二国間の環境保護協力協定等の枠組みのもと、7ヶ国の研究機関と連携し、29 件の国際共同研究プロジェクトを推進。また国際共同研究は、15 ヶ国の研究機関、1 共同設立研究機関、1 国際機関との間で実施。海外からの研修員、視察・研修者等 371 名を受け入れ。 	<p>と先導研究プログラムを推進すべく、研究体制が再編され、戦略的に研究が推進された。また、国内外の環境研究の中核機関、政策貢献型機関として、国内外の研究機関との連携が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 8つの研究分野について、それぞれ外部評価が行われ、全分野概ね良好と判断される。 重点研究プログラム、先導研究プログラムは全て比較的良好な評価を得ているが、初年度で研究として未醸成のプログラムもあるように見受けられ、今後の発展が期待される。なお分野毎だけでなく、プログラム毎についても、外部評価の意見とそれへの対応は記録しておくべき。 外部研究評価委員会の2回開催による研究概要への意見を徴集し、その評価を次年度研究計画に反映させていることは評価できる。 長期的な取組が必要な環境研究の基盤整備は、長期的、中期的な視点から適切な計画が示されている。
環境情報の収集・整理・提供に関する業務	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 様々な環境に関する情報を「環境展望台」においてわかりやすく提供。 新たに 2,702 件の情報源情報(メタデータ)を収集・整理し、提供。 	<ul style="list-style-type: none"> HP 上の環境展望台による分かりやすい情報提供を充実させ、目標を達成したことは評価できる。また地理情報システム(GIS)の情報を充実させるために適切な対応がなされた。
研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 査読付き発表論文数(453 件)、誌上発表件数(655 件)、口頭発表件数(1,272 件)はいずれも年度目標(前中期目標期間中の年平均値)を達成。(各種学会などで6件の論文賞を受賞、前中期目標期間平均と同等) プレスリリース(35 件)、テレビ等の報道・出演(152 件)、新聞報道(370 件)。また記者クラブとの勉強会等(3回)により、マスメディアに積極的に対応。 HP の内容更新により、最新情報や研究成果を提供。また「東日本大震災 関連ページ」を通じ、研究所の取組み等を情報提供。 知的財産について、1件の発明を職務発明に認定。3件の特許等が登録された。 公開シンポジウムを2回(計 770 名参加)、研究所の夏の一般公開(3,811 名参加。23 年度は震災の影響により春を中止。前年度は春夏2回の計 3,958 名参加)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の査読付き発表論文数、誌上発表、口頭発表ともに、目標を達成、適切に活動を続けていると評価される。一定の質が確保されていると考えるが、出来れば論文の質に関する何らかの情報提供も検討して欲しい。また、研究所 HP の利用件数の伸びも順調、論文等以外の広報活動も適切に行われている。 HP から地球環境モニタリング観測データを提供するなど、研究基盤としてのデータベースや試料提供などが着実に進んでおり、環境政策への貢献も大きいと評価できる。また、特許権等の活用状況については、新たな規程を制定するなど積極的な対応や取得した特許を活用する体制整備が順調に進められている。 公開シンポジウム等により、研究成果の国民・社会への普及・還元が積極的に行われている。また、震災被害にもかかわらず、一般公開等への参加者が多いことは高く評価される。
研究所の運営・支援体制の整備	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 外部研究評価委員会等の体制を整備。 理事長を長とする「放射性物質・災害環境研究チーム」を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 第3期中期計画の初年度として、管理部門の統合など、適切かつ効率的に運営されている。(研究組織再編等は、評価項目1(1)参照。)
人材の効率的な活用	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 8つの研究分野を担当する8研究センター・研究室の構成に対応する研究者を配置。 研究系常勤職員 31 人(パーマネント研究員 14 人(うち、10人は任期満了となった任期付研究員)、任期付研究員 17 人)を採用。 年度末の研究系常勤職員の人数は 197 人。(うち、任期付研究員は 39 人) 	<ul style="list-style-type: none"> 公募による研究系職員の採用、人材研究者の確保など人材の効率的活用、人材の交流が活発に行われている点が評価できる。 特に研究部門の常勤職員職員比率が少ないため、不安定な勤務条件で研究活動を続けざるを得ない。社会への働きかけ等を通じて研究者育成への理解を得る活動が求められる。
財務の効率化	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金について、業務経費は対前年度比1%減、一般管理費は同3%減で予算措置されている。23 年度の決算額は、前年度に比べて、業務経費 4.2%(381 百万円)減、一般管理費 19.9%(101 百万円)減。 受託収入等自己収入は、3,172 百万円。対前年度比 2.1%(66 百万円)増。うち競争的資金は 1,992 百万円、対前年度比 4.0%増で、前中期目標期間とほぼ同額を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 震災要因はあるものの、対前年度で削減された交付金、一般管理費の中で、震災対応研究を実施するなど、適切に運営されている。また、競争的資金等外部資金の獲得により自己収入の増など成果をあげている。人件費については、給与水準が国家公務員と比較して高いが、国に準じた給与制度となっている。 競争性のない随意契約の比率がかなり高いが、契約の適正化は的確に対応されている。
内部統制の推進	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 定例会議を毎週開催し、研究所のミッションを踏まえた運営上の課題(リスク)の把握、対応の方向性の検討等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス基本方針の策定、委員会の設置・運営等の体制が整備され、理事長のリーダーシップの下、推進されていると評価できる。
安全衛生管理の充実	2(8)	<ul style="list-style-type: none"> 希望者への追加検診を実施。 震災放射線研究に対応し、所員の安全・安心を確保するためのマニュアルを作成。 カウンセリング体制を強化。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法に基づく必要な措置、施策がとられ、震災放射線研究の実施に伴うマニュアル作成や健康診断並びに特定研究場所を設定するなど、適切に対応されている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人環境再生保全機構(平成16年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:福井 光彦)
目的	公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
主要業務	1 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害に係る健康被害の補償及び予防に関する業務を行うこと。2 民間団体の環境保全活動への支援及びこれらの活動の振興に必要な調査研究、情報の収集・整理・提供等を行うこと。3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用に対する助成を行うこと。4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場の維持管理積立金の管理を行うこと。5 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害者の救済に関する業務(被害者の認定、救済金の給付、拠出金の徴収)を行うこと。6 1～5からの業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:松尾 友矩)
分科会名	環境再生保全機構部会(部長:西間 三馨)
ホームページ	法人: http://www.erca.go.jp/index.html 評価結果: http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期 目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)公害健康被害補償業務	A	A	A	A	A	A	
(2)公害健康被害予防事業	A	A	A	B	A	A	
(3)地球環境基金業務	A	A	A	A	A	A	
(4)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	B	B	B	B	A	A	
(5)維持管理積立金の管理業務	B	B	B	A	A	A	
(6)石綿健康被害救済業務	A	A	A	A	A	A	
2 業務運営の効率化	B	A	A	A	A	A	
(1)組織運営	B	B	B	A	A	A	
(2)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)業務における環境配慮	A	A	A	A	A	A	
3 財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
(1)財務の状況		A	A	A	A	A	
(2)承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	A	A	A	A	A	
(3)短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	A	
(4)重要な財産の処分等に関する計画				A	B	A	
4 その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	A	A	A	
(1)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)積立金の処分に関する事項				A	A	A	
(3)役職員の給与水準等		B	B				
(4)その他	—	A	A				

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.20)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成23年度においては、年度計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項について、十分な成果を上げており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
公害健康被害補償業務	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率は99%以上を維持できた。 納付金にかかるオンライン申請について、都道府県等の担当課長及びセキュリティ責任者に説明及び導入の依頼を直接行うなどの働きかけをした結果、全ての都道府県等において導入することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 賦課金の申告額に対する収納率をほぼ100%としたことは評価できるが、計上誤りによる過小申告等が調査対象の約1/4の事業所で確認されており、今後とも実地調査のさらなる充実が求められる。 都道府県等の納付について、オンライン申請実施率を100%としたことは高く評価できる。
公害健康被害予防事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 運用収入を安定的に確保することができた。 平成22年度に行ったヒアリングにより事業の見直しを進め、本年度実施した患者団体等との意見交換において、その内容がニーズに即したものとなっていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 予防基金の運用状況については、途中償還された円建外債の国内債券での再運用などにより、収入の安定確保が図られている。 参加者のニーズを把握し、それを次年度の事業計画に取り入れるなど、ニーズを踏まえた事

		<ul style="list-style-type: none"> 知識普及、研修事業参加者に対するアンケートを行い、各事業への満足度及び意見等を収集し、対象者のニーズを適切に反映するよう事業となるよう改善を図った。 助成事業については、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業に重点化して実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 業内容の改善等が着実に図られている。 環境保健分野に係る助成事業については、患者団体へのヒアリング等によって把握した患者ニーズを踏まえつつ、ソフト3事業(健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業)等の地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化が図られている。
地球環境基金業務	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象の裾野を広げるため、これまでに地球環境基金の助成を受けたことがない団体を対象とする発展助成を36件採択した。また、助成金支払申請処理日数については、中期計画目標である4週間以内を達成し、前年度よりも平均日数を縮減できた。 基金の知名度向上のため広報活動を強化しているものの、東日本大震災の影響により、基金への寄付額が減少したため、これまでの活動に加え、新たな寄付方法の導入など更なる広報募金活動の充実を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 助成期間(3年)の厳守等による助成先の固定化の回避、助成対象拡大のための広報、事業の重点化、情報提供の強化など利用者の利便性向上については、第三者委員会による評価を踏まえ、確実に実施されており、また、助成金の支払い日数も前年度より短縮されている。 既存寄付者向け取組、新たな寄付方法の導入を行うなどの募金活動の強化、公債による基金の適切な運用がなされているが、震災の影響もあり寄付金額は前年度より半減している。募金活動をより一層強化することが期待される。
石綿健康被害救済業務	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> 救済制度と労災保険制度を対比した内容のパンフレット等を環境省及び厚生労働省と連携して作成し、関係機関に配布した。 申請・請求の受付から認定等までの期間の短縮に努めた結果、医学的判定1回で認定等に至る案件の期間が前年度112日から今年度89日へ、追加資料要求案件では244日から229日へと大幅に短縮できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体による広報活動が関係機関とも連携しながら行われているなど効果的な広報がなされている。 医学的判定にかかわる資料の作成の効率化等に努めるなどして、認定までの処理日数を短縮したことは評価できる。また、救済給付の支給状況についても前年度を上回り、救済給付の審査・支給は適切になされている。
組織運営の効率化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 組織の改編により3課を削減し、また、資金の管理・運用を一元化することで、効率化を図った。 リスク対応状況の確認等を行うことで、各職員へのリスクに対する意識が向上し、組織的なリスク管理を着実に推進することができた。また、内部統制基本方針に基づき、理事長が各職員との間で情報伝達、情報共有の実態と問題点について意見交換し、末端までの意思疎通を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理部門については、資金の管理運用について経理部に一元化するとともに、事業部門については、組織改編により3課を削減するなどして、業務体制の効率化・スリム化を図っている。 リスク管理委員会、理事長と各職員による直接意見交換の取組みなどが実施され、内部統制及びコンプライアンス強化について評価できる。
業務運営の効率化	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費については、ともに計画を上回る削減を行った。 競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった案件については、全て契約監視委員会において確認・点検され、その内容については妥当と判断された。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部有識者からなる各種委員会の提言を受け、緊急性・必要性の高いものについて改善を図るなど改革に努めており評価できる。 一般管理費及び業務経費ともに計画を上回る削減となっている。 競争性のない随意契約の削減の方向のほか、一社応札となった事例を類型化し分析するなど、明確に対応している点も評価できる。
財務の状況	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国から財源措置された運営費交付金の使用実績が予定を下回った。 資金の運用については、資金の管理及び運用に関する規程、及び各基金等の性格を踏まえた運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金の使用実績については、事務の効率化による経費の縮減等により計画額を下回っている。 資金運用については、各基金の運用方針等に基づき安全かつ効率的な運用が図られている。
承継業務に係る債権・債務の適切な処理	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 正常債権以外の債権の状態及び取組状況を可視化し、延滞発生時の初期動作等に重点的な取組を行うこと等、個別債権の監視強化により、当該債権の圧縮を図り、35億円を回収(平成22年度36億円)。一般債権からの移入はなく、正常債権以外の債権残高を300億円以下とする中期計画目標に対して、債権残高302億円と、目前に迫ることができた。 サービスの新規委託に関しては、新たに2億円の新規委託を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度末の正常債権以外の債権残高は、個別債権ごとの管理強化により、約47億円圧縮し中期計画の目標をほぼ達成した。また、約定弁済先の管理強化については、一般債権から延滞発生段階で迅速に現地調査等を行うなどして見極めており、適正に実施されている。 サービスの新規委託については、当年度2億円の新たな委託を行い、中期目標(28億円)に対する達成率は82%となっている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

⑪ 原子力規制委員会

法人名	独立行政法人原子力安全基盤機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:中込 良廣)
目的	原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。
主要業務	1 原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務を行うこと。2 原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価を行うこと。3 原子力災害の予防、拡大の防止及び復旧に関する業務を行うこと。4 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保(安全確保)に関する調査、試験、研究及び研修を行うこと。5 安全確保に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。6 1～5に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏きみ子)
分科会名	技術基盤分科会原子力安全基盤機構部会(部会長:遠藤 怜)
ホームページ	法人: http://www.jnes.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2012/
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	B	B	B	1. 原子力安全基盤機構は平成24年9月に原子力規制委員会所管法人となったが、平成23年度業務実績評価については、移管前に経済産業省評価委員会において行われている。 2. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	B	B	A	A	B	
2. サービスの質の向上							
(1)検査等業務	A	A	A	C	B	B	
(2)安全審査関連業務	AA	A	A	B	A	A	
(3)防災関連業務	A	A	B	B	B	B	
(4)安全研究・安全情報関連業務	A	A	A	B	B	A	
(5)国際業務、広報業務	A	A	A	A	A	A	
3. 財務内容	B	B	B	B	B	B	
4. その他業務運営に関する重要な事項	—	—	—	—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.7.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成23年度においては、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応を最優先課題とし、原子力安全の専門機関として、又、機動性を有する独立行政法人として、事故対応に万全を期すよう安全審査等関連業務、防災関連業務、安全研究等関連業務、国際業務等を実行し、原子力安全・保安院等を支援した。また、検査未実施の事例を踏まえ設置した「検査等業務に係る第三者調査委員会」からの提言を受けて、検査等業務については、主体性、独立性の確保などに向けて改善に取り組んでおり、概ね業務計画を達成している。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 新規卒卒者は6名及び中途採用者は33名を確保。 優秀な人材を確保する制度として、若手博士号取得者(ポスドク)にキャリアパスを提供する制度(特定雇用職員)を毎年募集型とした。 機構の業務分野を基に、シンクタンク型(試験、研究、解析、調査業務等)、検査員・審査員型及び企画管理型の3つの代表的なキャリアパスを策定した。 ワシントン事務所の管理経費を22年度比で30%削減。 IT総コストを22年度実績比で32%削減。 総人件費については、東京電力福島第一原子力事故の対応業務により時間外労働が増大し、42.3億円と前年度比6.1%の増となったが、常勤職員の計画的な採用を進めてきたことから、平成19年度比9.4%減となり、最終中期目標年度の目標とした4%減を達成。 	<ul style="list-style-type: none"> リクルート活動の強化が人材確保の上で成果を上げている。高度の技術的スキルを保有することが必須の組織であるので、既成概念にとらわれず、多様な手段を用いて必要な人材を獲得する必要がある。 新卒採用は、年齢構成の適正化が必要な機構にとって喫緊の課題である。この点に関し、大学へのリクルート活動の強化を通じて、新卒者の採用ルート確保に成功しつつある。これは、年度計画を越えた成果であると判断する。その他、人材育成や活動については、年度計画が着実に遂行されていると判断する。なお、人材育成については、職員の「地力」を向上させる一層の取り組みを求めたい。 事故後の高負荷の下でも業務経費の削減施策を着実に進め計画以上の成果を上げた。
検査等業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法及び原子炉等規制法に規定される検査等を522件実施。検査員の延べ出張日数は4664人・日。 「検査等業務についての第三者調査委員会」を設置し、取り組み姿勢など様々な問題点を徹底的に分析抽出。 同委員会からの報告を踏まえて、課題を整理し、主体性、独立性確保に向けて改善に取り組んだ 検査等業務の改善に向けた研修など計画外研修の実施や、新たに公開した2件のeラーニング教材での受講を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉等規制法及び電気事業法に基づく検査等を実施するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況確認等に係る立入検査への協力を行うなど年度計画を達成した。 検査未実施の事例から指摘された検査業務プロセスの改善に対する取り組みも行われたところであるが、適正な検査体制の確保など改善に時間を要するものや検査員の質の向上のための研修の充実など継続的に実施するものについては、今後も引き

		<ul style="list-style-type: none"> 保安活動総合評価については、PI(Performance Indicator, 安全実績指標)等評価方法の改善検討を行うとともに、その評価手法に基づいて、試運用に向けて評価を実施。 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて防災やシビアアクシデントの評価手法の改善の取り組みについては、保安院と連携を図っていく。 	<p>続いて改善に努めるとしており、これらの状況について引き続きフォローアップしていくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体としては、年度計画を達成している。一方、「検査等業務についての第三者調査委員会」をすみやかにJNES内に設置し、問題点を分析抽出した結果、組織体制を改めるなど、改善に着手している。
安全審査関連業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所の水素爆発に対する原因究明の一環として格納容器の脆弱部分(ペロー部やフランジシール部等)の評価を実施。 発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価(ストレステスト)として、保安院との合同チームにて、事業者作成の報告書の審査を実施。「報告書の精査」「事業者とのヒアリング」において技術的な視点から保安院の支援を行うとともに、「意見聴取会での委員対応」「現地調査」「IAEA対応」「審査書作成」「原子力安全委員会対応」等についても、技術的な視点から一連の作業を保安院と協同して実施。 国内外の事故・故障事象を対象にして、事象の安全性への潜在的な影響を体系的に分析し、リスク情報を用いた概略評価を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所事故対応のために、当初計画とは異なる業務内容を速やかに実施する必要があったが、柔軟に対応し、種々の重要な安全解析・安全審査関連業務を実施している。とりわけ、事業者の行った発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価(ストレステスト)の妥当性確認や、年度計画では想定されていなかった原子力災害現地対策本部からの依頼事項に的確に対応した点などは評価できる。 福島第一原子力発電所事故に関連して必要とされた数多くの技術的検証は、年度計画で想定されていなかった内容も含め、迅速かつ適切に行われた。
防災関連業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応として、官邸、保安院等に対する技術支援のための専門技術者の派遣、中期的な安全確保のための要件、審査基準案等の保安院へ提示、シビアアクシデント対策の規制要件化、原子力災害対策の見直し等の支援を実施。 地方自治体からの要請を受けて防災訓練への支援を実施。 オフサイトセンターへの生活環境維持機材、非常食料、遮へい機能付防護服、通信機器等の整備、緊急時対策支援システム(ERSS)の24時間監視体制及び異常確認時の通報体制の整備等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所事故についての事故対策、対応について、関係機関への支援を積極的に行うとともに、中期的な安全性確保について、適切な安全審査基準の提案、シビアアクシデントの規制要件化、原子力災害対応の見直しなど技術的に的確なサポートを行っている。 また、防災に関わる人的支援体制、訓練の強化等のソフト面での充実、並びにオフサイトセンターへの遮へい機能付防護服の追備等は図られたが、オフサイトセンターが具備すべきハード面での要件についても明確化を図り、充実に向けた取り組みを行っていく必要がある。
安全研究・安全情報関連業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 必ずしも緊急性が高くないと考えられる研究開発段階炉の高性能炉心に向けた燃料技術、地層処分規制要件の検討等の研究項目など9つのプロジェクトの実施を凍結。 東京電力福島第一原子力発電所4号機の事故状況に鑑みて、同号機から試験体として提供を受ける予定であった高経年化対策に関する1件のプロジェクトを中止。 新たな規制ニーズへの資源展開による修正として、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて緊急に1年で実施する7件の研究プロジェクト及び新たに取組むべき課題に対処するために実施すべき15件の研究プロジェクトを立ち上げるなど、計画を最適化。 研究開発段階炉に関する安全研究計画については、新たに策定される原子力政策大綱を踏まえ、平成24年度中の実施も含めて再設計を行うこととした。 安全研究テーマの抽出を行うための基礎・基盤研究を平成23年度で廃止。 これまでに整備したシビアアクシデント解析手法を用いて東京電力福島第一原子力発電所事故に係る種々の解析を行い、事故を分析し保安院の事故対応を迅速に支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応に重点化した安全研究プロジェクトの見直しや新たなマネジメントシステムの構築に向けた体制見直しなど年度計画は着実に遂行された。 福島第一原発事故への対応、プロジェクトの見直し、マネジメントシステムの改革などを含め、年度計画は、着実に遂行されている。 安全研究のなかでも地震ハザードの評価、津波PSAなど東日本大震災の教訓を受けた原子力発電所の安全性向上への取り組みにおいて、技術的クオリティの高い業務を実行している。 これら事故対応案件については、限られた時間内で研究を進め、一定の成果をあげているが、今後は、防災、廃棄物分野等において、国民が期待する研究成果を提供していくことも必要である。 地震ハザードの評価、津波PSAなど、東日本大震災の教訓を受けた原子力発電所の安全性向上への取り組みにおいて、技術的クオリティの高い業務を実行している。これらを含めた取り組みは年度計画を越えた業務の達成状況であると判断する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 拡散シミュレーション結果については、平成24年10月26日に本法人が実施した拡散シミュレーション結果の処理の一部に不備が判明したほか、九州電力株式会社が本法人に誤ったデータを提出したことから、同年11月6日に計算結果に誤りが確認されるなど、再三の修正が必要となった。今後の評価に当たっては、原子力規制委員会による指示に基づき、シミュレーション結果についての総点検が適切に行われているか、また、根本原因を含む原因分析が適切に行われ、再発防止策の実効性が確保されているかについて厳格な評価を行うべきである。
- 会計検査院の平成23年度決算検査報告において、放射線測定器等の調達契約に当たり、放射線測定器の校正費を重複して積算していたため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていて不当であると指摘されている。今後の評価に当たっては、本法人が同指摘事項に対して講じた措置等について明らかにするとともに、当該措置等が適切に実施され、契約の妥当性が確保されているかについて厳格な評価を行うべきである。

⑫ 防 衛 省

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(平成14年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:長岡 憲宗)
目的	駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者(駐留軍等労働者)の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施(労働契約の締結、昇格その他の人事の決定を除く。)に関する業務を行うこと。2 駐留軍等労働者の給与の支給(額の決定、給与の支払を除く。)に関する業務を行うこと。3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施(法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舎に供される行政財産の管理、表彰(永年勤続に係るものに限る。)を除く。)に関する業務を行うこと。
委員会名	防衛省独立行政法人評価委員会(委員長:新井 誠)
分科会名	-
ホームページ	法人: http://www.lmo.go.jp/ 評価結果: http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/dokuritsu/gijiroku/kekka.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	<p>1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。</p> <p>2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p> <p>3. 平成19年1月9日に主務大臣が内閣総理大臣から防衛大臣に変更されている。</p> <p>4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 業務の運営体制	A×4 B×1	A×5	A×5	A×5	A×5		
(2) 経費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(3) 職員の意識の高揚							
(4) 業務の効率化・要員縮減						A×2	
(5) 最適な業務実施体制の検討への参画等						A	
(6) 契約の点検・見直し						A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 駐留軍等労働者の募集	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A	
(2) 駐留軍等労働者の福利厚生施策	A×3	A×3	A	A	A×3	A×5	
(3) 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査及び分析並びに改善案の作成	A×1 B×1	A	A×2	A×2	A×2	A	
3.予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.不要財産の処分に関する計画等	-	-	-	-	-	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2) 人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3) 中期目標期間終了時の積立金の使途						-	
8.その他							
(1) ほう賞事業の見直し						A	
(2) 保有資産の見直し						A×2	
(3) 給与水準の適正化等						A	
(4) 内部統制の充実・強化						A	
(5) 事業の透明性の確保等						-	
9.年度計画以外の業務実績等							
(1) 随意契約の適正化	A	A	A	A	A		
(2) 保有資産		A	A	A	A		
(3) 官民競争入札		-	A	A	A		
(4) 内部統制		A×2	A	A	A×3		
(5) 給与水準及び総人件費改革		A	A	A	A		
(6) 目的積立金		A	A	A	A		
(7) 本部事務所の移転		C×2	C×2	A	B		
(8) 内部統制の充実・強化						A	
(9) 基本方針への対応等						A	
(10) 目的積立金						A	
(11) 「平成23年度業務実績評価の具体的な取組について」関連部分						A×2	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.15)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 23 事業年度業務実績については、全体として年度計画に沿って的確に業務が実施されており、中期目標の達成に向けた進捗がなされたものと認められる。
- 具体的には、平成 23 年度は第3中期目標期間(5年間)の初年度にあたり、その中期目標を着実に達成すべく、業務運営の効率化を図り、年度計画(平成 23 年度)に掲げている「人件費2%、物件費1%の経費の抑制」を上回る経費の抑制などを図っている。
- 次年度以降においても、引き続き、理事長のリーダーシップのもと、防衛省との連携を密にとりつつ、業務の効率化・要員縮減、経費の抑制を着実に実施するとともに、駐留軍等労働者の募集、福利厚生施策、保有資産の見直し、内部統制の充実・強化など、中期目標に掲げられた各種事項について積極的に取り組むことを期待する。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において講ずべき措置とされた事項について、平成 23 年度においてはその取組みがなされているが、引き続き平成 24 年度以降も適切に取組み、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)や「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定)など新しく定められた政府方針に基づく必要な措置を講じる必要がある。
- 前年度よりも説明が分かりやすく丁寧になっている。アカウントビリティのレベルが向上していると評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化(業務の効率化・要員縮減)	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度末人員数 316 人に対し、年度当初に各年度平均 2% に当たる 6 人を削減して、人員数を 310 人とした。これにより平成 23 年度計画に掲げている 2% (6 人) の人員削減を達成した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人員の削減については、平成 23 年度に 6 人を削減し、年度計画(平成 23 年度)に掲げている「2% (6 人)」の人員削減を達成し、平成 24 年度においては、本部については人員を 1 人削減し、支部については人員を 5 人削減する計画を作成したことは、中期目標の達成に向け順調に要員縮減が実施されているものと評価できる。次年度以降も、設定された目標に向け人員削減が計画的に行われることを期待する。なお、これらの施策が駐留軍等労働者に対するサービスの低下を招かないような配慮が必要である。 <p>など</p>
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(駐留軍等労働者の募集)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各種メディアを活用し、周知活動に努めた結果、紹介率は 95.1% となった。 従来のインターネット(全国)及び携帯電話(本土)による応募受付に加え、スマートフォンからの応募受付を平成 24 年 2 月に全国で開始した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種メディアを活用し、周知活動に努めた結果、紹介率が 95.1% となったことは、前中期期間の実績(5年間平均 92.5%)と比較しても適切な水準であり、評価できる。平成 22 年度と比較し、ポスター、パンフレット、求人情報誌、テレビ、ラジオの活用を幅を広げ、また、従来のインターネット及び携帯電話による応募受付に加え、新たにスマートフォンからの応募受付を開始し、各種メディアを活用し、より効率的な募集の促進を図ったことは評価できる。なお、将来の適切な時期に、インターネットによる募集方式について検証を行うことも必要と考える。今後も引き続き、在日米軍からの労務要求に迅速かつ的確に対応するため、今中期目標期間の間、平均 90% 以上の紹介率を維持するよう効率的な募集の促進を図ることを期待する。 <p>など</p>
その他(給与水準の適正化等)	8(3)	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人の給与水準は国家公務員と同等のものとなるよう努めることとされている。理事長については行政改革推進本部・総務省行政管理局が提示する各府省事務次官の給与に基づく額と比較すると 80% となっている。理事・監事については、総務省が公表している全独立行政法人の役職員の給与水準の平均支給額と比較すると 83% ~ 95% であった。職員については、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の比較指数は 91.0 と国家公務員の給与水準を下回っている。人件費についても、前期中期目標期間の最終年度である平成 22 年度に対し 2.3% の抑制となっている。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機構職員給与の支給水準は、国家公務員と比較すると国家公務員の給与水準を 100 とした場合の比較指数は 91.0 と国家公務員の給与水準を下回っており、今後も引き続き給与水準の適正化及び総人件費の抑制に努めるとしていることは評価できる。役職員の給与等の水準について、機構ホームページ及び機構広報誌により公表していることは評価できる。平成 24 年 2 月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律を踏まえ、役員報酬規則及び職員給与規則を改正し、給与の引き下げを実施したことは評価できる。引き続き、国家公務員の給与水準を考慮し、給与水準の適正化に取り組むことを期待する。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

⑬ 法 務 省

人名	日本司法支援センター(平成 18 年 4 月 10 日設立) (理事長:梶谷 剛) ※平成 18 事業年度評価から、独立行政法人同様に評価を実施。
目的	内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることに鑑み、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者(弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。)のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援(以下「総合法律支援」という。)に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。
主要業務	1 法制度、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する情報提供業務。2 資力の乏しい方に対し、無料法律相談を行い、必要な場合、裁判費用や弁護士又は司法書士の費用の立替えを行う民事法律扶助業務。3 国選弁護人等になろうとする弁護士との契約、国選弁護人等候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護人等に対する報酬・費用の支払いなどを行う国選弁護等関連業務。4 法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向けた司法過疎対策業務。5 犯罪被害者等支援の情報収集、刑事手続への適切な関与、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務。
委員会名	日本司法支援センター評価委員会(委員長:伊藤 眞)
分科会名	—
ホームページ	法人: http://www.houterasu.or.jp/ 評価結果: http://www.moj.go.jp/content/000104082.pdf
中期目標期間	4年間(平成 22 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	第1期中期 目標期間	評価項目	H22 年度	H23 年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	<総合評価>		—	1. 18年度から21年度まではA、B、Cの3段階評価。22年度からはA、B、Cの3段階評価。ただし、B評価については、委員の協議により、必要に応じて、業務の実績が比較的良好な場合にはB+と評価できるものとする。 2. 中期目標に係る業務の実績に関してはA、B、Cの3段階評価。ただし、委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合にはA+と評価できる。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>					<項目別評価>			
1. 総合法律支援の充実のための措置					1. 総合法律支援の充実のための措置			
(1) 総括	A×1 B×2	A×2 B×3	A×2 B×3	A×2 B×3	(1) 業務運営の基本的姿勢等	A×4 B+×1 B×1	A×5 B×1	
(2) 情報提供・関係機関連携強化	A	A×2	A×2	A×1 B×1	(2) 組織の基盤整備等	A×3 B+×2 B×4	A×3 B+×4 B×2	
(3) 民事法律扶助	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A+×1 B×1	(3) 外部機関等との関係	A×4	A×4	
(4) 国選弁護人確保	B	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	2. 業務運営の効率化			
(5) 司法過疎対策	B	B	B	B	(1) 総括	A×2 B×2	A×1 B+×1 B×2	
(6) 犯罪被害者支援	A	A	A×2	A+	(2) 情報提供・犯罪被害者支援	A×1 B×1	A×1 B×1	
2. 業務運営の効率化					(3) 民事法律扶助・国選弁護人等確保	A×1 B×1	A×1 B×1	
(1) 総括	A	A	A	A	(4) 司法過疎対策	B	B	
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	A	A×2	A×2	A×2	3. 提供するサービスその他の業務の質の向上			
(3) 民事法律扶助・国選弁護人確保	A×1 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	(1) 情報提供	A×5 B×2	A×5 B+×2	
(4) 司法過疎対策	B	B	B	B	(2) 民事法律扶助	A×2 B+×1 B×2	A×2 B+×3	
3. 提供するサービスその他の業務の質の向上					(3) 国選弁護人等確保	A×3	A×3	
(1) 情報提供	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	(4) 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2) 民事法律扶助	B	B×2	B×2	B×2	(5) 犯罪被害者支援	A×5	A×5	
(3) 国選弁護人確保	B	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	4. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画			
(4) 犯罪被害者支援	A	A×4	A×4 B×1	A+×1 A×3	(1) 総括	B	B	
(5) 司法過疎対策	A	A	A	A	(2) 民事法律扶助	B+×2	B+×2	
(6) 関係機関連携強化	A	A	A	A	(3) 司法過疎対策	B×2	A×1 B×1	

4. 財務内容の改善	B	A×2 B×1	A×2 B×1	A×1 B×2	(4) 財務内容の公表	B	B
5. 予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	(5) 予算、収支計画及び資金計画	A	A
6. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	5. 短期借入金の限度額	—	—
7. 重要な財産の譲渡等	—	—	—	—	6. 重要な財産の譲渡	—	—
8. 剰余金の使途	—	—	—	—	7. 剰余金の使途	—	—
9. その他業務運営に関する事項					8. その他業務運営に関する事項	A	A
(1) 施設・設備に関する計画	B	A	A	A			
(2) 人事に関する計画		B	B	B			

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 評価できる点は、平成23年度における喫緊の課題の1つとも言うべき東日本大震災に係る被災者支援として、多様な情報提供サービス等を行ったほか、被災地の自治体から敷地の無償貸与を受けて複数の出張所を設置し、弁護士を常時待機させるなど積極的かつ機動的な取組を行った点であり、日頃からの利用者の立場に立った業務運営姿勢や関係諸機関との連携等の成果と言えよう。もっとも、被災地出張所の設置状況等はいまだ十分とは言えず、一層の取組を望む次第である。
- 通常業務において、関係諸機関との連携強化や充実した研修の実施等により、職員、常勤弁護士及び契約弁護士・司法書士の質や能力の向上を図るなど、提供するサービスを質・量ともに高める取組も評価すべきものである。さらに、コールセンターを移転し、自主運営化を確立したことにより、一過性の事象が主要因とはいえ、相応の経費削減が達成できており、業務運営の合理化、効率化が十分意識されている点も優れた取組の現れと言えよう。
- 課題として、前年度比では上昇しているものの、支援センターの認知度の低調さは相変わらずと言わざるを得ない。この支援センターの認知度の点に加え、司法過疎対策業務の成果が必ずしも上がっていない点、前年度比で微増を示したとはいえ民事法律扶助の立替金債権の効率的で効果的な回収が必ずしも実現できていない点は、いずれも、当評価委員会において既に指摘してきた点であり、それらの課題が改善、克服されぬままでは遺憾と言わざるを得ない。
- 内部統制・ガバナンスは、その性質上、その整備のみ及び現状維持ではなく、常に向上が求められるものである。ガバナンス推進委員会の位置付けや機能及び検討課題を明確にして、第三者の意見も参考にして審議されることを望みたい。したがって、内部統制・ガバナンスの重要性に照らし、今後、支援センターが、どのように内部統制に取り組み、それを深化、展開していくのか、当評価委員会としても期待を込めて引き続き注目していきたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	日本司法支援センターの業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 総括	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 人件費及び公租公課を除く一般管理費は、前年度比 4.9%減。立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費は、前年度比 8.4%減。 ラスパイレス指標は、対国家公務員比 82.9。 東日本大震災に伴い、宮城県及び岩手県に合計4か所の被災地出張所を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体として、経費の合理化・効率化に向けた取組状況は良好であり、高く評価できる。なお、平成 23 年度における一般管理費、事業経費の削減については一過性の事象が主要因であると思われることから、今後、削減の継続性を維持する方策の検討が必要であると思われる。 法的サービスを必要とする被災者が多く居住する宮城県内に3か所、岩手県内に1か所の出張所を開設して法的支援を実現するなどしたことは評価できる。
民事法律扶助・国選 弁護士等確保 民事法律扶助	2(3) 3(2) 4(2)	<ul style="list-style-type: none"> 審査の合理化等 <ul style="list-style-type: none"> 書面審査:全地方事務所 単独審査:40 地方事務所 専門審査委員制度:31 事務所 提出書類の合理化:引き続き検討 東日本大震災の被災者を被援助者とする援助については、被災地の実情を踏まえた審査要領を別途作成。 援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間短縮 <ul style="list-style-type: none"> 平均所要日数2週間以内:47 事務所 立替金等の管理・回収の実施 <ul style="list-style-type: none"> 本部において、基本的かつ統一的な債権管理・回収計画の項目事項を作成し、地方事務所へ提示。 「返済のしおり」をパンフレット形式で印刷して、被援助者へ配布。 長期滞納者の自宅を訪問して償還を促す。 新規立替額:前年度比 7.5%減 償還金額:前年度比 1.7%増 	<ul style="list-style-type: none"> 援助開始決定に際して書面審査を活用することにより、審査の適正を確保しつつ援助申込者の負担の軽減を図る取組により、援助開始決定までの平均所要日数が全国的に短縮化されている。また、東日本大震災の被災者に対する援助については、被災の実情を踏まえた審査要領を別途作成し、より迅速かつ適正に法的援助を提供できるように努めている。これらの取組状況は良好と評価できる。 本年度からは、民事法律扶助の立替金債権の管理・回収計画の項目事項を本部において統一的に作成し、定期的に各地方事務所における回収実績を示した一覧表を作成するなど新たな取組を行い、前年度を上回る償還金を確保したことは認められる。しかし、本年度分の立替金債権とそれ以前からの立替金債権を明確に区分することなく管理しているなど、個別の債権の属性に応じた債権管理を図るというレベルにまでは至っていないなど不十分な点も見られる。 援助開始時において償還制度の説明を徹底することにより償還の意識付けを強化した上、自宅を訪問しての督促等の回収方式の多様化を積極的に採用する取組及び督促態勢の整備を図る取組を行ったことは認められるが、償還金額は前年度比で約 1.7%増

<p>情報提供・犯罪被害者支援 情報提供</p>	<p>2(2) 3(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コールセンター運営経費:約3億7千万円。 ・ 情報提供件数全体に占めるコールセンターでの対応件数の割合:63.0%(対前年度比1.8%増)。 ・ 利用者アンケートを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ コールセンター:5段階評価で4.6の満足 ・ 地方事務所:5段階評価で4.4の満足度 ・ ウェブサイト:5段階評価で3.4の満足度 ・ FAQの随時更新等。約750問をHPで公開 	<p>と微増にとどまっており、今後に期待したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な媒体を用いて利用者アンケートを実施し、いずれの媒体を通じた調査においても、良好な評価を得ていると言える。また、これらのアンケート調査の結果を踏まえ、コールセンターのオペレーターや地方事務所の情報提供担当職員等に対する研修を実施し、それらの一部をDVD化して各地方事務所に配布するなど十分なフィードバック体制が確立されている。
<p>司法過疎対策 司法過疎対策を含む 常勤弁護士に関する 業務</p>	<p>2(4) 3(4) 4(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに2か所の司法過疎化対策地域事務所を設置。 ・ 23年度末までに設置した31か所について、当該地域の最新の事件数、実働弁護士数等の情報を取得し、司法過疎状態の把握を行った上で、存続の必要性を検証。 ・ 常勤弁護士を新たに9か所の地方事務所・支部、8か所の地域事務所に配置又は増員。 ・ 23年度末までの司法過疎対策地域事務所受任事件数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4号有償事件(999件) ・ 民事法律扶助事件(1,207件) ・ 国選弁護・付添事件(1,005件) ・ 23年度の司法過疎地域事務所の事業収益 <ul style="list-style-type: none"> ・ 379,994千円(対前年度比12%減) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに2か所の司法過疎対策地域事務所を設置したが、そのうち1か所は、地方裁判所本庁管内であるものの、公共交通事情や地理的事情も考慮して設置したなど、考慮すべき要素を的確に把握し、それを踏まえた地域事務所の設置を実現しており、司法過疎問題の解消に向けた取組はおおむね順調と認められる。 ・ 地域の実情に応じた各種事件の受任を可能にしている。しかし、有償事件収入は前年度比約12%減少しており、他方で司法過疎地域事務所に配置された常勤弁護士数が増加していることに照らせば、上記結果は重く受け止めるべき。引き続き、有償事件収入の増加に向けた取組に期待する。
<p>犯罪被害者支援</p>	<p>3(5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図るべく、各地方事務所において、精通弁護士を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 精通弁護士:2,364人(H24.4.1現在) ・ 精通弁護士紹介件数:877件(23年度) ・ 犯罪被害者支援ダイヤル受電件数:9,780件(対前年度比6.7%減) ・ 犯罪被害者支援ダイヤルオペレーター研修において、二次的被害に留意した対応や、犯罪被害者支援業務についての講義を行い、犯罪被害者の心情に配慮したオペレーターを養成。 ・ 犯罪被害者に関する専門相談については、東京、埼玉、愛知地方事務所において、DVの専門相談を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精通弁護士名簿登載者数は着実に増加している上、全ての地方事務所において女性弁護士が登載されるに至った点は、提供するサービスの質の向上にも大きく資するものと思われる。 ・ 犯罪被害者に対する情報提供については、犯罪被害者の遺族や関係機関の担当者の講義を研修に取り入れること等によって、提供するサービスの質の向上を図ったほか、犯罪被害者の心情に配慮したコールセンターのオペレーターの養成にも努めるなどし、効率的で質の高い情報提供を行う基盤が整備された。また、ニーズの高い地方事務所等を対象とした犯罪被害者支援に精通した窓口対応専門職員の配置も適切と認められ、全体として、犯罪被害者の心情に配慮した適切な情報提供の実施に向けた取組状況は良好と評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし